循環器領域で用いられる医薬品の薬剤料の推移等について

保険局調査課

（平成３１年２月）

2013年4月～2018年3月調剤分（2013年5月～2018年4月審査分の調剤レセプト（電算処理分）を分析し、循環器領域で用いられる医薬品の薬剤料の推移、投薬日数の分布等を集計した。本分析に関する詳細データについては、下記URLにて公表する。

（https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/zenpan/xls/cyouzai_doukou_topics_h31_02-1.xls）

目次

P2～5　集計対象、集計方法などについて

P6～11　循環器領域で用いられる医薬品の薬剤料の推移、地域差指数（年齢調整後）などについて

P12～17　Naチャネル遮断薬の薬剤料の推移、地域差指数（年齢調整後）などについて

P18～23　Kチャネル遮断薬の薬剤料の推移、地域差指数（年齢調整後）などについて

P24～29　Caチャネル遮断薬の薬剤料の推移、地域差指数（年齢調整後）などについて

P30～35　α遮断薬の薬剤料の推移、地域差指数（年齢調整後）などについて

P36～41　β遮断薬の薬剤料の推移、地域差指数（年齢調整後）などについて

P42～47　ループ利尿薬の薬剤料の推移、地域差指数（年齢調整後）などについて

P48～53　チアジド系利尿薬の薬剤料の推移、地域差指数（年齢調整後）などについて

P54～59　ACE阻害薬の薬剤料の推移、地域差指数（年齢調整後）などについて

P60～65　ARBの薬剤料の推移、地域差指数（年齢調整後）などについて

P66～71　降圧薬配合剤の薬剤料の推移、地域差指数（年齢調整後）などについて

P72～77　DOACの薬剤料の推移、地域差指数（年齢調整後）などについて

P78～83　抗血小板薬の薬剤料の推移、地域差指数（年齢調整後）などについて

P84～108　循環器領域で用いられる医薬品の後発医薬品割合（数量ベース、新指標）などについて

P109～134　循環器領域で用いられる医薬品の投薬日数の分布について

P135　　詳細データについて

集計対象、集計方法などについて

（1）集計対象

2013年4月～2018年3月調剤分（2013年5月～2018年4月審査分）の調剤レセプト

（2）集計方法

① 医薬品の種類毎に調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から薬剤料及び規格単位数量を集計。これを年齢階級別（※1、都道府県別に処方箋枚数（受付回数）（※2で除し、処方箋1枚当たり薬剤料を算出。

② 処方箋枚数（受付回数）を用いて行った年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料を算出。年齢調整前と後の地域差指数を算出。

③ 医薬品の種類毎に、薬価基準告示上の規格単位毎に数えた数量で薬剤料を除し、平均薬価を算出。

④ 医薬品の種類毎に、投薬日数（※3の分布及び推移を算出。

※1 値の欠損等を考慮して、本分析においては一部を除いて0歳以上20歳未満の値は合計して1つの年齢階級としている。
※2 調剤報酬明細書の「受付回数」欄に記録された処方箋受付回数をいう。
※3 投薬日数の算出にあたっては、内服薬のみを集計の対象としている。

集計対象、集計方法などについて

（3）循環器領域で用いられる医薬品の集計対象範囲、各種類の内訳

薬剤料等の集計においては、各種類を下表の通り分類して集計した。

種類	対象（1）
Naチャネル遮断薬	○　薬効中分類212に該当する医薬品のうち、一般名がシベンゾリンコハク酸塩、アプリンジン塩酸塩、キニジン硫酸塩水和物、ジソピラミド、プロカインアミド塩酸塩、プロパフェノン塩酸塩、メキシレチン塩酸塩、リドカイン、ピルシカイニド塩酸塩水和物、フレカイニド酢酸塩、ピルメノール塩酸塩水和物のいずれかに該当するもの
Kチャネル遮断薬	○　薬効中分類212に該当する医薬品のうち、一般名がアミオダロン塩酸塩、ソタロール塩酸塩、ニフェカラント塩酸塩のいずれかに該当するもの
Caチャネル遮断薬	○　薬効中分類212に該当する医薬品のうち、一般名がベラパミル塩酸塩、ベプリジル塩酸塩水和物のいずれかに該当するもの ○　薬効中分類214に該当する医薬品のうち、一般名がニカルジピン塩酸塩、ニルバジピン、マニジピン塩酸塩、バルニジピン塩酸塩、エホニジピン塩酸塩エタノール付加物、フェロジピン、シルニジピン、アラニジピン、アゼルニジピンのいずれかに該当するもの ○　薬効中分類217に該当する医薬品のうち、一般名がジルチアゼム塩酸塩、ニソルジピン、ニトレンジピン、ニフェジピン、ベラパミル塩酸塩、ベニジピン塩酸塩、アムロジピンベシル酸塩のいずれかに該当するもの
α遮断薬	○　薬効中分類214に該当する医薬品のうち、一般名がウラピジル、ドキサゾシンメシル酸塩、ブナゾシン塩酸塩、プラゾシン塩酸塩、テラゾシン塩酸塩水和物のいずれかに該当するもの
β遮断薬（αβ遮断薬を含む）	○　薬効中分類212に該当する医薬品のうち、一般名がアセブトロール塩酸塩、アテノロール、アルプレノロール塩酸塩、アロチノロール塩酸塩、カルテオロール塩酸塩、ナドロール、ビソプロロールフマル酸塩、ピンドロール、ブフェトロール塩酸塩、プロプラノロール塩酸塩、ランジオロール塩酸塩、エスモロール塩酸塩のいずれかに該当するもの ○　薬効中分類214に該当する医薬品のうち、一般名がアモスラロール塩酸塩、カルテオロール塩酸塩、ニプラジロール、ピンドロール、プロプラノロール塩酸塩、メトプロロール酒石酸塩、ラベタロール塩酸塩、セリプロロール塩酸塩、ベタキソロール塩酸塩、カルベジロール、ベバントロール塩酸塩、ビソプロロールのいずれかに該当するもの
ループ利尿薬	○　薬効中分類213に該当する医薬品のうち、一般名がアゾセミド、ピレタニド、ブメタニド、フロセミド、トラセミドのいずれかに該当するもの
チアジド系利尿薬	○　薬効中分類213に該当する医薬品のうち、一般名がトリクロルメチアジド、ヒドロクロロチアジド、ベンチルヒドロクロロチアジド、メフルシドのいずれかに該当するもの ○　薬効中分類214に該当する医薬品のうち、一般名がインダパミド、トリパミド、メチクランのいずれかに該当するもの
アルドステロン受容体拮抗薬	○　薬効中分類213に該当する医薬品のうち、一般名がカンレノ酸カリウム、スピロノラクトン、トリアムテレンのいずれかに該当するもの ○　薬効中分類214に該当する医薬品のうち、一般名がエプレレノンのいずれかに該当するもの
ACE阻害薬	○　薬効中分類214該当する医薬品のうち、一般名がアラセプリル、エナラプリルマレイン酸塩、カプトプリル、シラザプリル水和物、デラプリル塩酸塩、リシノプリル、ベナゼプリル塩酸塩、イミダプリル塩酸塩、テモカプリル塩酸塩、キナプリル塩酸塩、トランドラプリル、ペリンドプリルエルブミンのいずれかに該当するもの
ARB	○　薬効中分類214に該当する医薬品のうち、一般名がロサルタンカリウム、カンデサルタンシレキセチル、バルサルタン、テルミサルタン、オルメサルタン メドキソミル、イルベサルタン、アジルサルタンのいずれかに該当するもの
	次ページへ

集計対象、集計方法などについて

種類	対象
	前ページから続き
降圧薬配合剤	○ 薬効中分類214に該当する医薬品のうち、一般名がベンチルヒドロクロロチアジド・レセルピン配合剤、ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド配合剤、バルサルタン・ヒドロクロロチアジド配合剤、カンデサルタンシレキセチル・ヒドロクロロチアジド配合剤、テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド配合剤、バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩配合剤、オルメサルタン メドキソミル・アゼルニジピン配合剤、カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩配合剤、テルミサルタン・アムロジピンベシル酸塩配合剤、イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩配合剤、イルベサルタン・トリクロルメチアジド配合剤、バルサルタン・シルニジピン配合剤、アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩配合剤、テルミサルタン・アムロジピンベシル酸塩・ヒドロクロロチアジド配合剤のいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類219に該当する医薬品のうち、アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水和物に該当する医薬品
DOAC	○ 薬効中分類333に該当する医薬品のうち、一般名がダビガトランエテキシラートメタンスルホン酸塩、エドキサバントシル酸塩水和物、リバーロキサバン、アピキサバンのいずれかに該当するもの
抗血小板薬	○ 薬効中分類339に該当する医薬品のうち、一般名がアスピリン、アスピリン・ダイアルミネート、イコサペント酸エチル、シロスタゾール、チクロピジン塩酸塩、リマプロストアルファデクス、ベラプロストナトリウム、サルポグレラート塩酸塩、クロピドグレル硫酸塩、クロピドグレル硫酸塩・アスピリン、プラスグレル塩酸塩、アスピリン・ランソプラゾール配合剤、チカグレロルのいずれかに該当するもの

※ 本集計では、一定の種類分けが可能な医薬品を集計対象にしており、循環器領域で用いられる医薬品の全体像を示したものではないことに留意が必要である。

＜集計対象の循環器領域で用いられる医薬品の薬剤料（2017年度）＞

種類	Naチャネル遮断薬	Kチャネル遮断薬	Caチャネル遮断薬	α遮断薬	β遮断薬	ループ利尿薬	チアジド系利尿薬	アルドステロン受容体拮抗薬
薬剤料（億円）	161	49	1180	87	365	74	25	82
種類	ACE阻害薬	ARB	降圧薬配合剤	DOAC	抗血小板薬			
薬剤料（億円）	140	2151	1323	1589	1734			

集計対象、集計方法などについて

（4）処方箋枚数（受付回数）を用いた年齢調整の方法

N_i: 全国の年齢階級 i の処方箋枚数（受付回数）

N: 全国の処方箋枚数（受付回数）

a_{ij}: 各都道府県の年齢階級 i 、薬剤種類 j の処方箋１枚当たり薬剤料

A_{ij}: 全国の年齢階級 i 、薬剤種類j の処方箋１枚当たり薬剤料

（年齢調整後の処方箋１枚当たり薬剤料）

＝（仮に当該地域の処方箋枚数の構成が全国平均と同じだとした場合の処方箋１枚当たり薬剤料）

$$= \frac{\left(\sum_{i,j} N_i \cdot a_{ij}\right)}{N}$$

（地域差指数（年齢調整後））

$$= \frac{\text{（年齢調整後の処方箋１枚当たり薬剤料）}}{\text{（全国平均の処方箋１枚当たり薬剤料）}} = \frac{\left(\sum_{i,j} N_i \cdot a_{ij}\right)/N}{\left(\sum_{i,j} N_i \cdot A_{ij}\right)/N} = \frac{\sum_{i,j} N_i \cdot a_{ij}}{\sum_{i,j} N_i \cdot A_{ij}}$$

（薬剤種類 $j = k$ については $= \frac{\sum_i N_i \cdot a_{ik}}{\sum_i N_i \cdot A_{ik}}$）

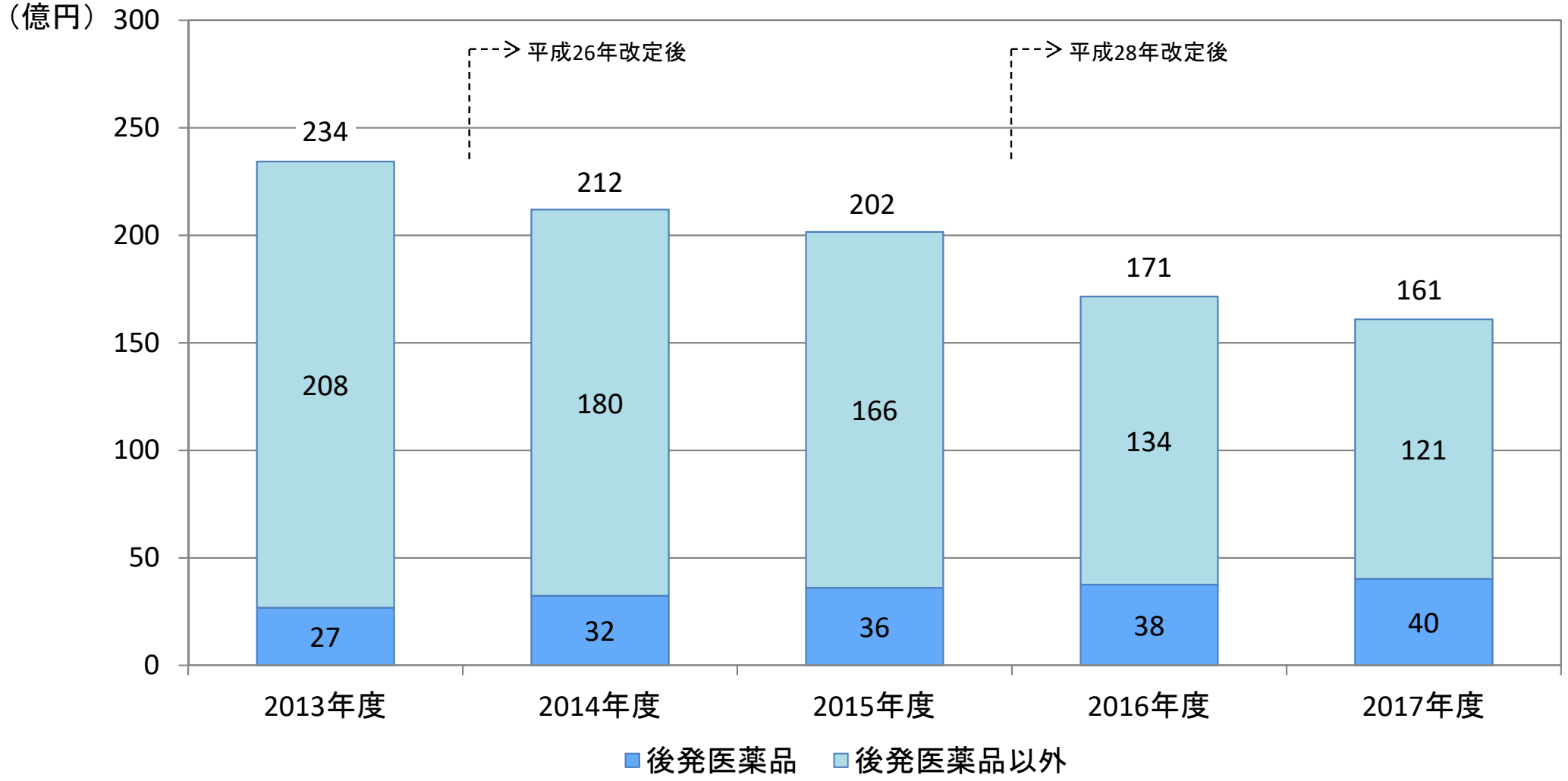
（5）注意事項

・ 次ページ以降に記載されている「改定」とは、二年に一度行うこととされている診療報酬点数等の改定を指す。

・ 「後発医薬品」には、先発医薬品と同額又は薬価が高いものや、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品は含まれていない。詳細は、厚生労働省HPにおける『薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について』を参照すること。

Naチャネル遮断薬の薬剤料の推移

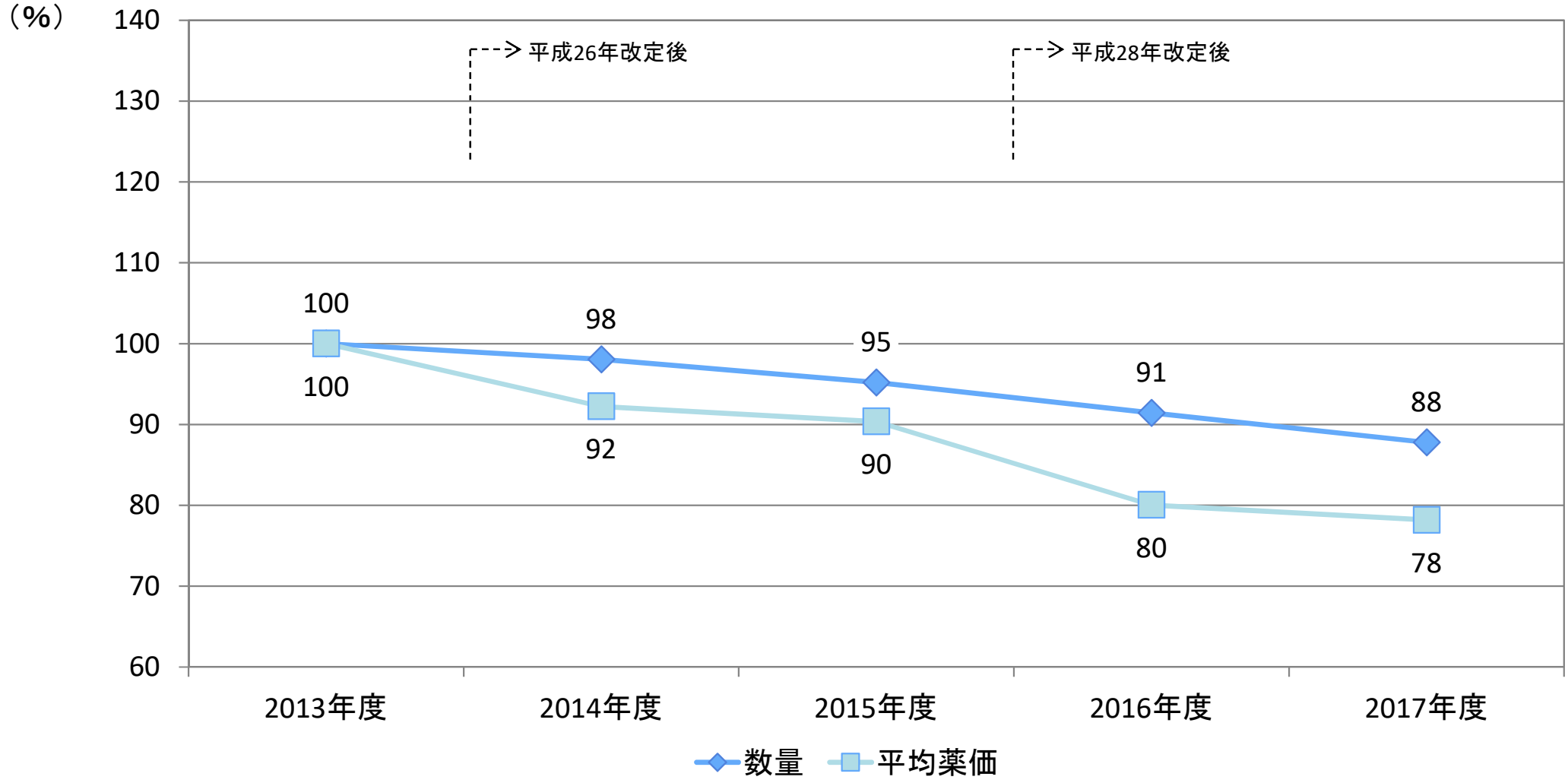
○　2013年度以降のNaチャネル遮断薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品の薬剤料は増加傾向にあるが、全体としては減少傾向となっている。



注）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

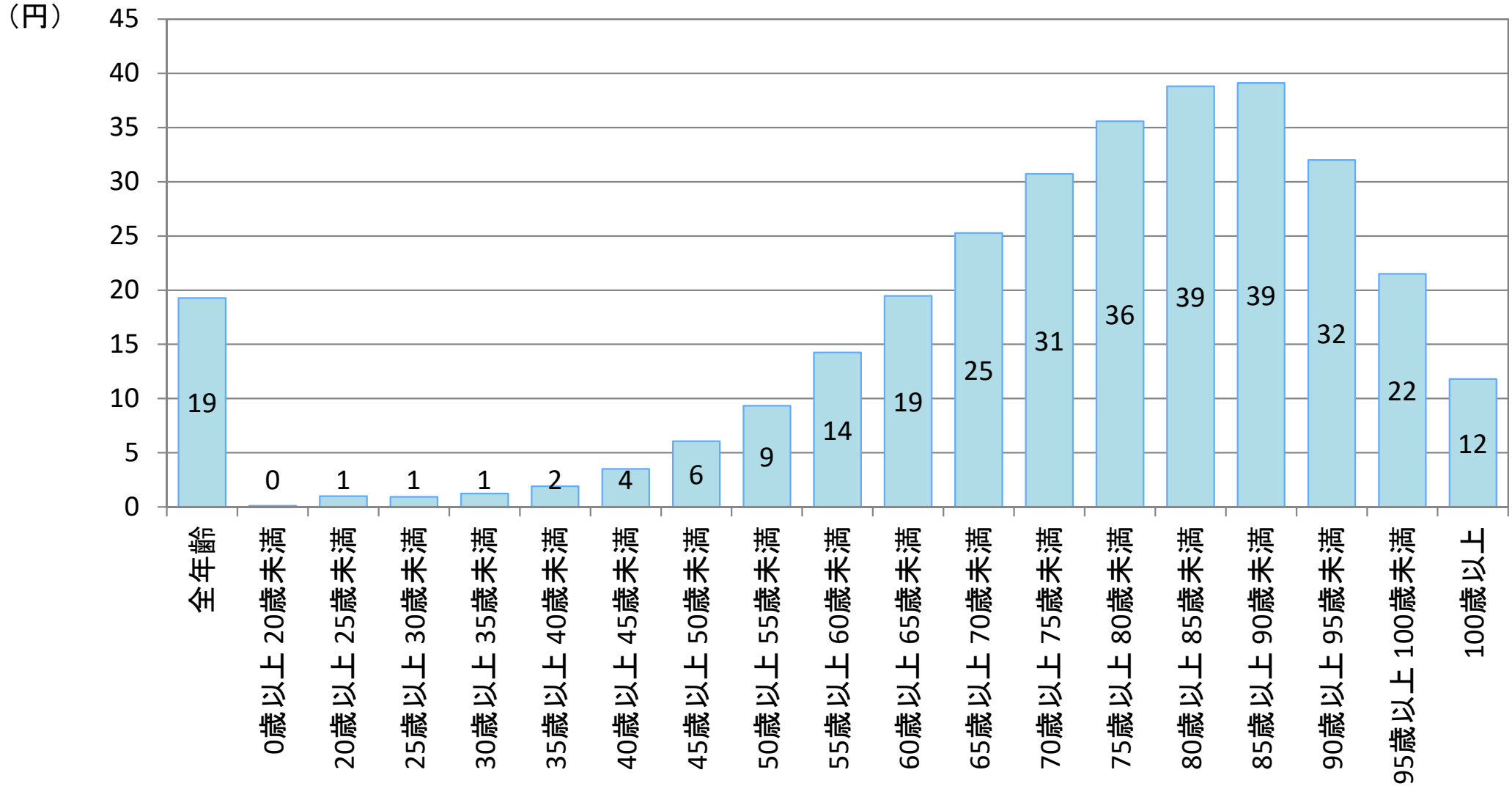
Naチャネル遮断薬の数量と平均薬価の推移

○　2013年度以降のNaチャネル遮断薬の数量と平均薬価の推移を見ると、どちらも低下傾向にある。



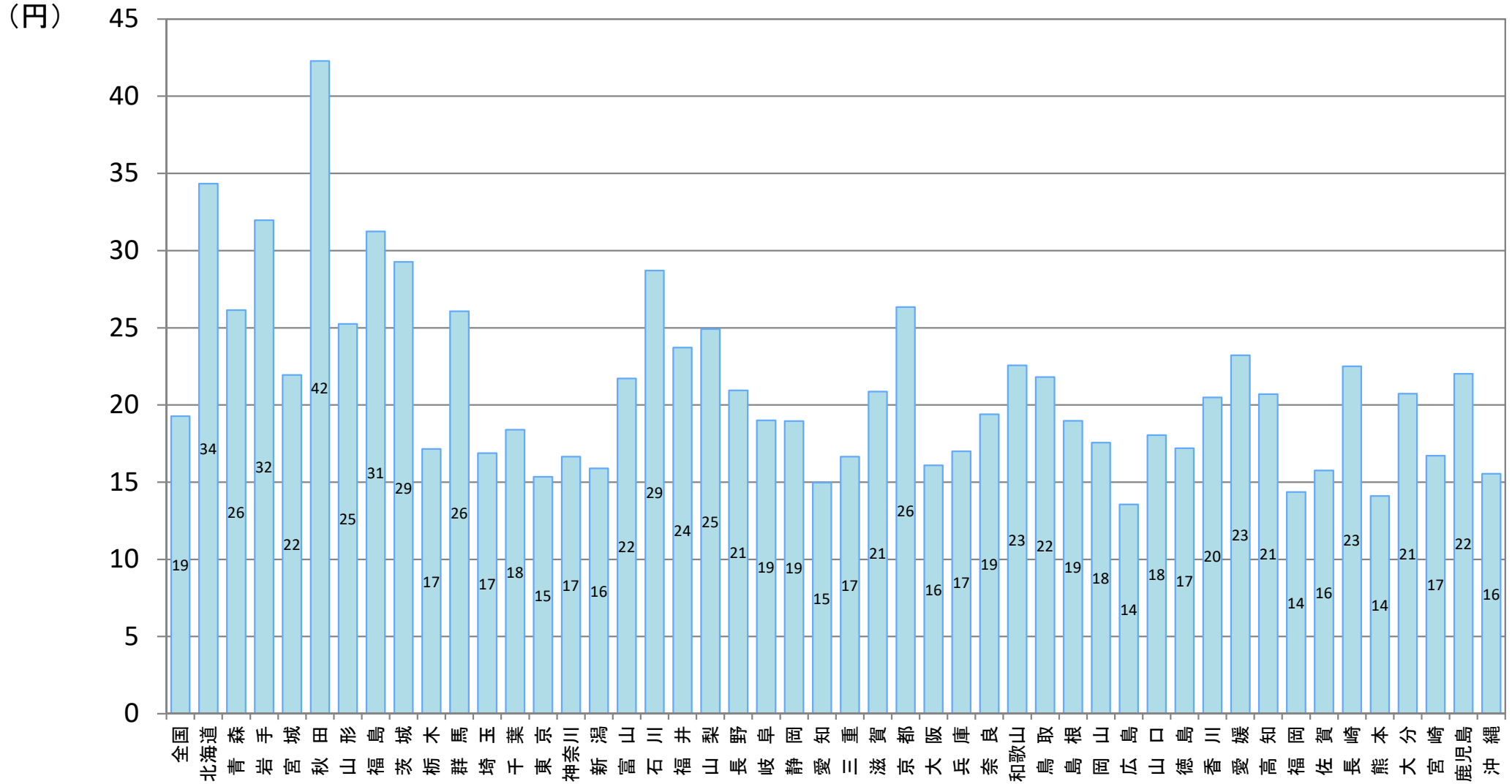
注1）「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2）「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
注3）2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋１枚当たりNaチャネル遮断薬の薬剤料（2017年度）



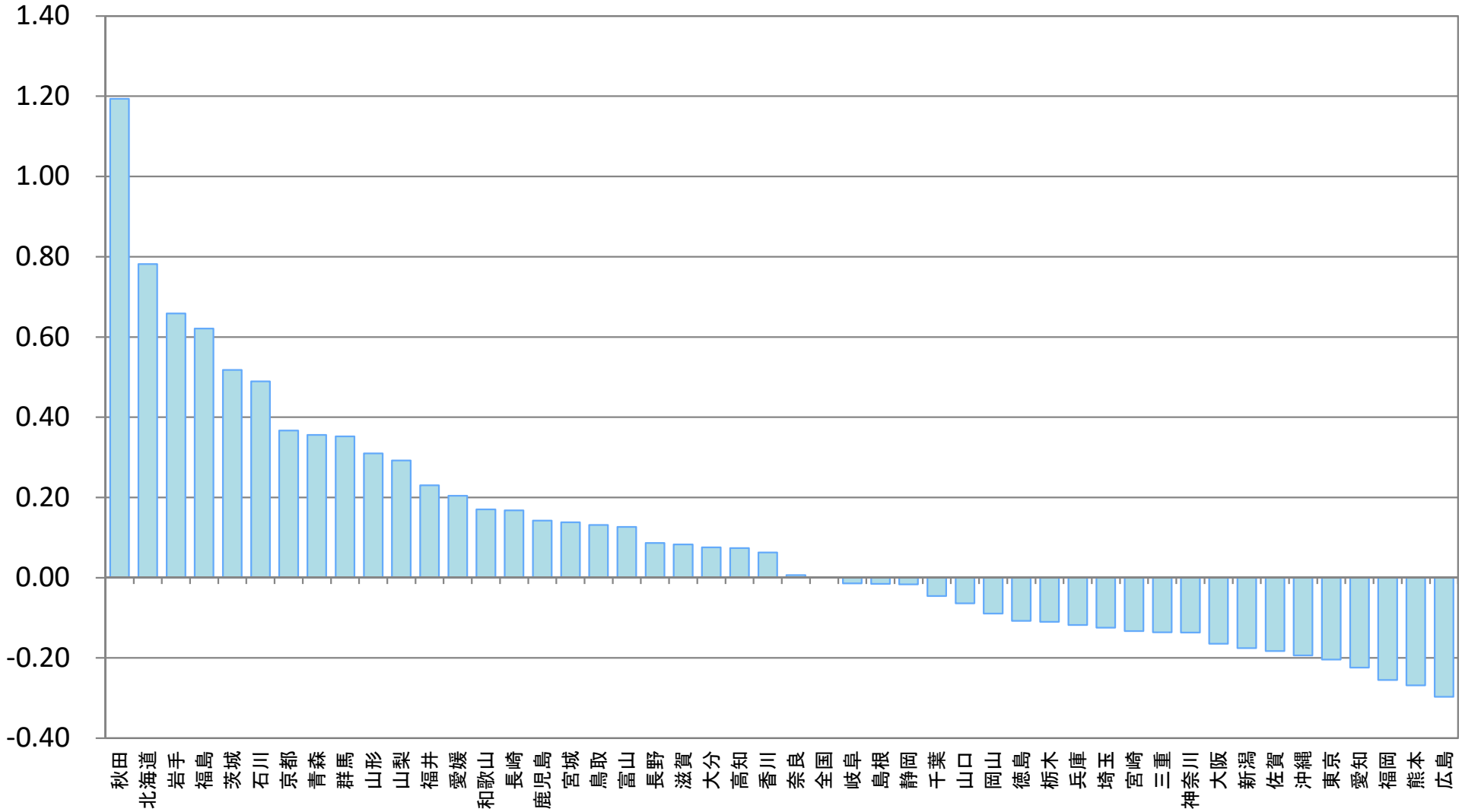
注1）年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たりNaチャネル遮断薬の薬剤料（2017年度）



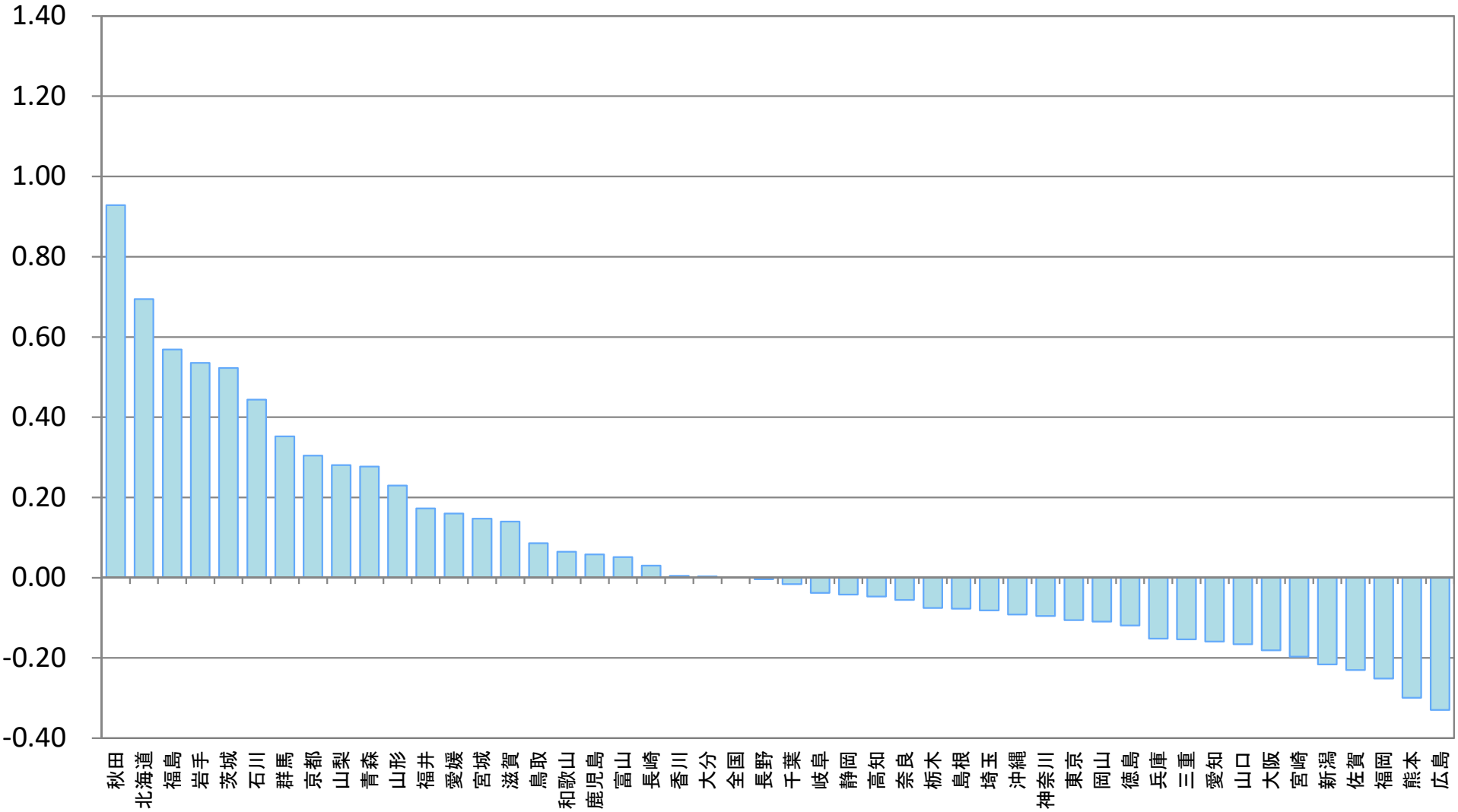
注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たりNaチャネル遮断薬の薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」を表示している。

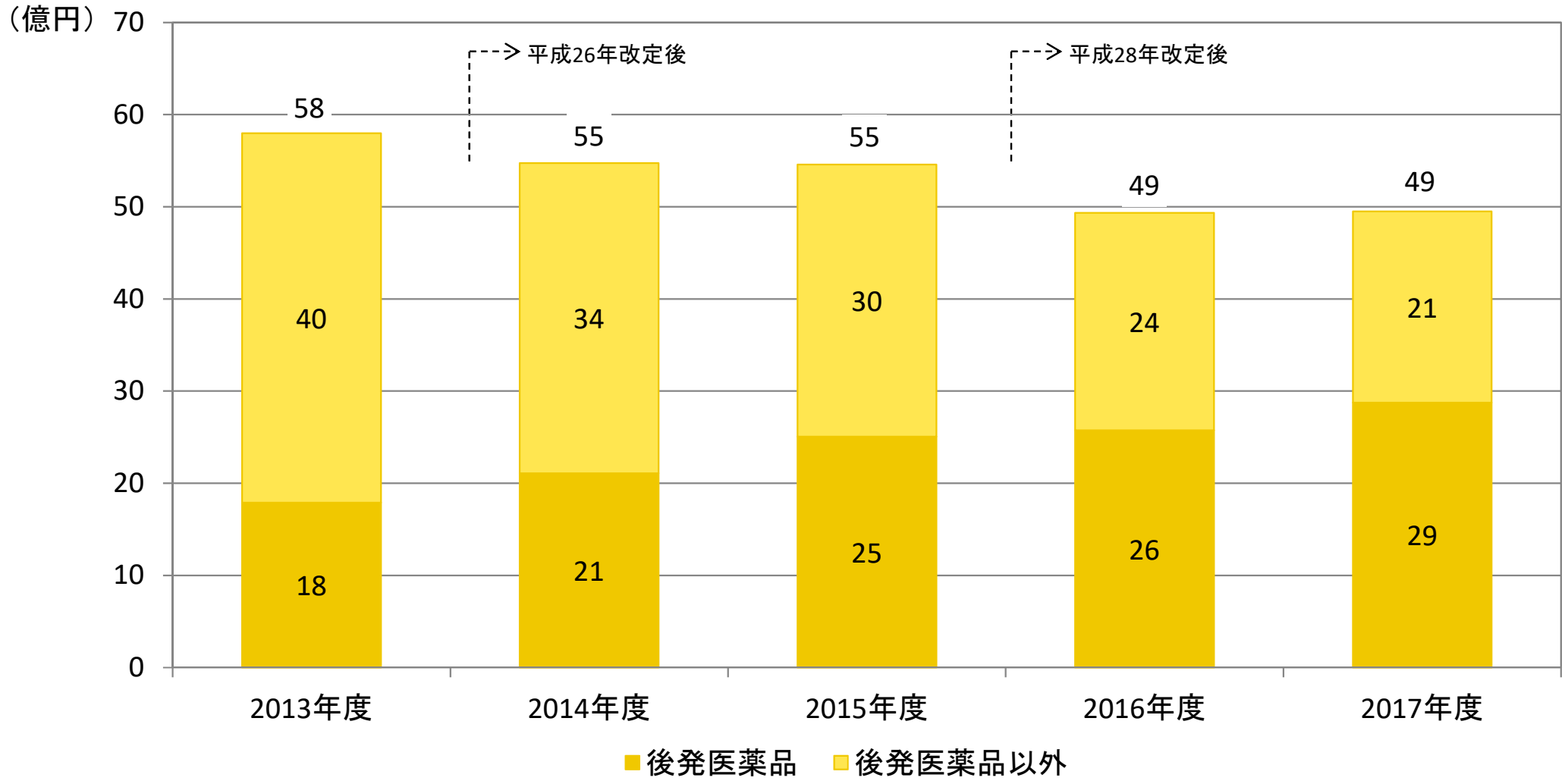
都道府県別処方箋１枚当たりNaチャネル遮断薬の薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」の年齢調整後の「（地域差指数）－1」を表示している。

Kチャネル遮断薬の薬剤料の推移

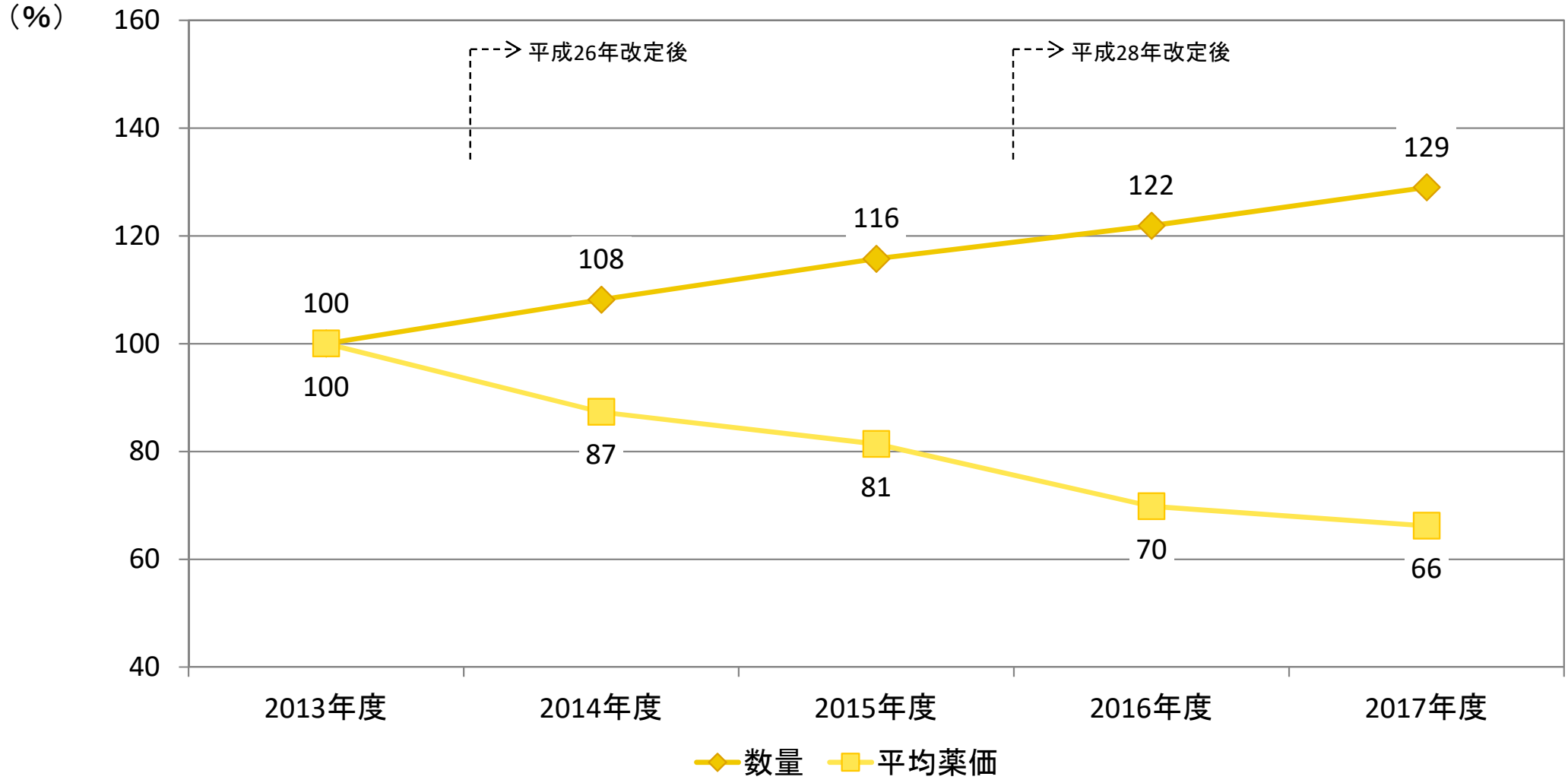
○　2013年度以降のKチャネル遮断薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品の薬剤料は増加傾向にあるが、全体としてはおおむね減少傾向となっている。



注）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

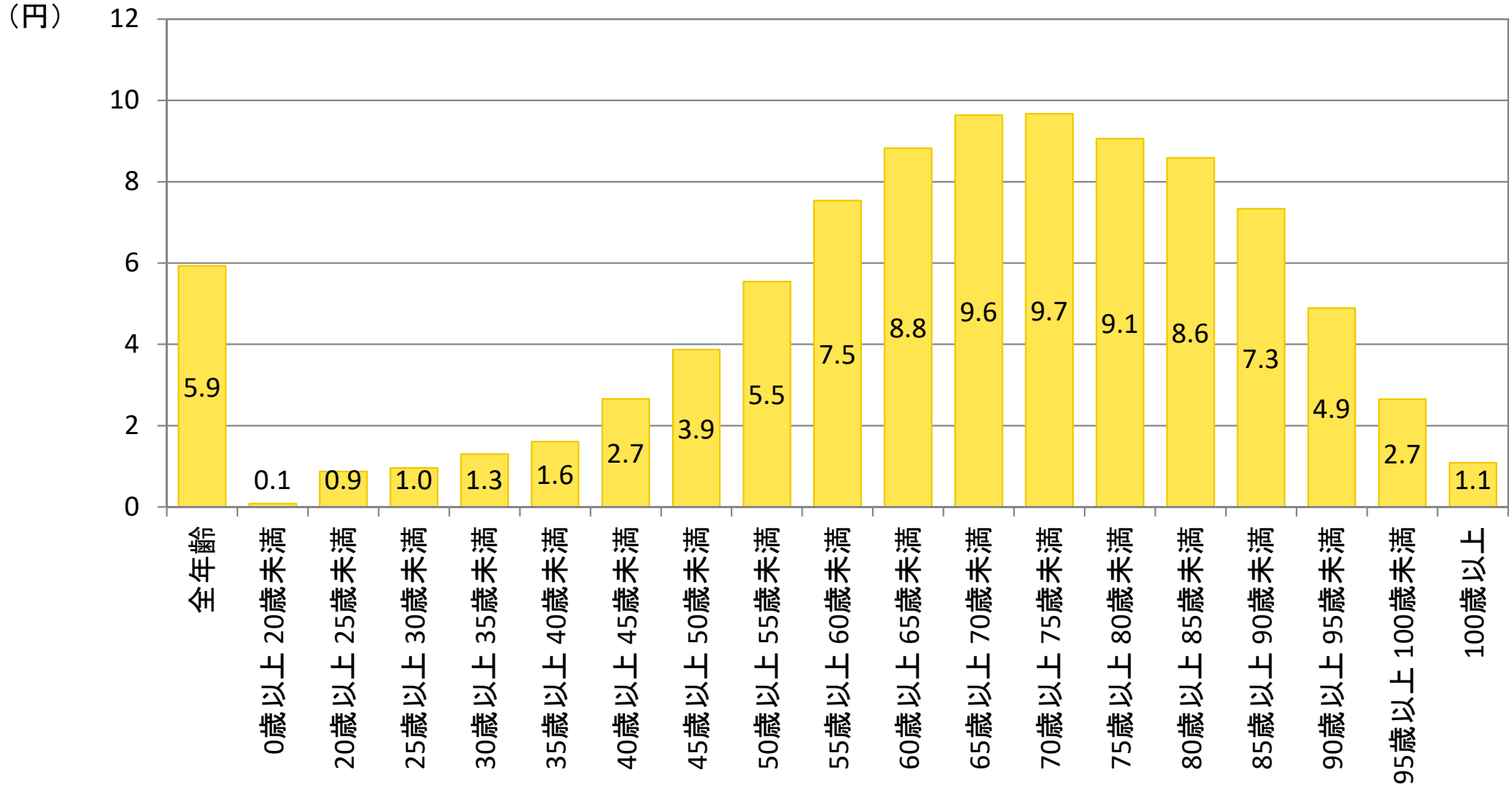
Kチャネル遮断薬の数量と平均薬価の推移

○　2013年度以降のKチャネル遮断薬の数量と平均薬価の推移を見ると、数量は上昇傾向にあるが、平均薬価は低下傾向にある。



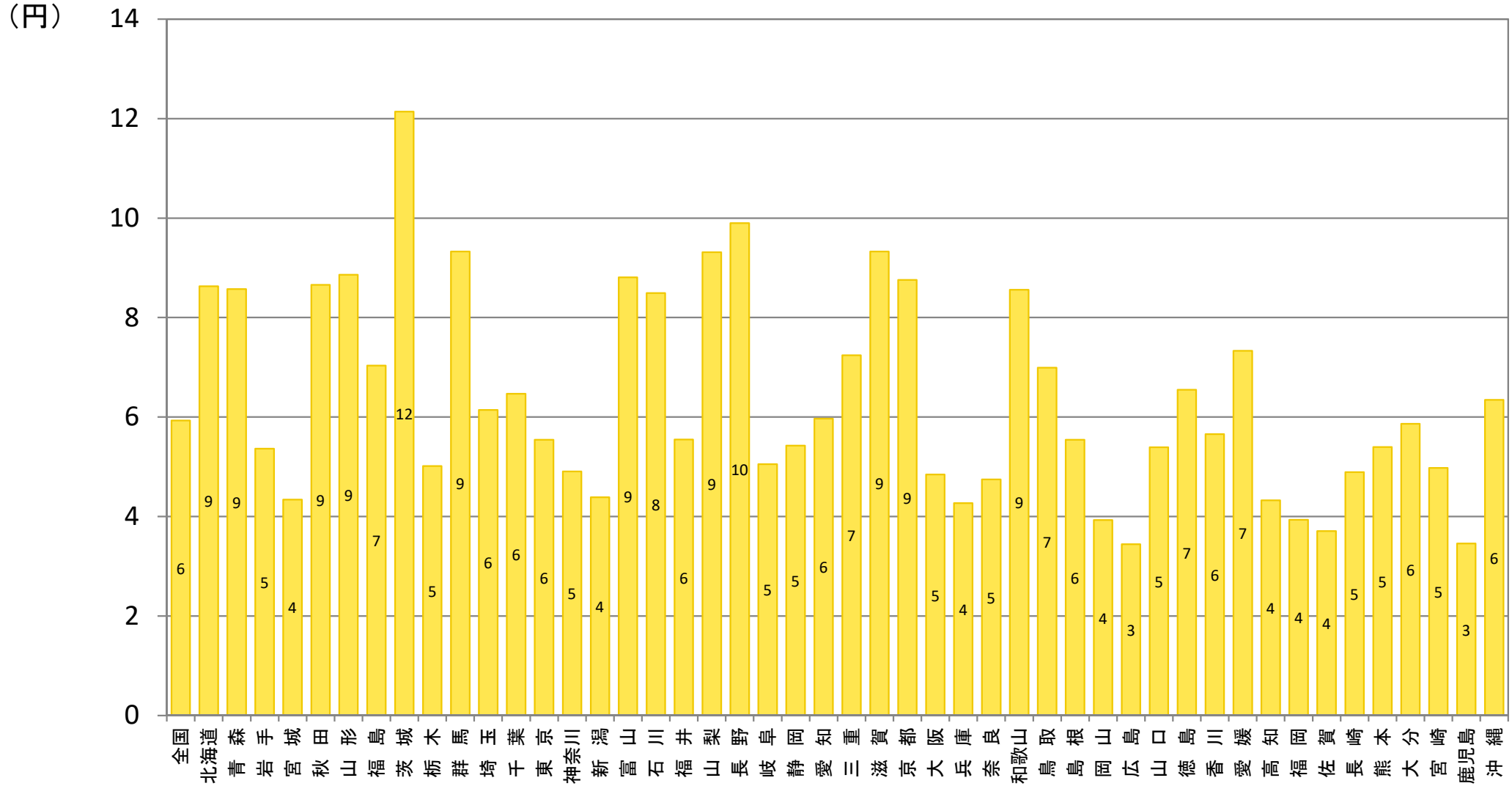
注1）「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2）「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
注3）2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋１枚当たりKチャネル遮断薬の薬剤料（2017年度）



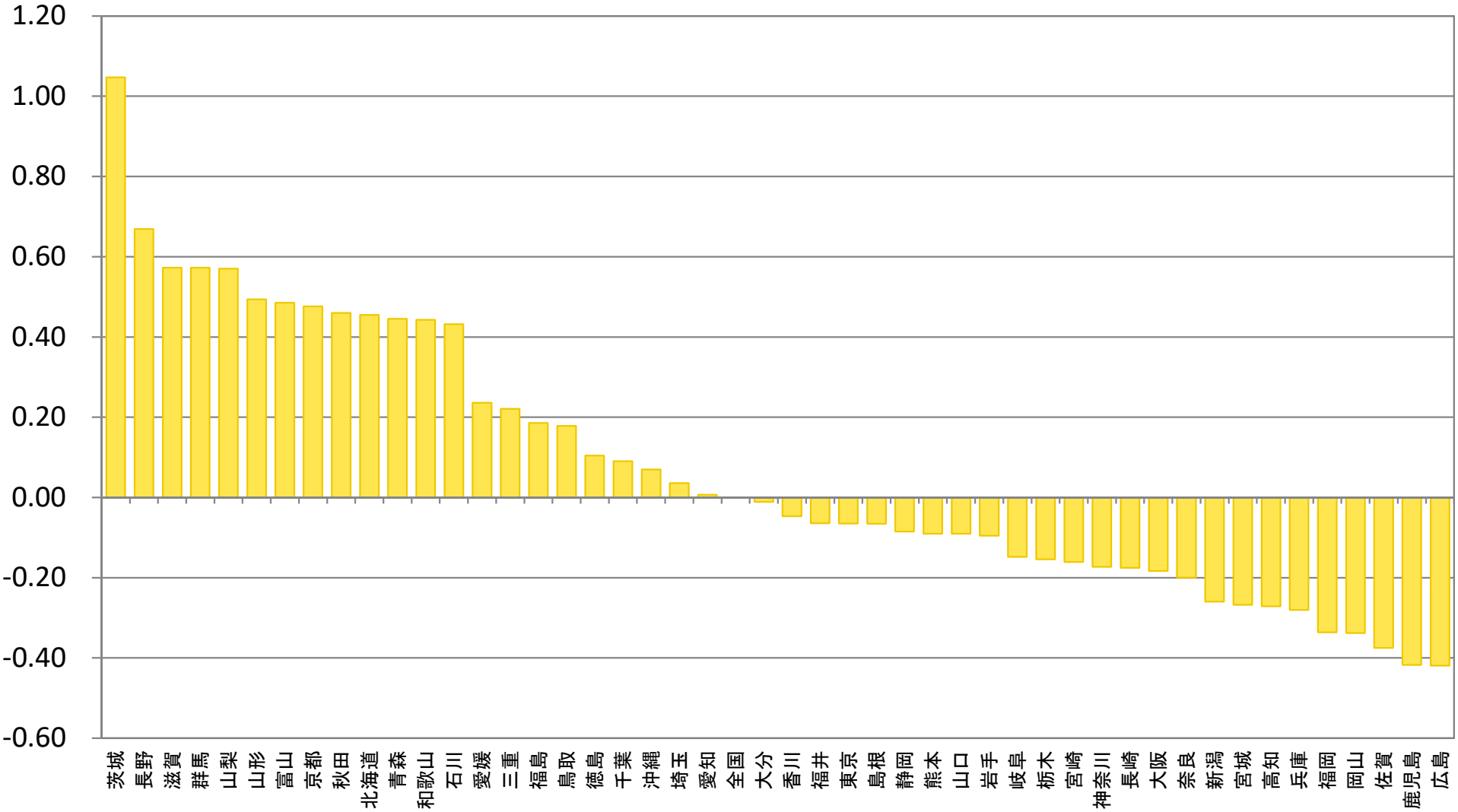
注1）年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たりKチャネル遮断薬の薬剤料（2017年度）



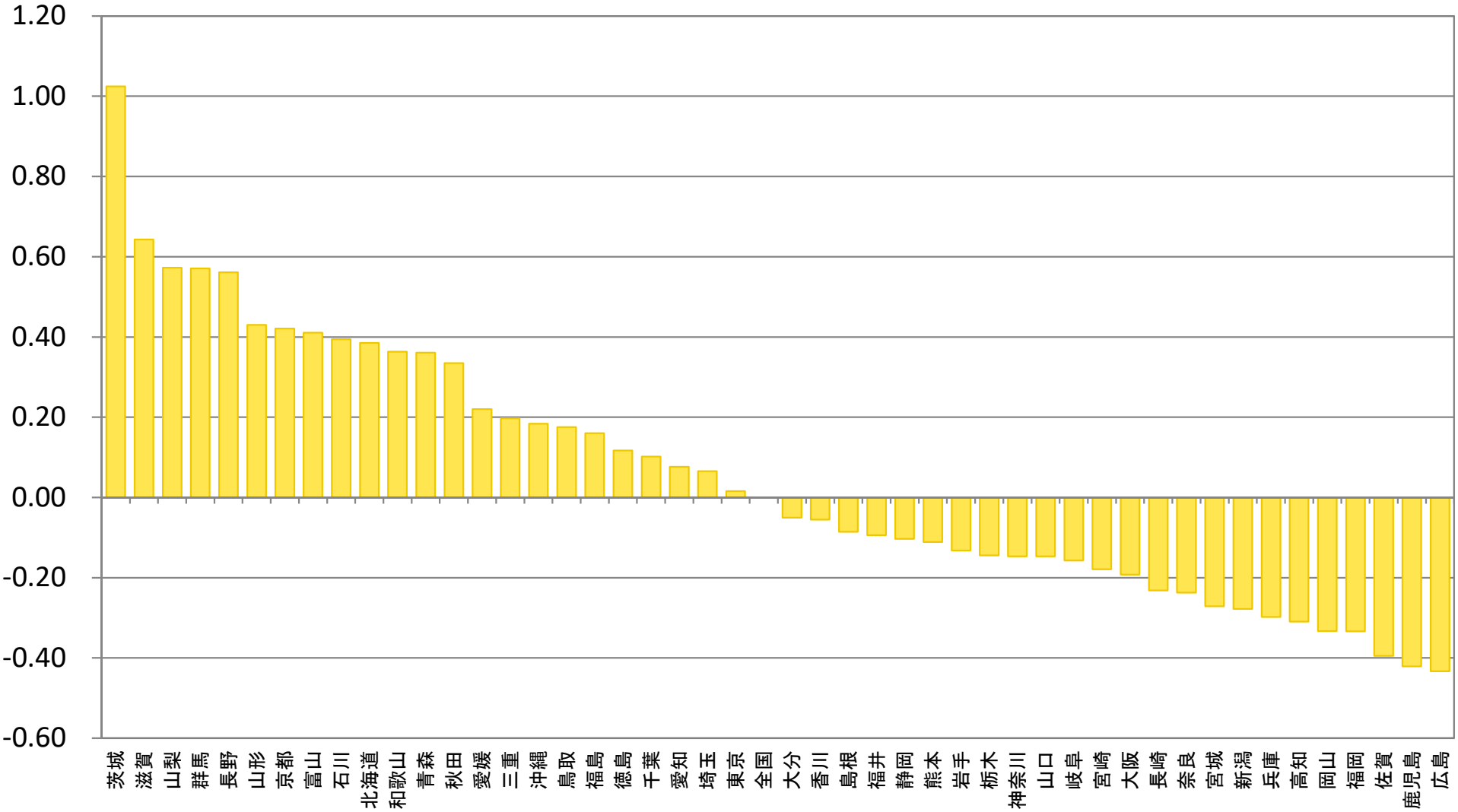
注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たりKチャネル遮断薬の薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」を表示している。

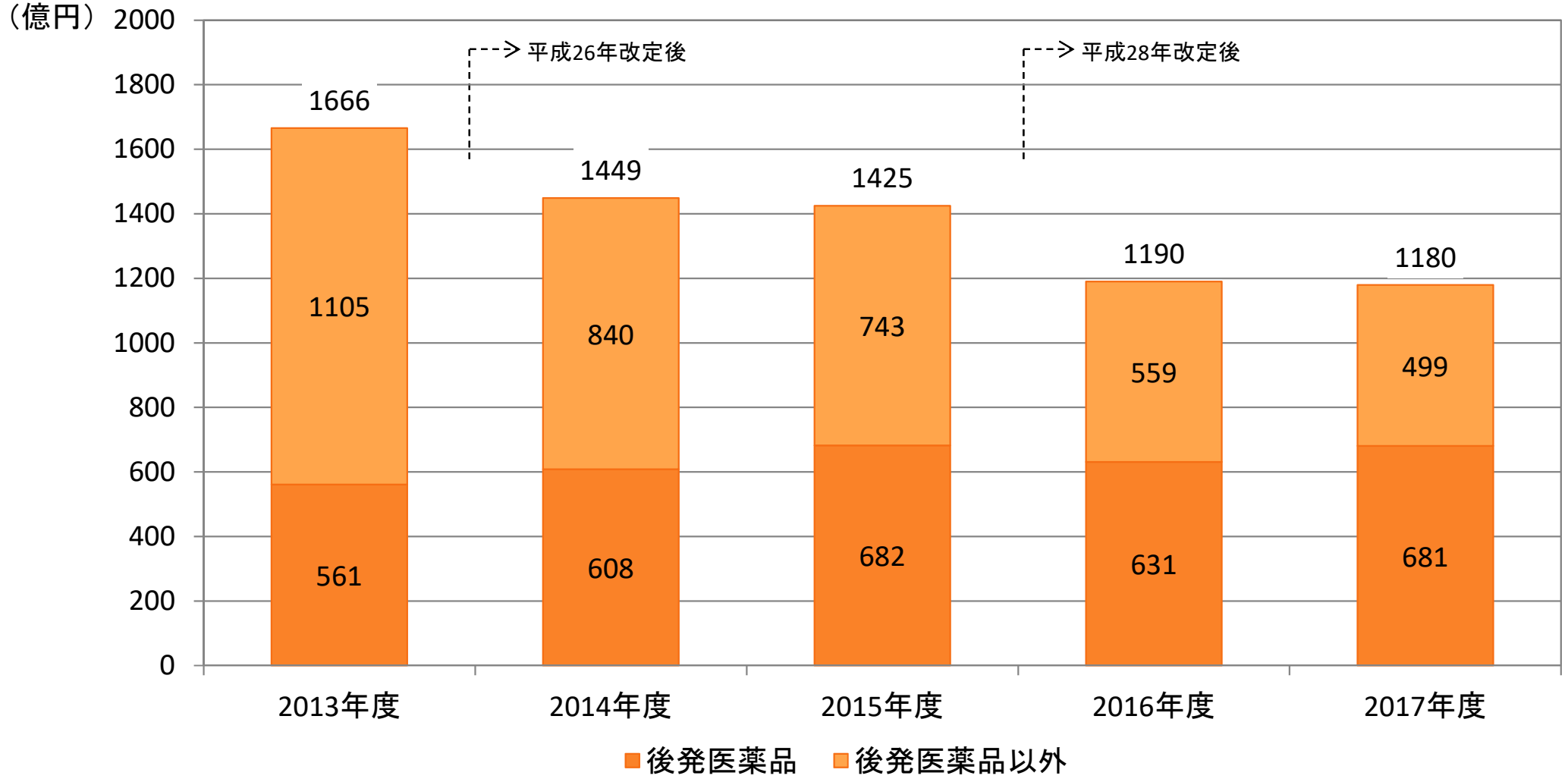
都道府県別処方箋１枚当たりKチャネル遮断薬の薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」の年齢調整後の「（地域差指数）－1」を表示している。

Caチャネル遮断薬の薬剤料の推移

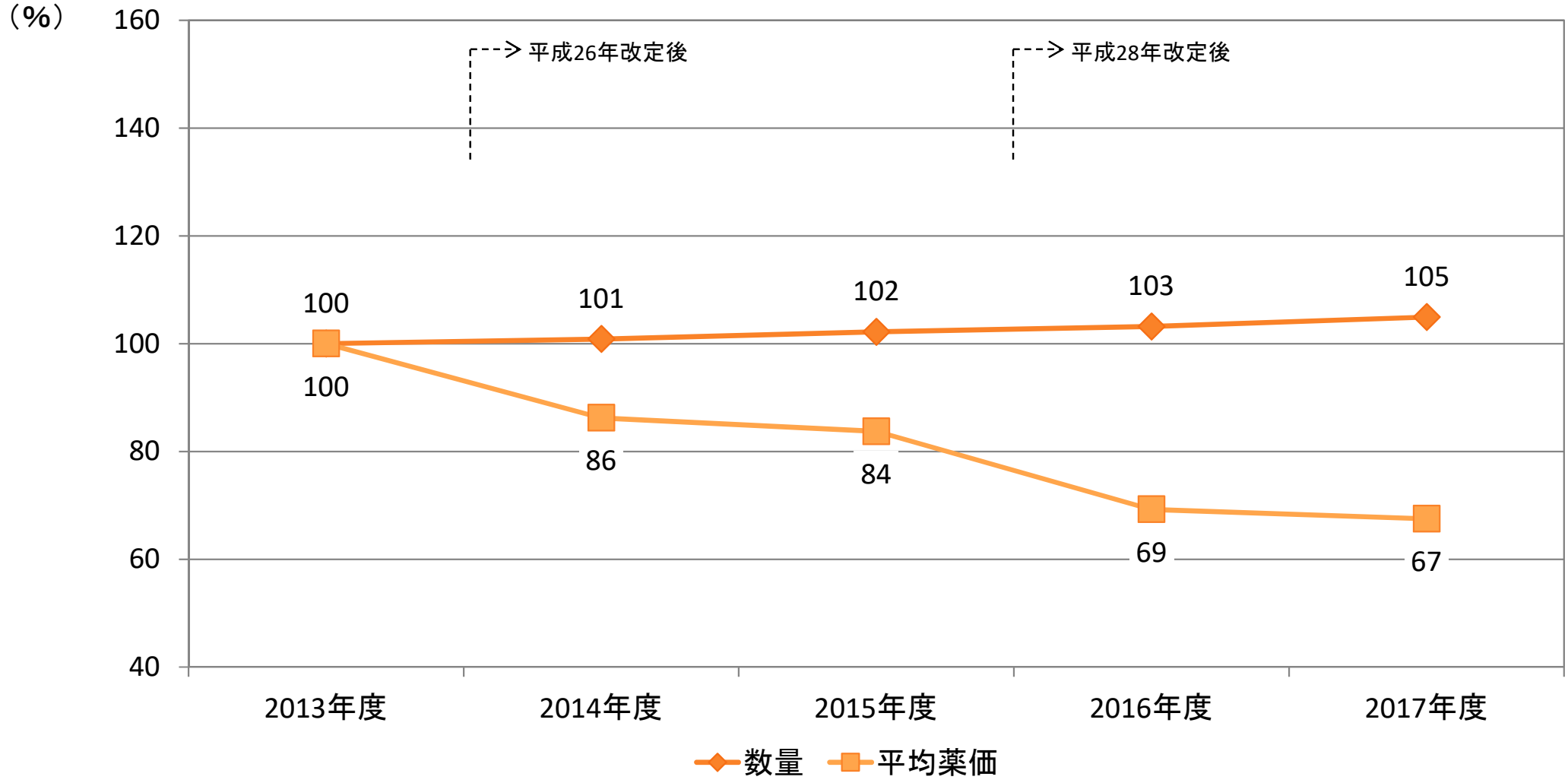
○　2013年度以降のCaチャネル遮断薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品の薬剤料は上下しており、全体としては減少傾向となっている。



注）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

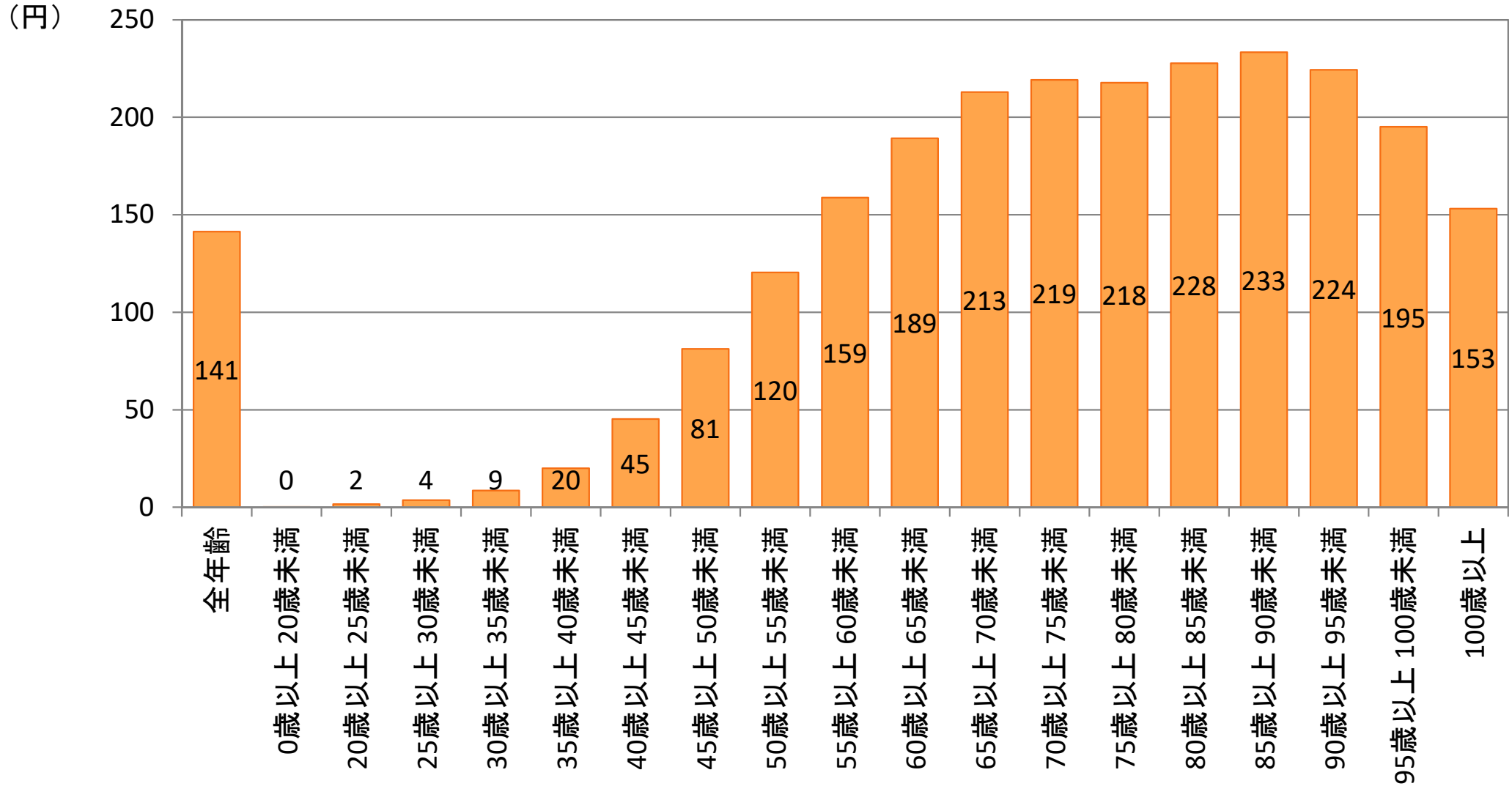
Caチャネル遮断薬の数量と平均薬価の推移

○　2013年度以降のCaチャネル遮断薬の数量と平均薬価を見ると、数量は上昇傾向にあるが、平均薬価は低下傾向にある。



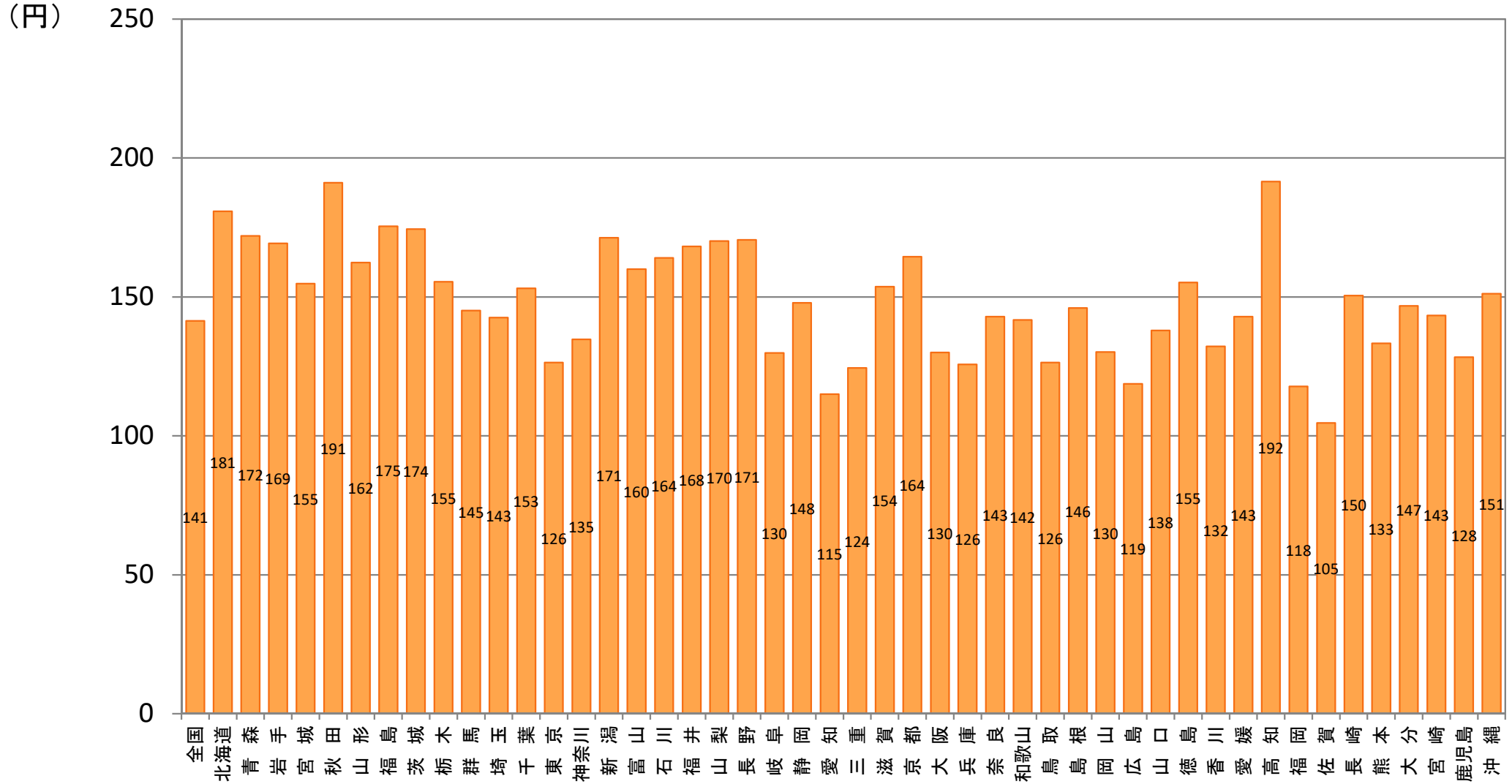
注1）「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2）「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
注3）2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋１枚当たりCaチャネル遮断薬の薬剤料（2017年度）



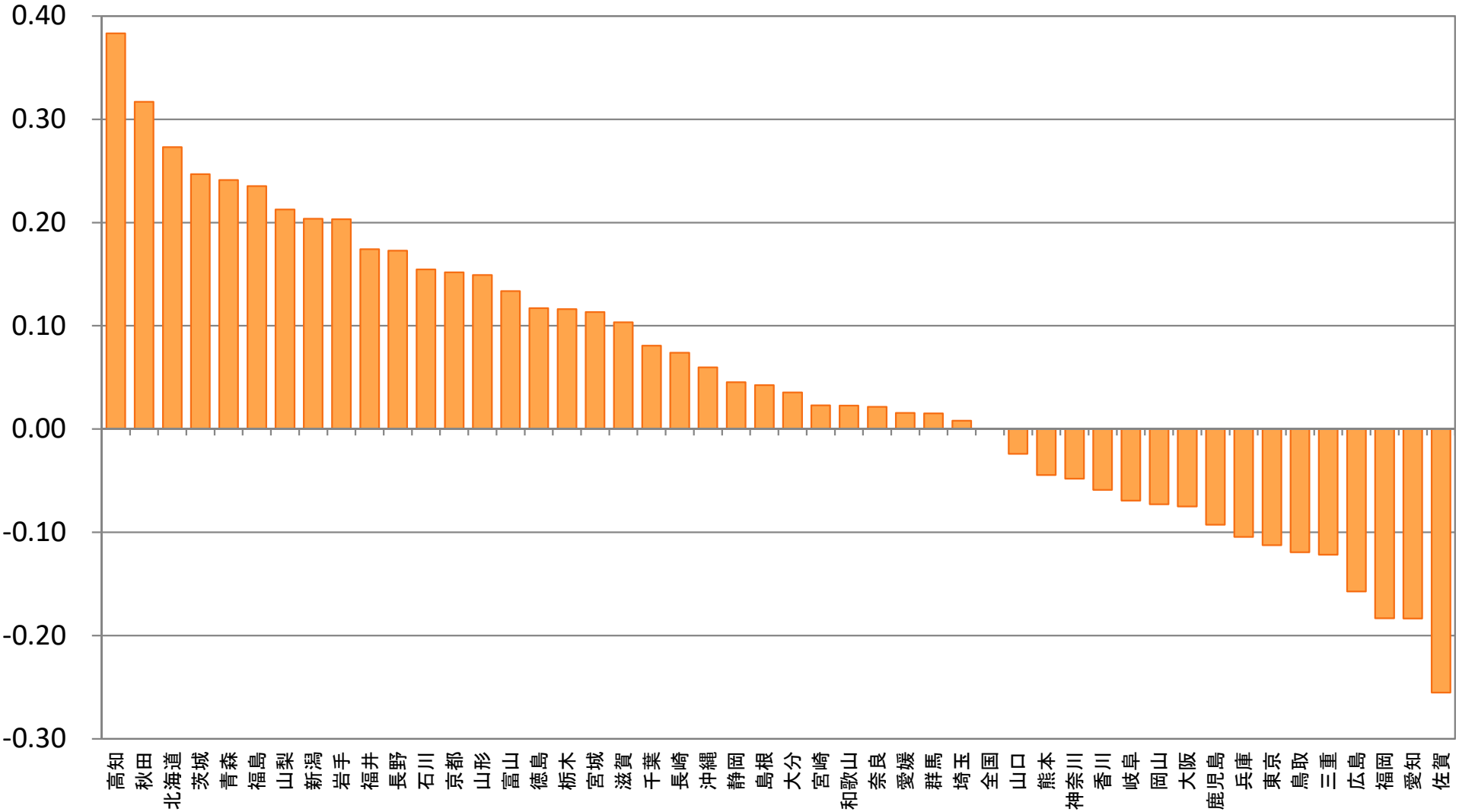
注1）年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たりCaチャネル遮断薬の薬剤料（2017年度）



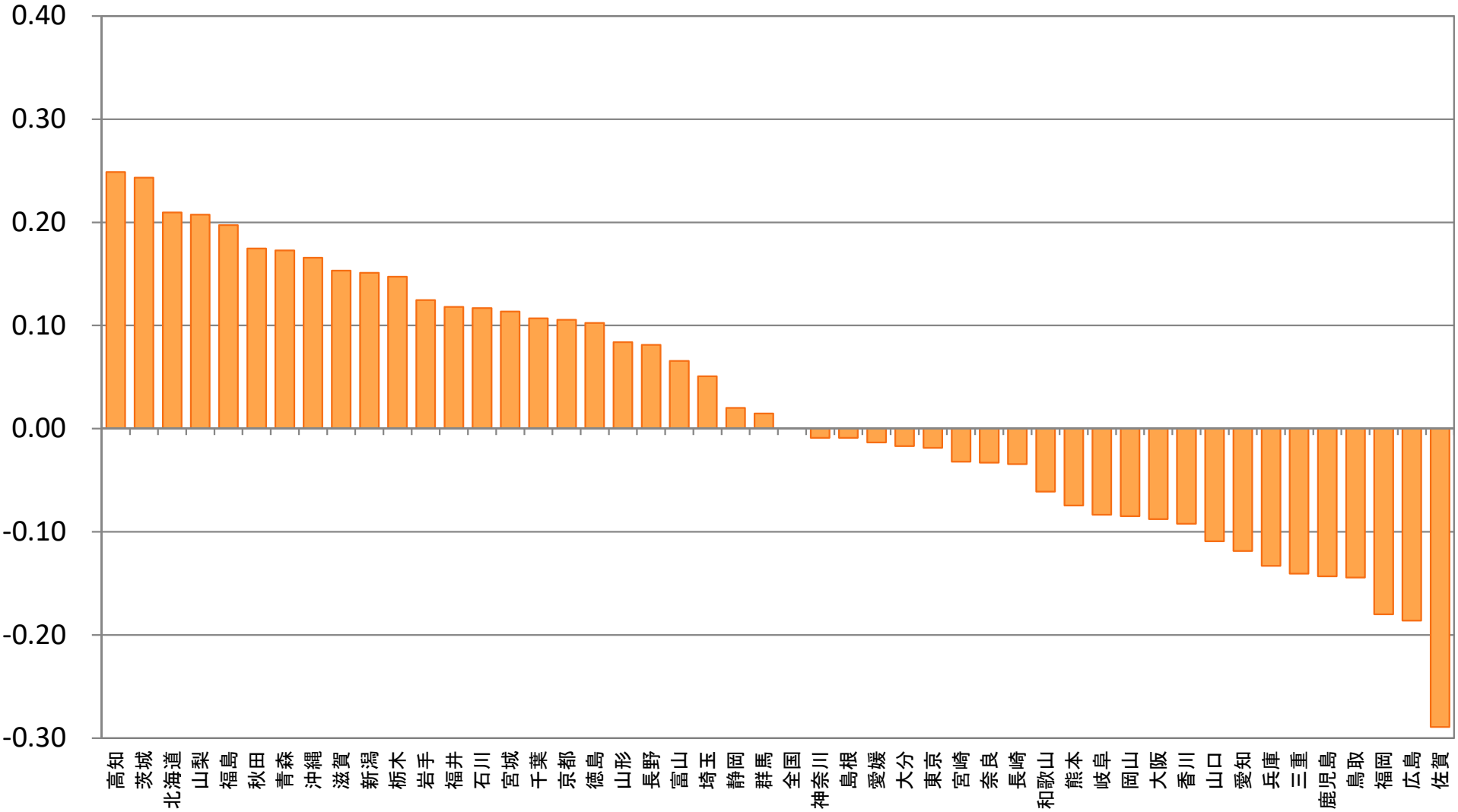
注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たりCaチャネル遮断薬の薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」を表示している。

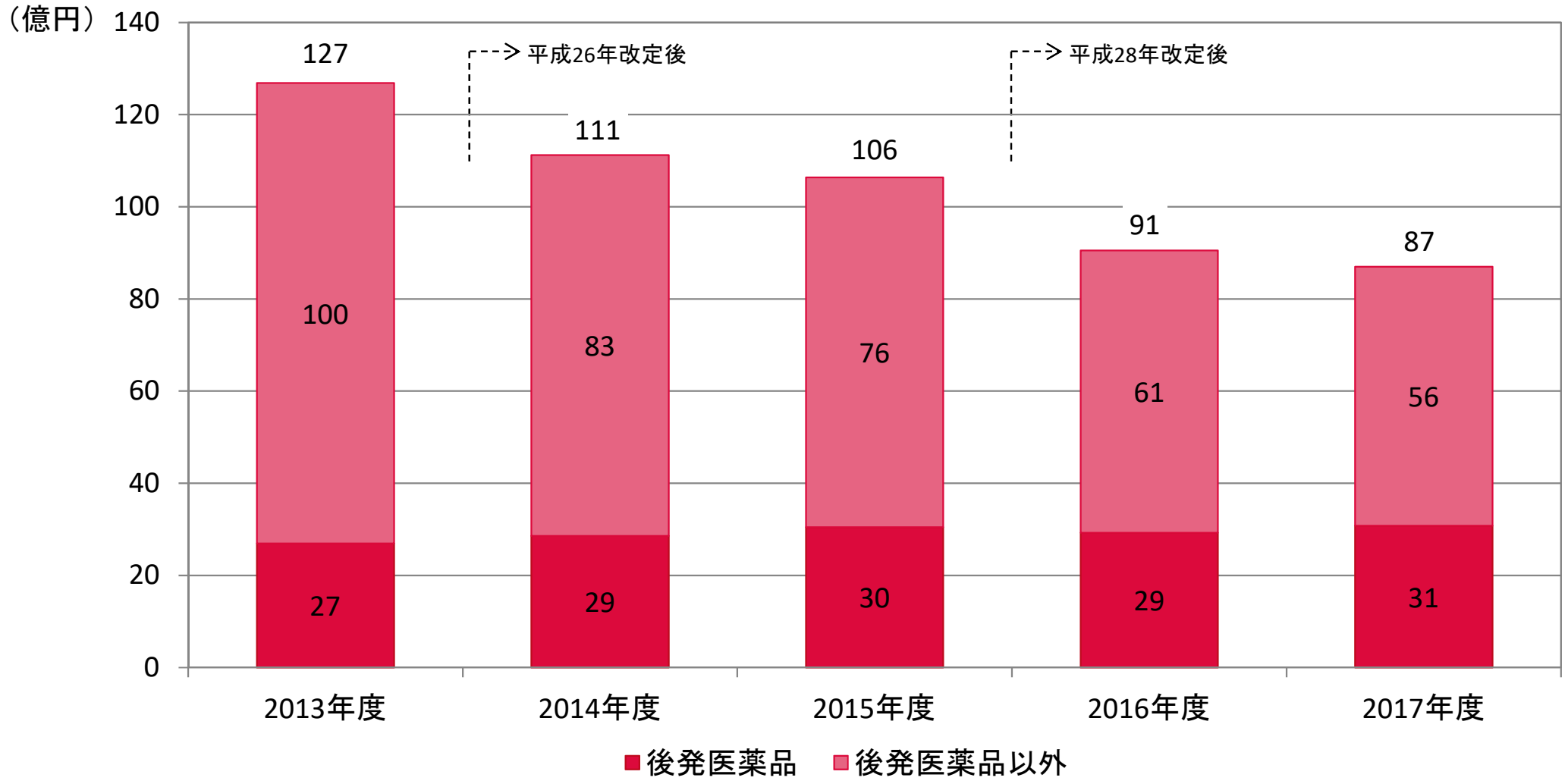
都道府県別処方箋１枚当たりCaチャネル遮断薬の薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」の年齢調整後の「（地域差指数）－1」を表示している。

α遮断薬の薬剤料の推移

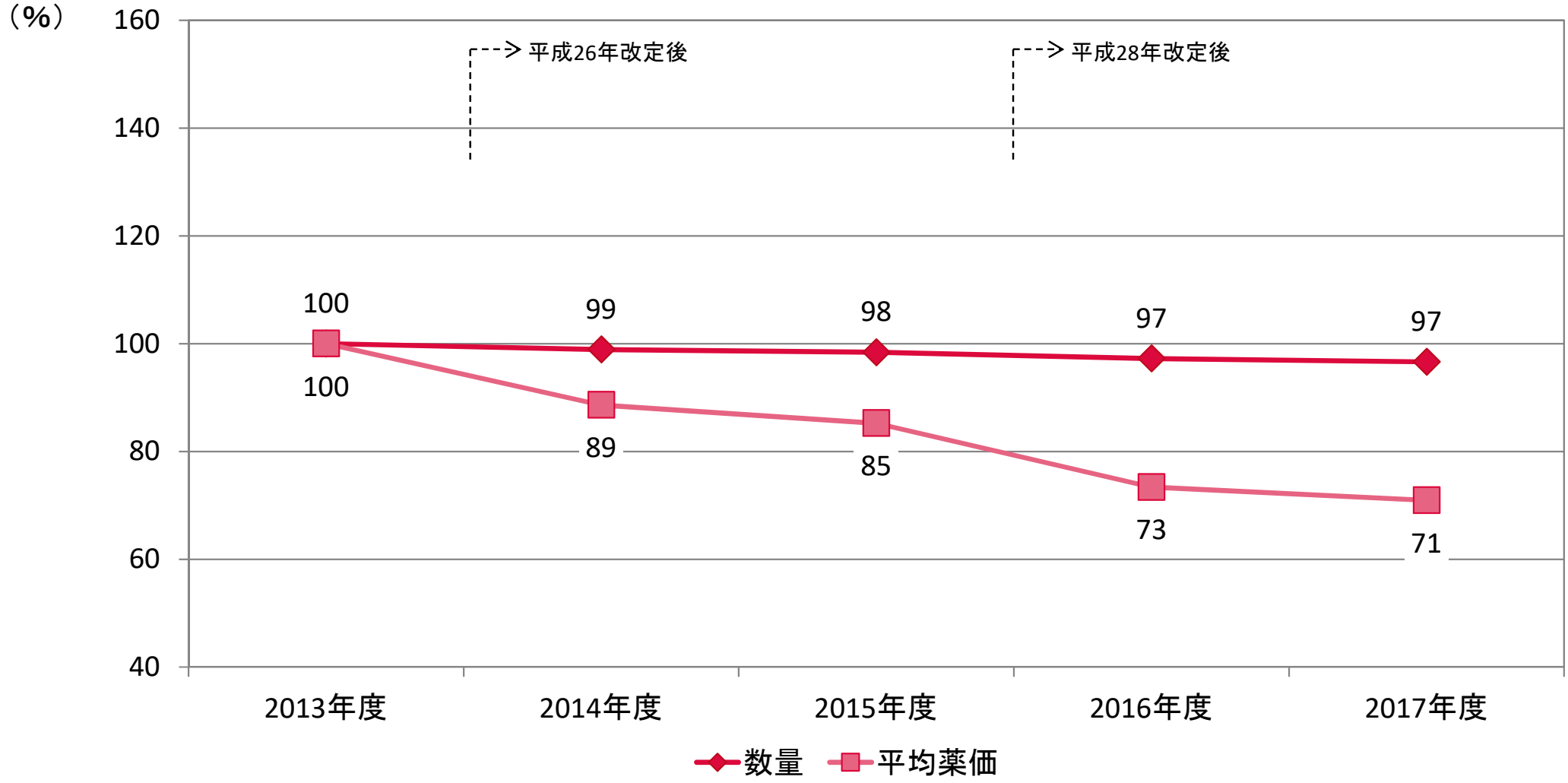
○　2013年度以降のα遮断薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品の薬剤料はおおむね一定となっており、全体としては減少傾向となっている。



注）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

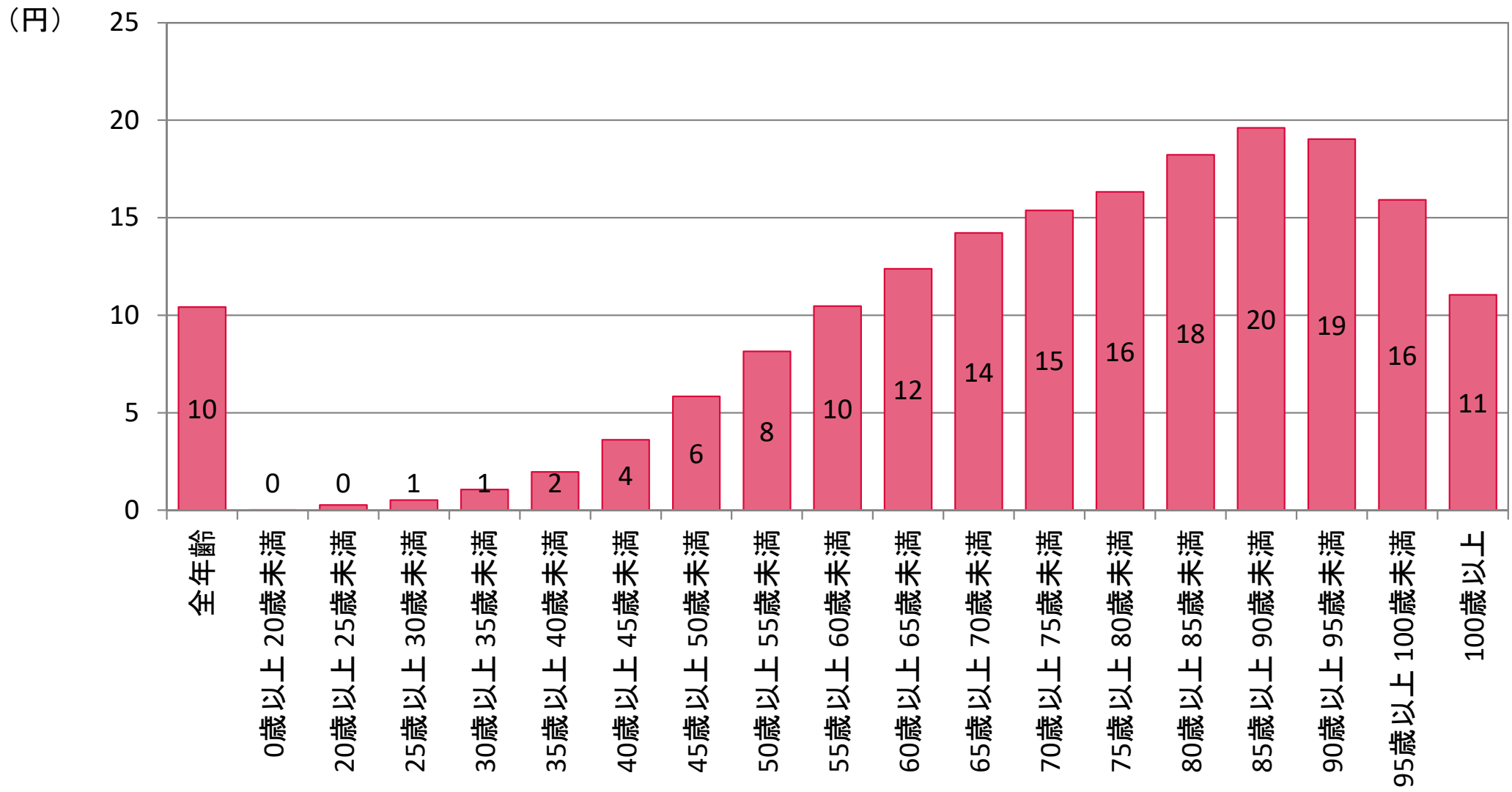
α遮断薬の数量と平均薬価の推移

○　2013年度以降のα遮断薬の数量と平均薬価は、どちらも低下傾向にある。



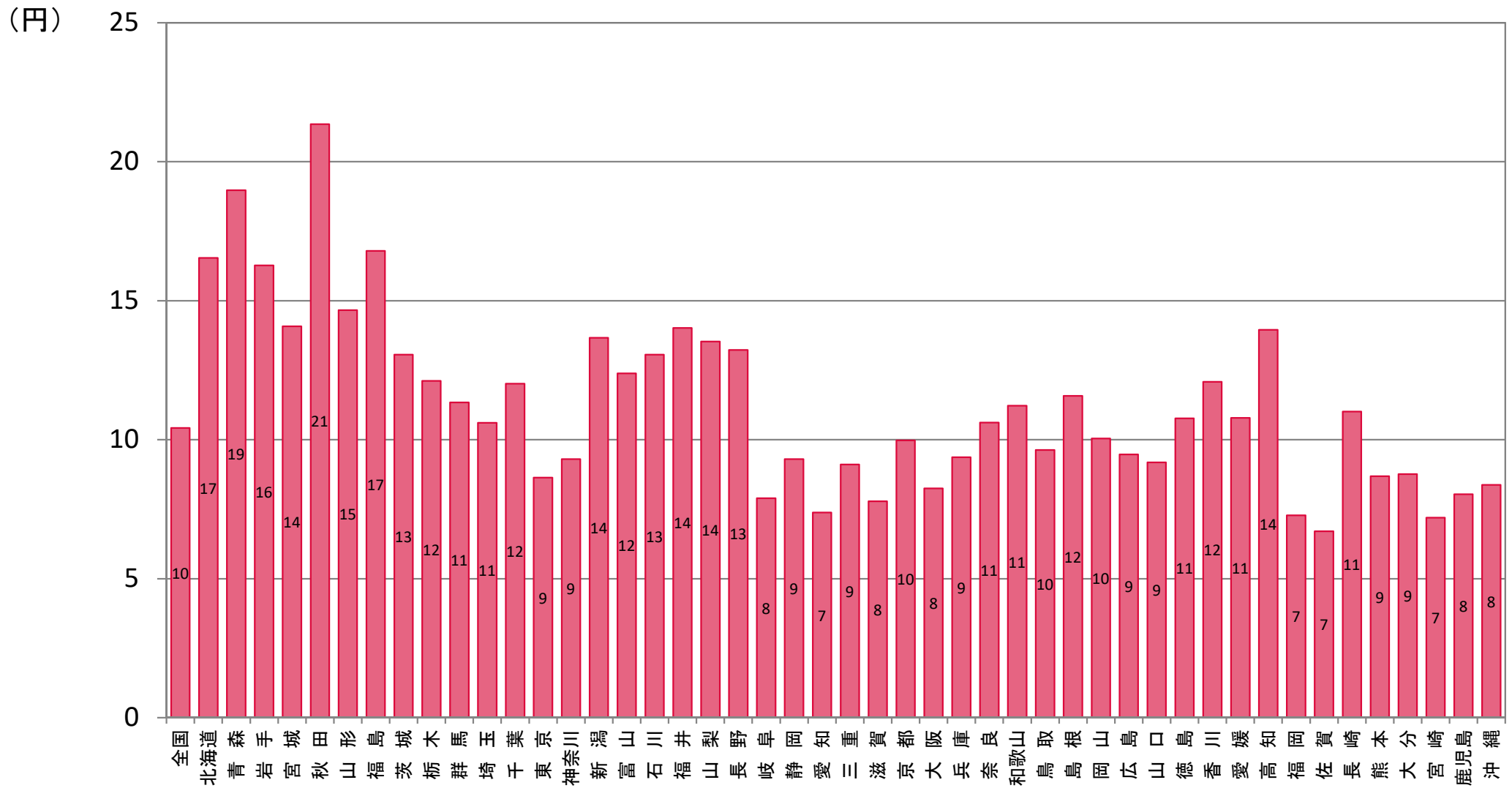
注1）「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2）「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
注3）2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋１枚当たりα遮断薬の薬剤料（2017年度）



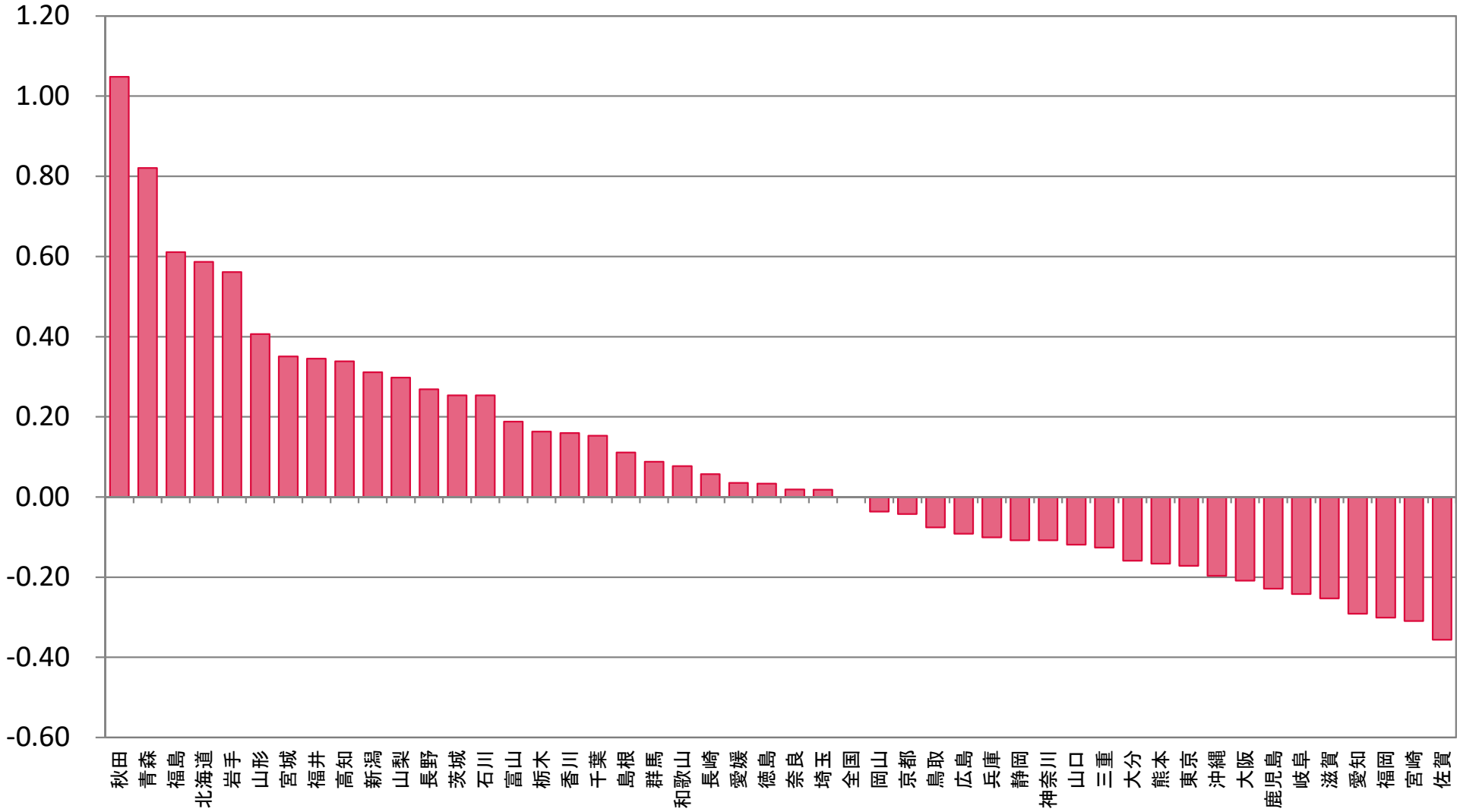
注1）年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たりα遮断薬の薬剤料（2017年度）



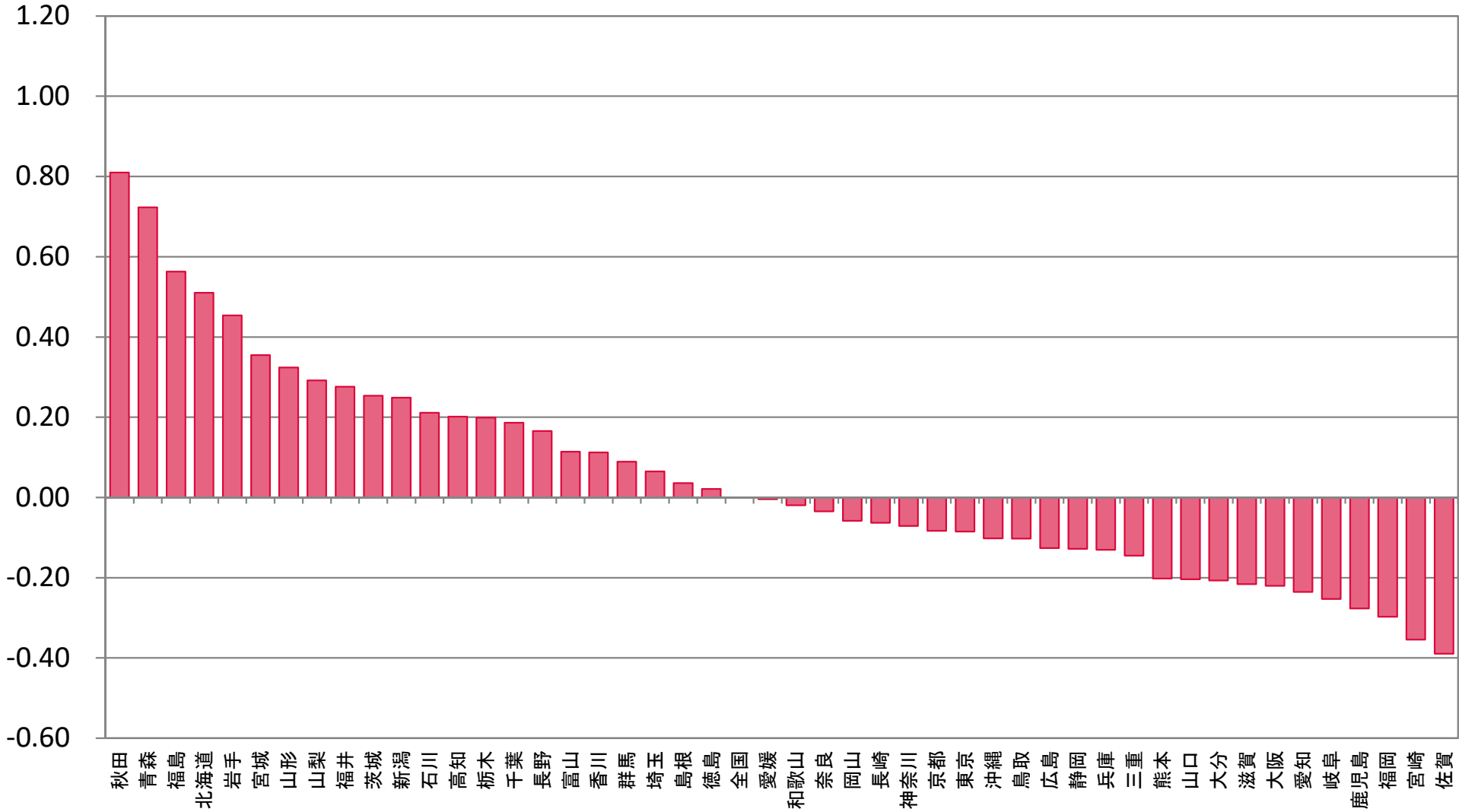
注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たりα遮断薬の薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」を表示している。

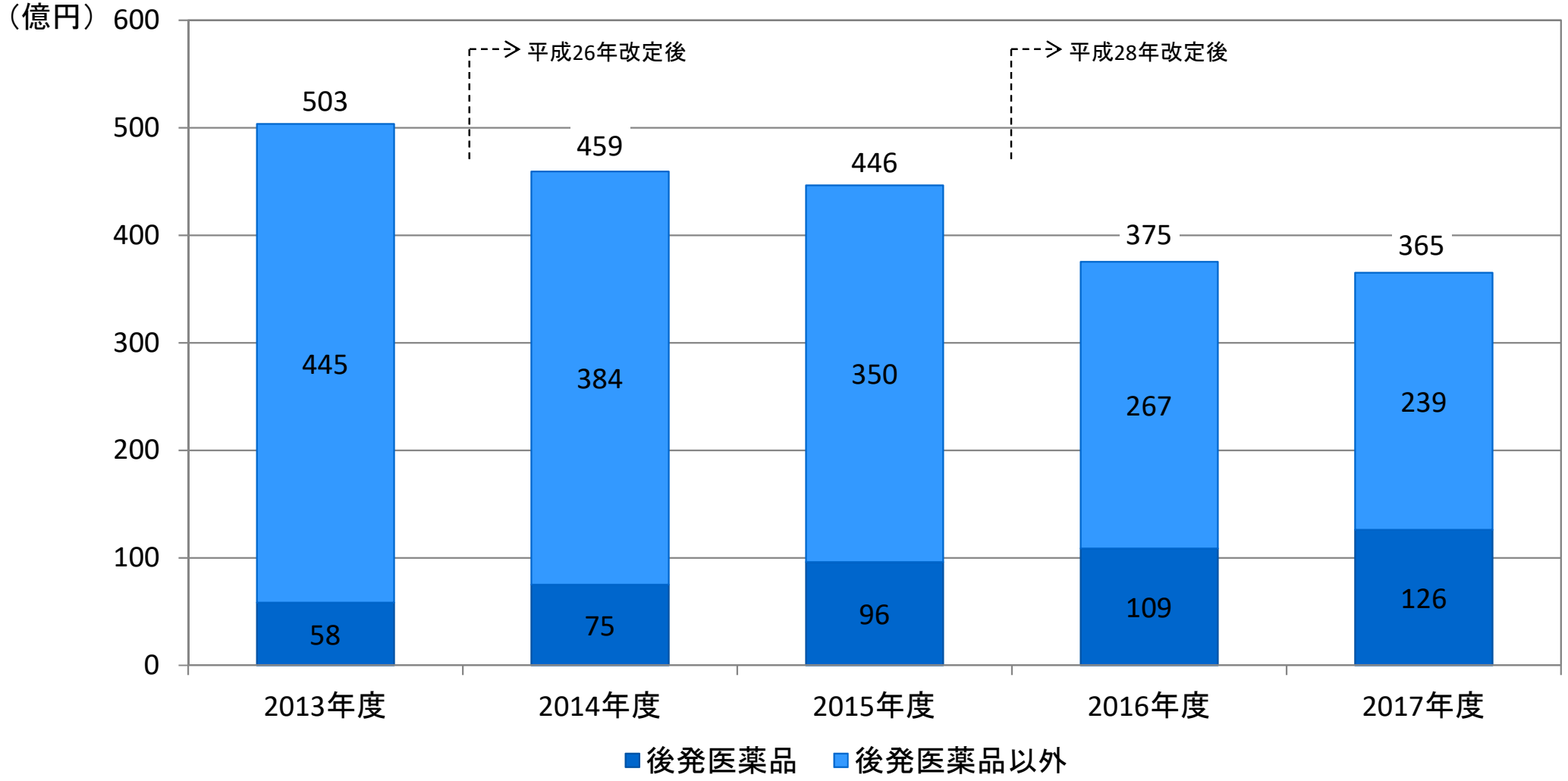
都道府県別処方箋１枚当たりα遮断薬の薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」の年齢調整後の「（地域差指数）－1」を表示している。

β遮断薬の薬剤料の推移

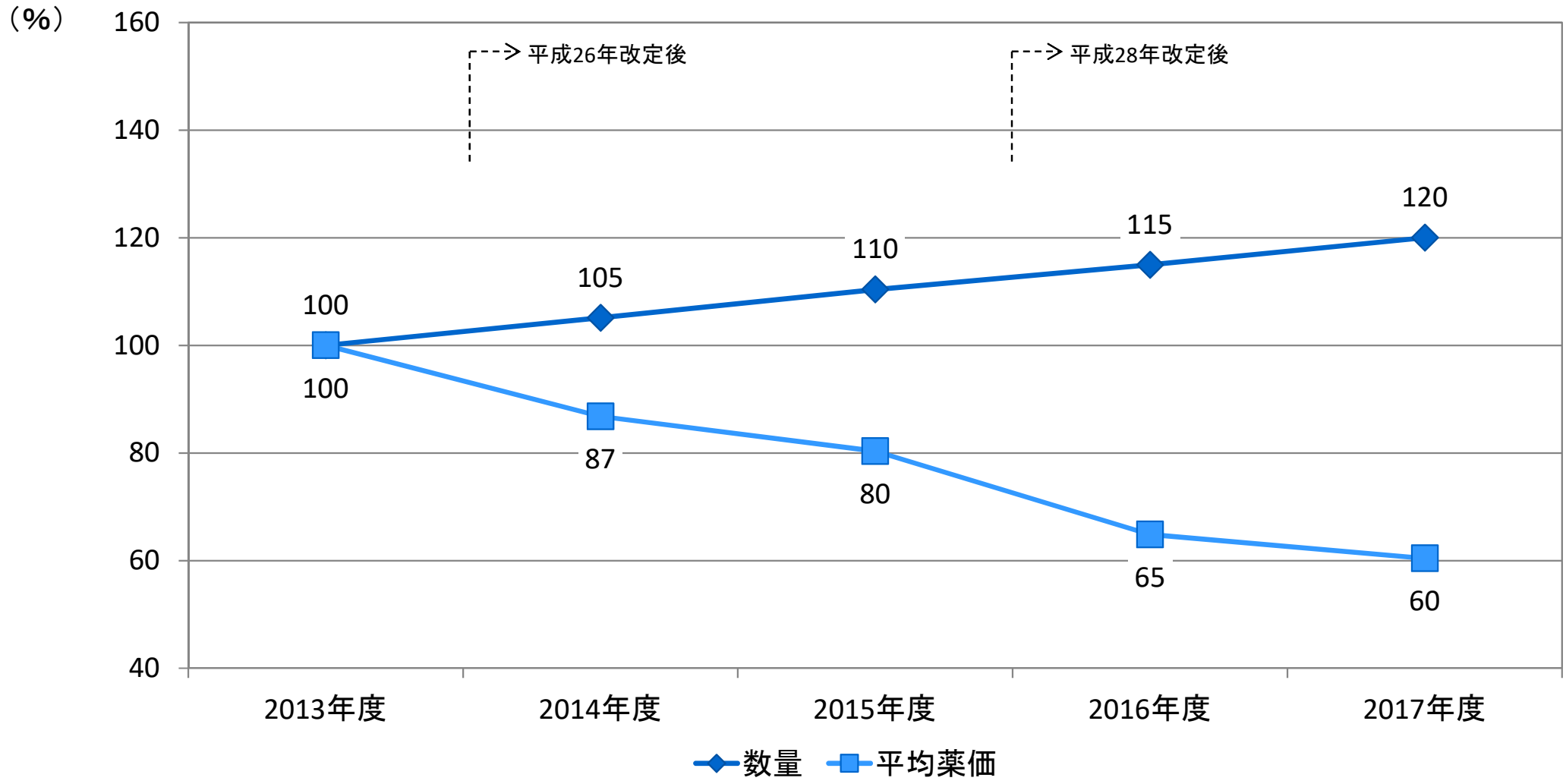
○　2013年度以降のβ遮断薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品の薬剤料は増加傾向にあるが、全体としては減少傾向となっている。



注）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

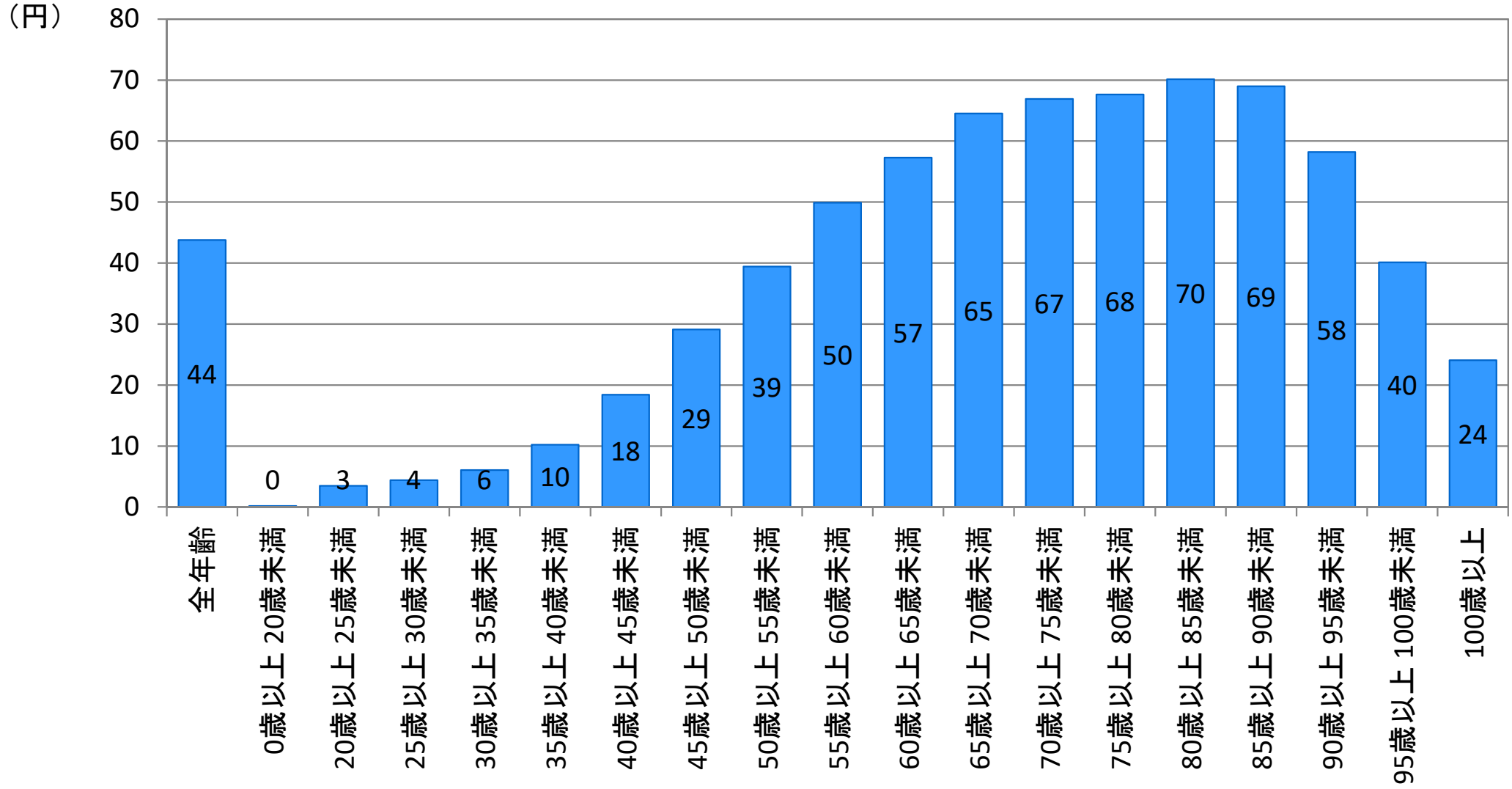
β遮断薬の数量と平均薬価の推移

○　2013年度以降のβ遮断薬の数量と平均薬価の推移を見ると、数量は上昇傾向にあるが、平均薬価は低下傾向にある。



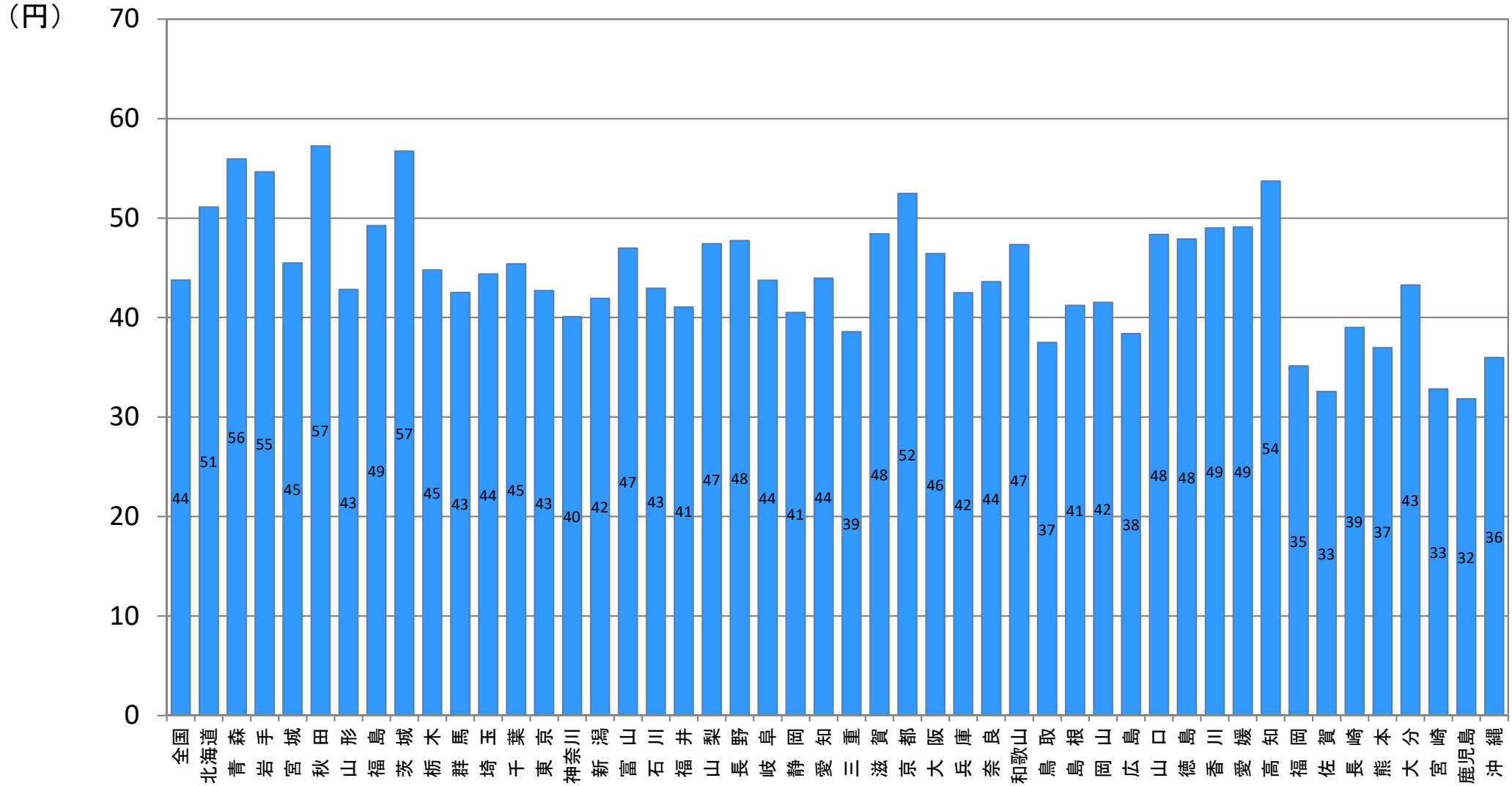
注1）「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2）「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
注3）2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋１枚当たりβ遮断薬の薬剤料（2017年度）



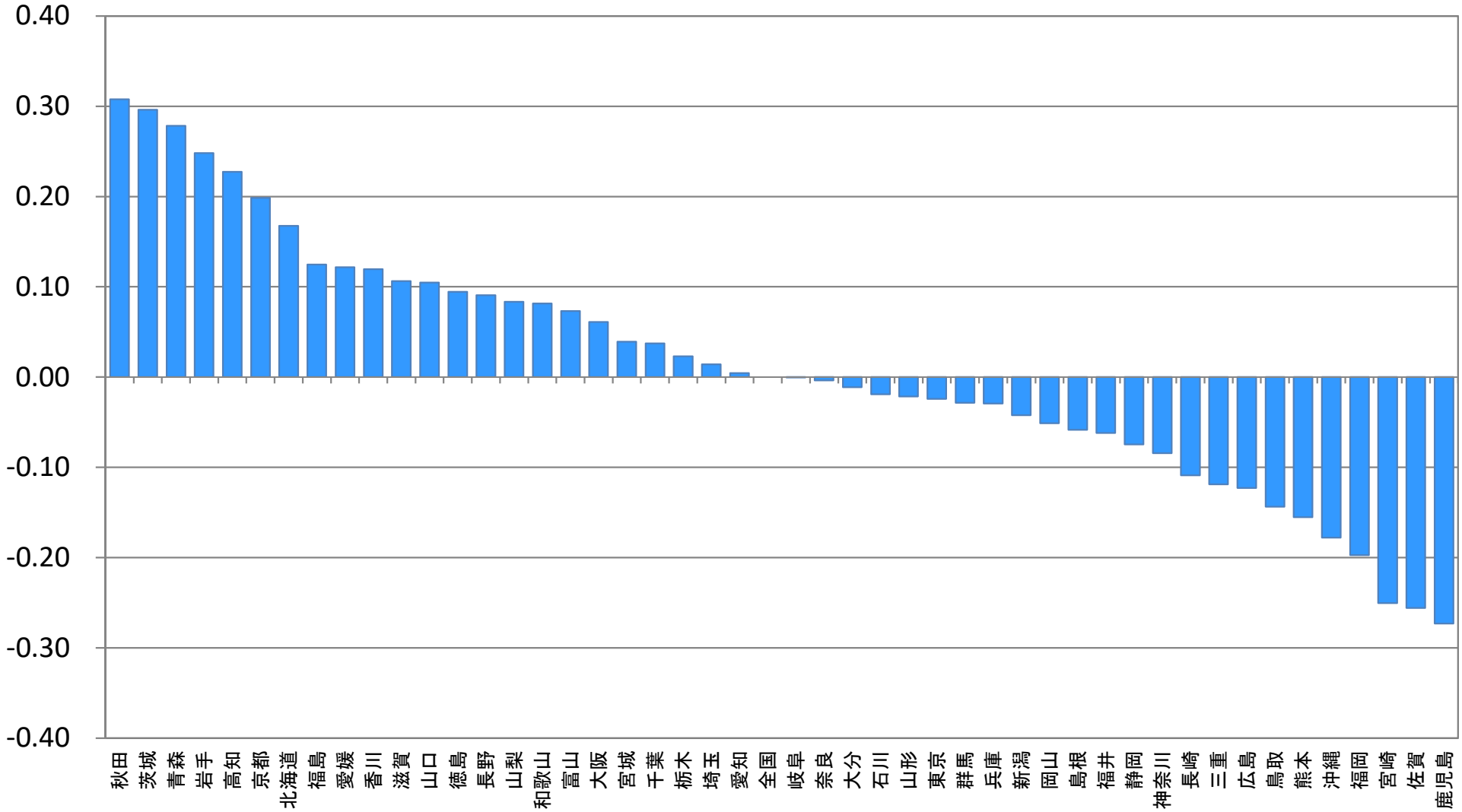
注1）年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たりβ遮断薬の薬剤料（2017年度）



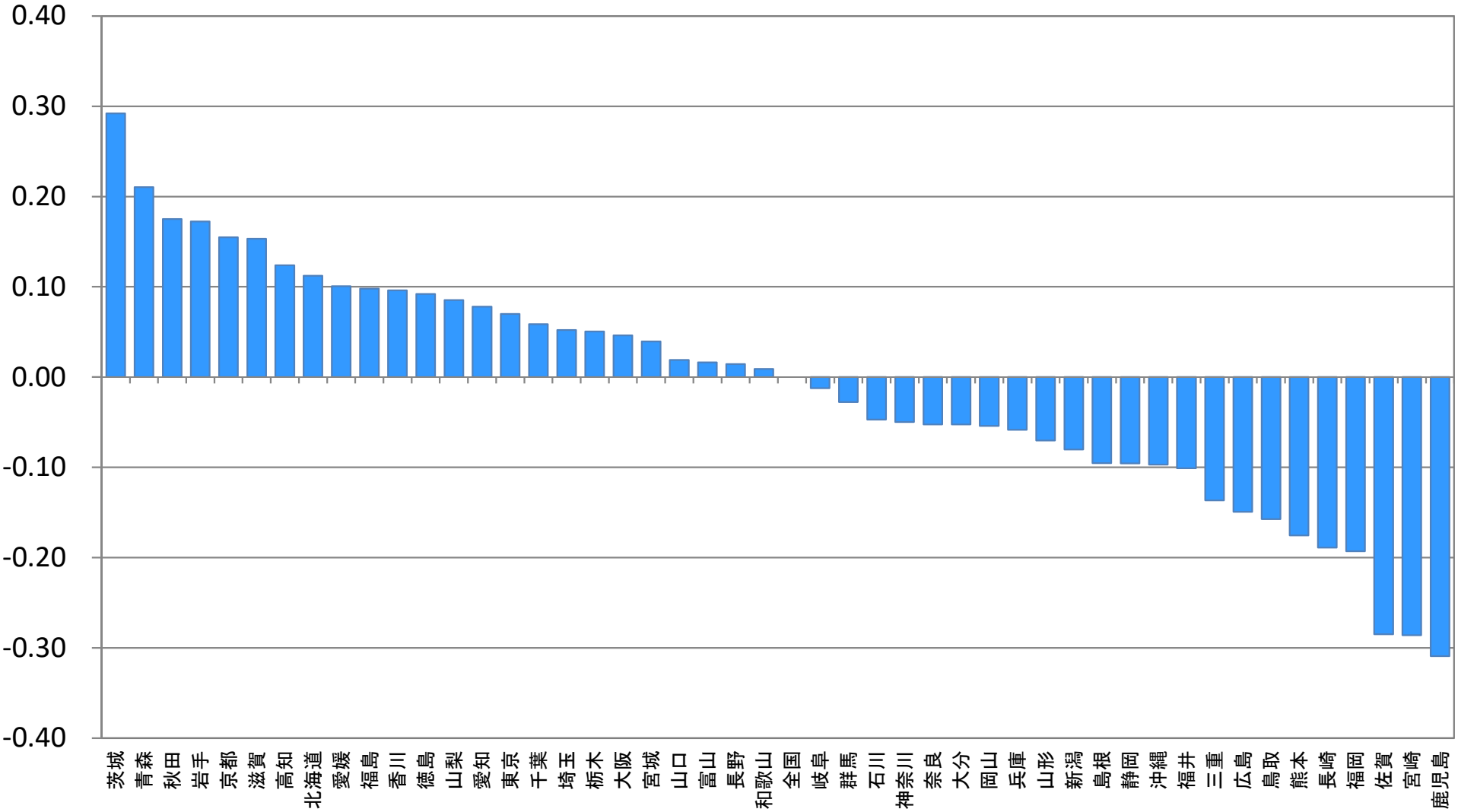
注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たりβ遮断薬の薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」を表示している。

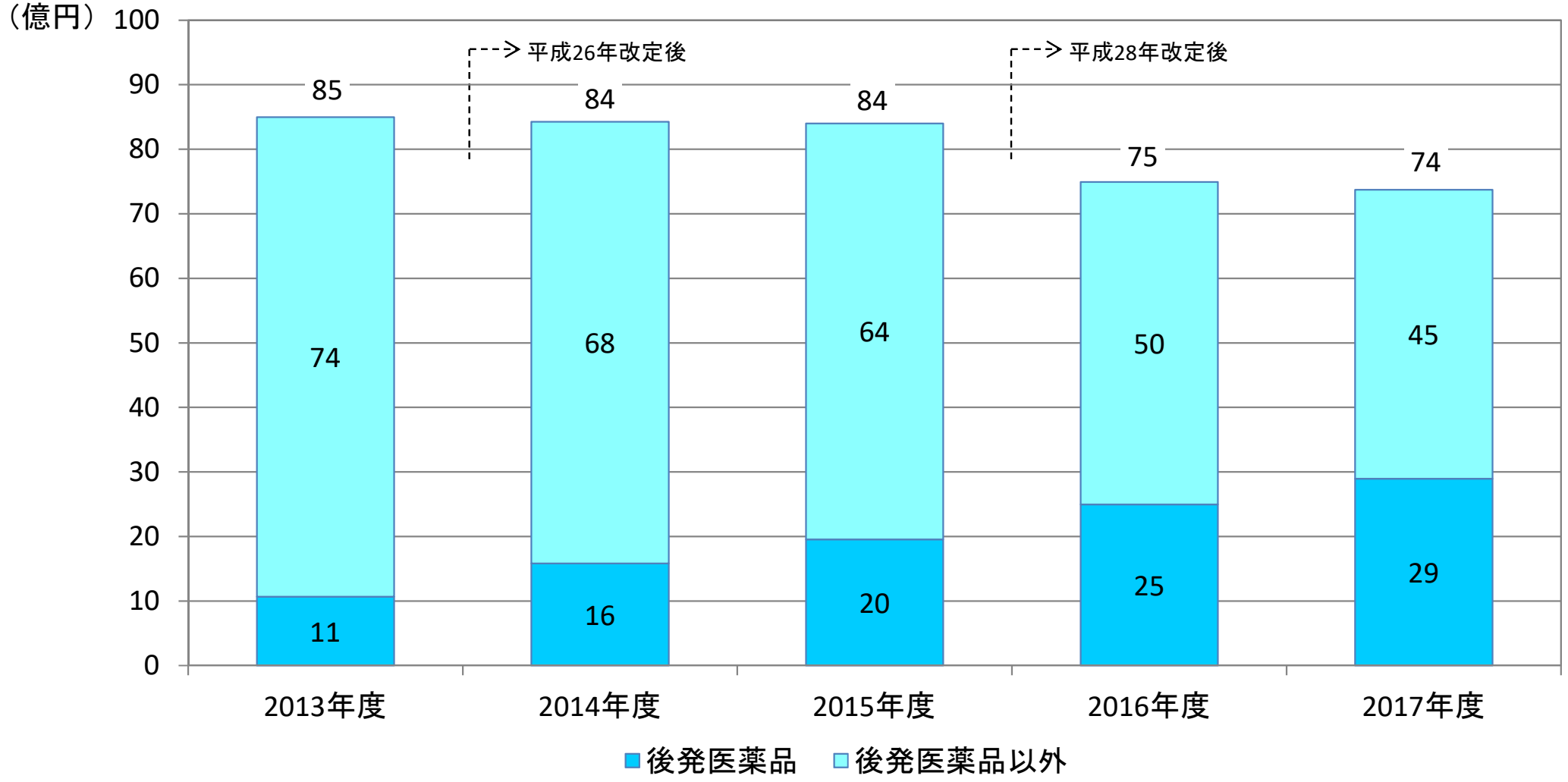
都道府県別処方箋１枚当たりβ遮断薬の薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」の年齢調整後の「（地域差指数）－1」を表示している。

ループ利尿薬の薬剤料の推移

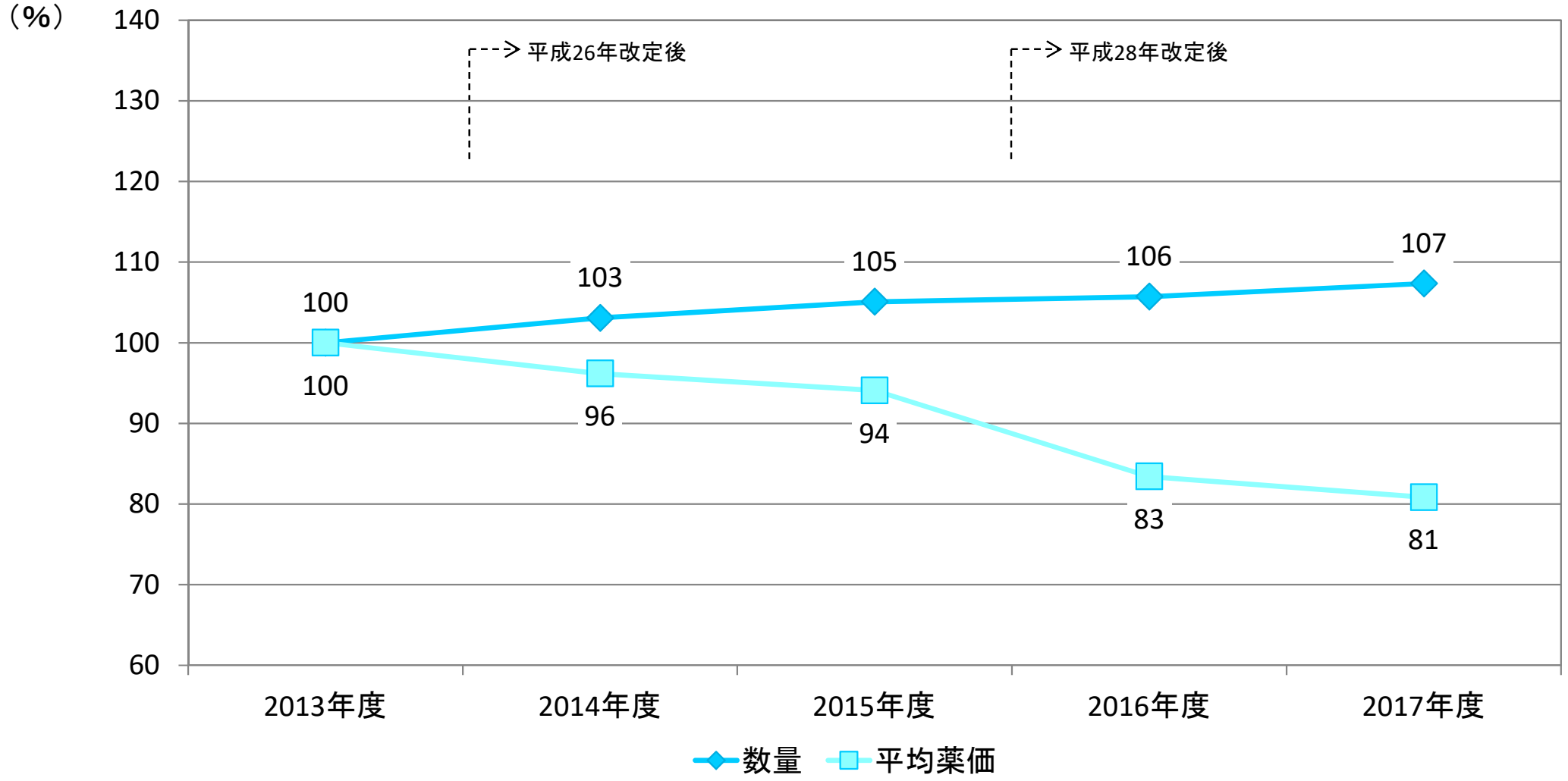
○　2013年度以降のループ利尿薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品の薬剤料は増加傾向にあるが、全体としては2015年度から2016年度にかけて大きく減少している。



注）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

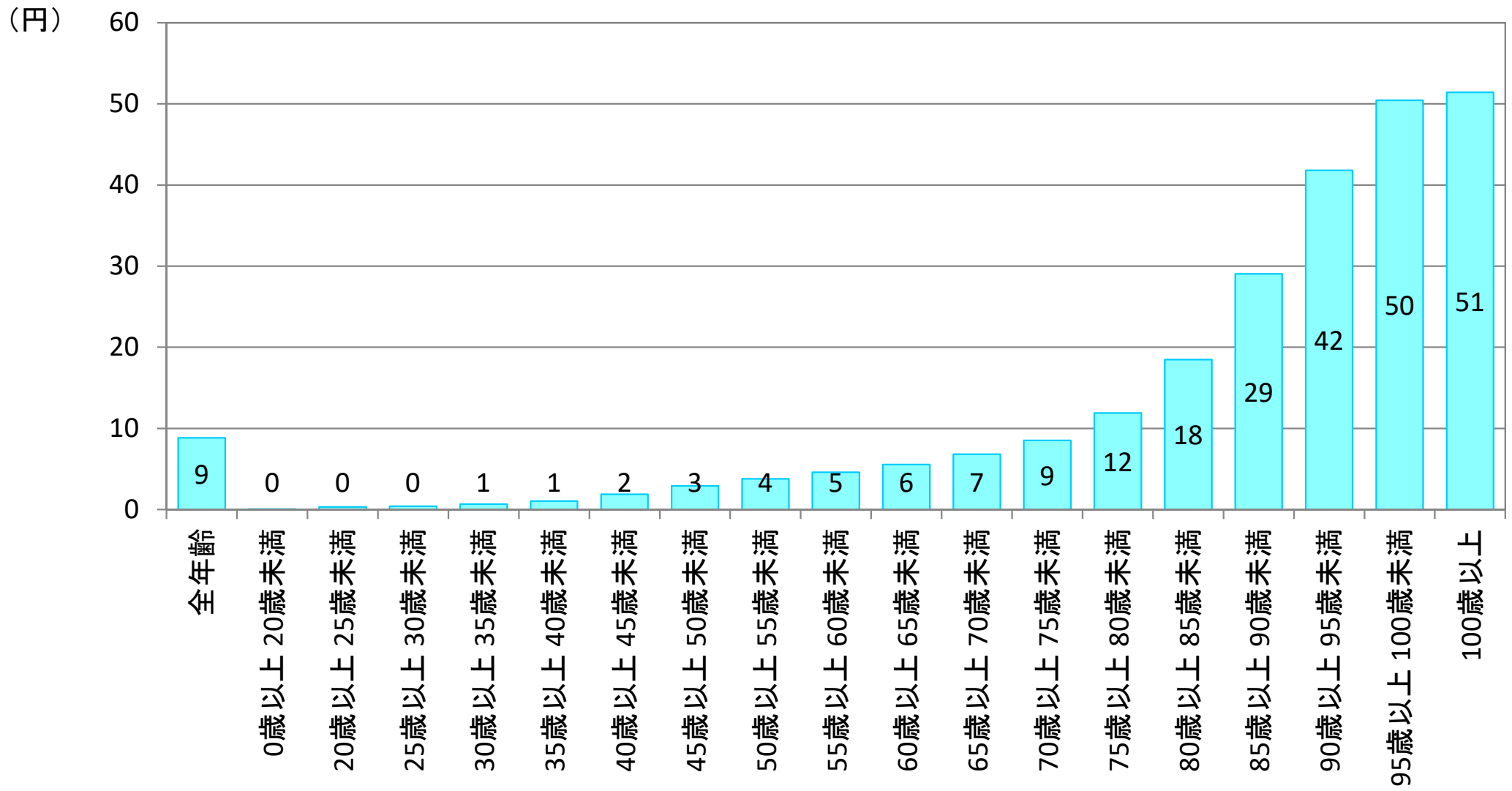
ループ利尿薬の数量と平均薬価の推移

○　2013年度以降のループ利尿薬の数量と平均薬価の推移を見ると、数量は上昇傾向にあり、平均薬価は低下傾向にある。



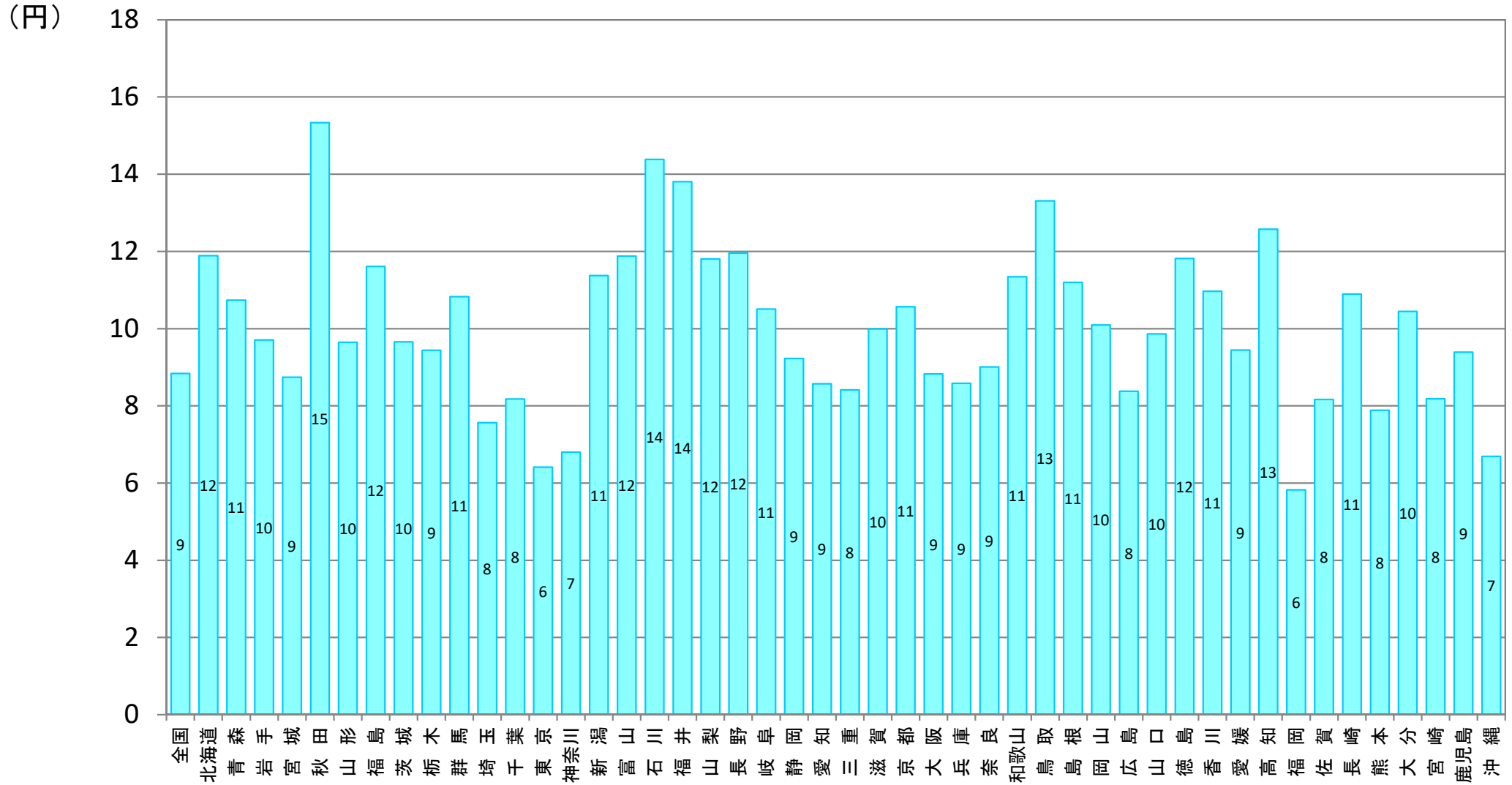
注1）「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2）「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
注3）2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋１枚当たりループ利尿薬の薬剤料（2017年度）



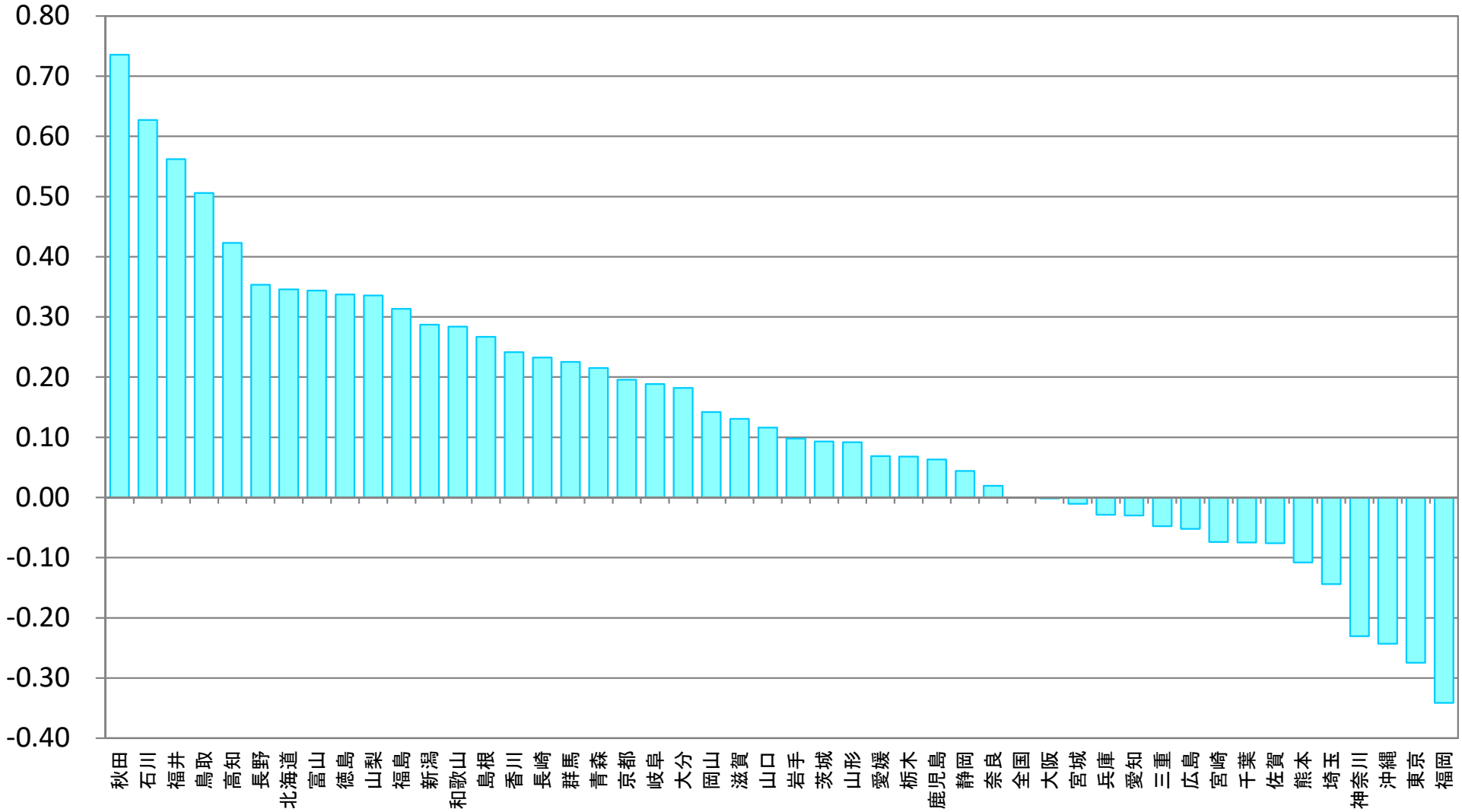
注1）年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たりループ利尿薬の薬剤料（2017年度）



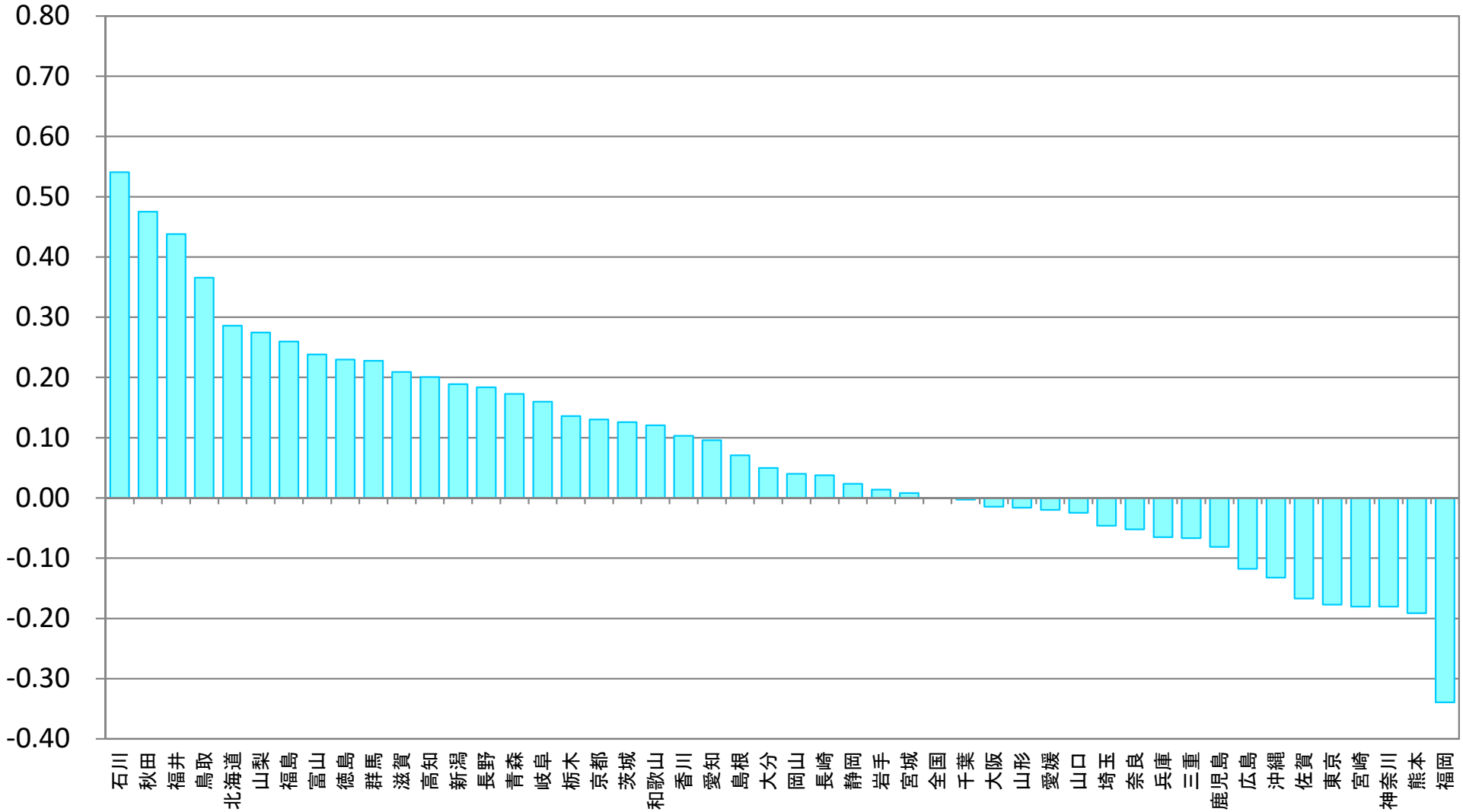
注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たりループ利尿薬の薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」を表示している。

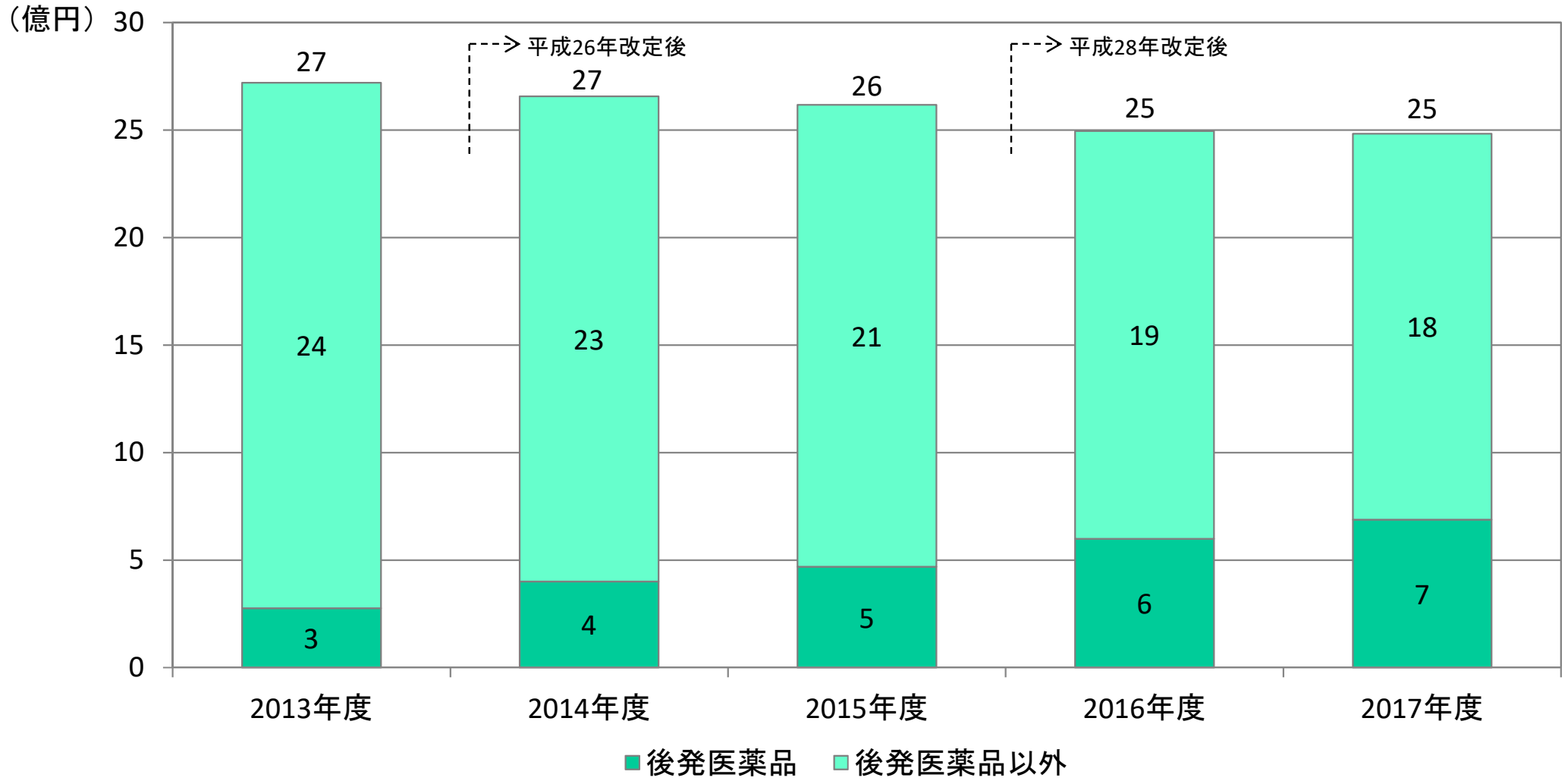
都道府県別処方箋１枚当たりループ利尿薬の薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」の年齢調整後の「（地域差指数）－1」を表示している。

チアジド系利尿薬の薬剤料の推移

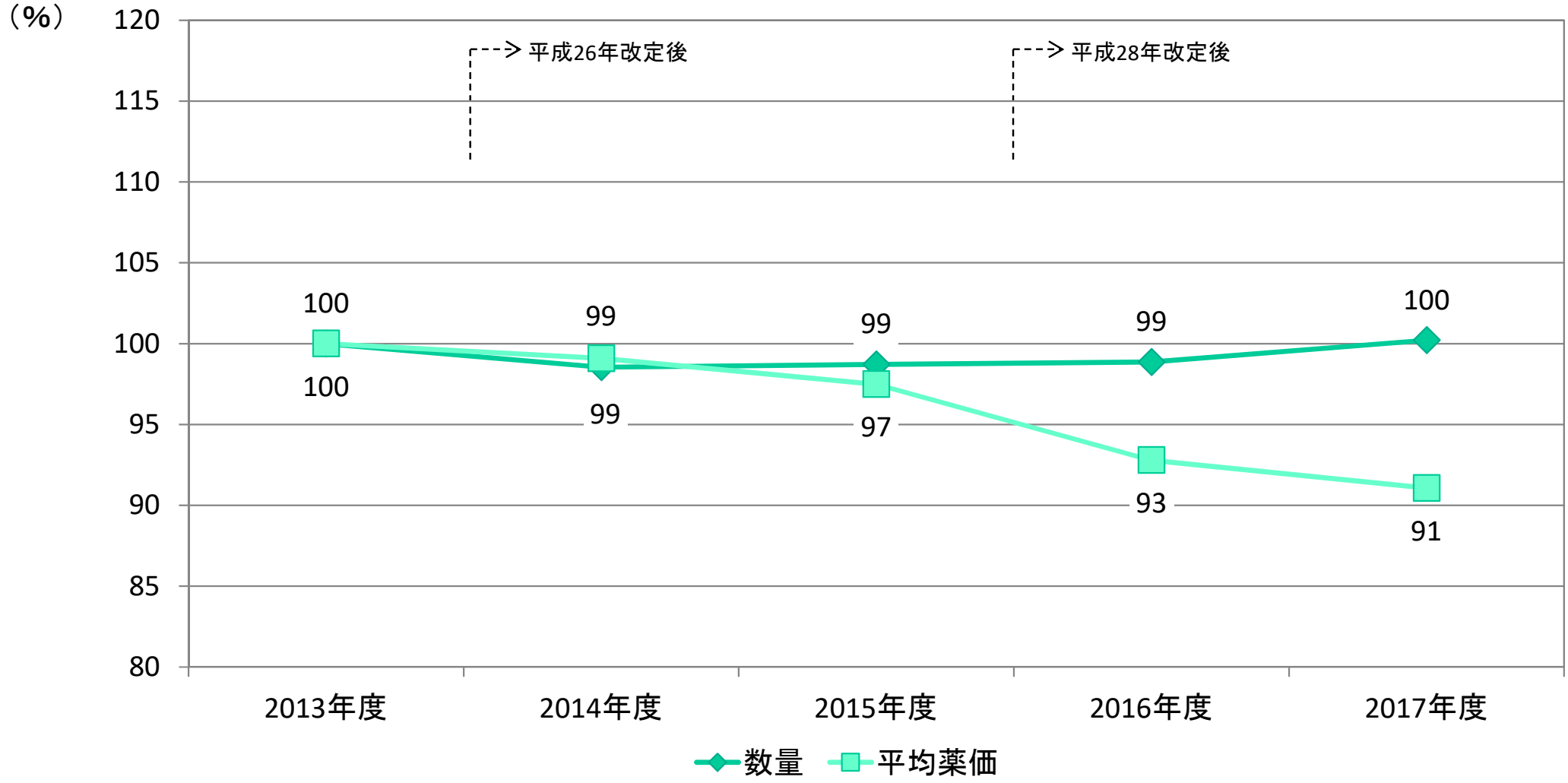
○　2013年度以降のチアジド系利尿薬の薬剤料は、後発医薬品の薬剤料は増加傾向にあるが、全体としては減少傾向となっている。



注）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

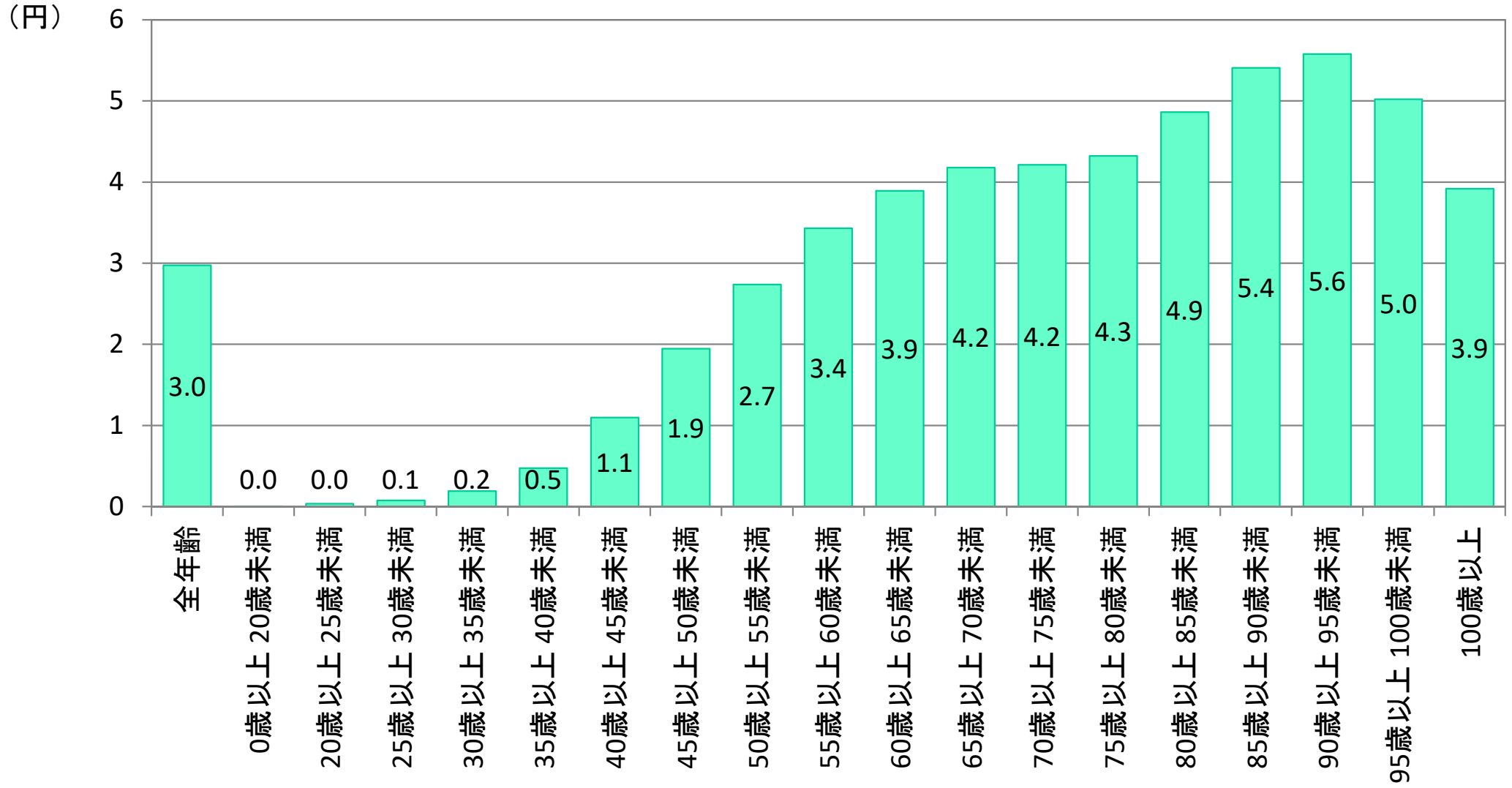
チアジド系利尿薬の数量と平均薬価の推移

○　2013年度以降のチアジド系利尿薬の数量と平均薬価の推移を見ると、数量はおおむね横ばい、平均薬価は低下傾向にある。



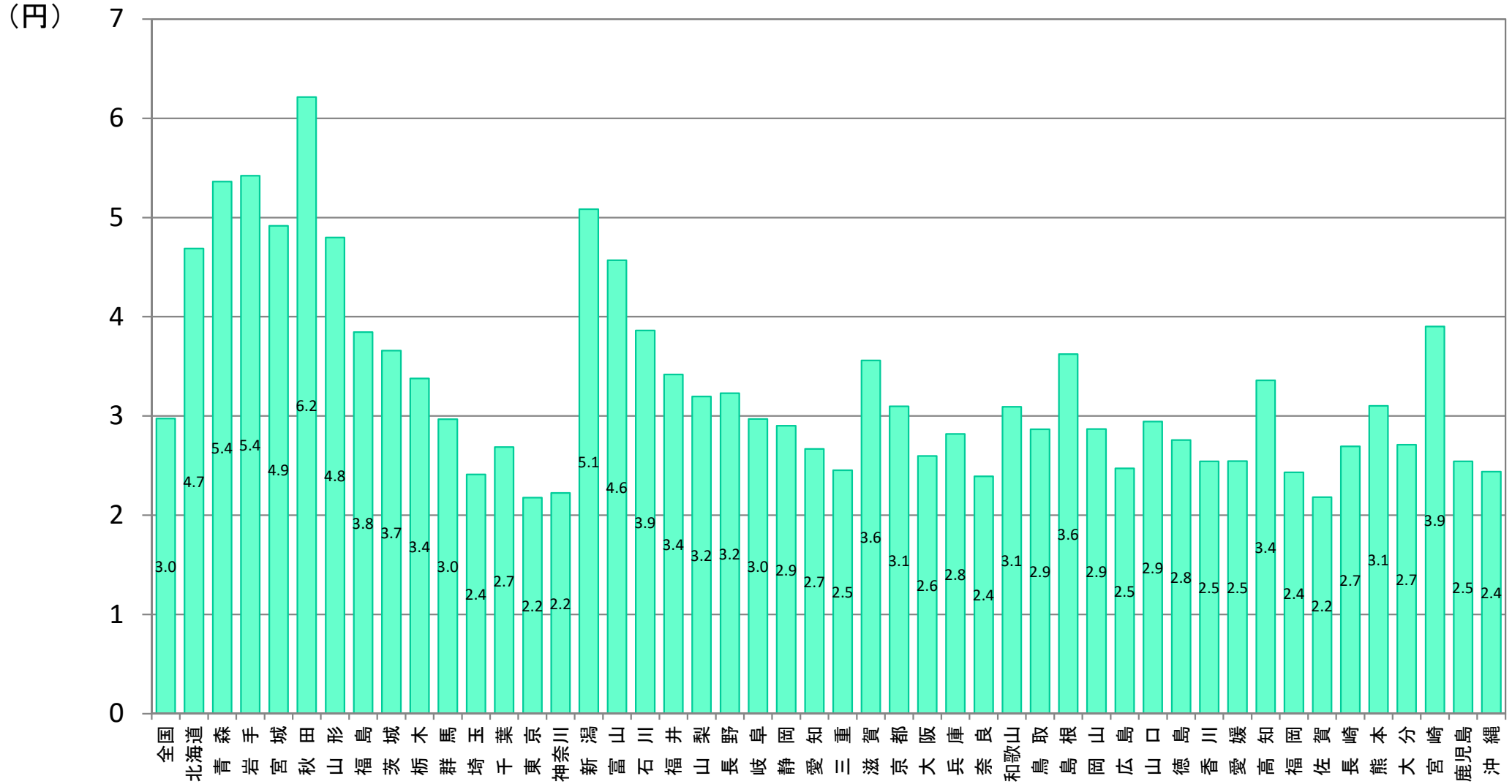
注1）「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2）「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
注3）2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋１枚当たりチアジド系利尿薬の薬剤料（2017年度）



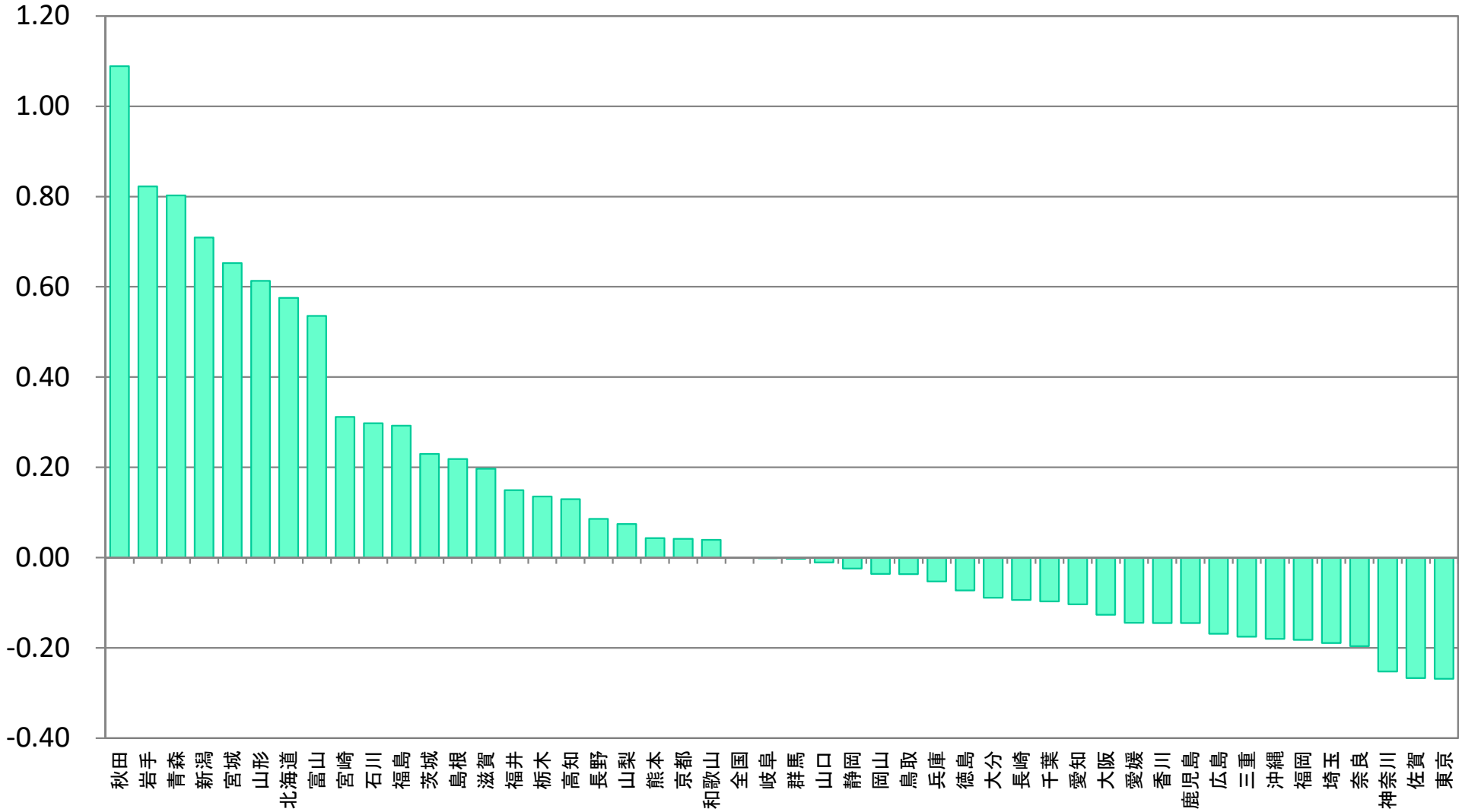
注1）年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たりチアジド系利尿薬の薬剤料（2017年度）



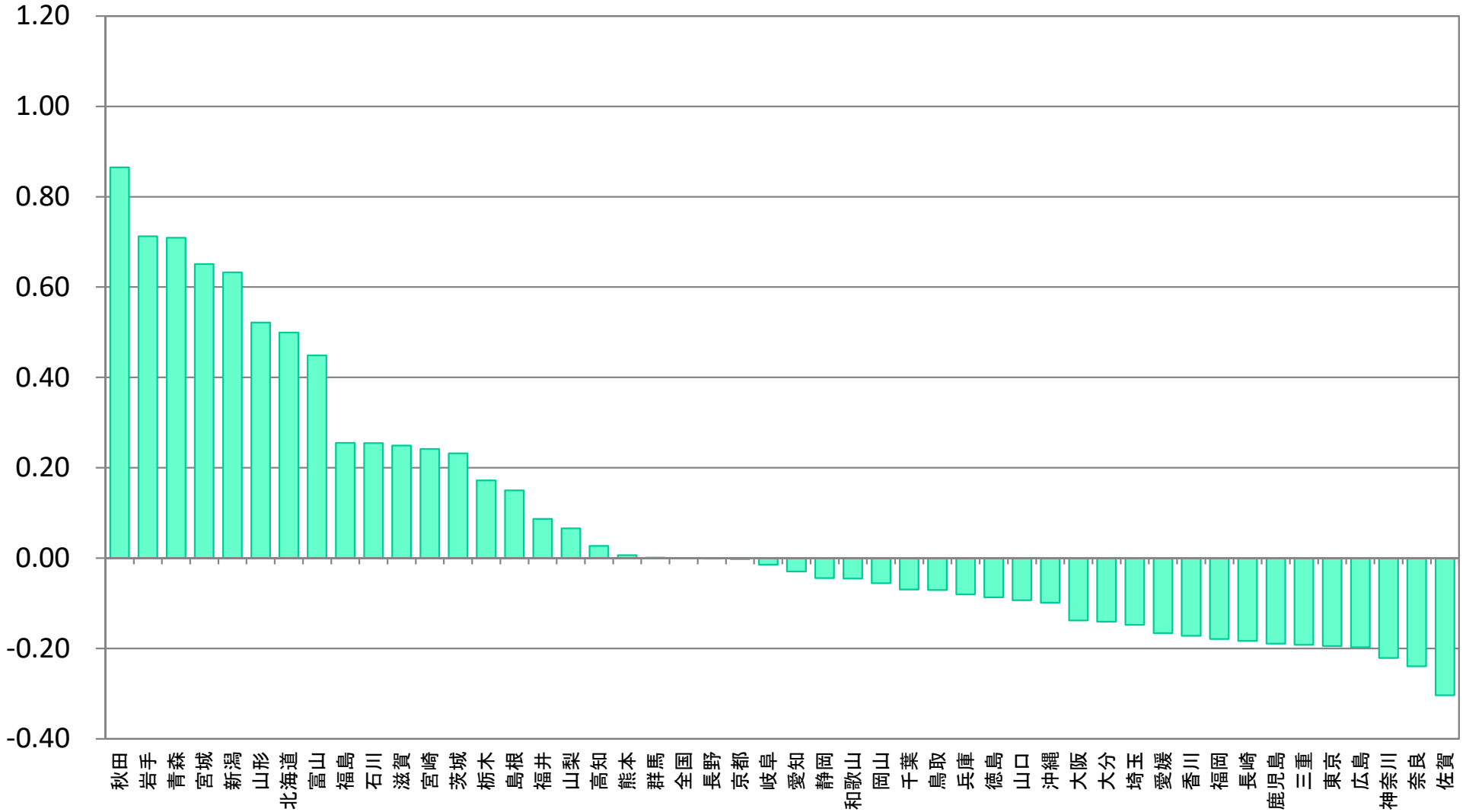
注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たりチアジド系利尿薬の薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」を表示している。

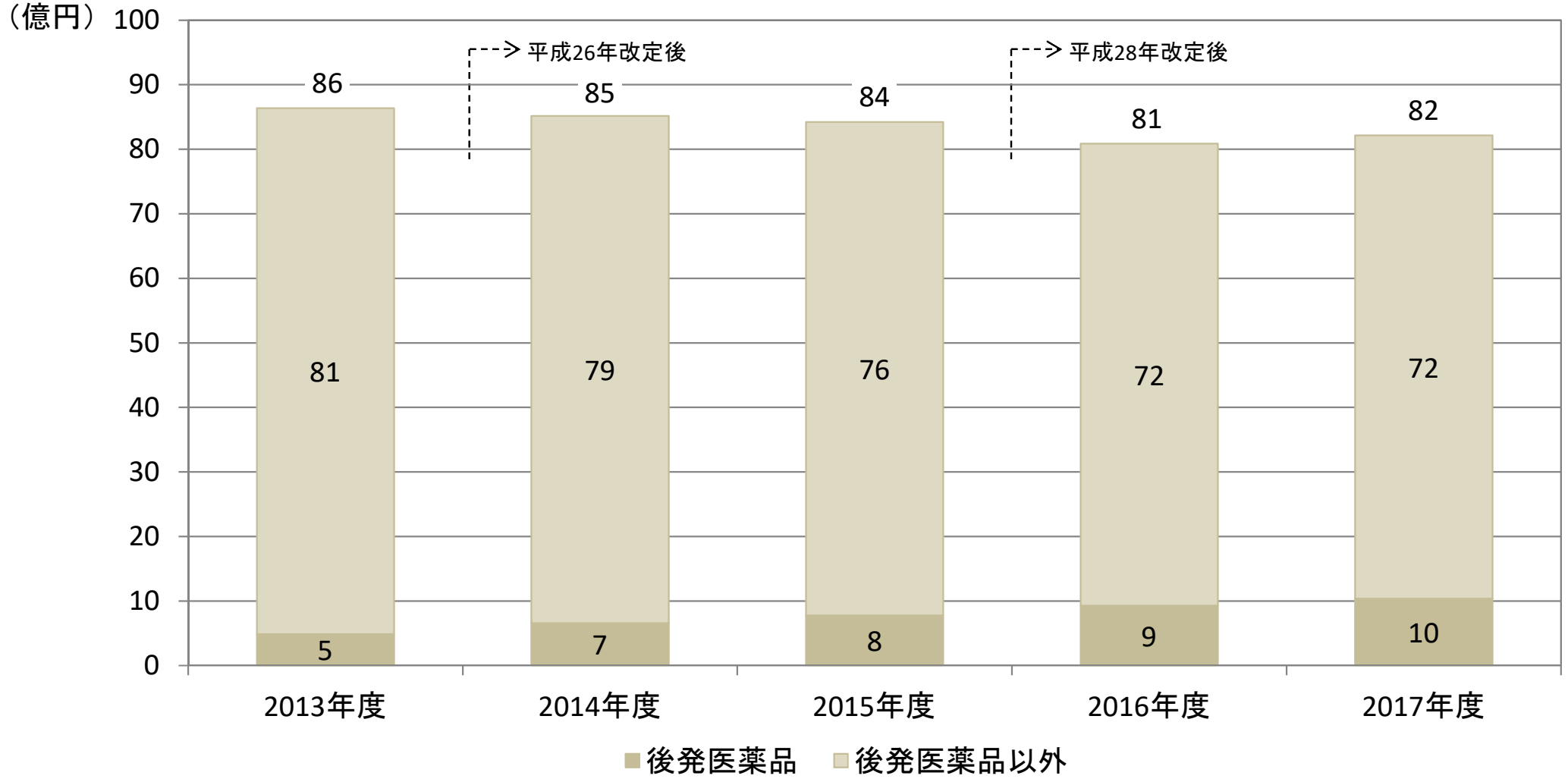
都道府県別処方箋１枚当たりチアジド系利尿薬の薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」の年齢調整後の「（地域差指数）－1」を表示している。

アルドステロン受容体拮抗薬の薬剤料の推移

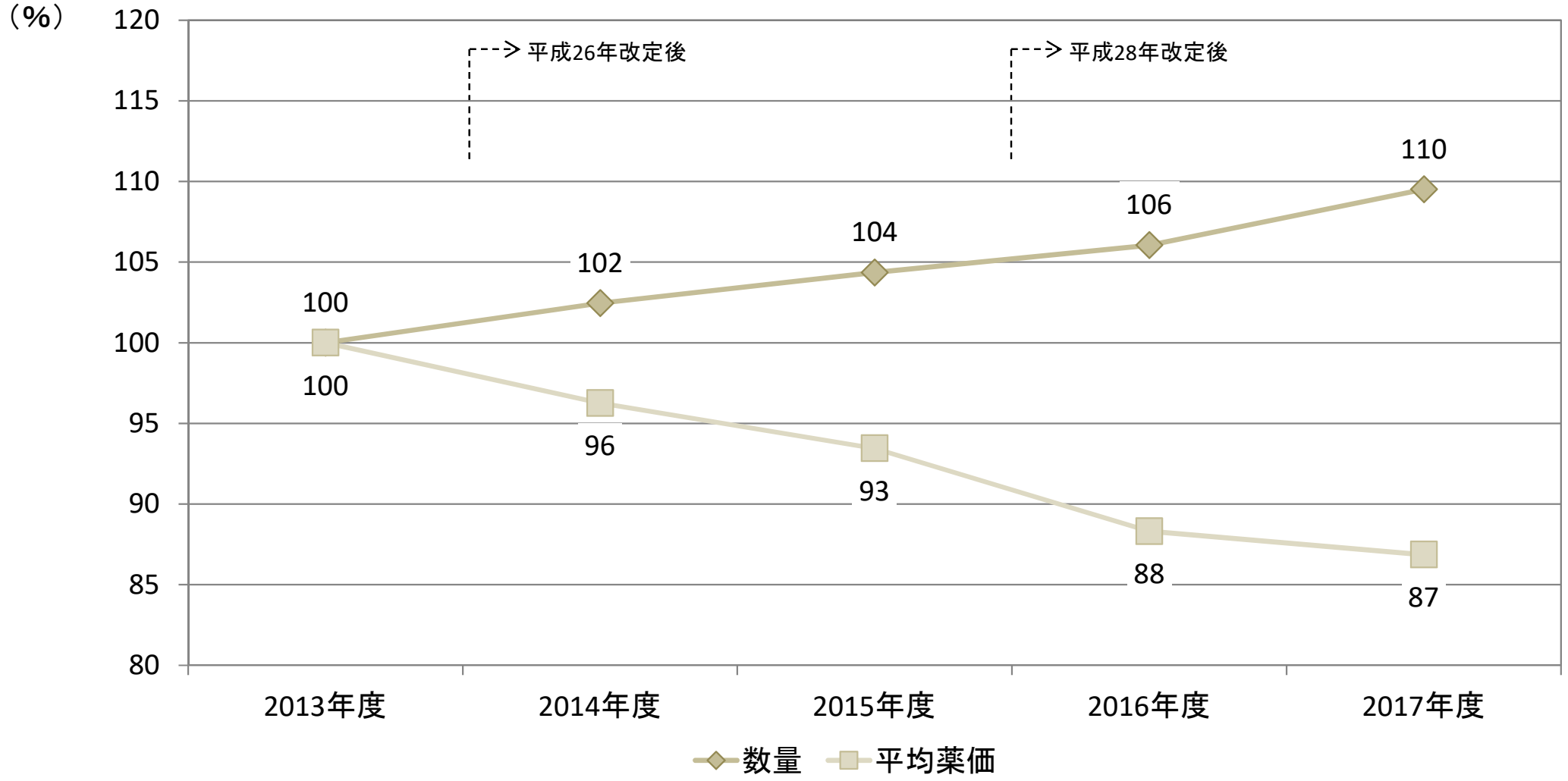
○　2013年度以降のアルドステロン受容体拮抗薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品の薬剤料は上昇傾向にあり、全体としてはおおむね横ばいとなっている。



注）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

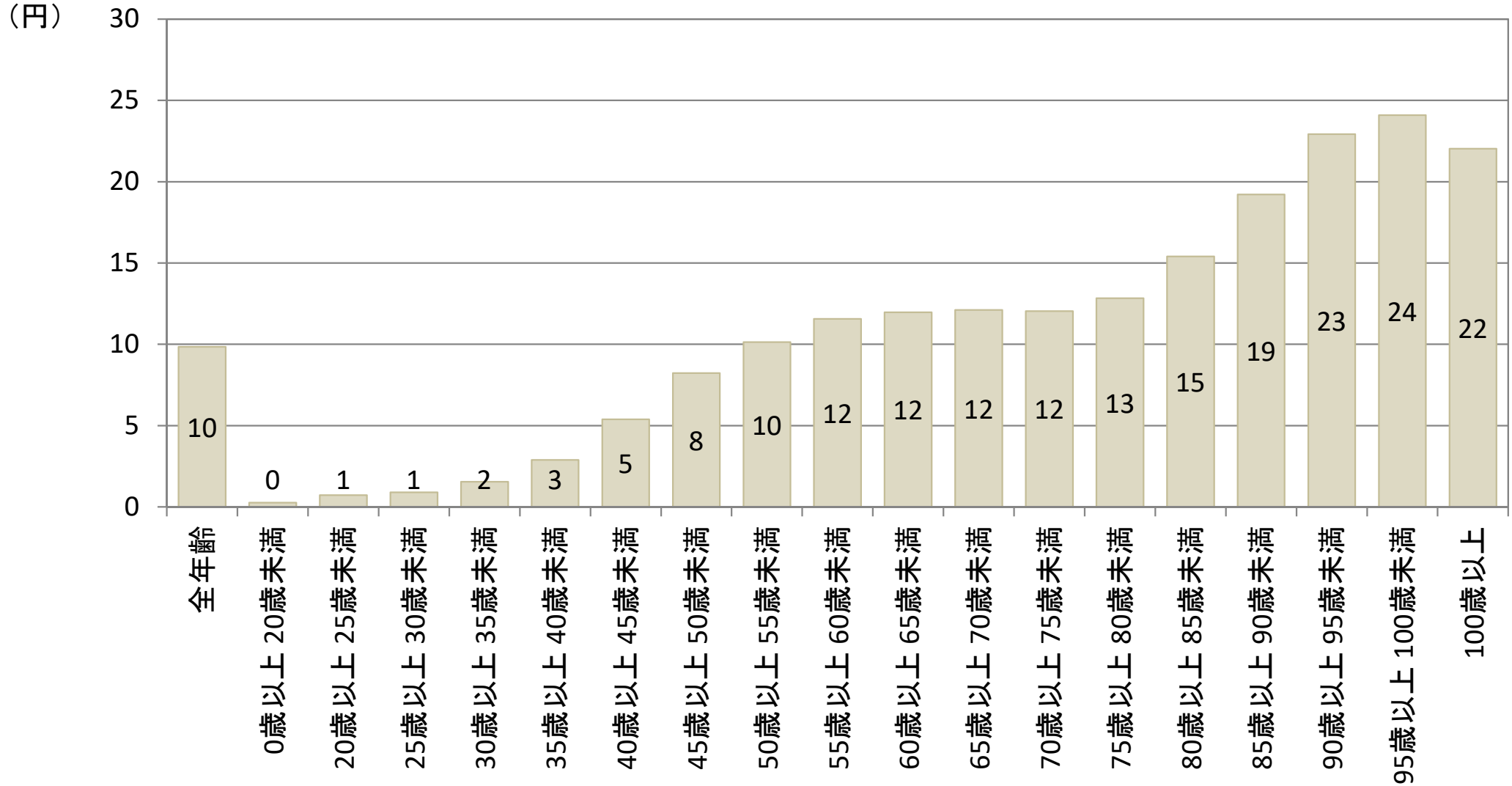
アルドステロン受容体拮抗薬の数量と平均薬価の推移

○　2013年度以降のアルドステロン受容体拮抗薬の数量と平均薬価の推移を見ると、数量は上昇傾向にあり、平均薬価は減少傾向にある。



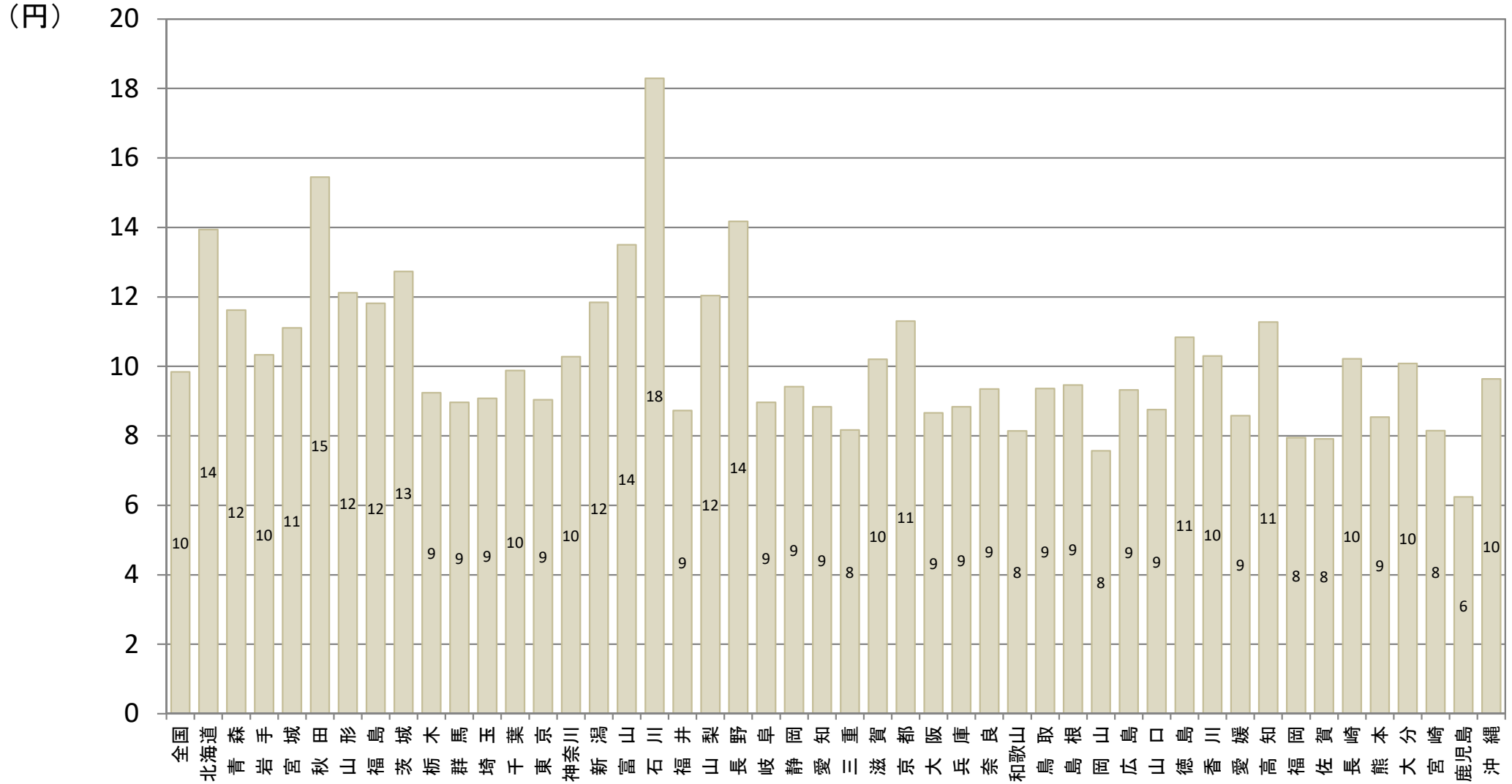
注1）「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2）「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
注3）2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋１枚当たり
アルドステロン受容体拮抗薬の薬剤料（2017年度）



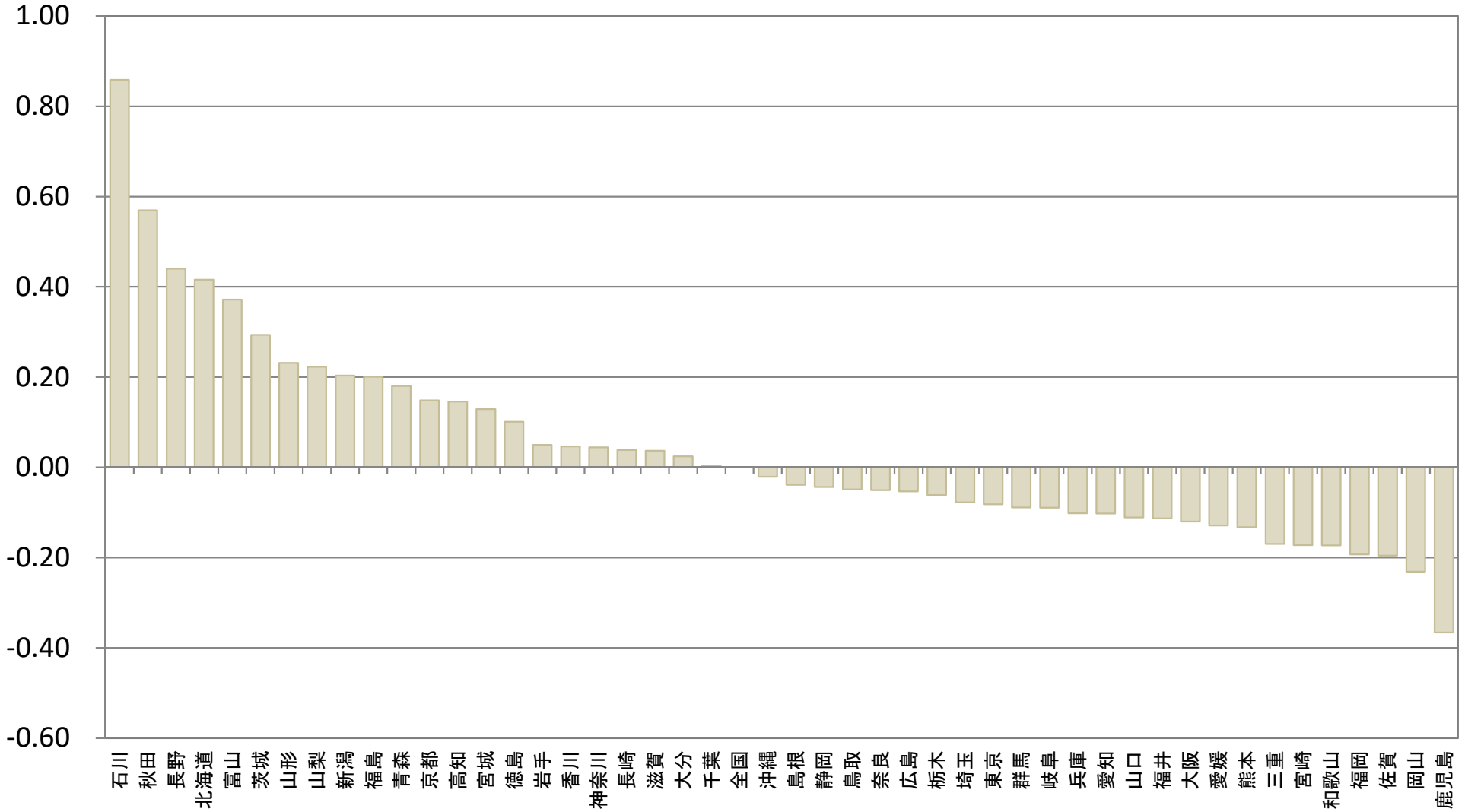
注1）年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たり
アルドステロン受容体拮抗薬の薬剤料（2017年度）



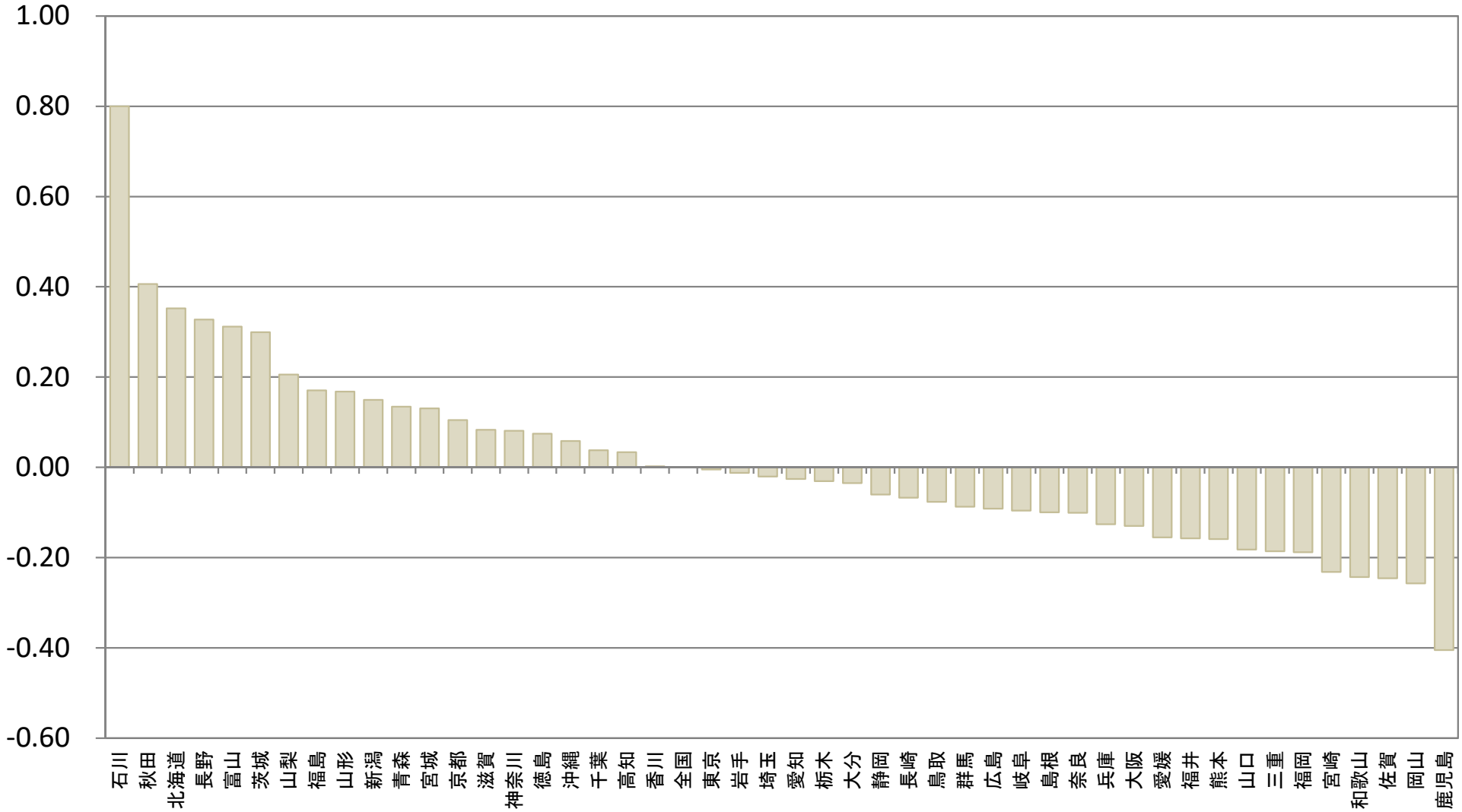
注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たりアルドステロン受容体拮抗薬の薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」を表示している。

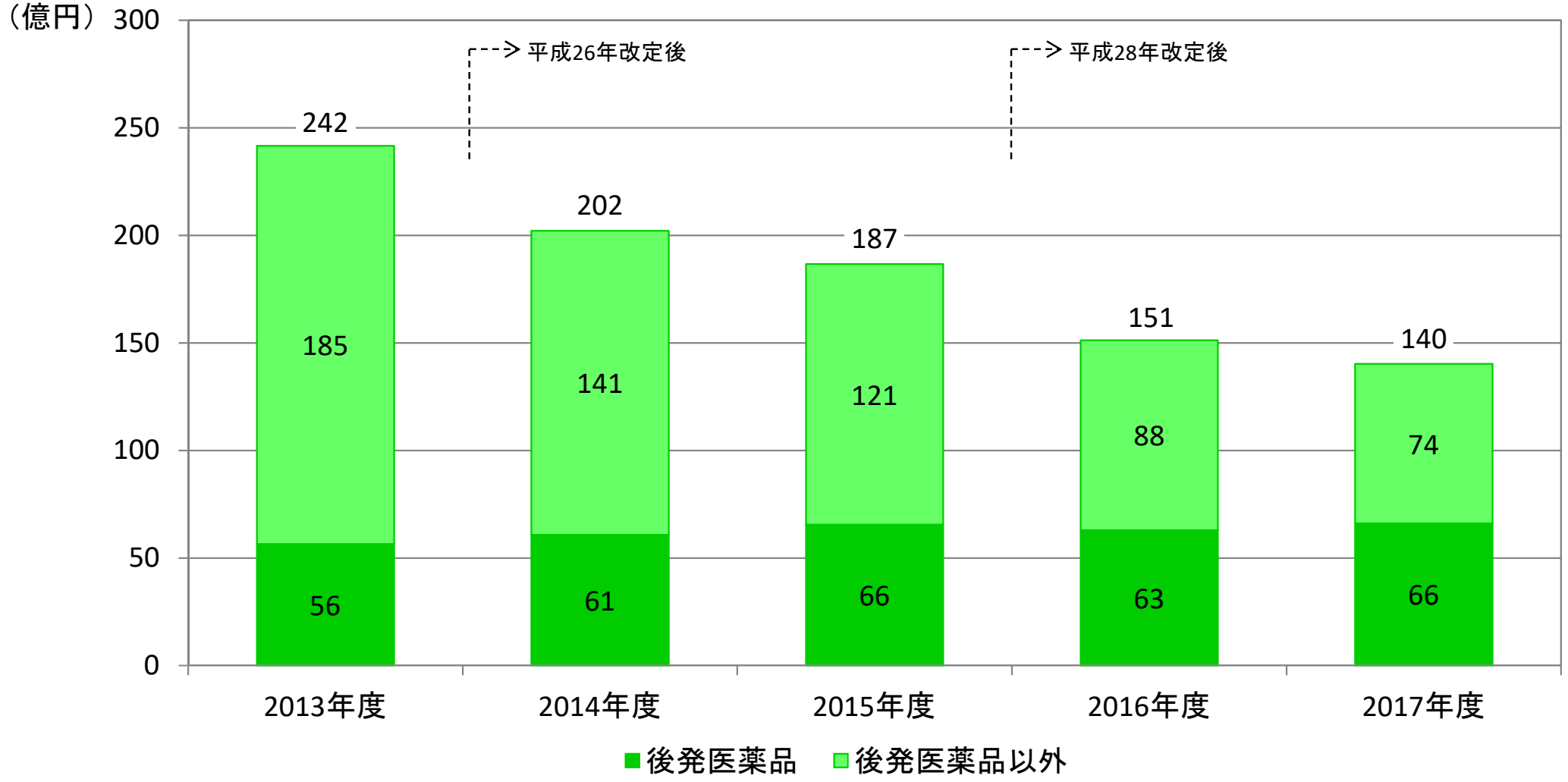
都道府県別処方箋１枚当たりアルドステロン受容体拮抗薬の薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」の年齢調整後の「（地域差指数）－1」を表示している。

ACE阻害薬の薬剤料の推移

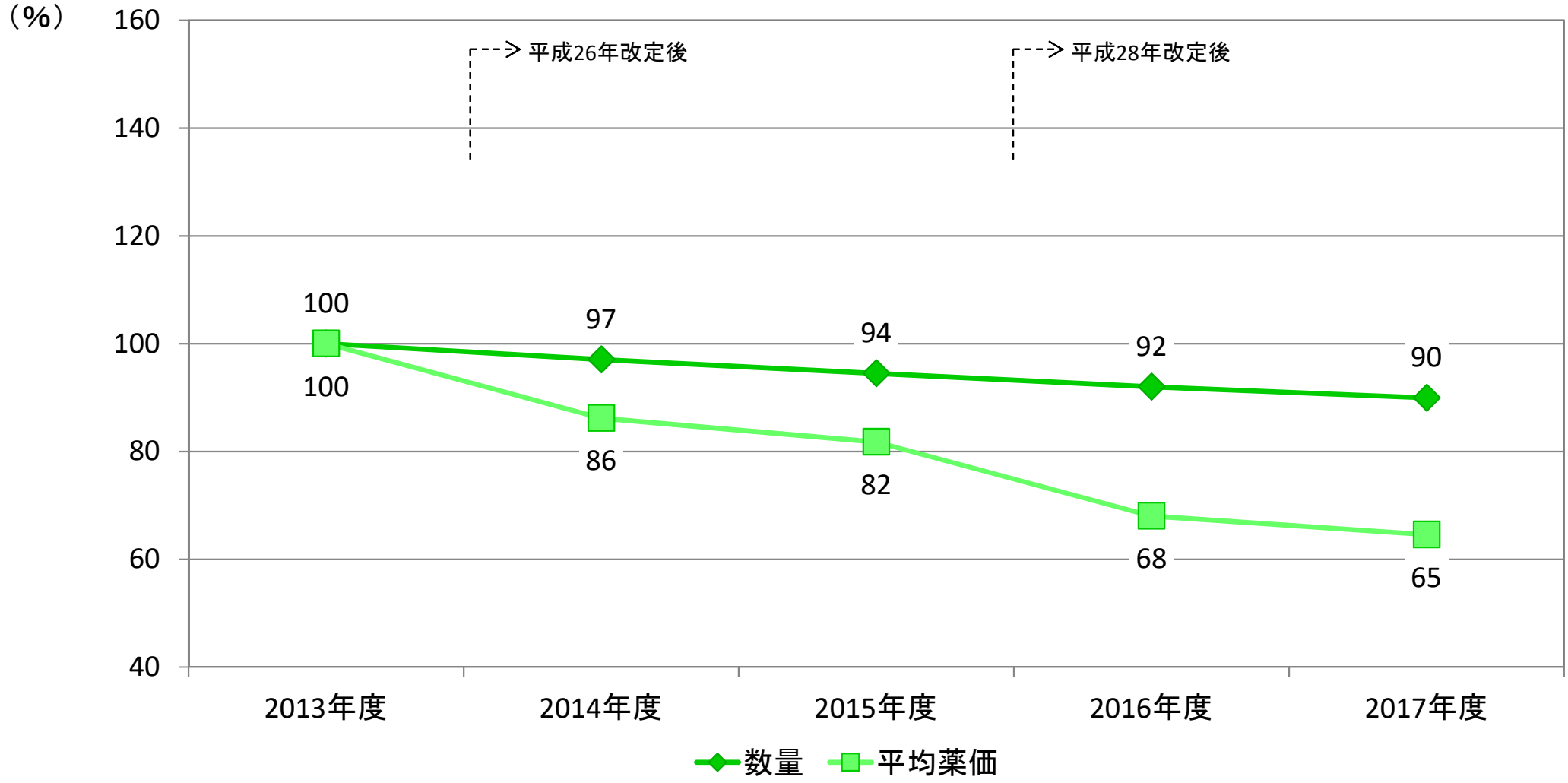
○　2013年度以降のACE阻害薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品の薬剤料はおおむね一定となっており、全体としては減少傾向となっている。



注）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

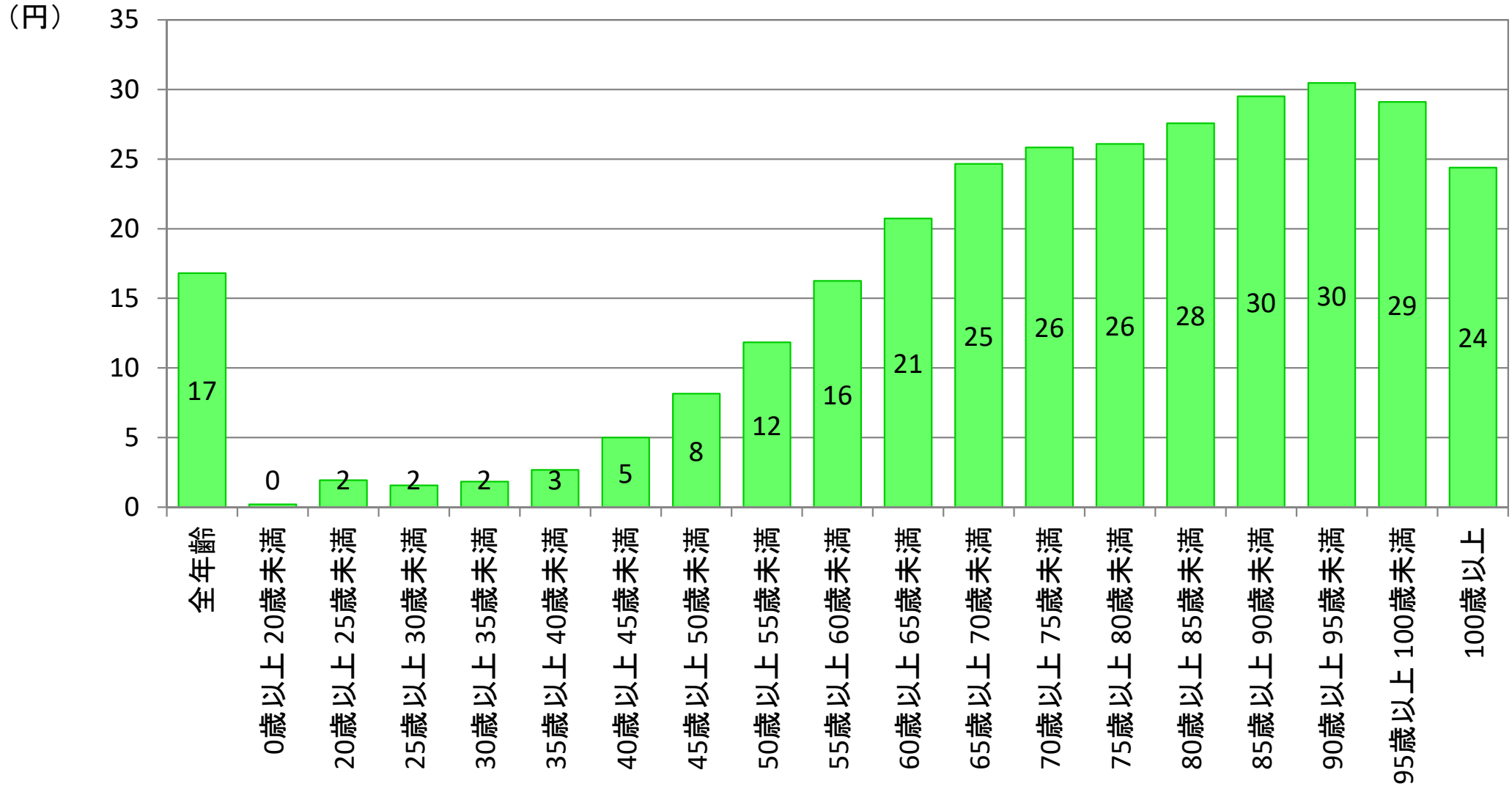
ACE阻害薬の数量と平均薬価の推移

○　2013年度以降のACE阻害薬の数量と平均薬価の推移を見ると、どちらも低下傾向にある。



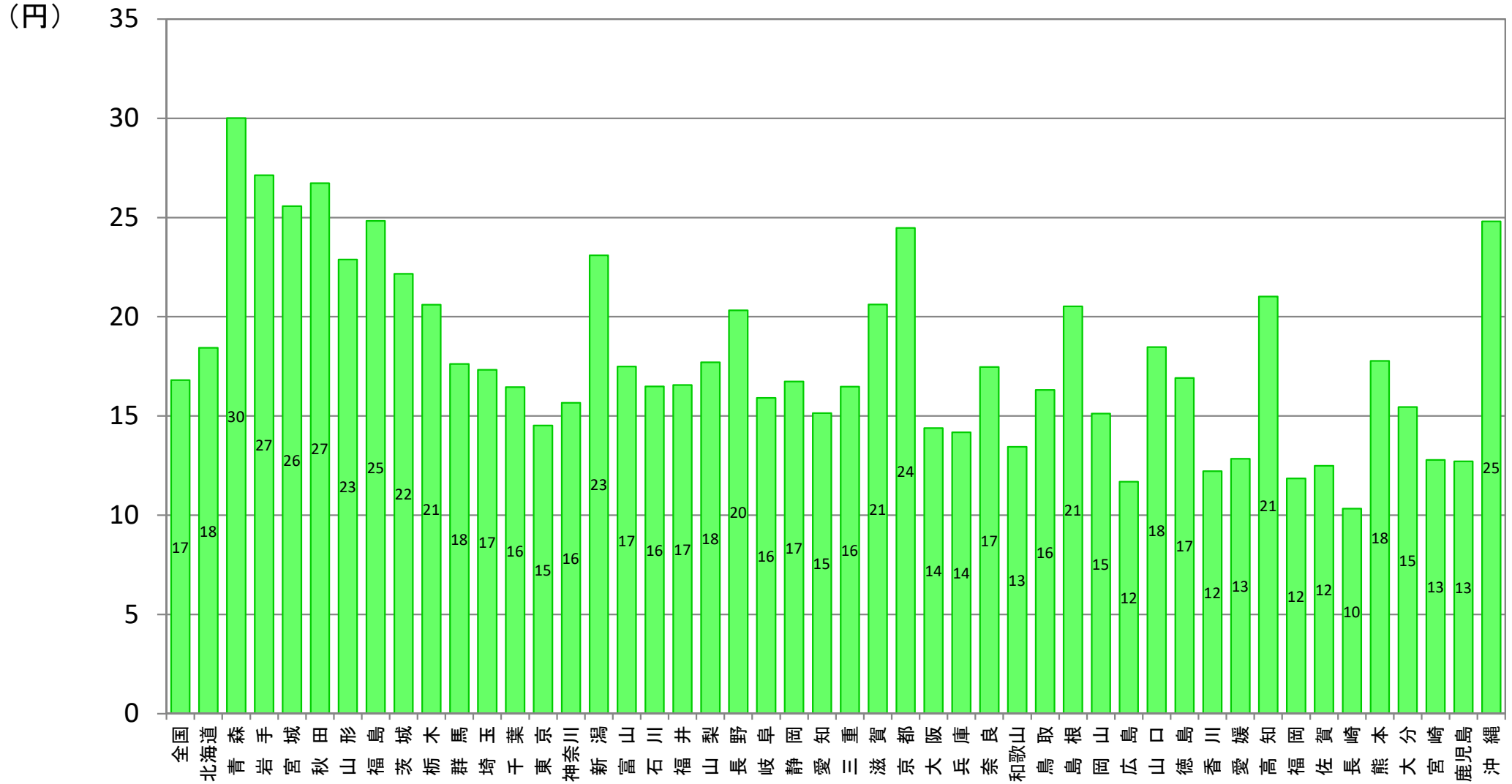
注1）「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2）「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
注3）2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋１枚当たりACE阻害薬の薬剤料（2017年度）



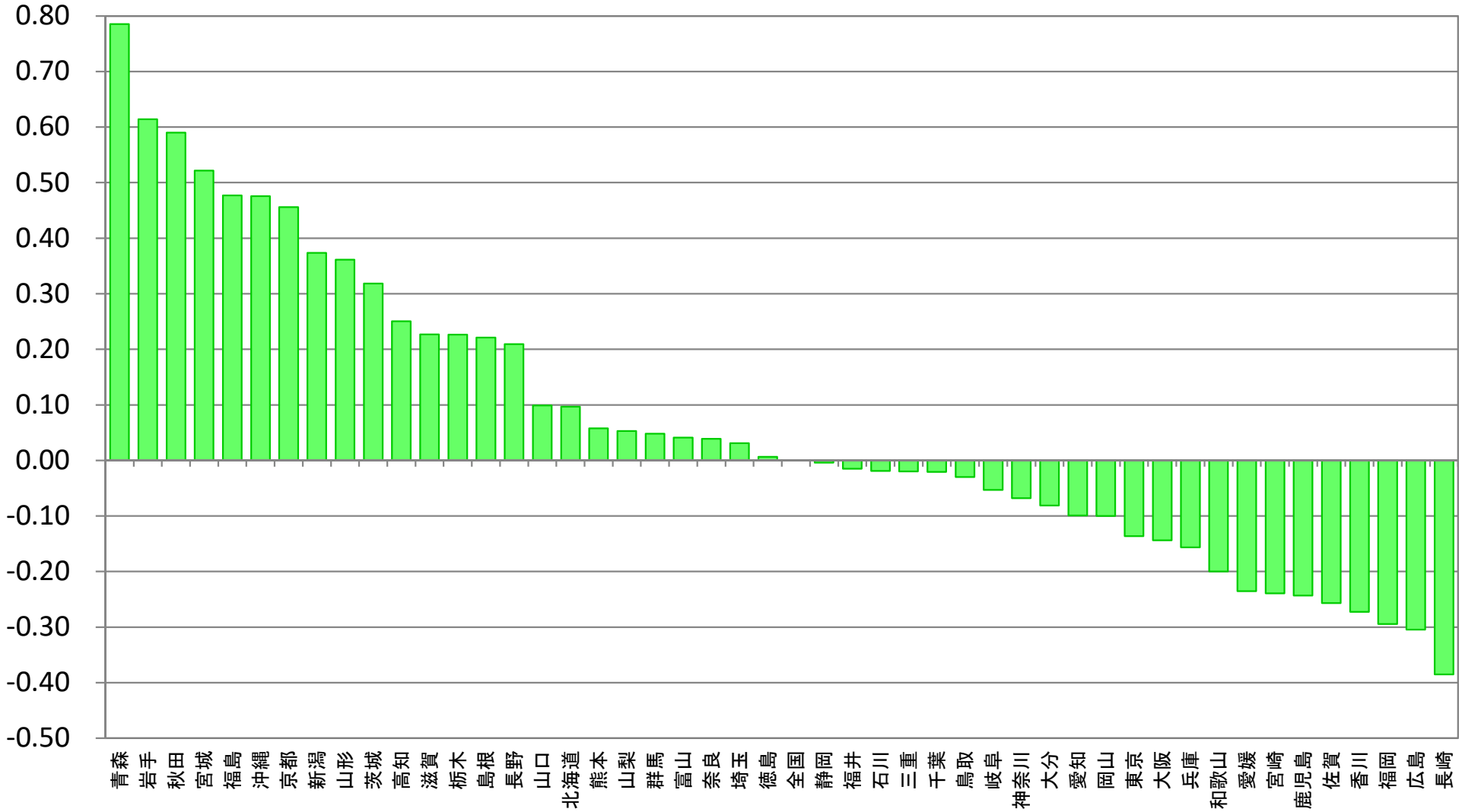
注1）年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たりACE阻害薬の薬剤料（2017年度）



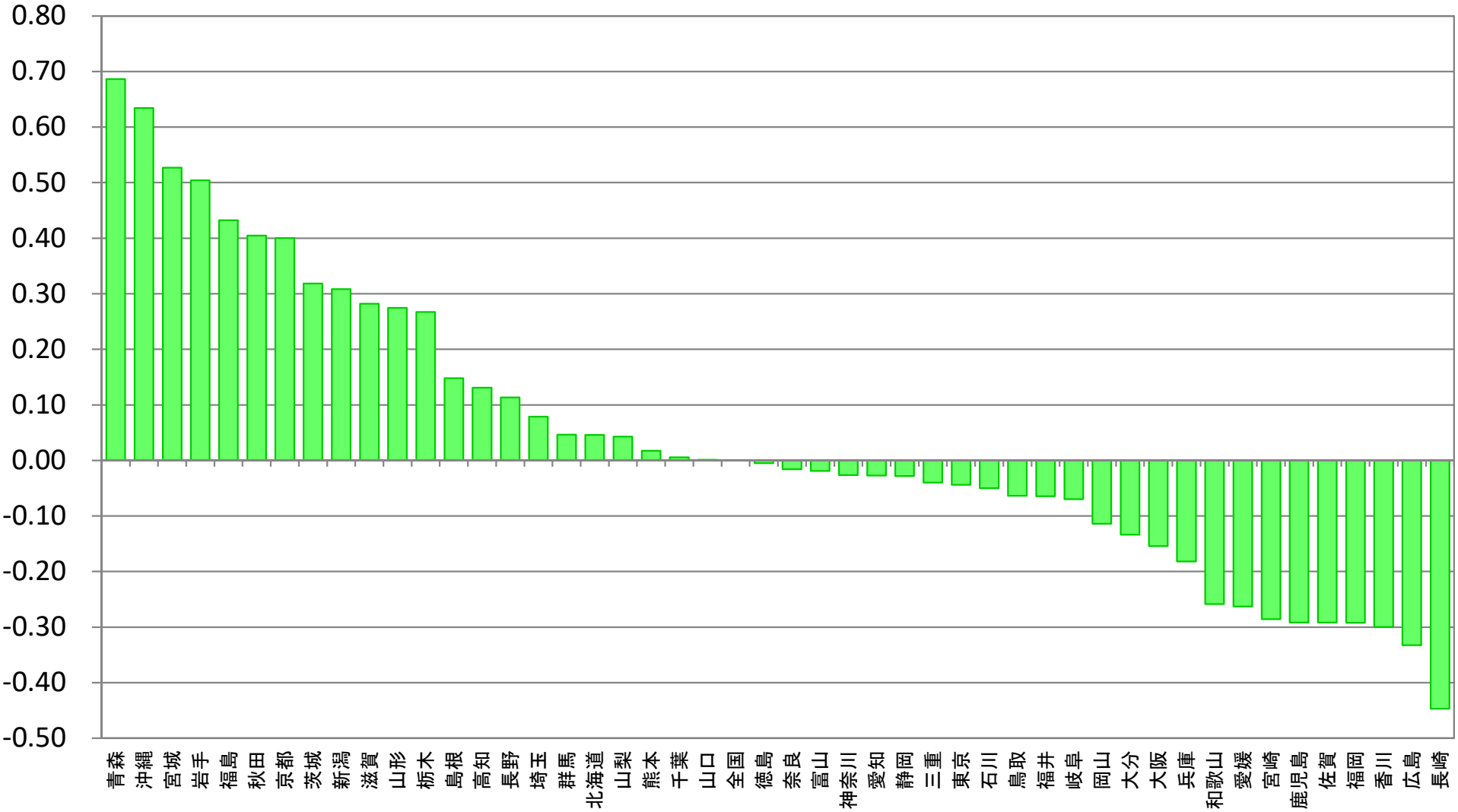
注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たりACE阻害薬の薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」を表示している。

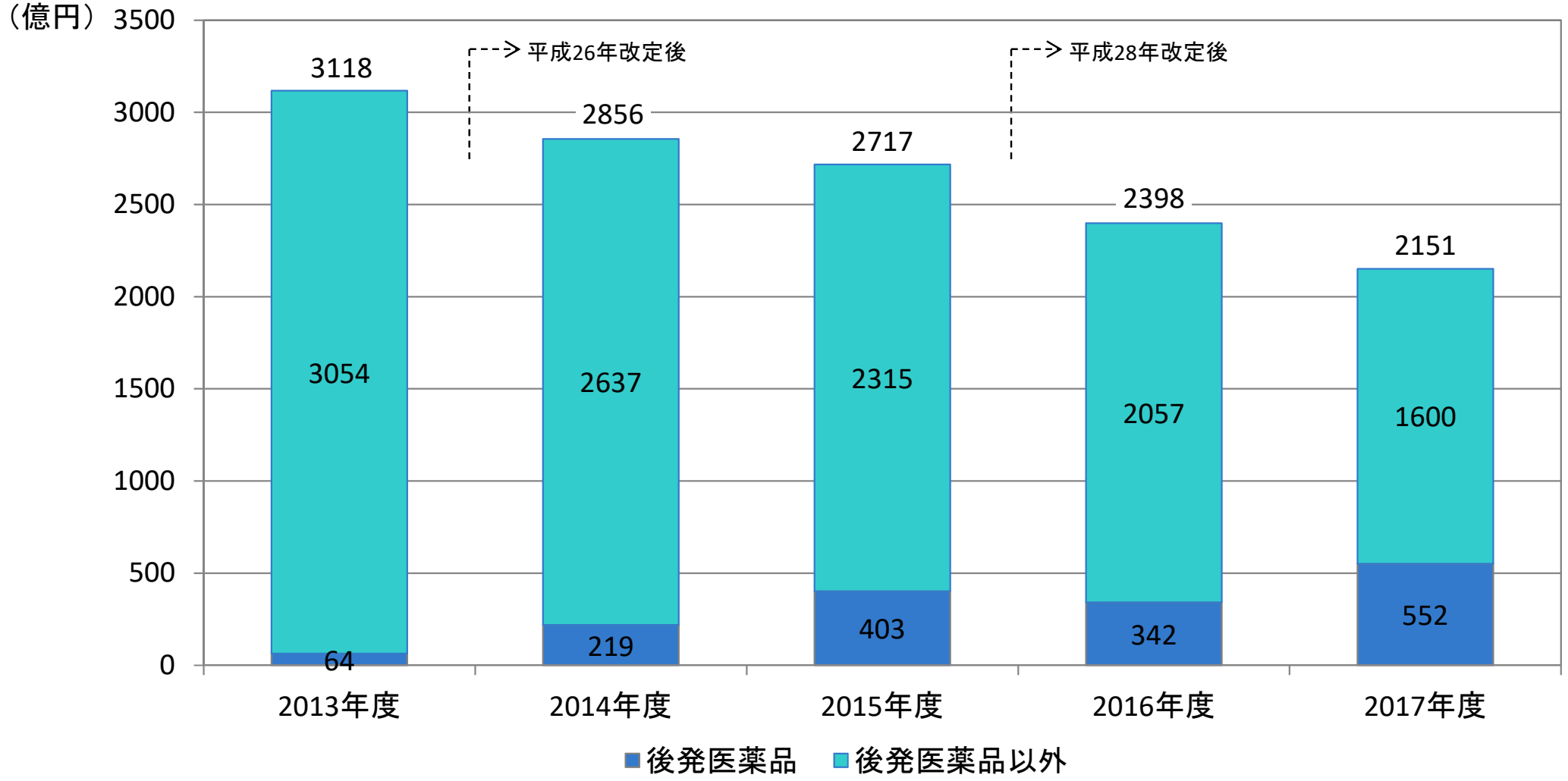
都道府県別処方箋１枚当たりACE阻害薬の薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」の年齢調整後の「（地域差指数）－1」を表示している。

ARBの薬剤料の推移

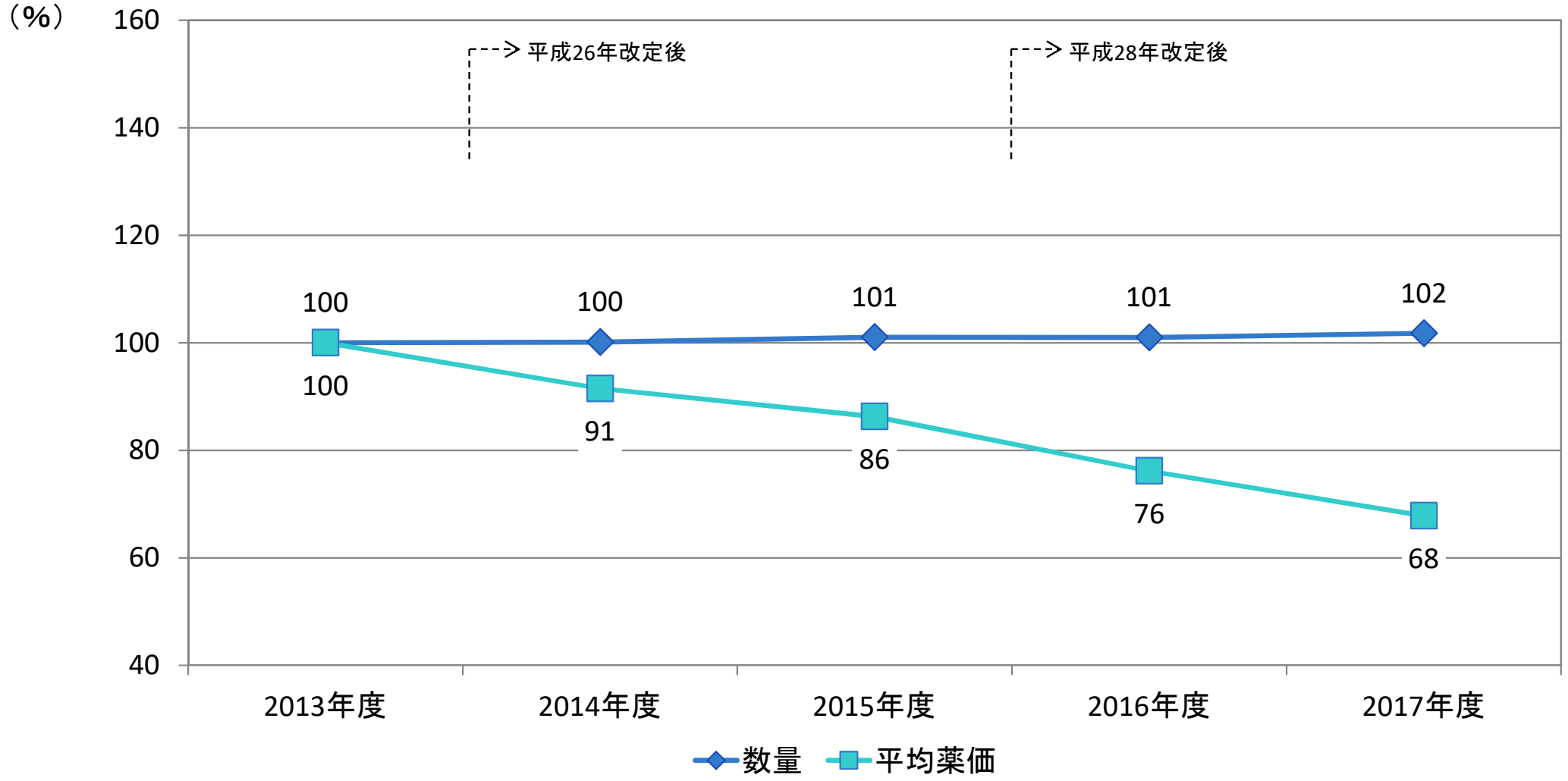
○　2013年度以降のARBの薬剤料の推移を見ると、後発医薬品の薬剤料は上下しており、全体としては減少傾向となっている。



注）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

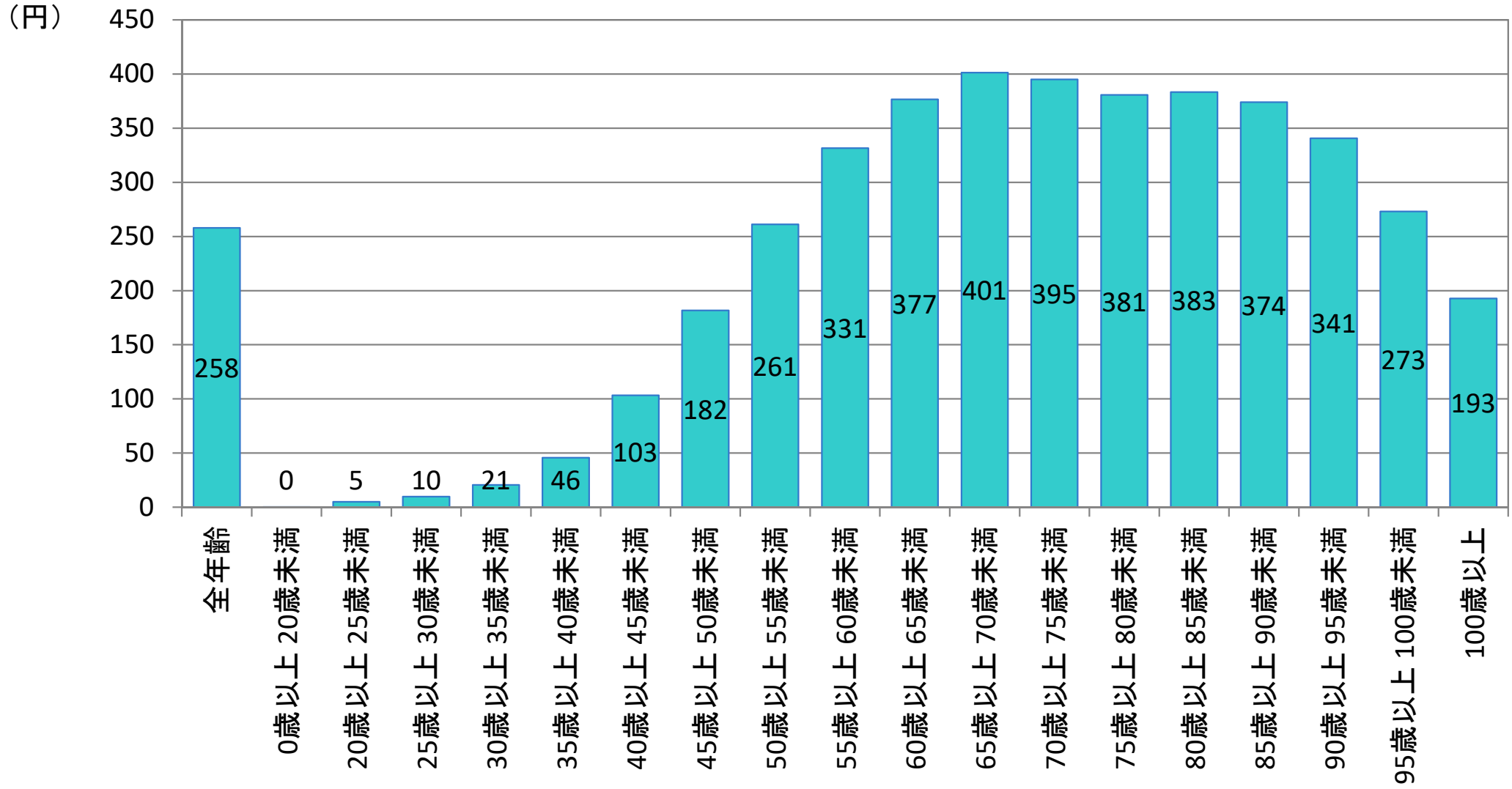
ARBの数量と平均薬価の推移

○　2013年度以降のARBの数量と平均薬価の推移を見ると、数量は横ばい、平均薬価は低下傾向にある。



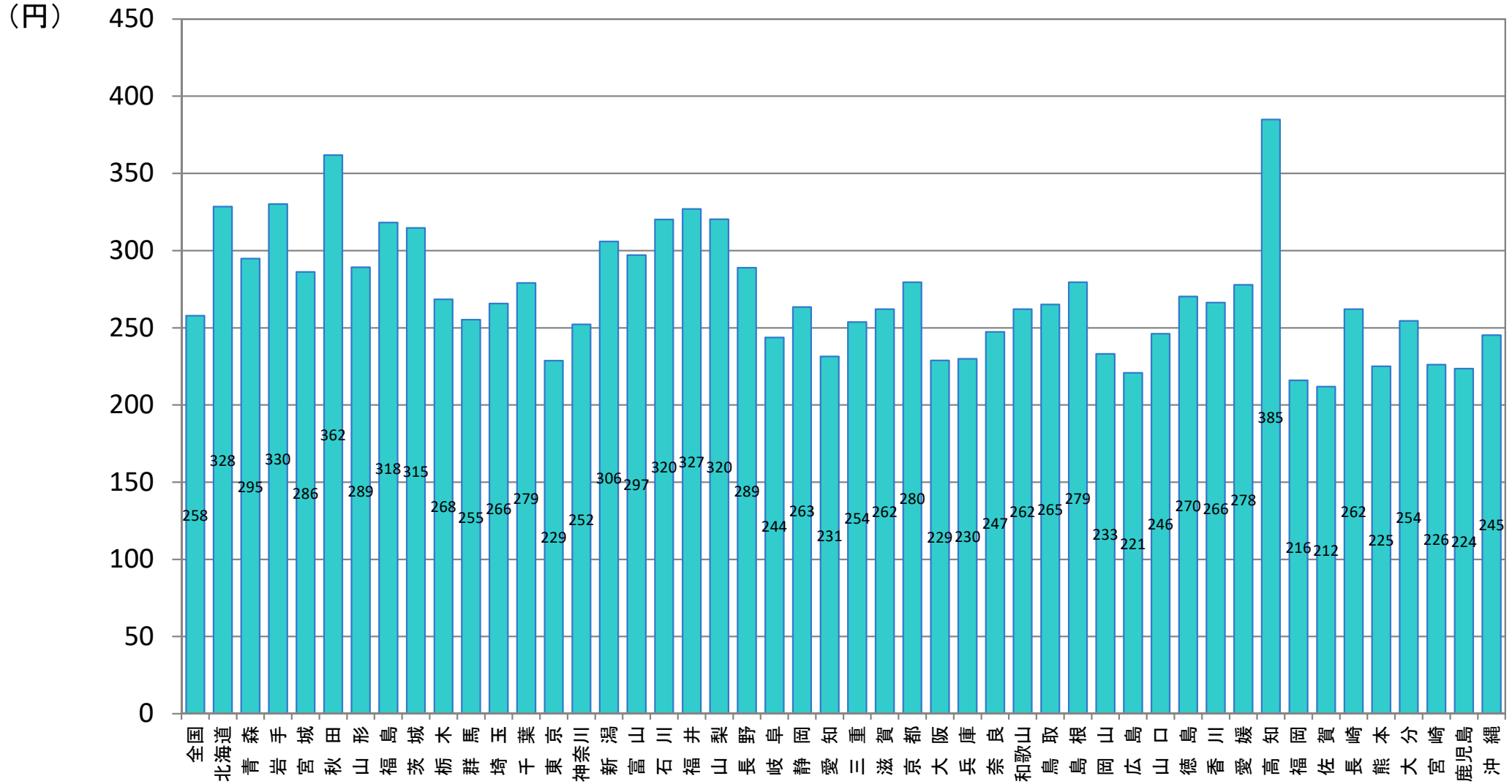
注1）「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2）「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
注3）2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋１枚当たりARBの薬剤料（2017年度）



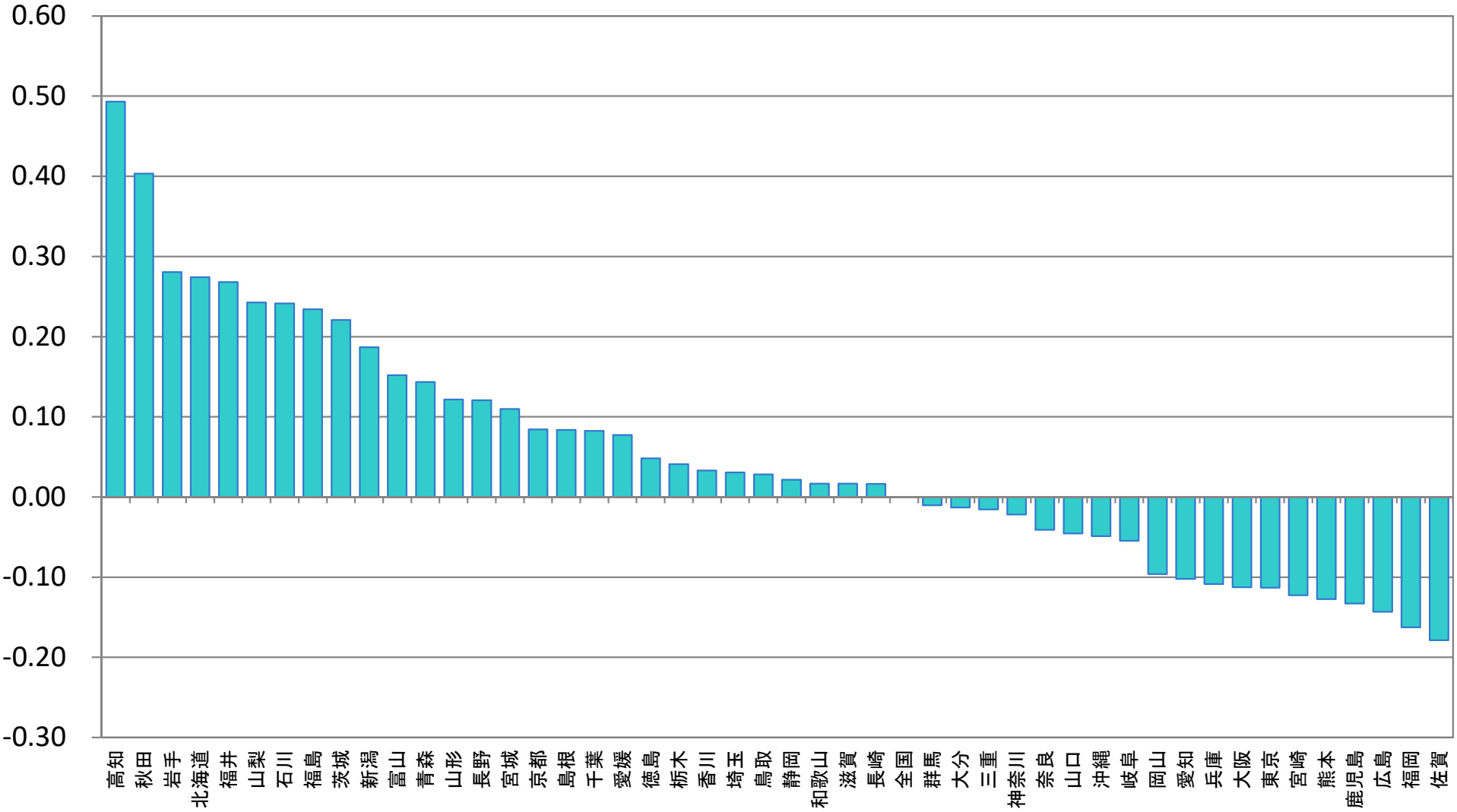
注1）年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たりARBの薬剤料（2017年度）



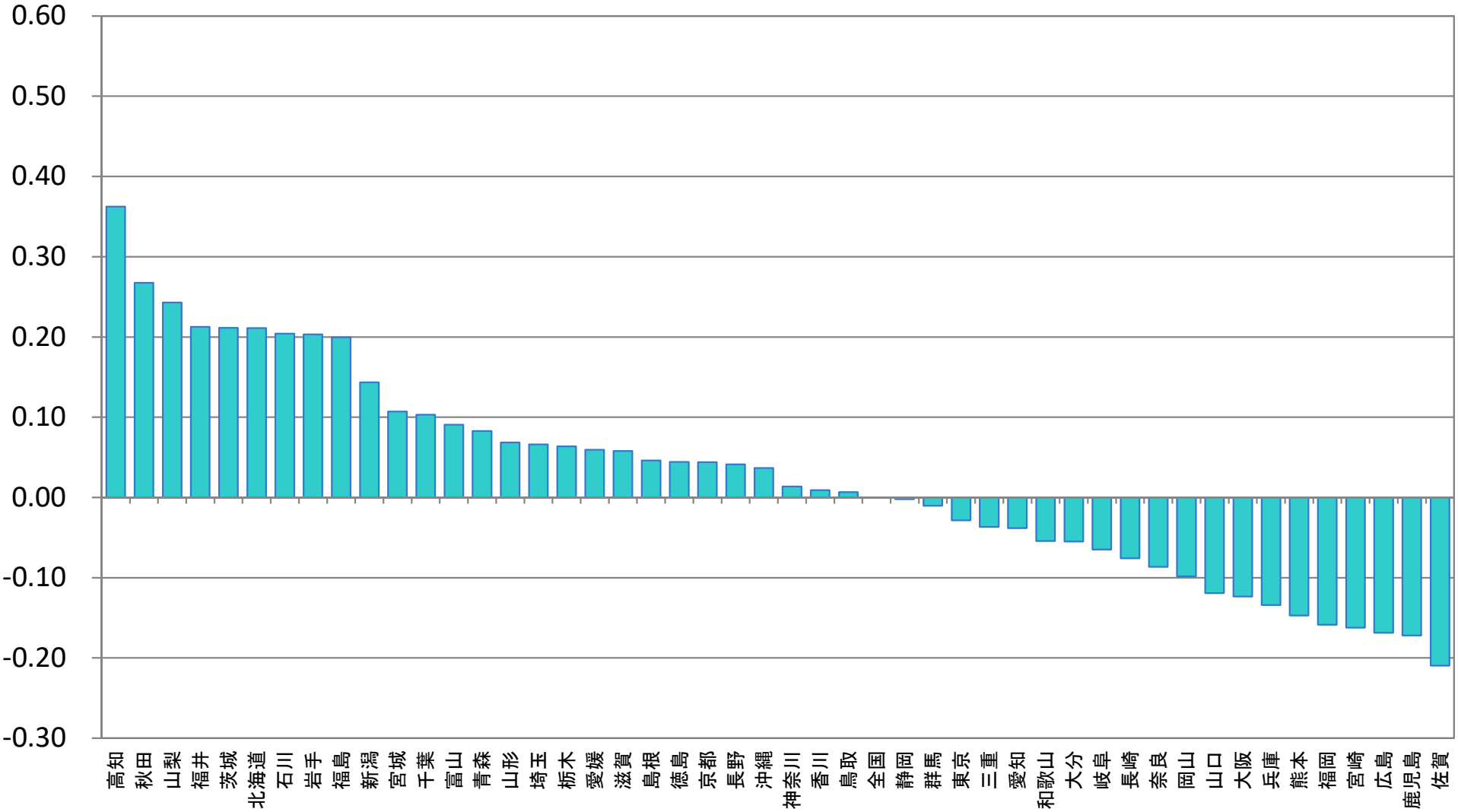
注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たりARBの薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」を表示している。

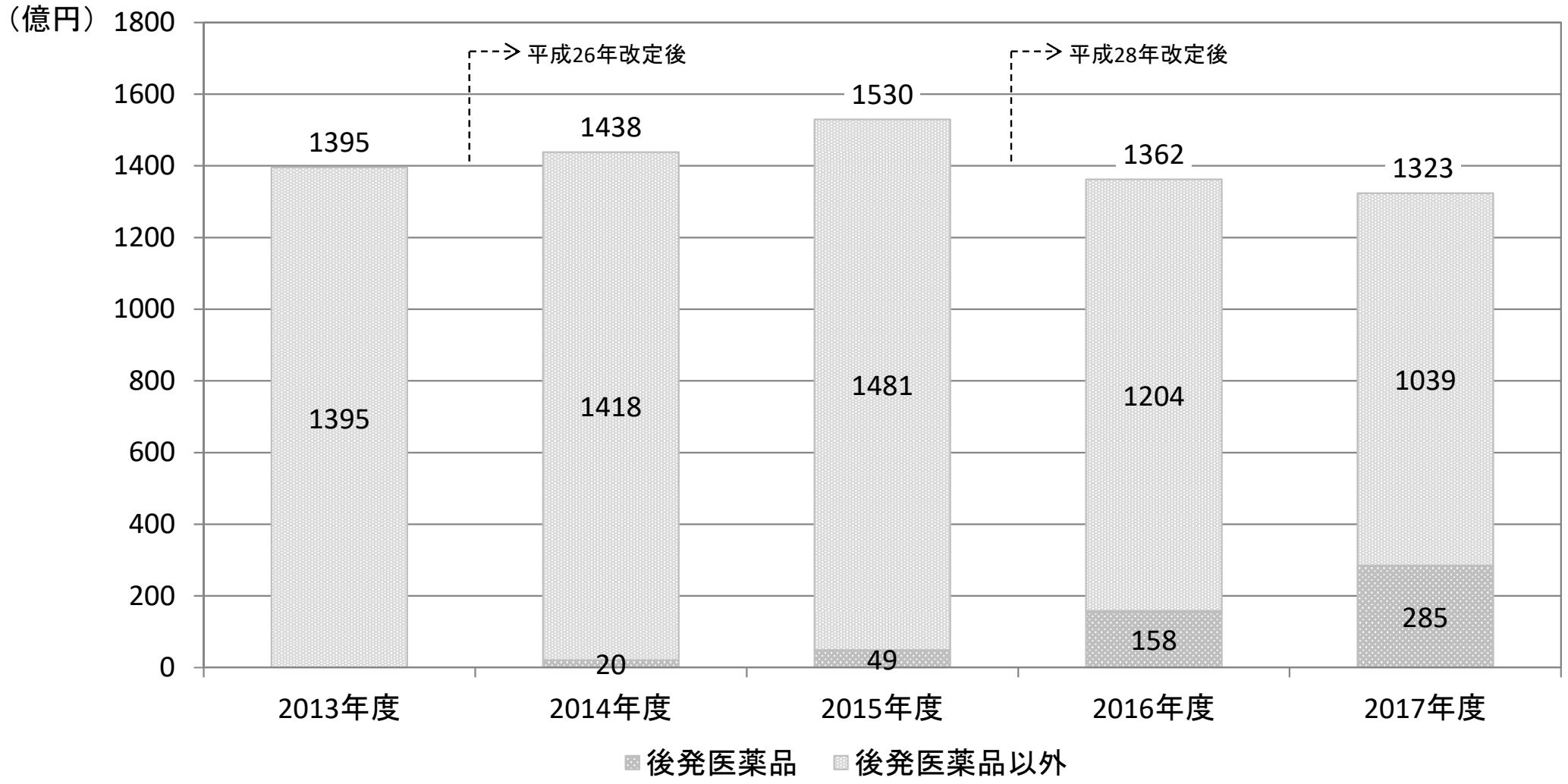
都道府県別処方箋１枚当たりARBの薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」の年齢調整後の「（地域差指数）－1」を表示している。

降圧薬配合剤の薬剤料の推移

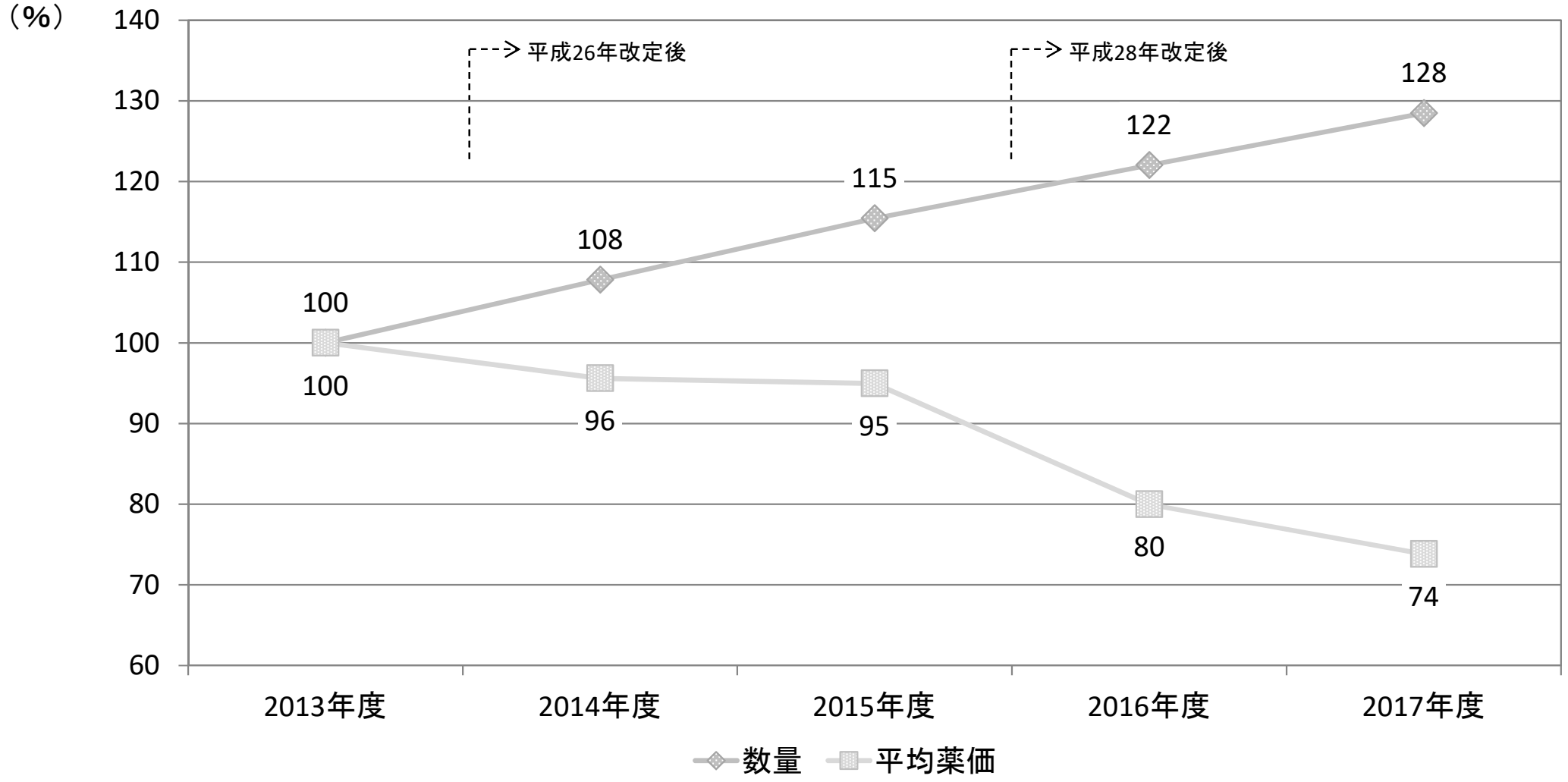
○　2013年度以降の降圧薬配合剤の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品の薬剤料は増加傾向にあり、全体としては2015年度以降は減少傾向となっている。



注）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

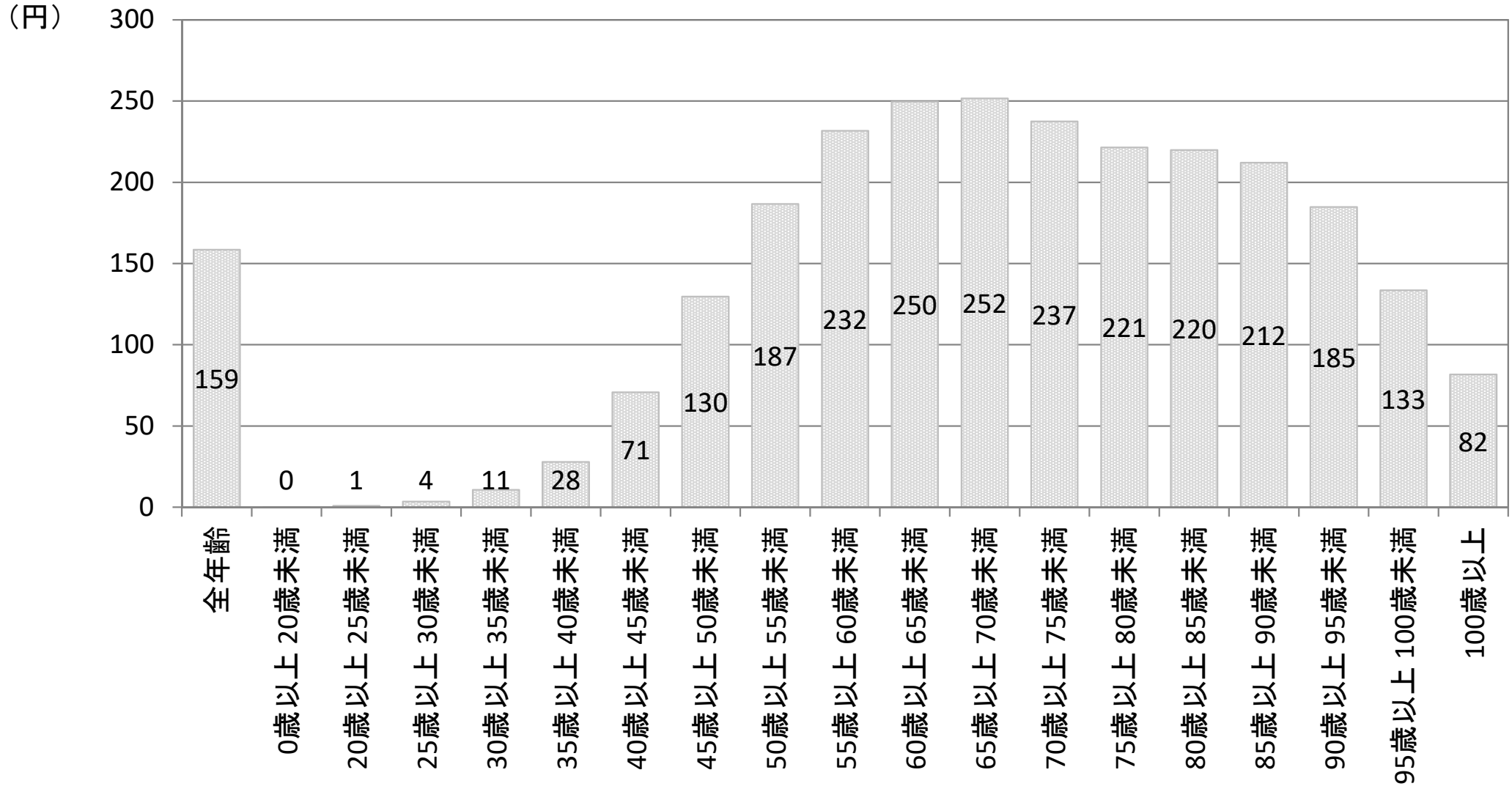
降圧薬配合剤の数量と平均薬価の推移

○　2013年度以降の降圧薬配合剤の数量と平均薬価の推移を見ると、数量は上昇傾向にあり、平均薬価は減少傾向にある。



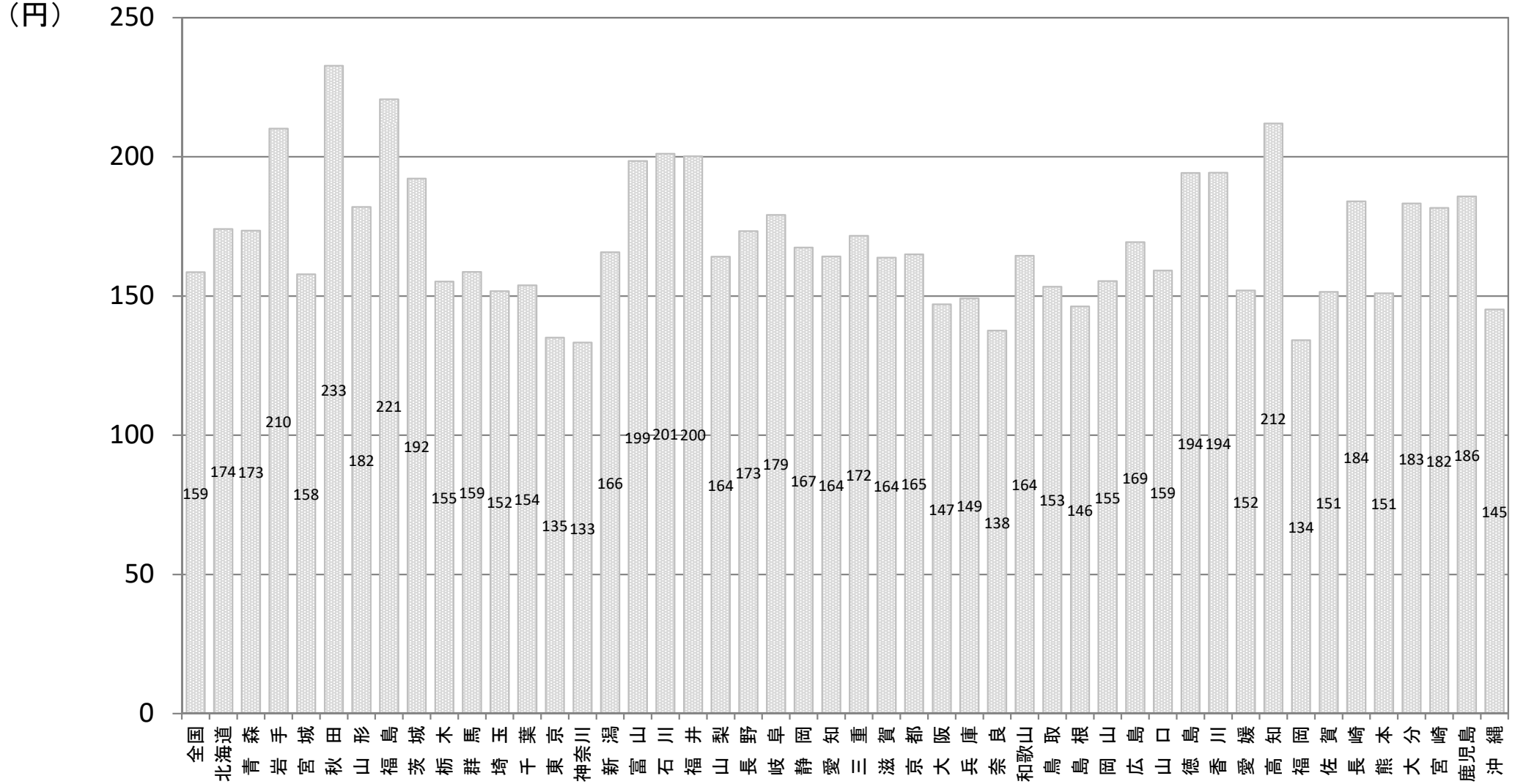
注1）「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2）「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
注3）2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋１枚当たり降圧薬配合剤の薬剤料（2017年度）



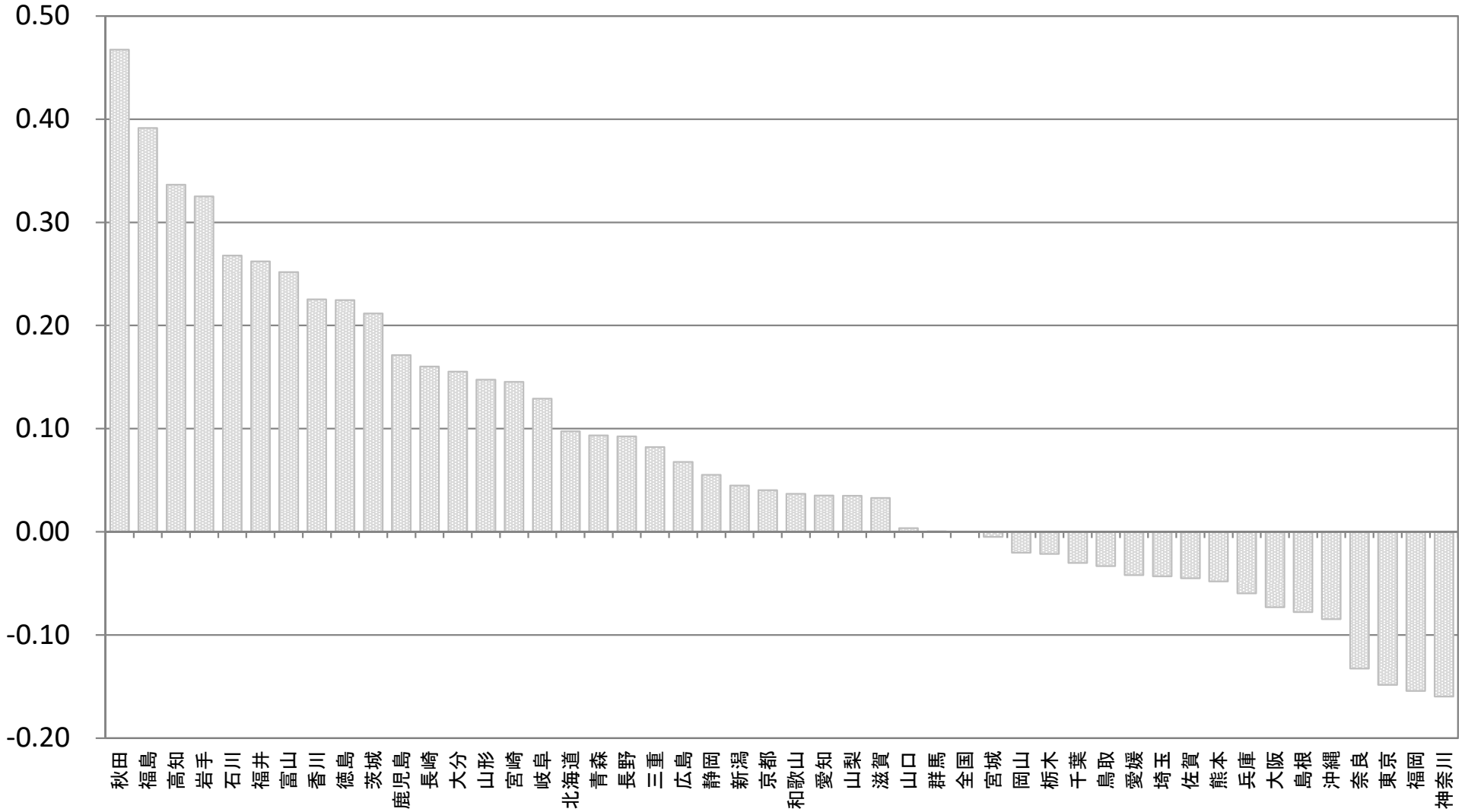
注1）年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たり降圧薬配合剤の薬剤料（2017年度）



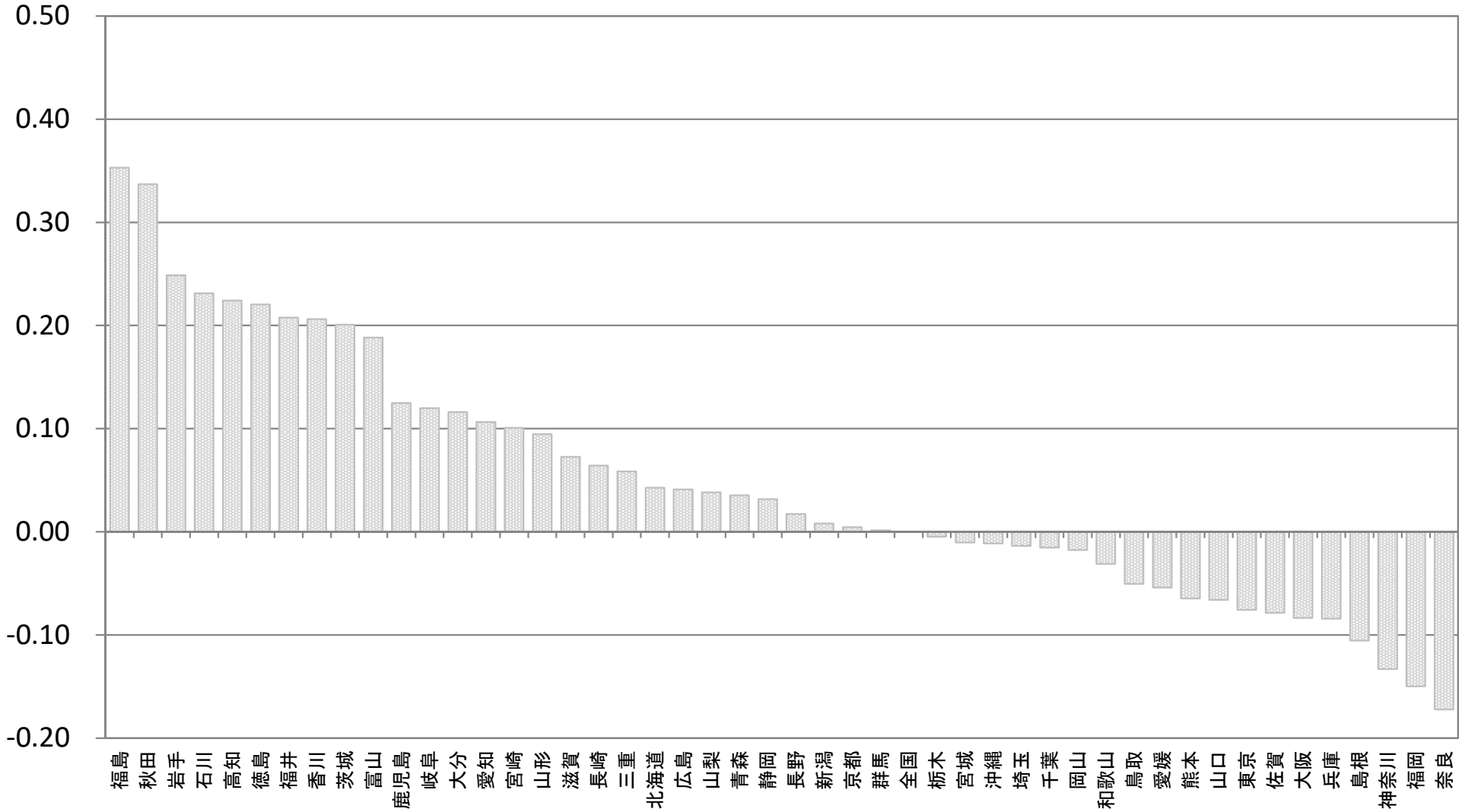
注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たり降圧配合剤の薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」を表示している。

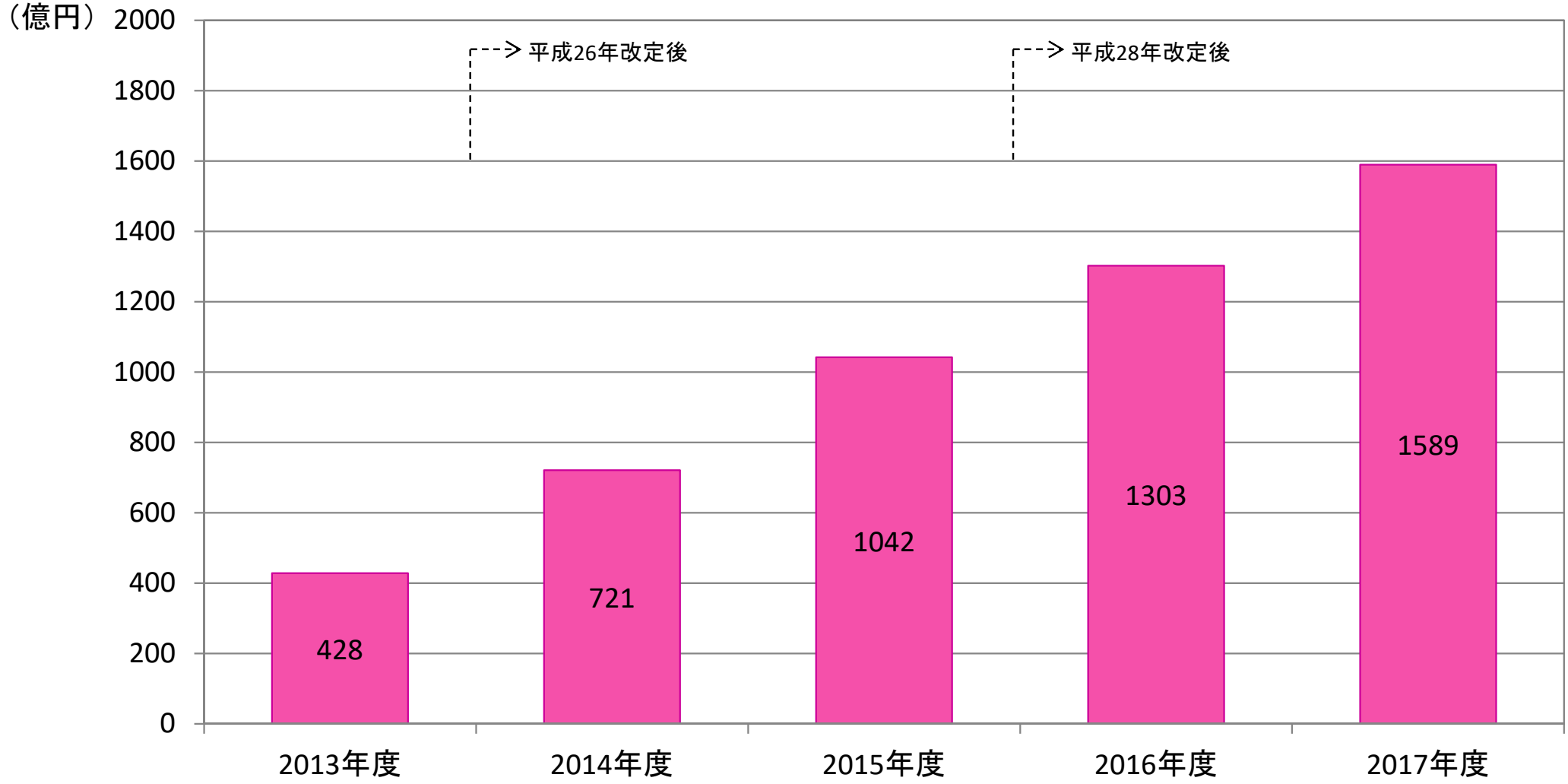
都道府県別処方箋１枚当たり降圧配合剤の薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」の年齢調整後の「（地域差指数）－1」を表示している。

DOACの薬剤料の推移

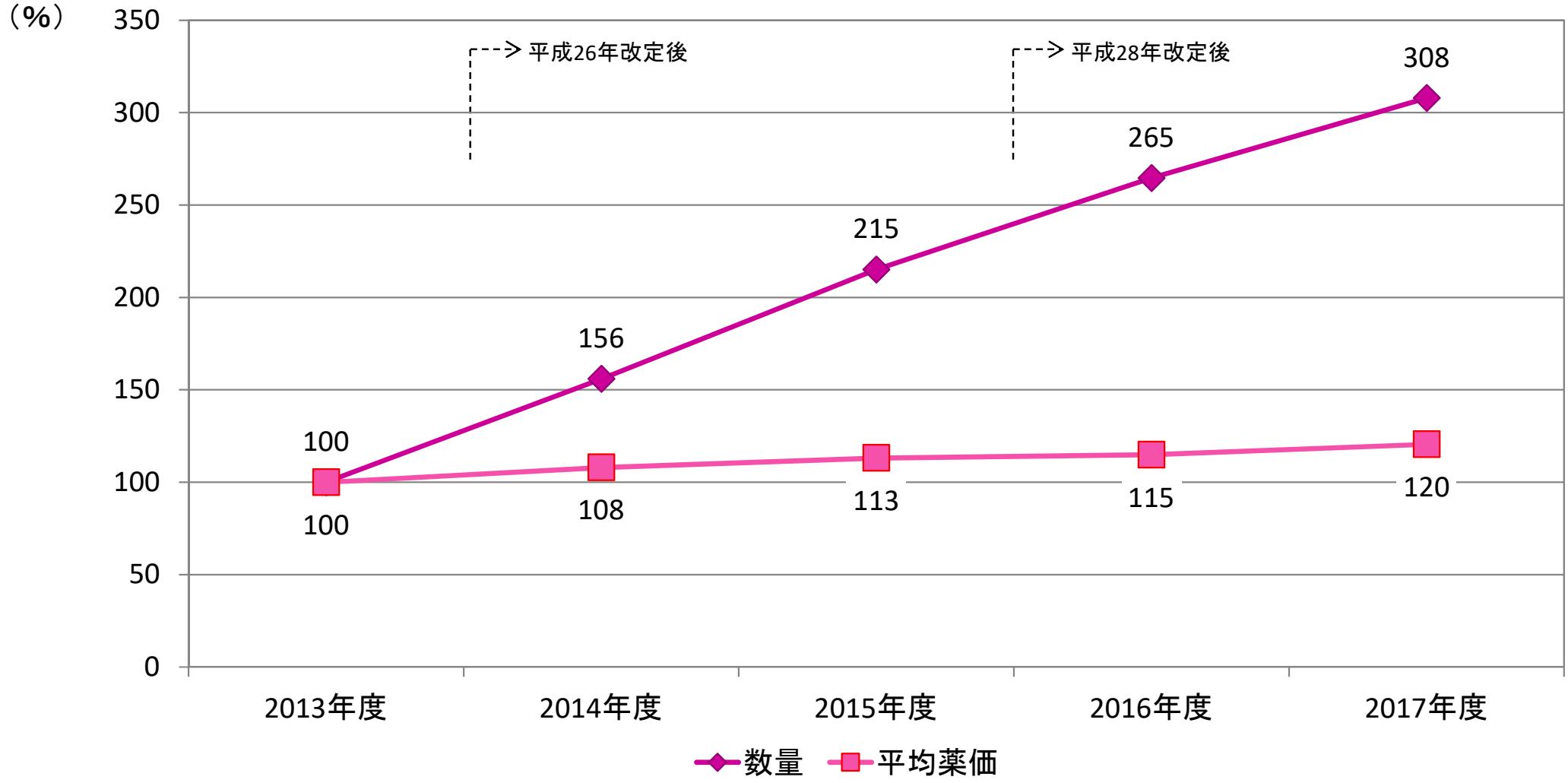
○　2013年度以降のDOACの薬剤料は、増加傾向にある。



注1）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注2）DOACには該当する後発医薬品が存在しない。

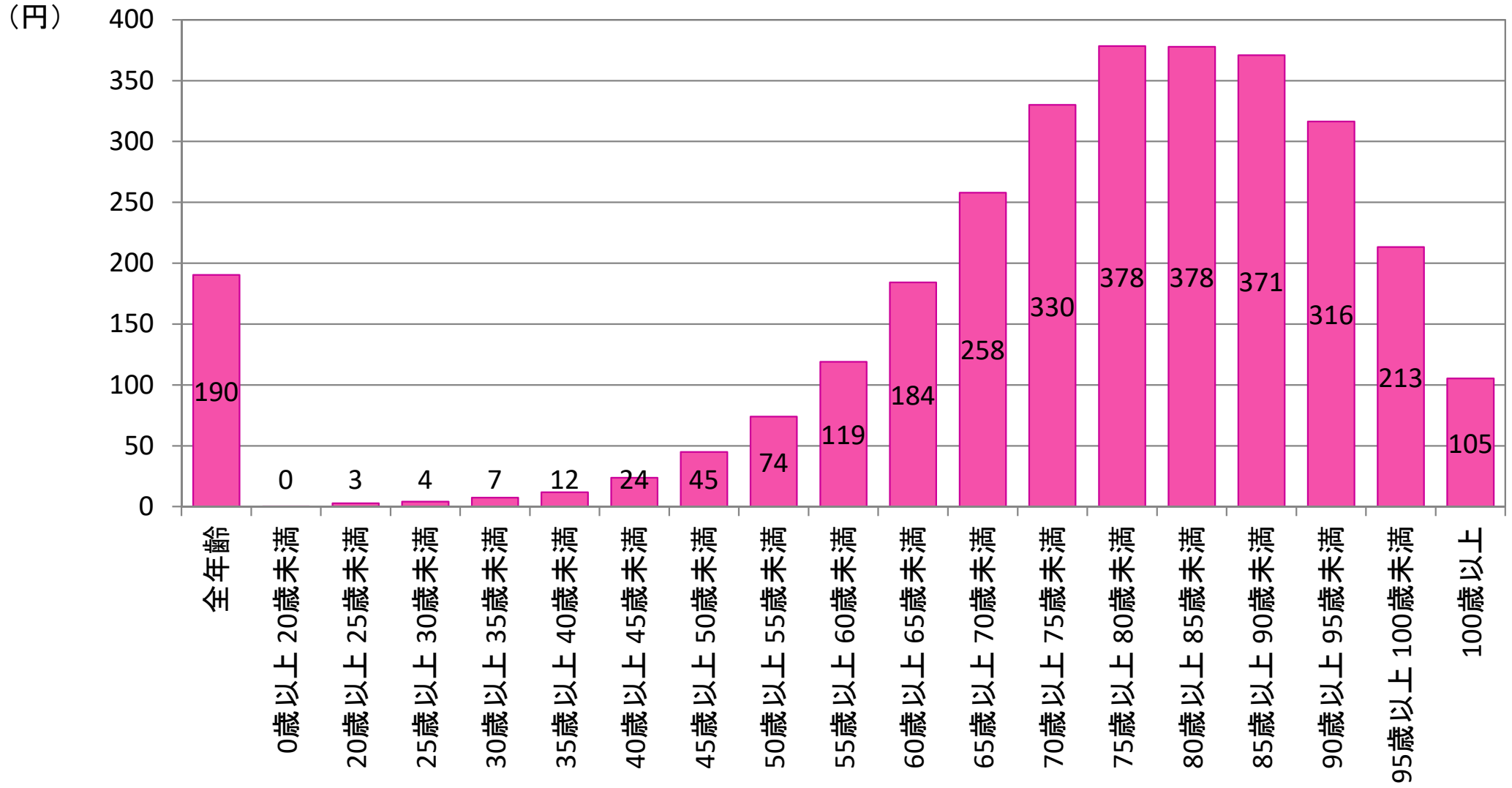
DOACの数量と平均薬価の推移

○　2013年度以降のDOACの数量と平均薬価は、どちらも上昇傾向にある。



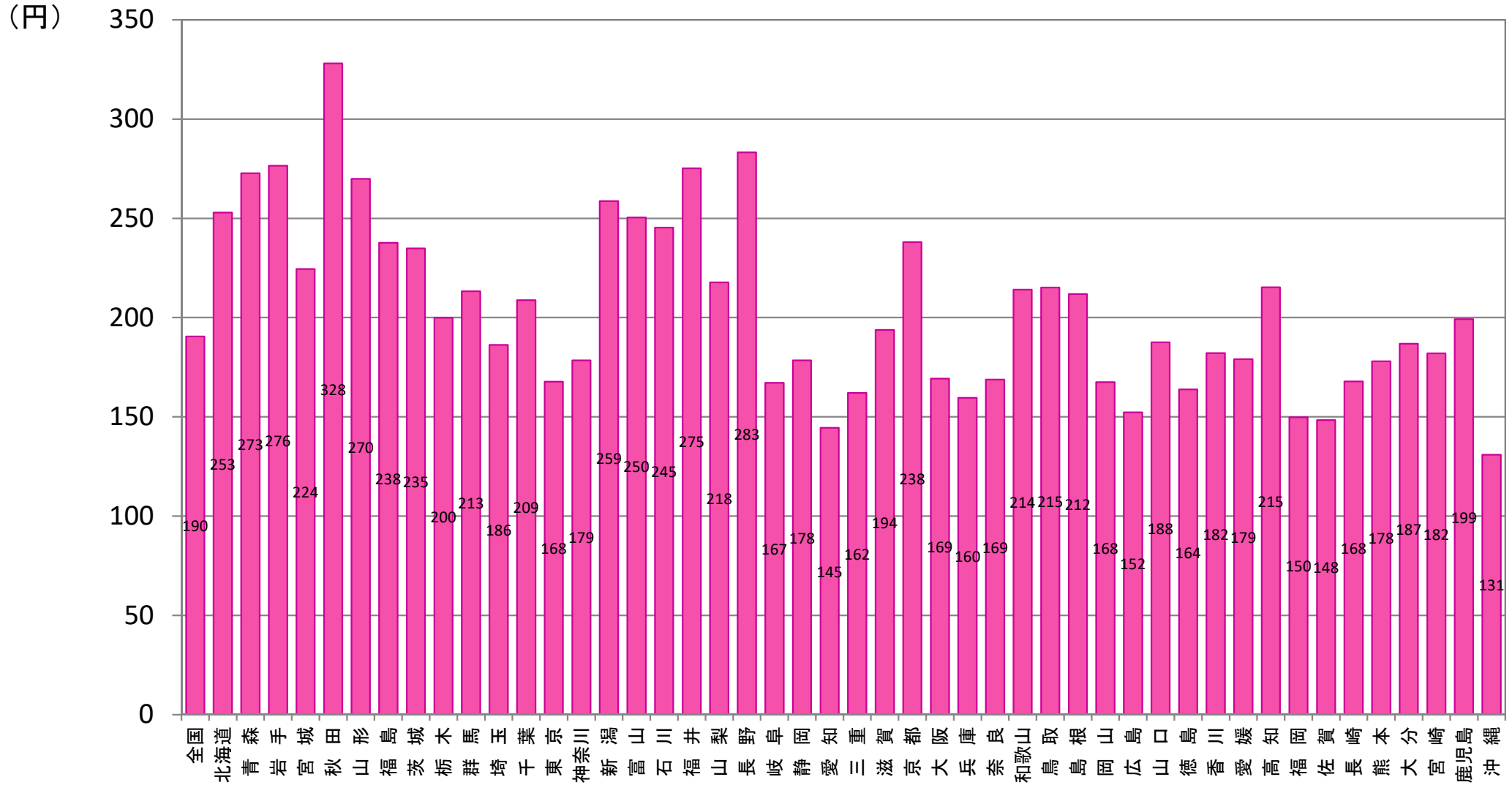
注1）「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2）「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
注3）2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋１枚当たりDOACの薬剤料（2017年度）



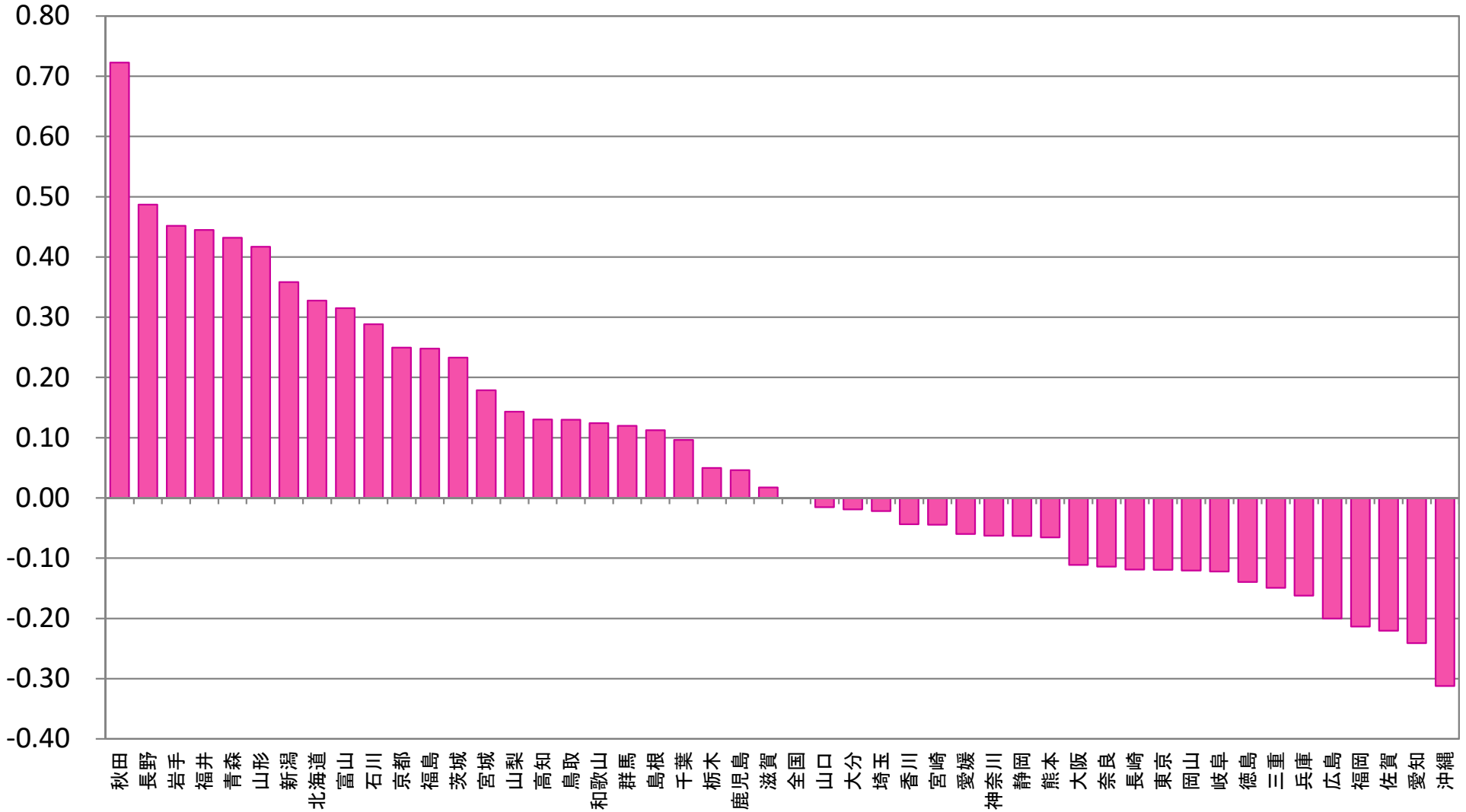
注1）年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たりDOACの薬剤料（2017年度）



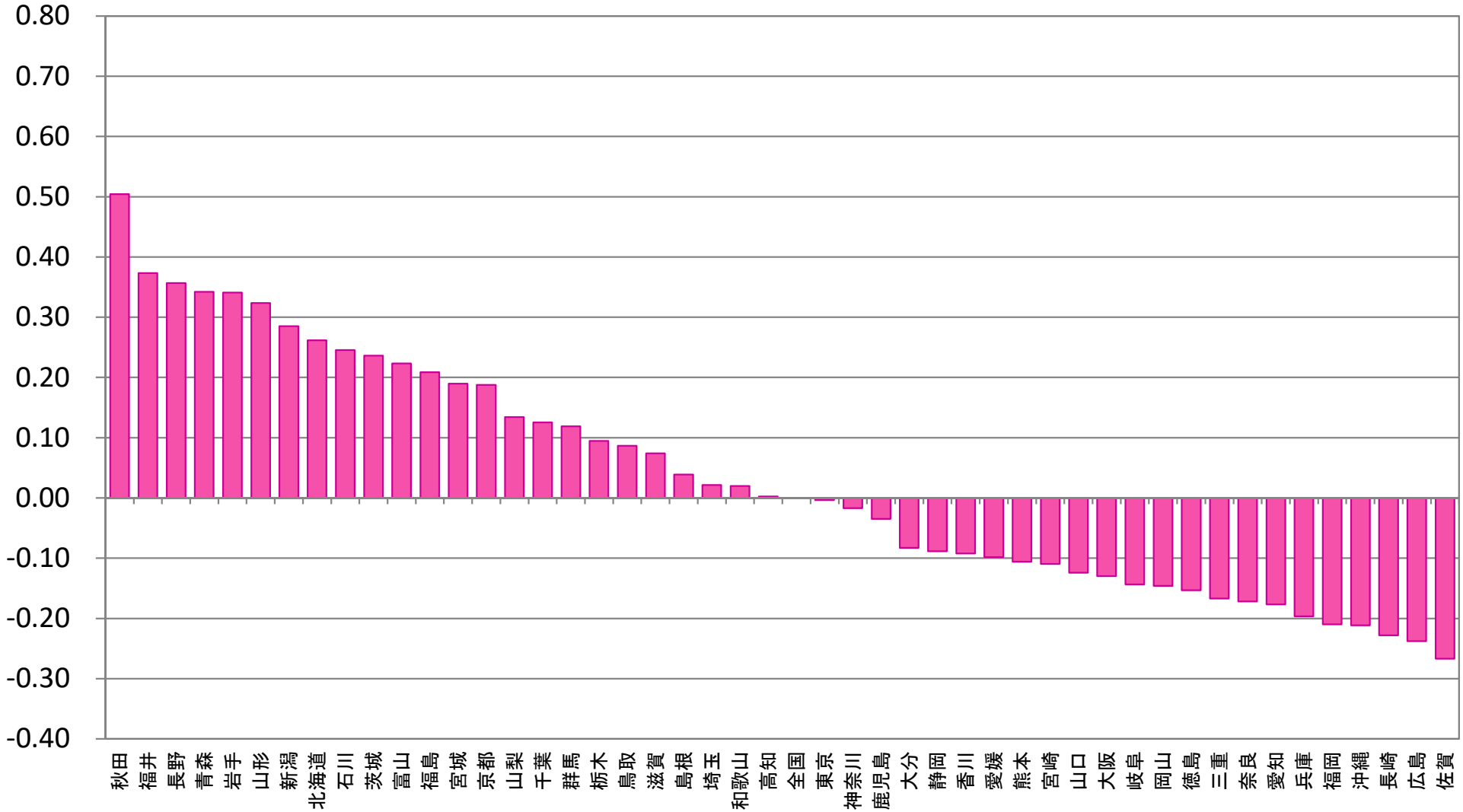
注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たりDOACの薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」を表示している。

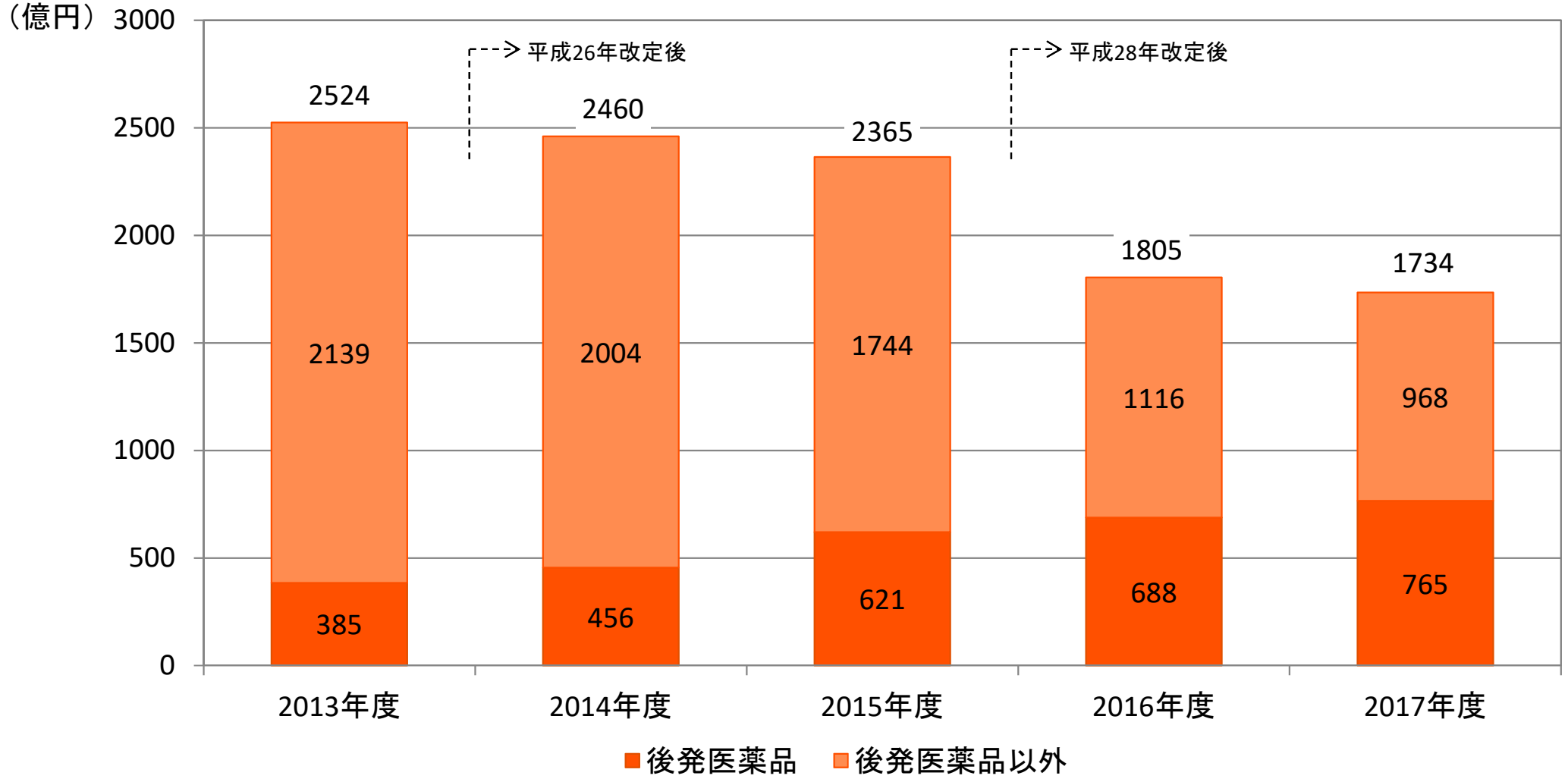
都道府県別処方箋１枚当たりDOACの薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」の年齢調整後の「（地域差指数）－1」を表示している。

抗血小板薬の薬剤料の推移

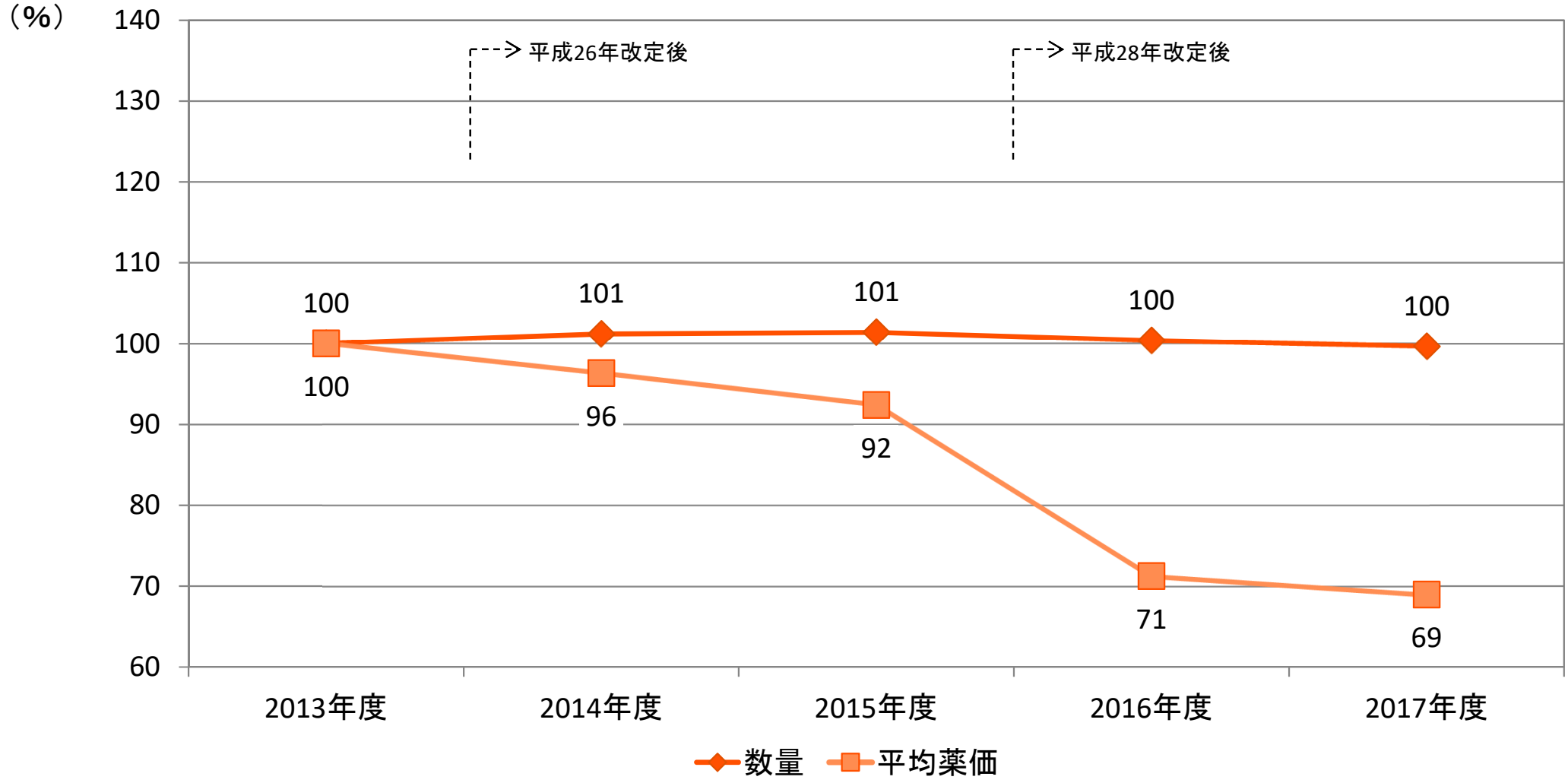
○　2013年度以降の抗血小板薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品の薬剤料は増加傾向であり、全体としては2015年度から2016年度にかけて大きく減少している。



注）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

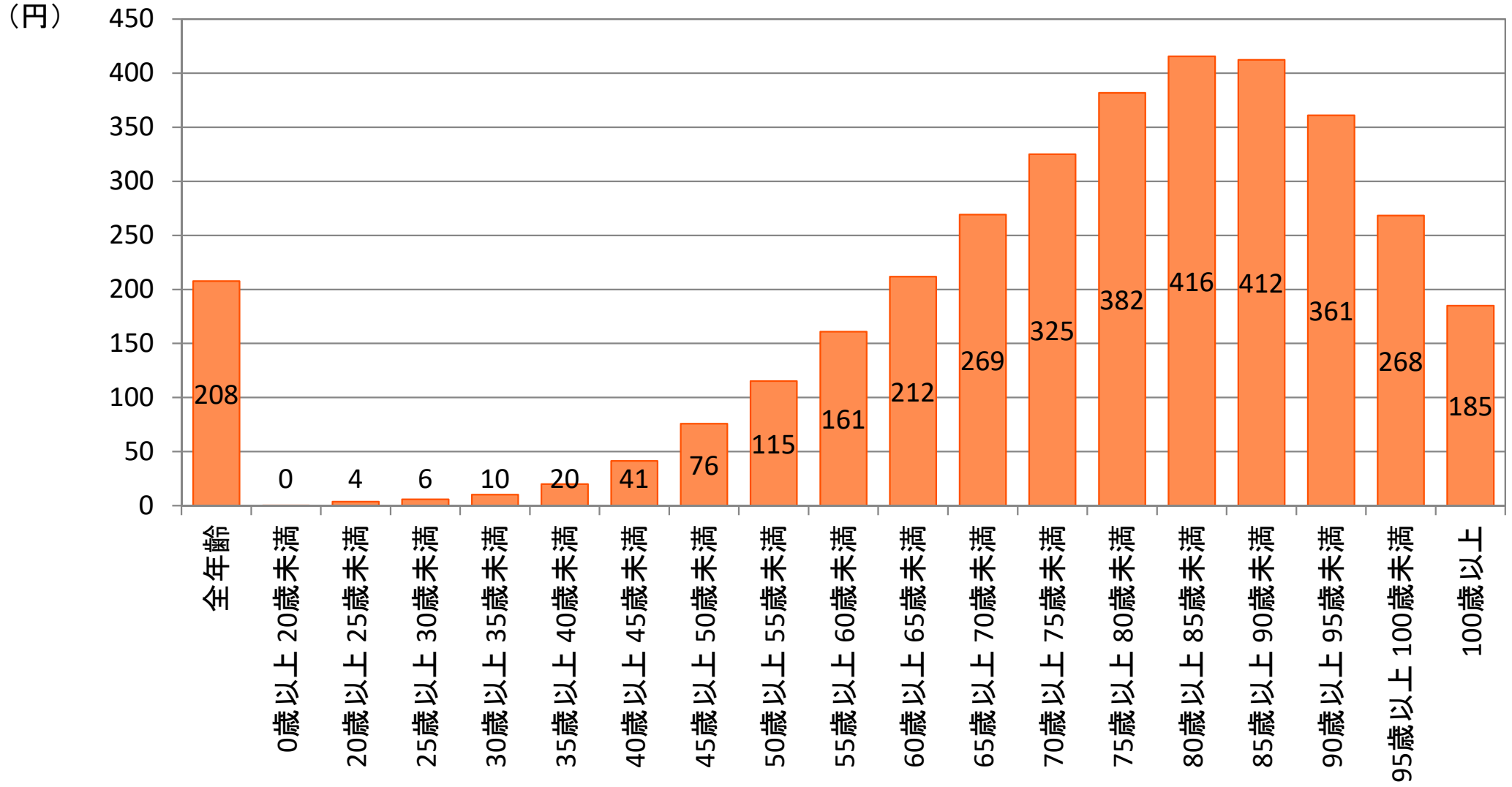
抗血小板薬の数量と平均薬価の推移

○　2013年度以降の抗血小板薬の数量はおおむね横ばい、平均薬価は低下傾向にある。



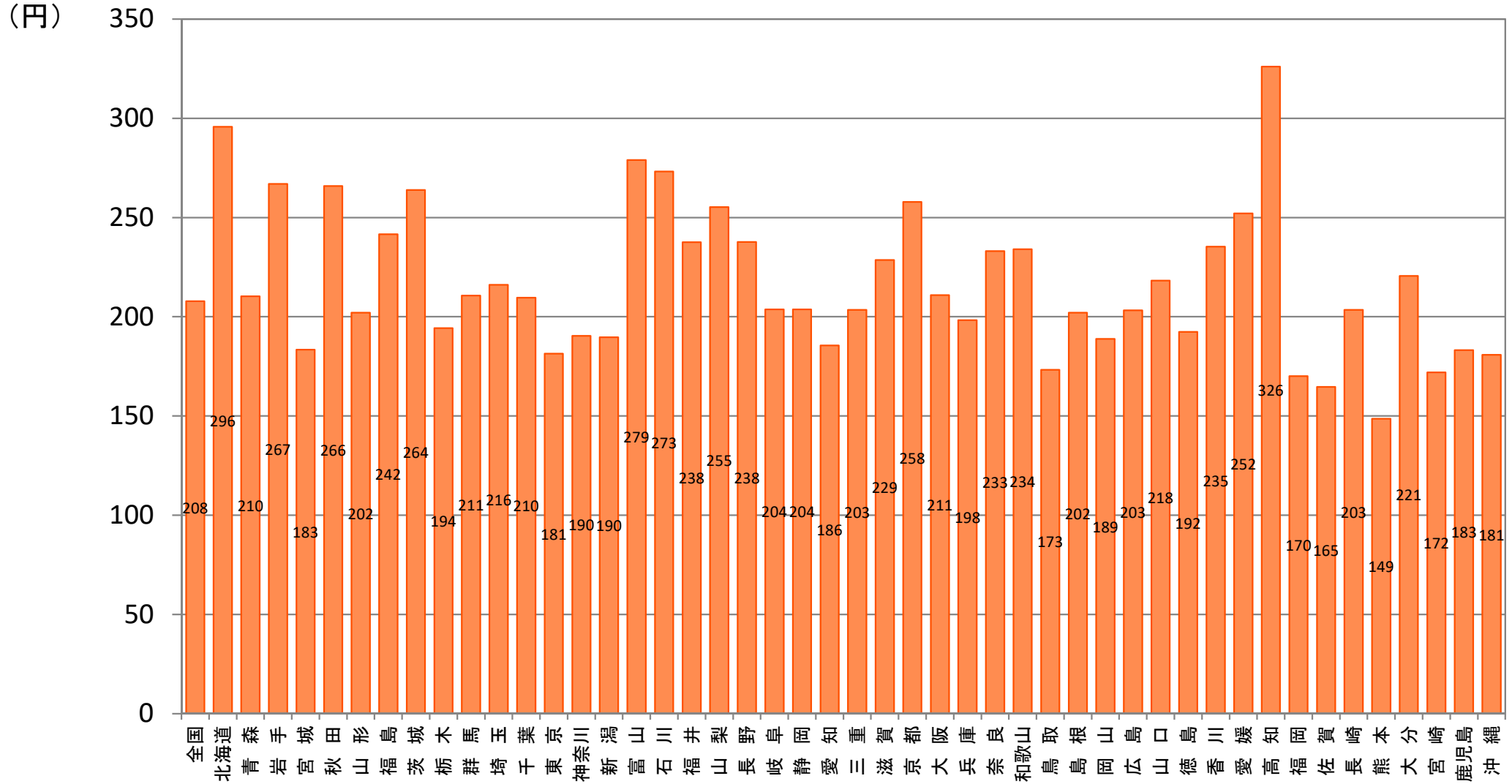
注1）「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2）「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
注3）2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋１枚当たり抗血小板薬の薬剤料（2017年度）



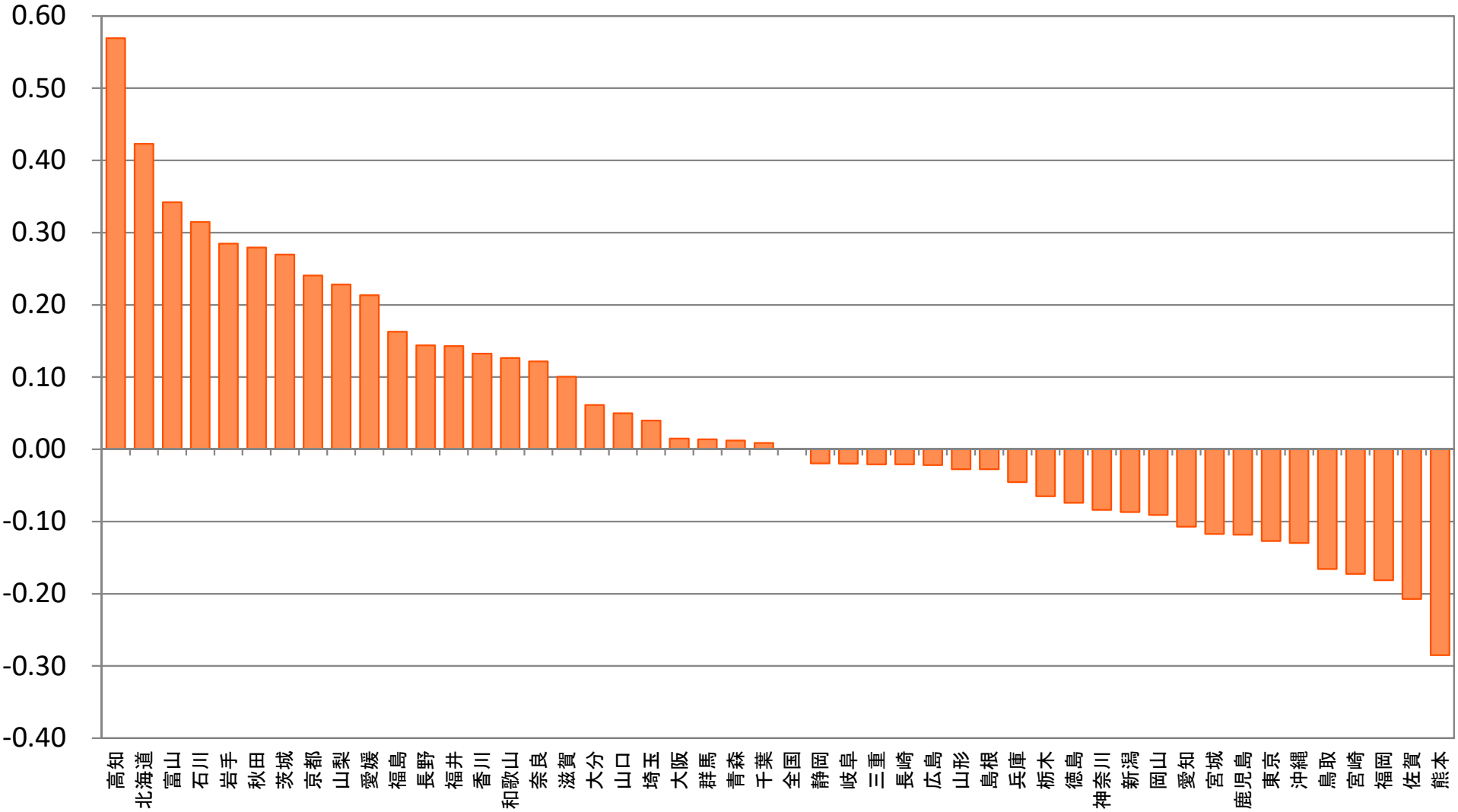
注1）年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たり抗血小板薬の薬剤料（2017年度）



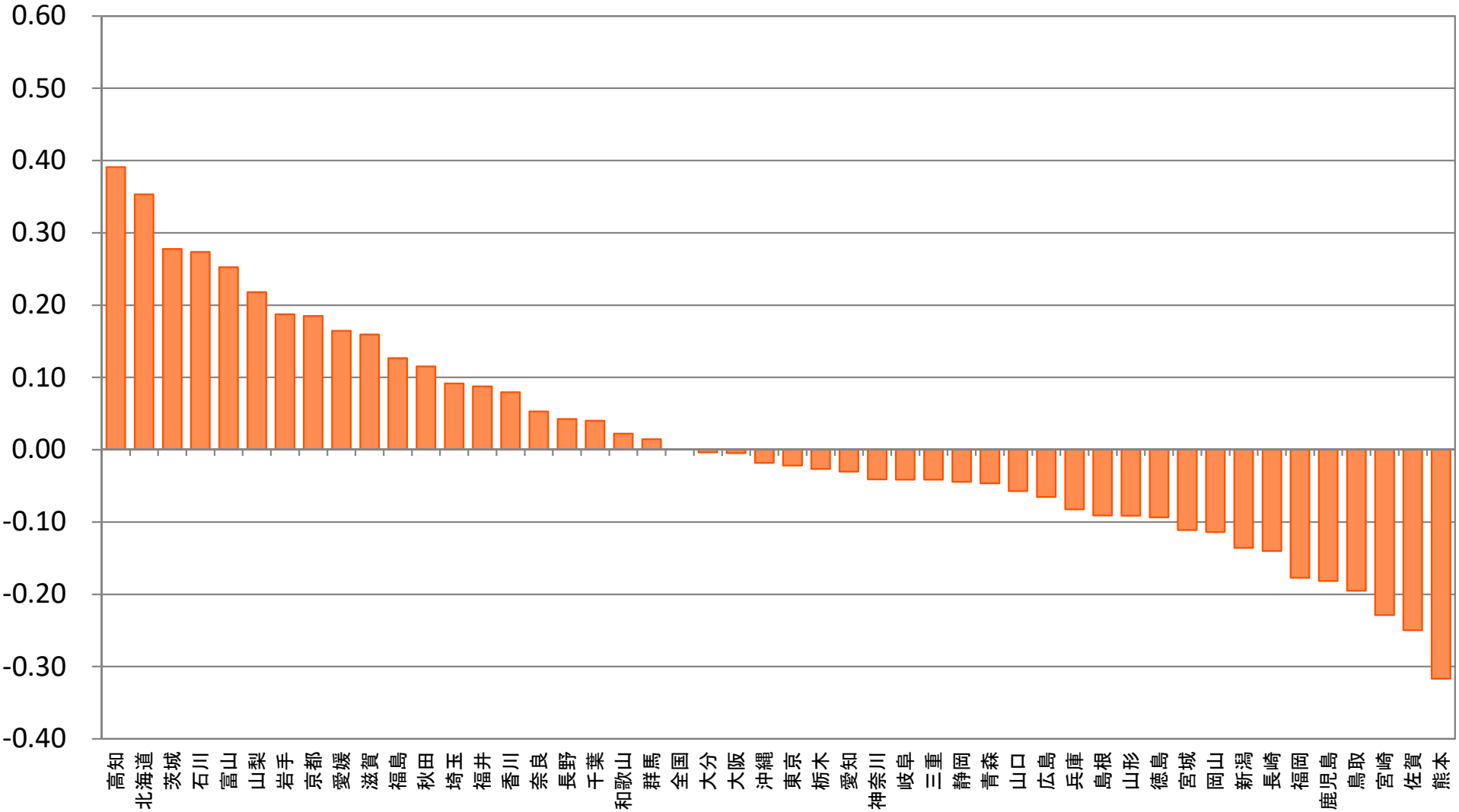
注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たり抗血小板薬の薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



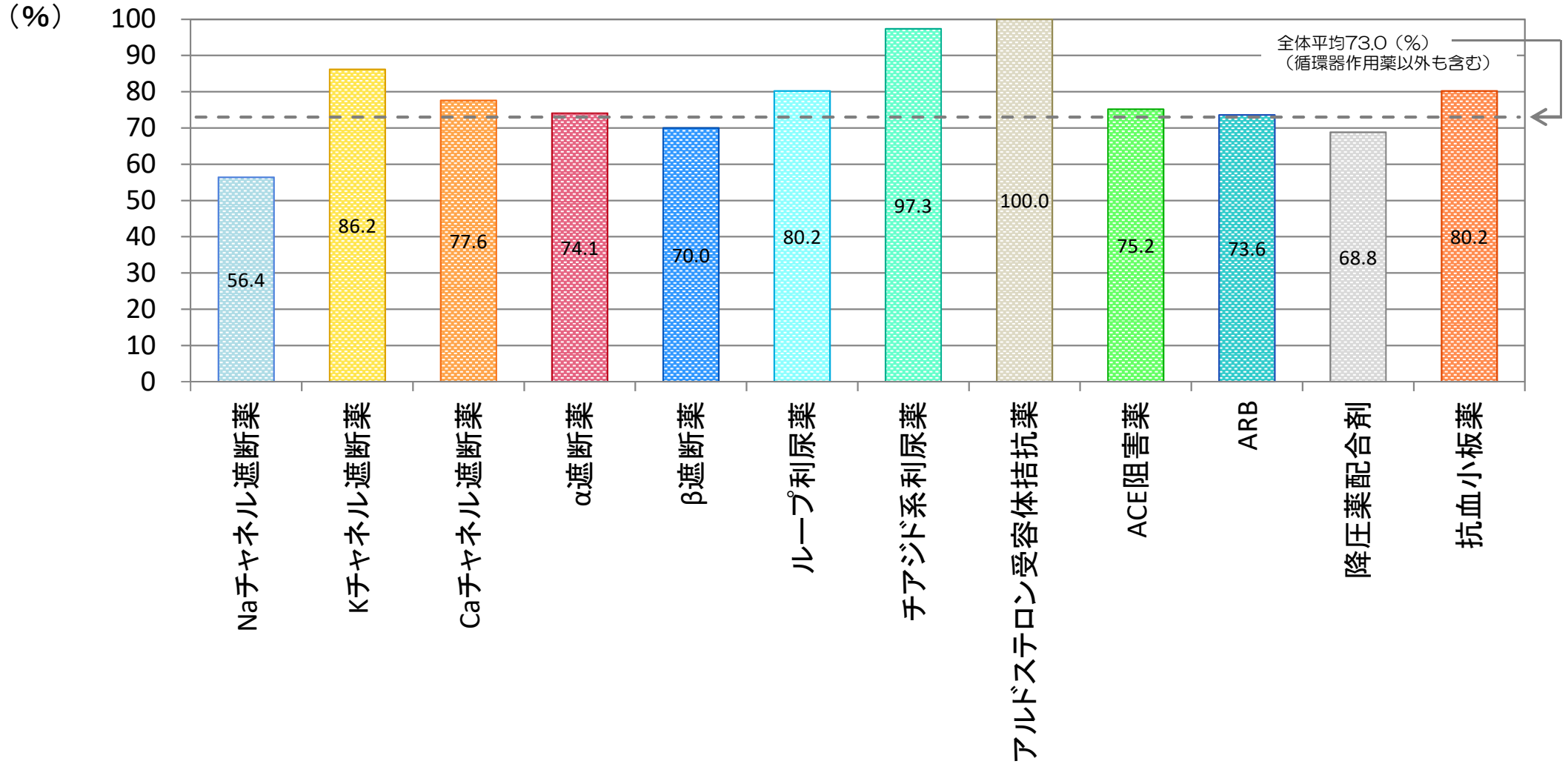
注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」を表示している。

都道府県別処方箋１枚当たり抗血小板薬の薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



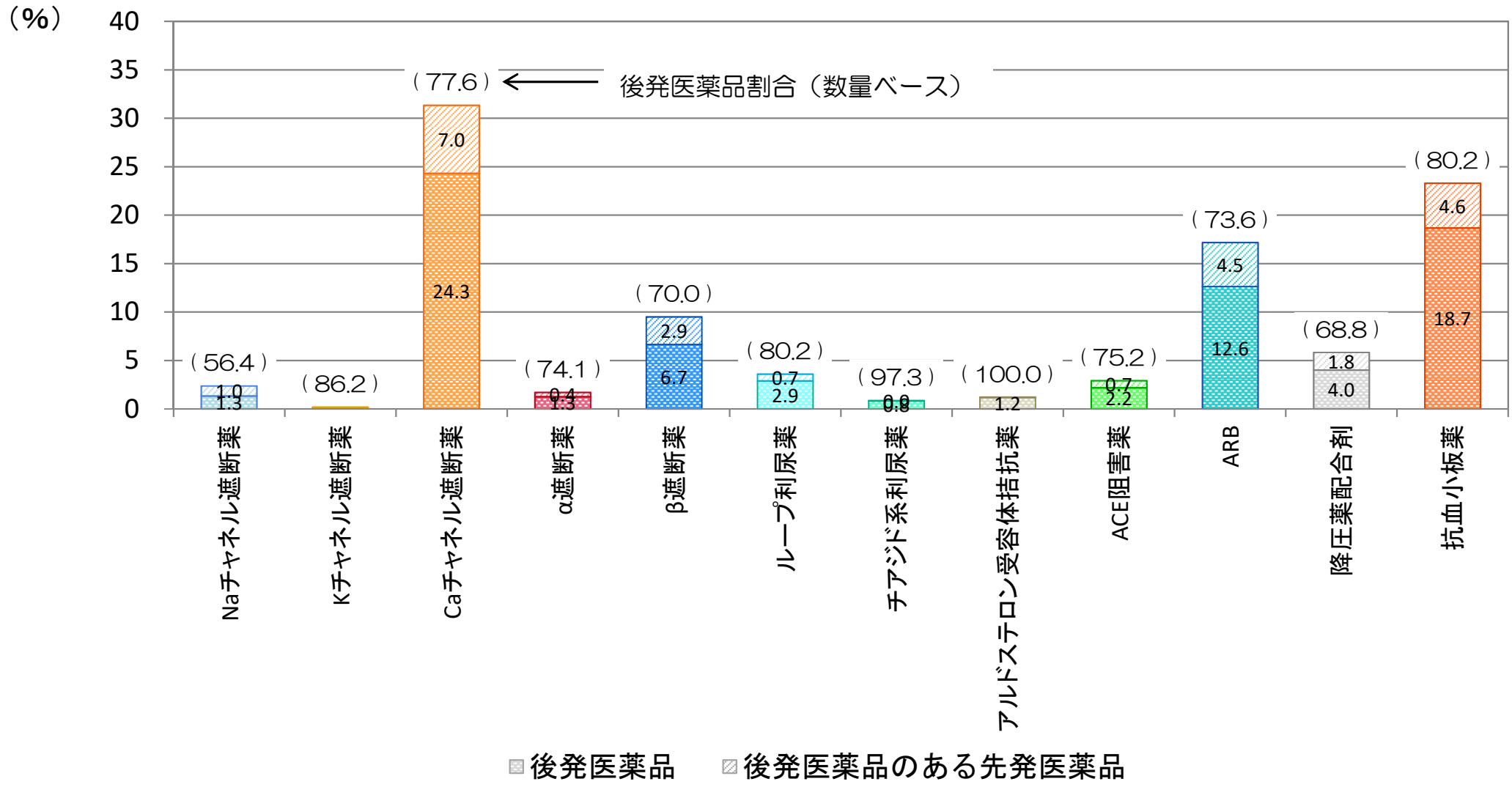
注1）保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
注2）「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
注3）処方箋枚数（受付回数）には、循環器領域で用いられる医薬品以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
注4）「（処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合）－1」の年齢調整後の「（地域差指数）－1」を表示している。

循環器領域で用いられる医薬品種類別にみた後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



注1） 対象の循環器領域で用いられる医薬品の種類別に集計したものである。
注2） 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注3） 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。
注4） DOACに該当する医薬品はいずれも、後発医薬品、後発医薬品のある先発医薬品に該当しないので表示していない。

循環器領域で用いられる医薬品種類別にみた後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）



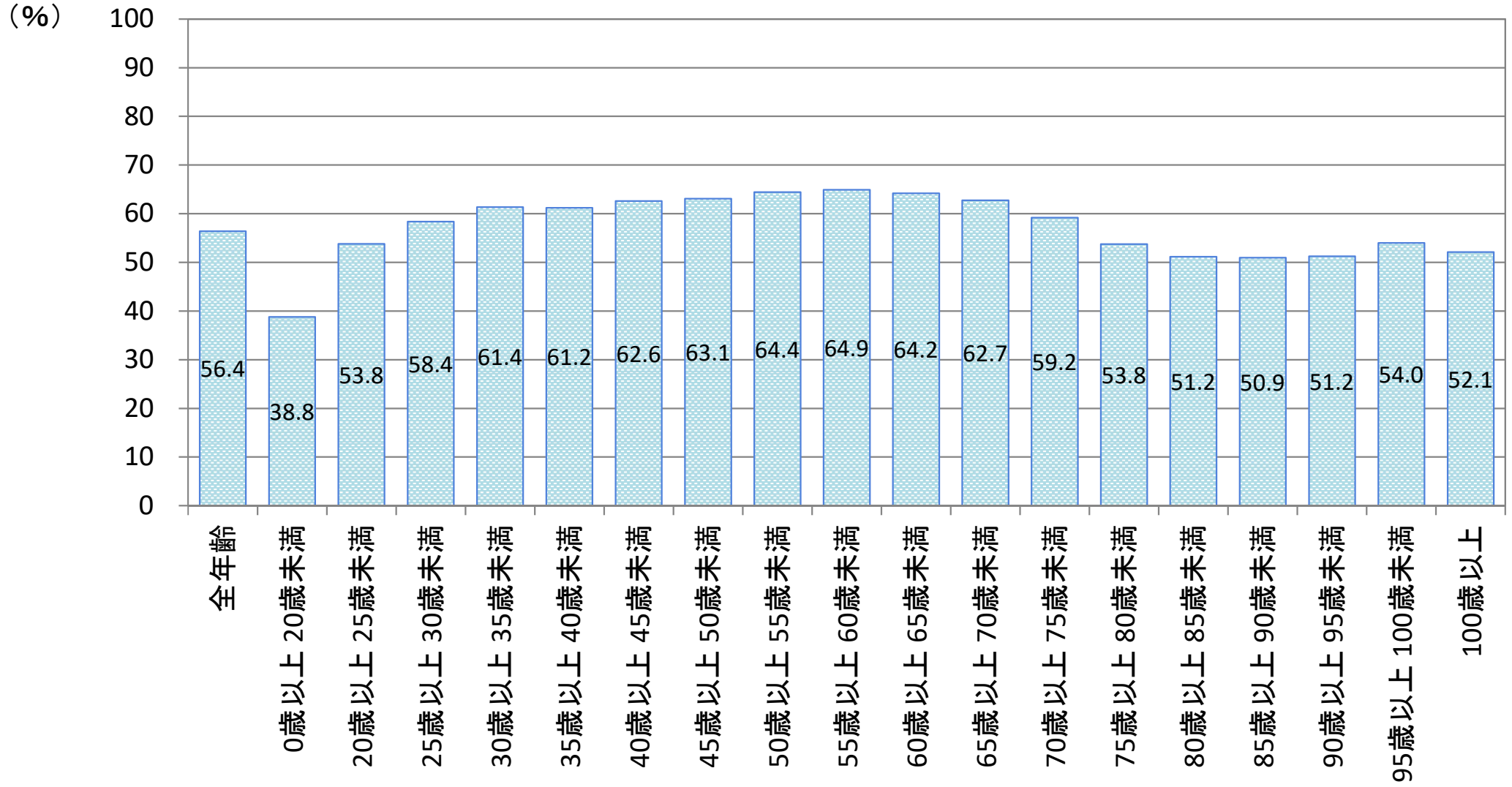
注1） 対象の循環器領域で用いられる医薬品全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する各種類別のシェアを示したものであり、表示している循環器作用薬全数量を100（%）としたときの各種類別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2） 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3） 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

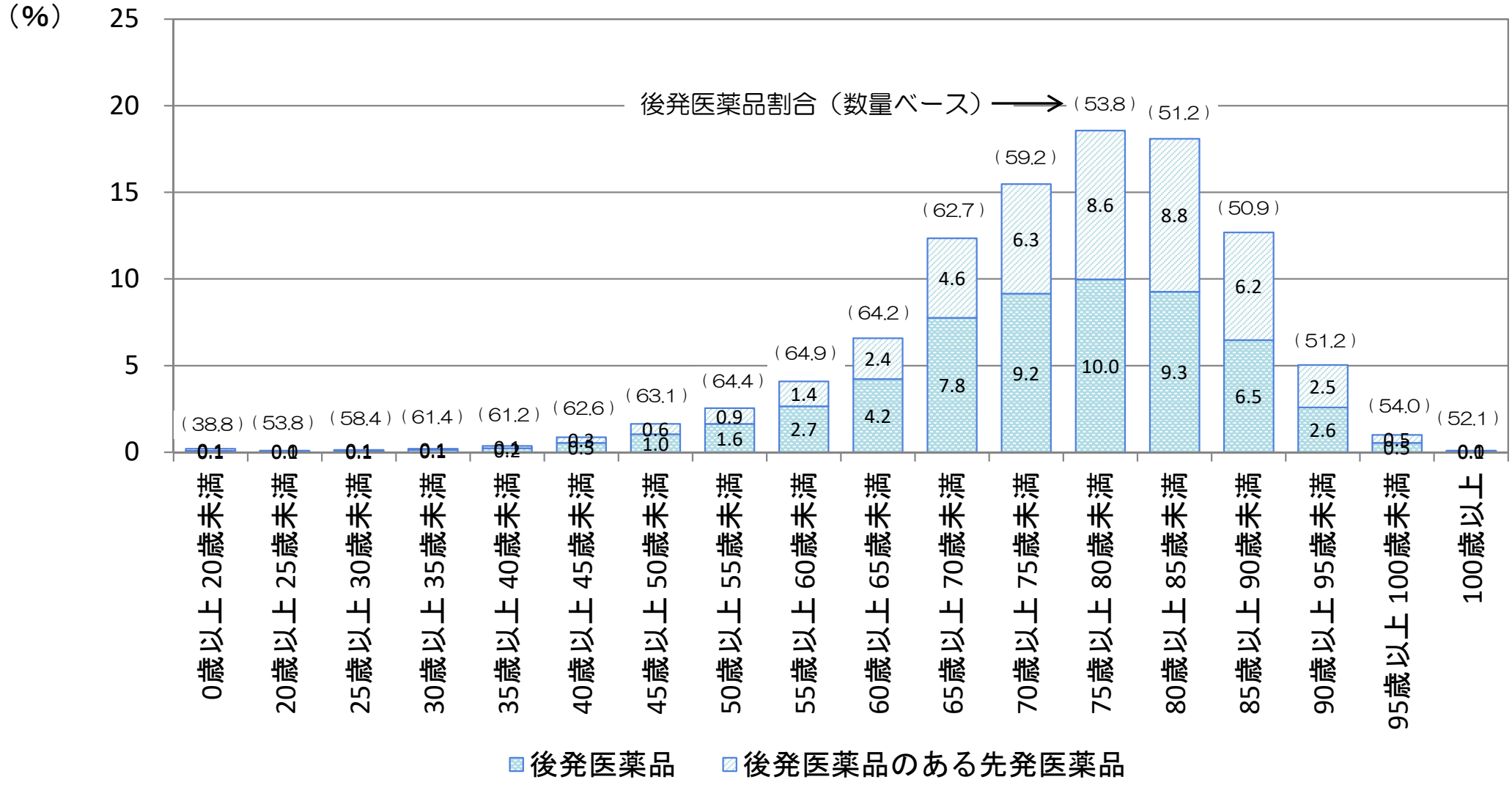
注4） DOACに該当する医薬品はいずれも、後発医薬品、後発医薬品のある先発医薬品に該当しないので表示していない。

年齢階級別Naチャネル遮断薬の後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



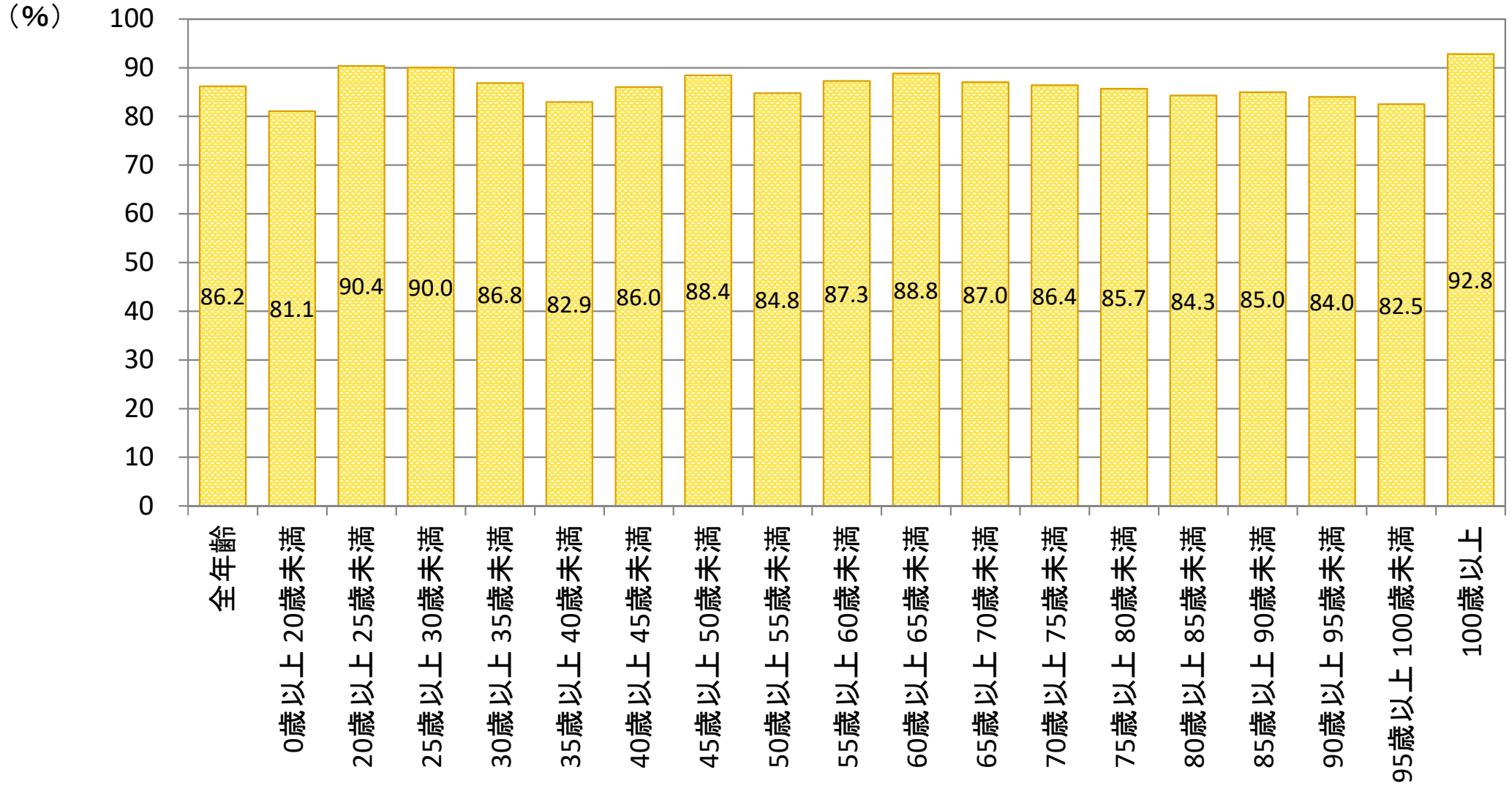
注1）「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2）「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

年齢階級別Naチャネル遮断薬の後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）



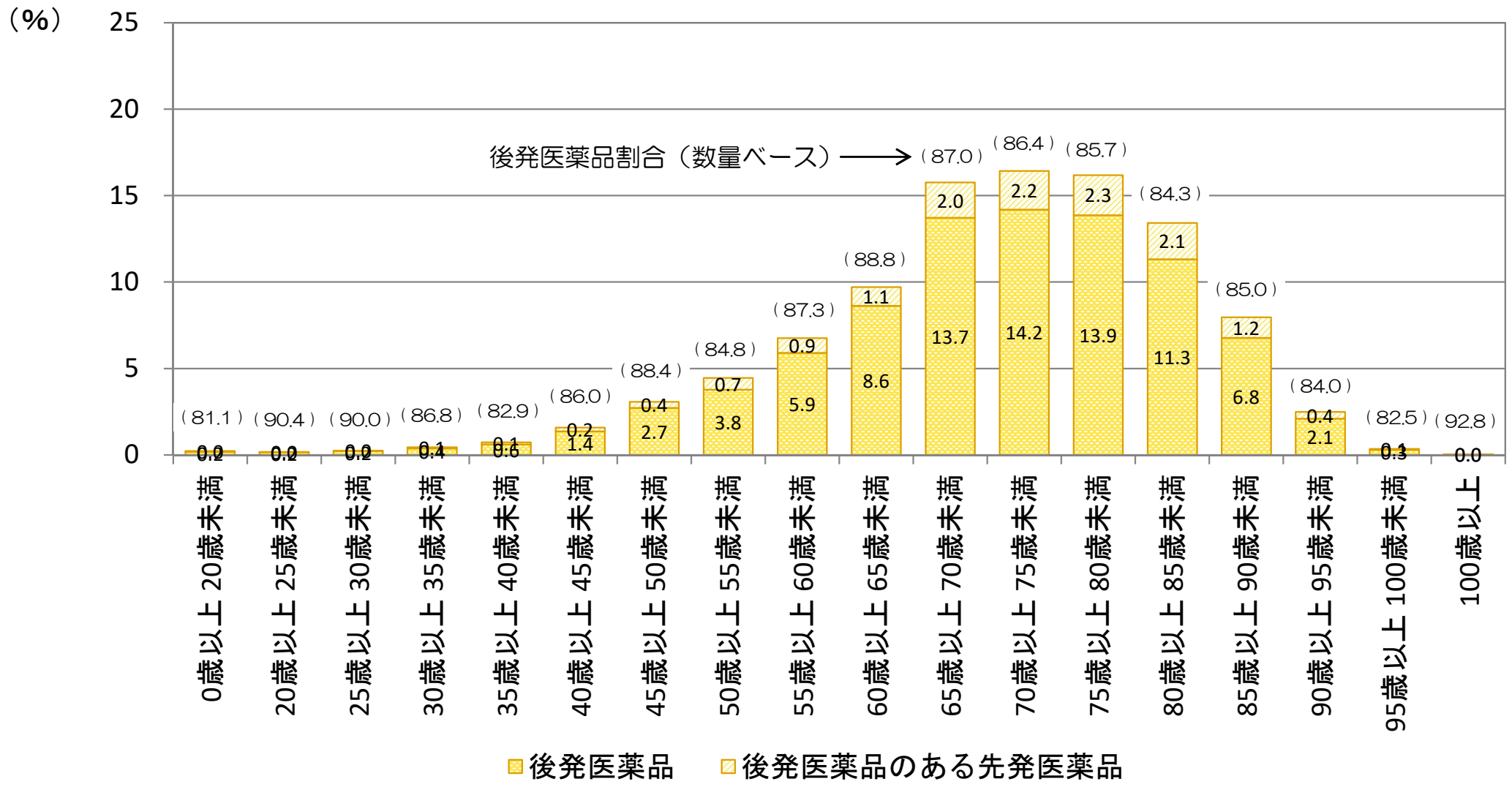
注1） Naチャネル遮断薬全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100（%）としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。
注2） 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注3） 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

年齢階級別Kチャネル遮断薬の後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



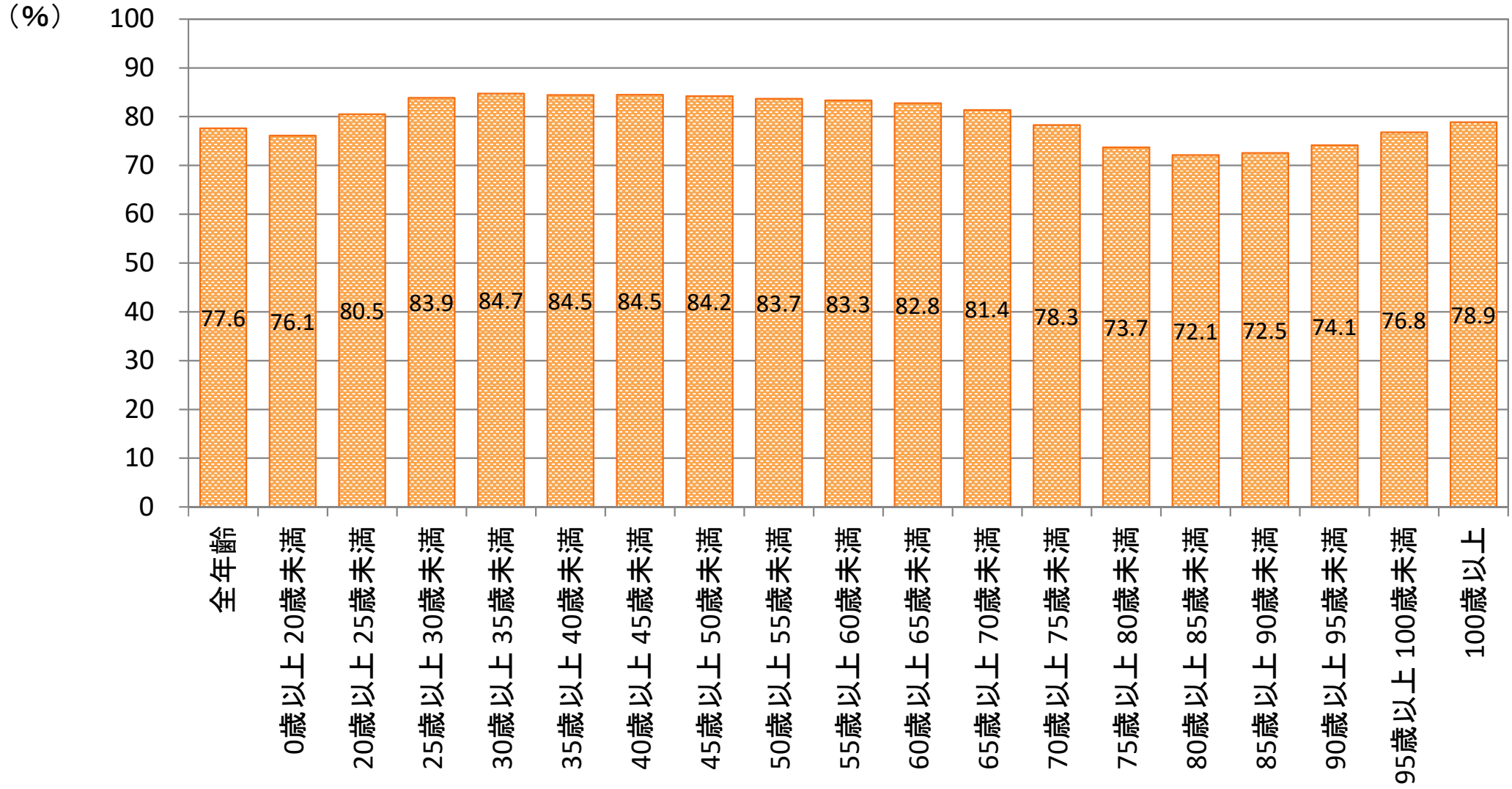
注1）「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2）「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

年齢階級別Kチャネル遮断薬の後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）



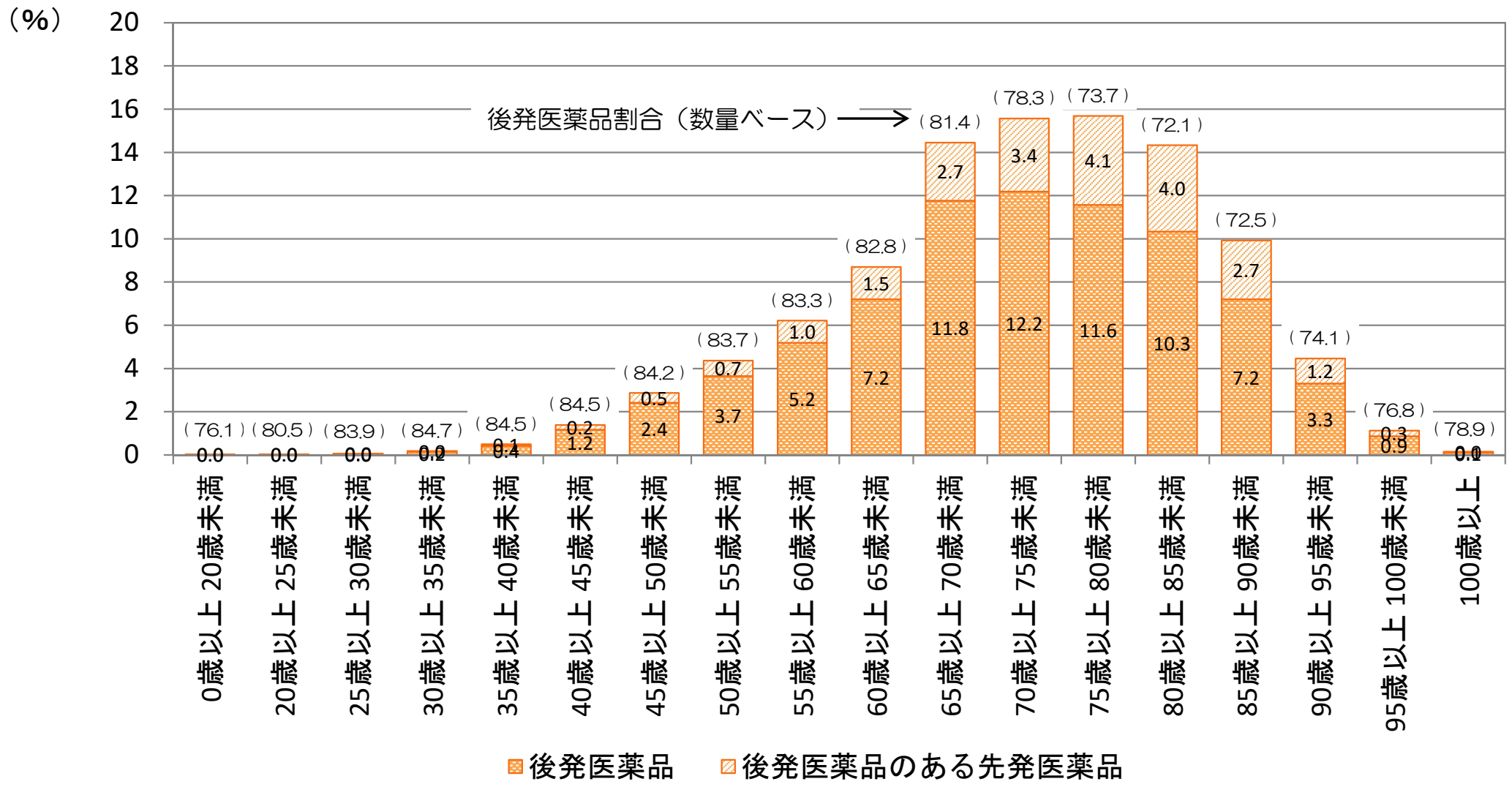
注1） Kチャネル遮断薬全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100（%）としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。
注2） 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注3） 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

年齢階級別Caチャネル遮断薬の後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



注1）「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2）「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

年齢階級別Caチャネル遮断薬の後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

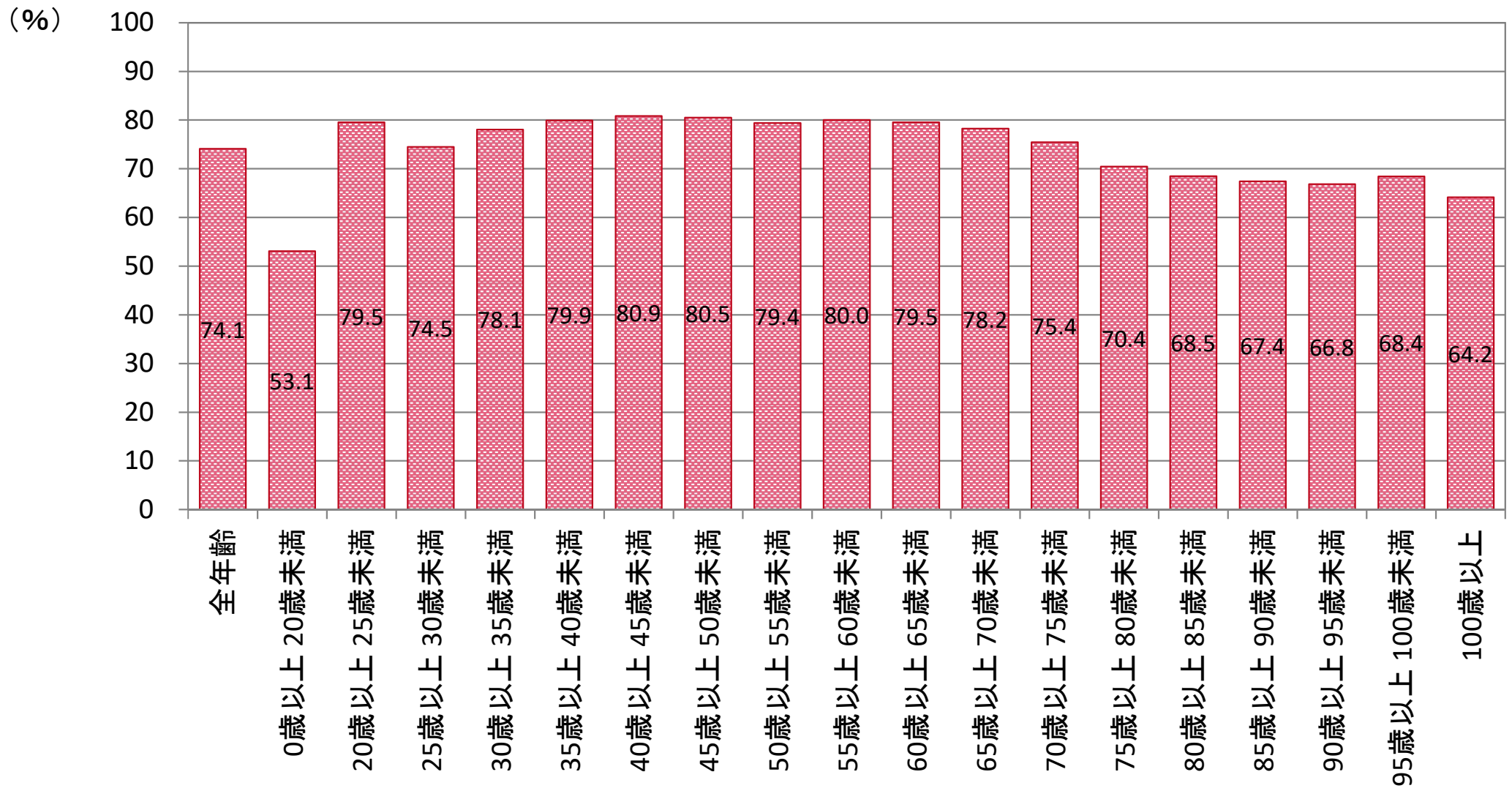


注1） Caチャネル遮断薬全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100（%）としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2） 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

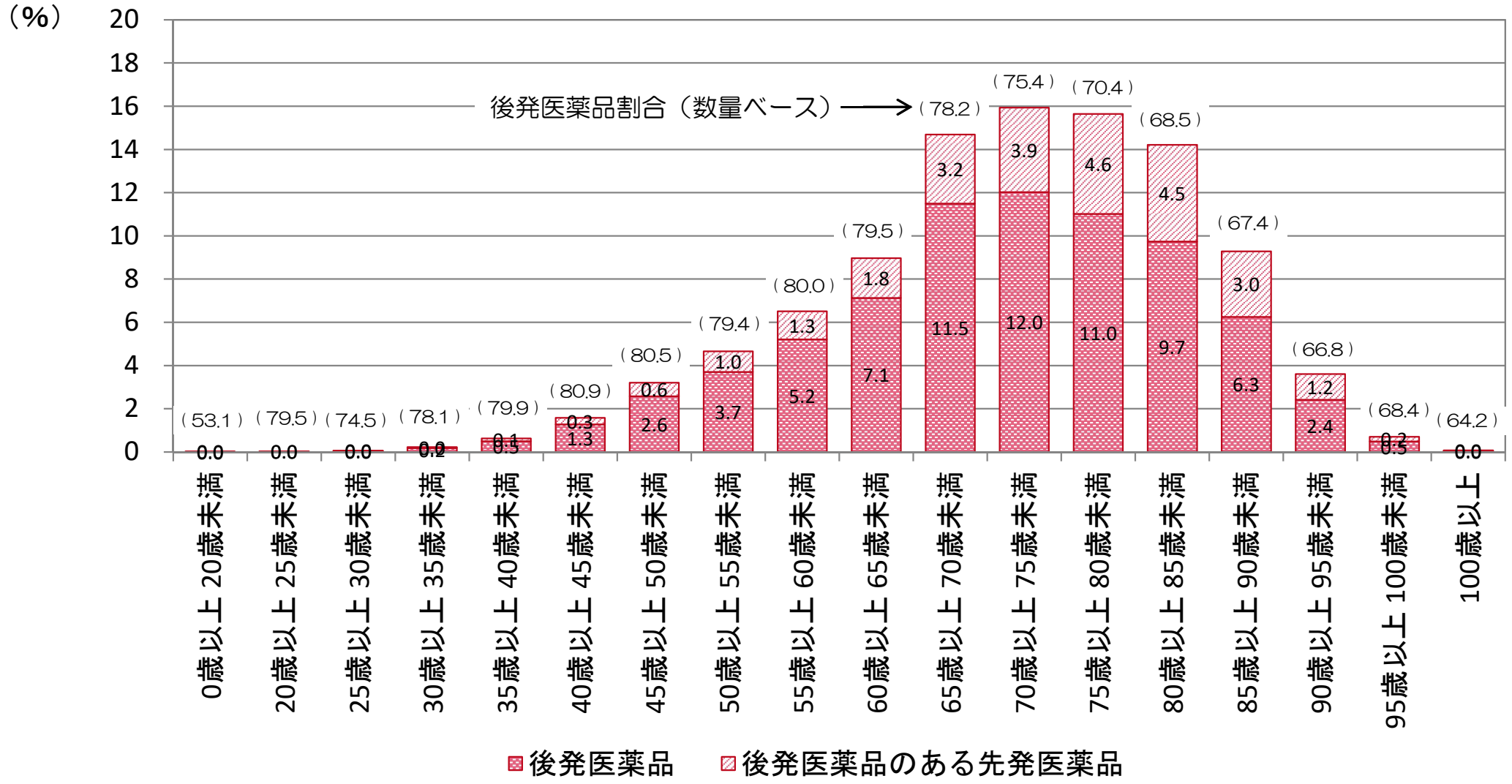
注3） 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

年齢階級別α遮断薬の後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



注1）「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2）「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

年齢階級別α遮断薬の後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

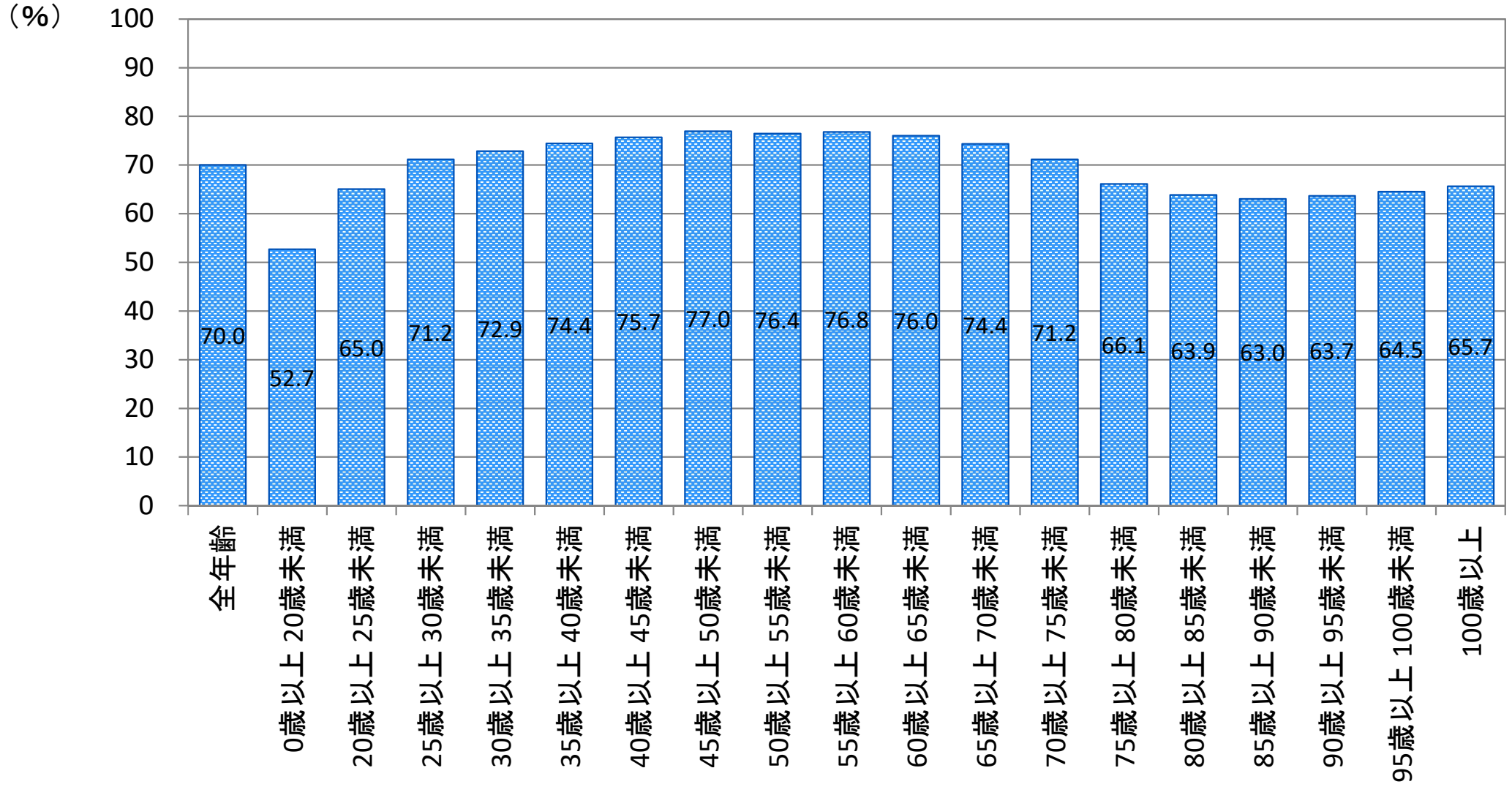


注1） α遮断薬全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100（%）としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2） 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

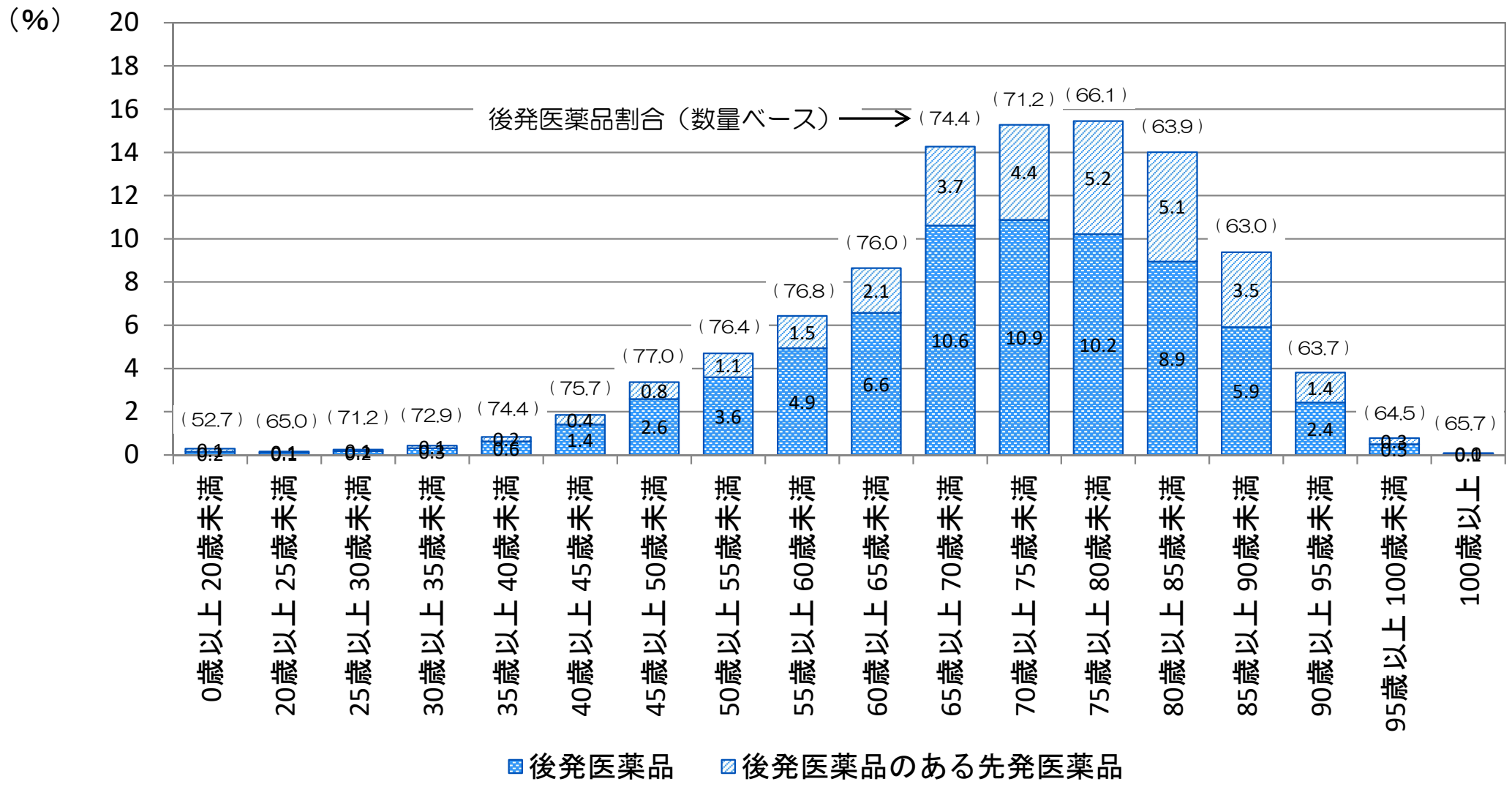
注3） 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

年齢階級別β遮断薬の後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



注1）「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2）「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

年齢階級別β遮断薬の後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

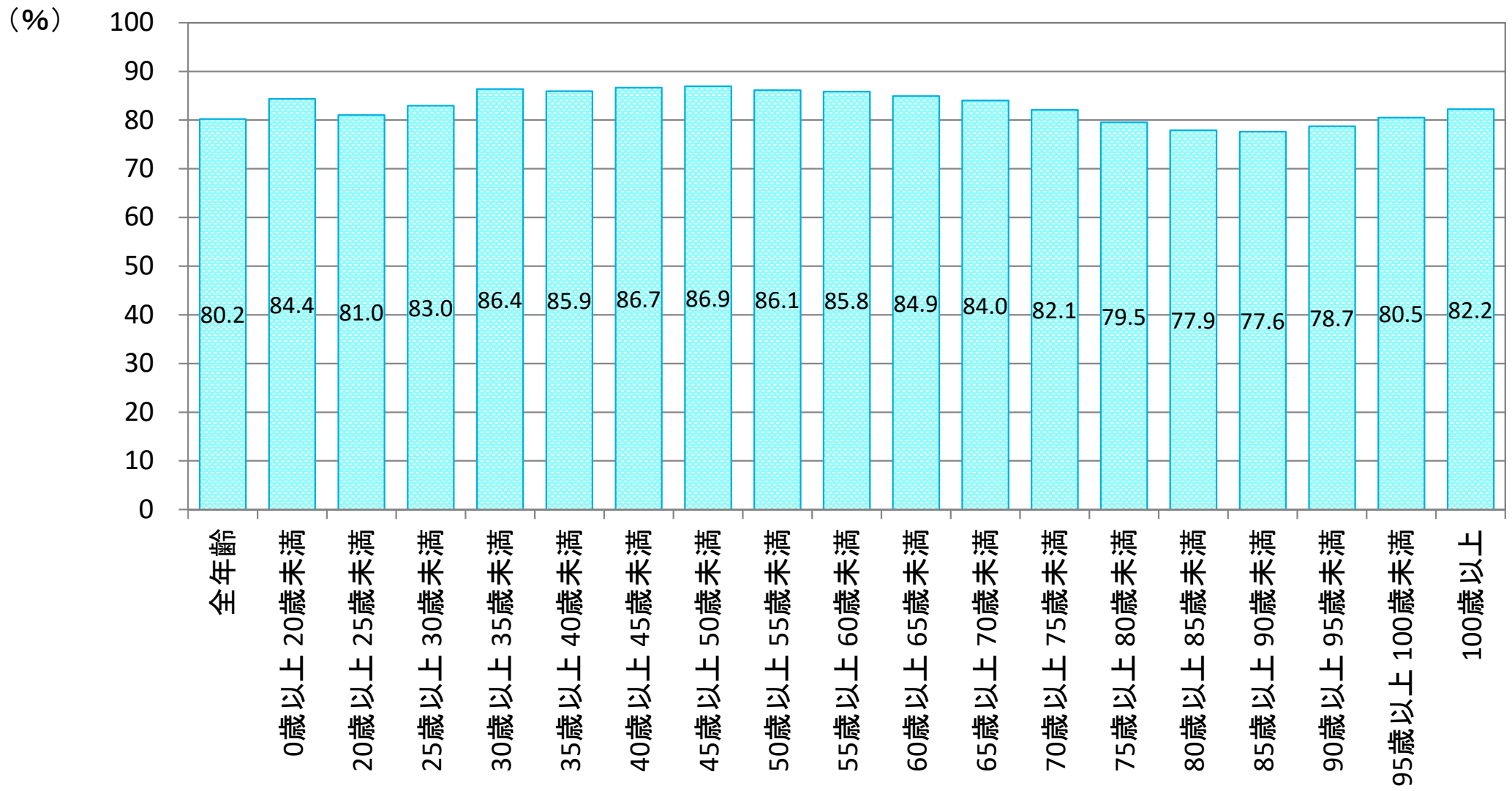


注1） β遮断薬全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100（%）としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2） 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

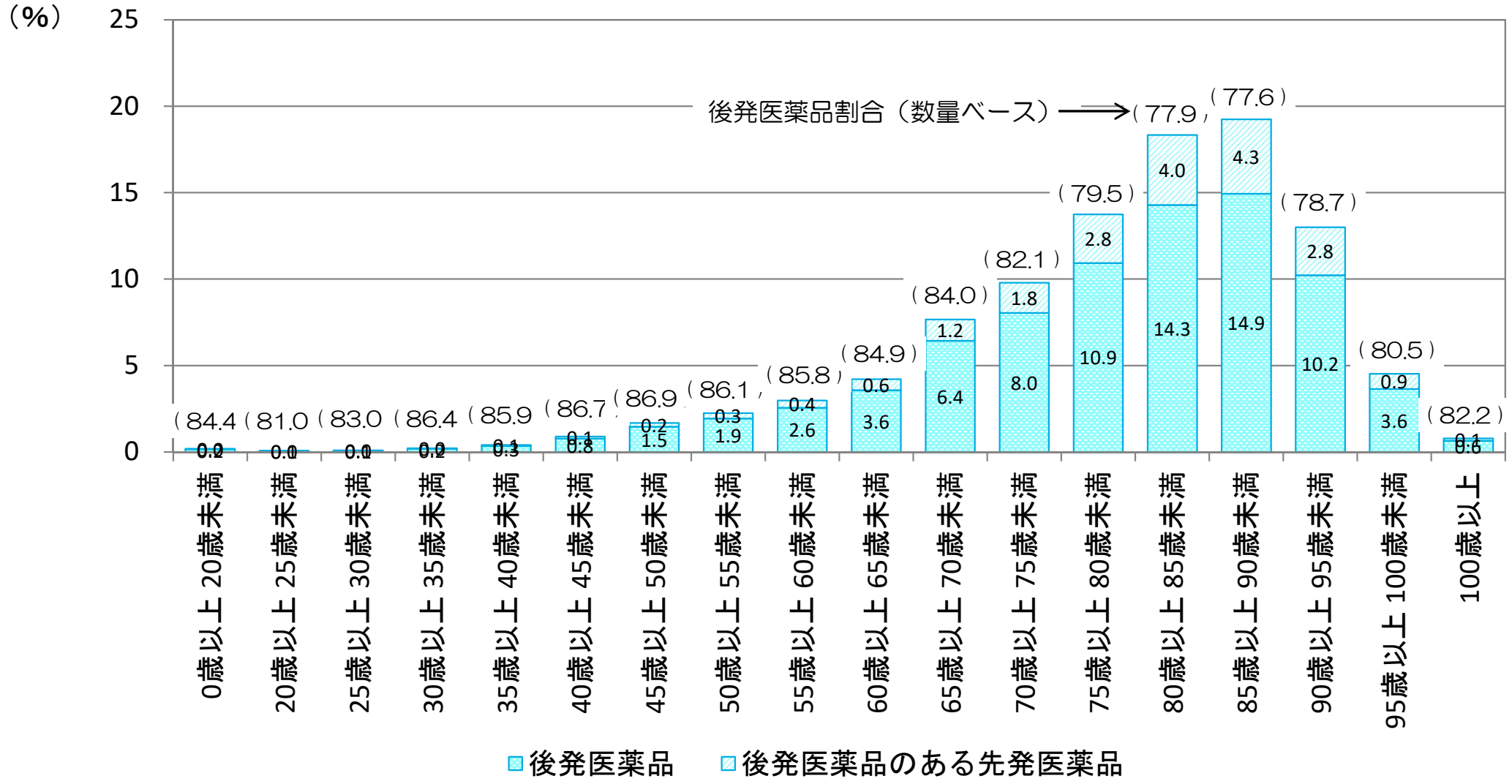
注3） 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

年齢階級別ループ利尿薬の後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



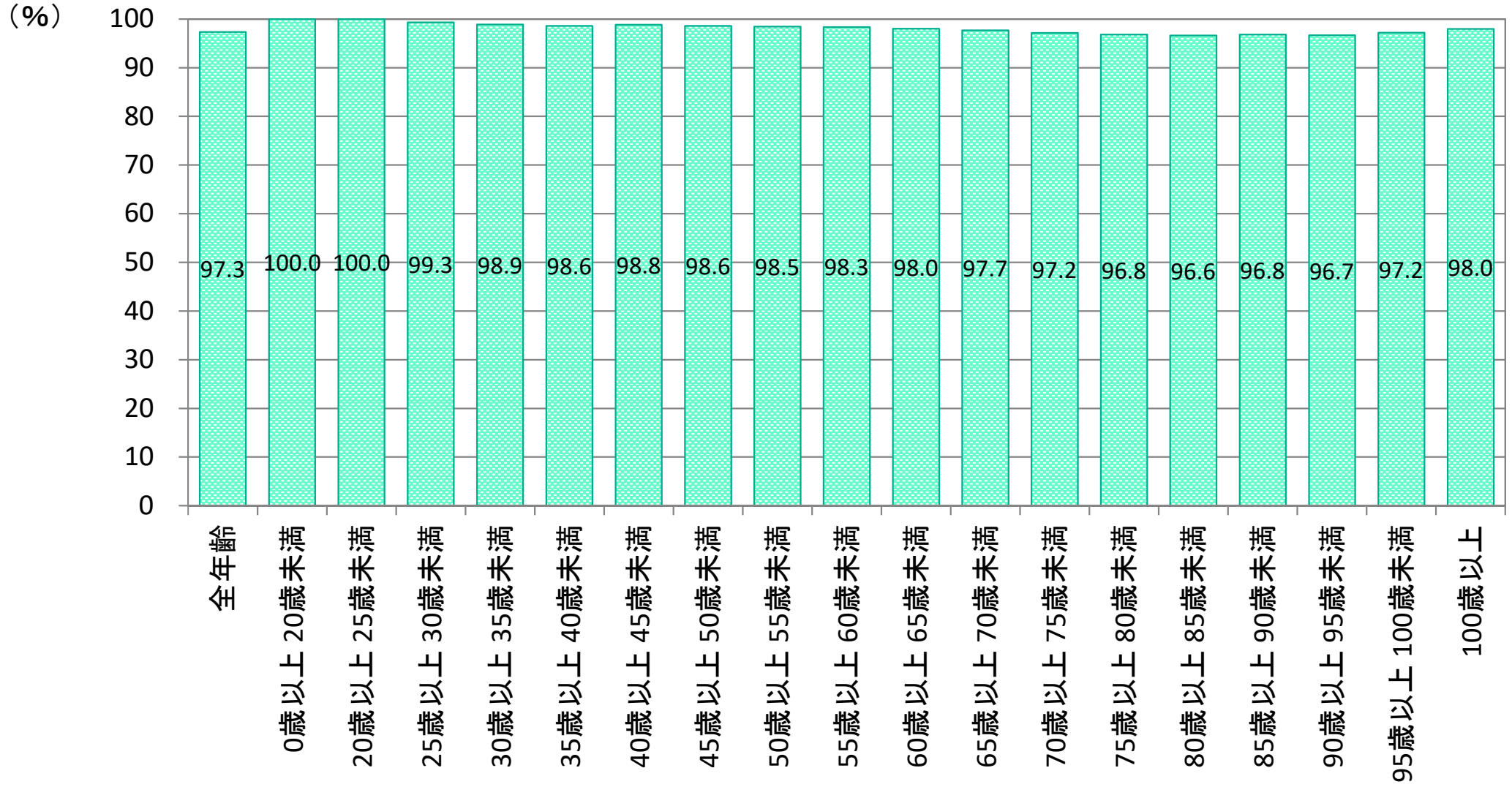
注1）「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2）「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

年齢階級別ループ利尿薬の後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）



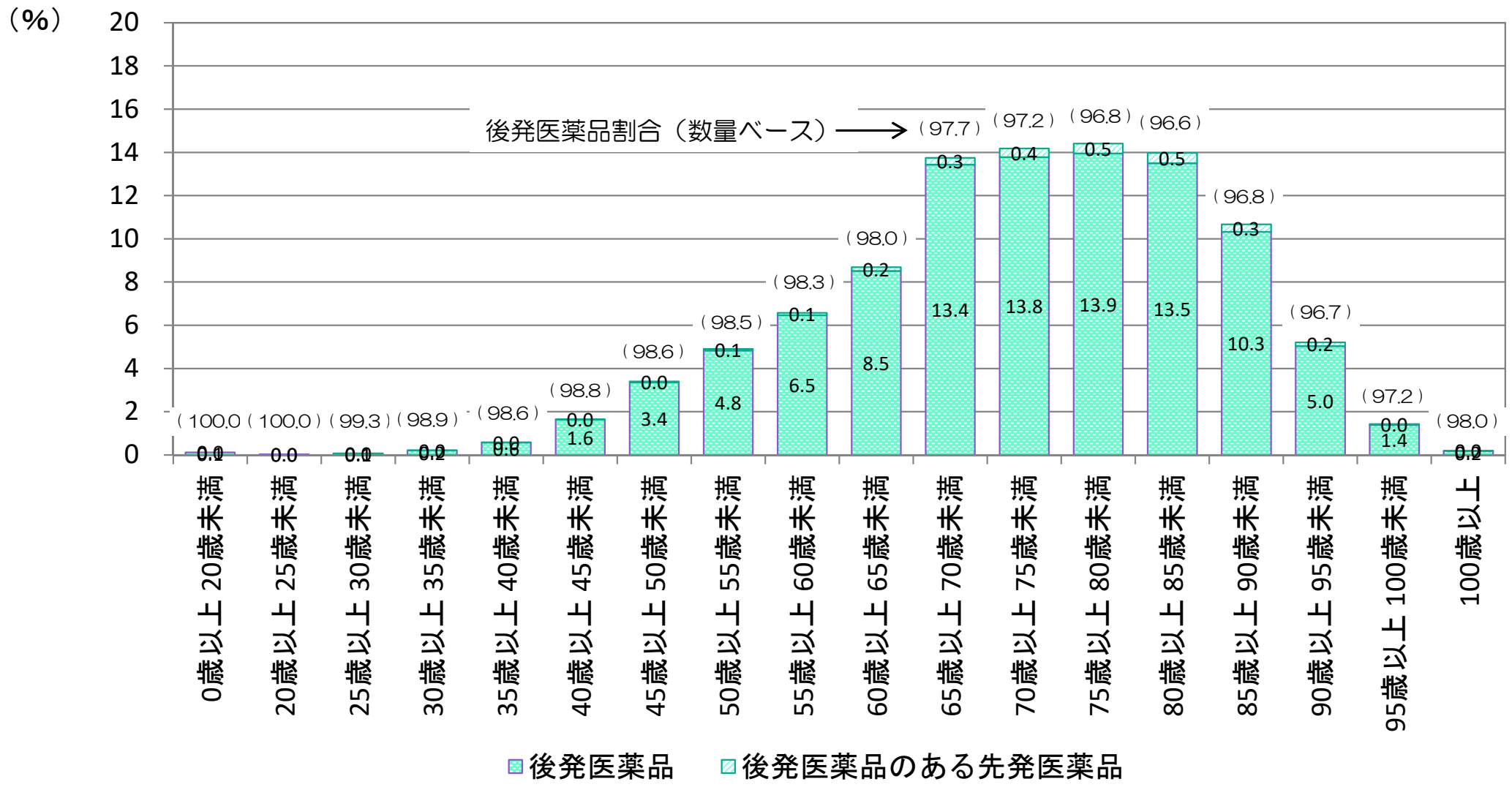
注1） ループ利尿薬全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100（%）としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。
注2） 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注3） 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

年齢階級別チアジド系利尿薬の後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



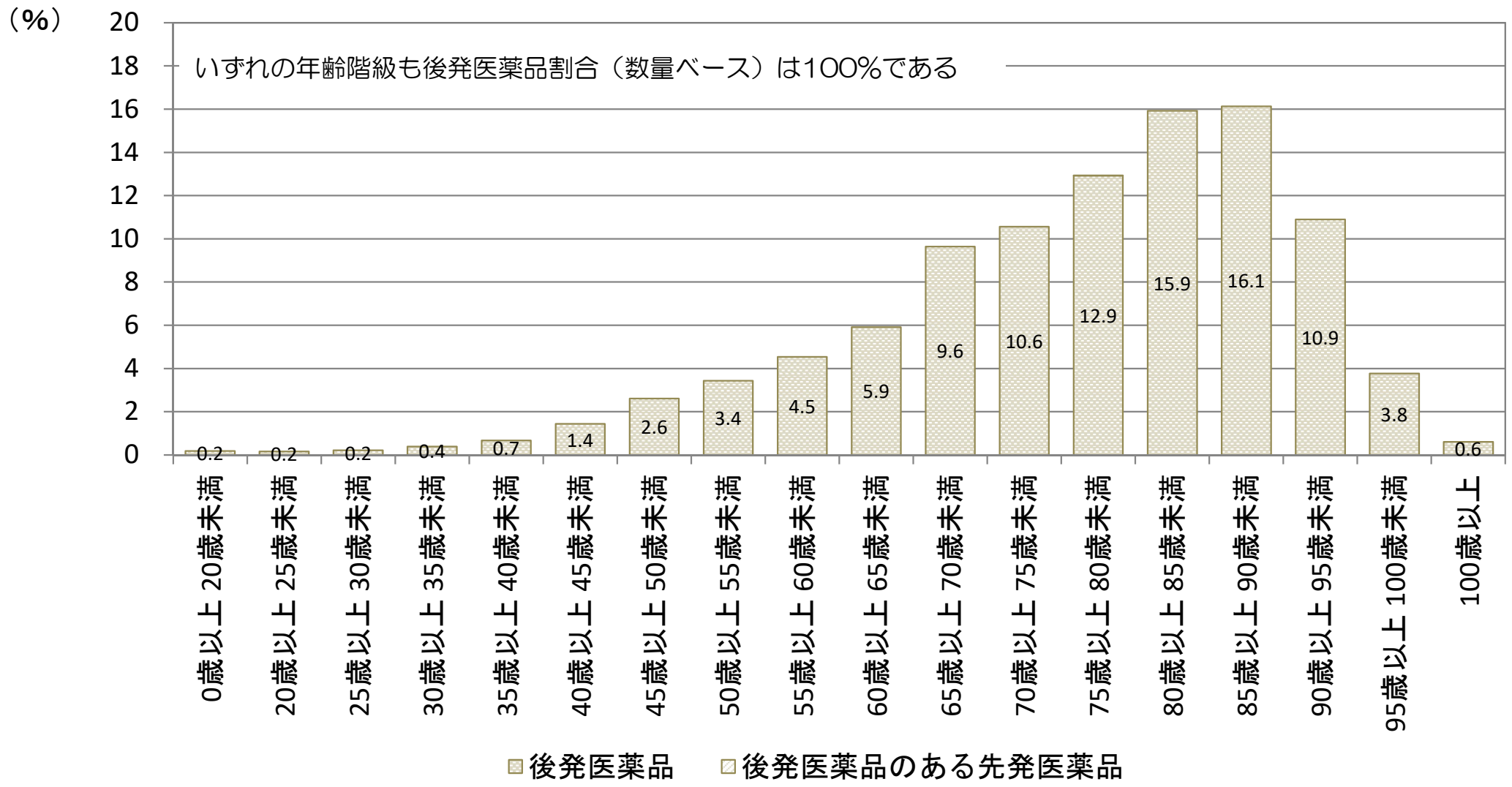
注1）「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2）「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

年齢階級別チアジド系利尿薬の後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）



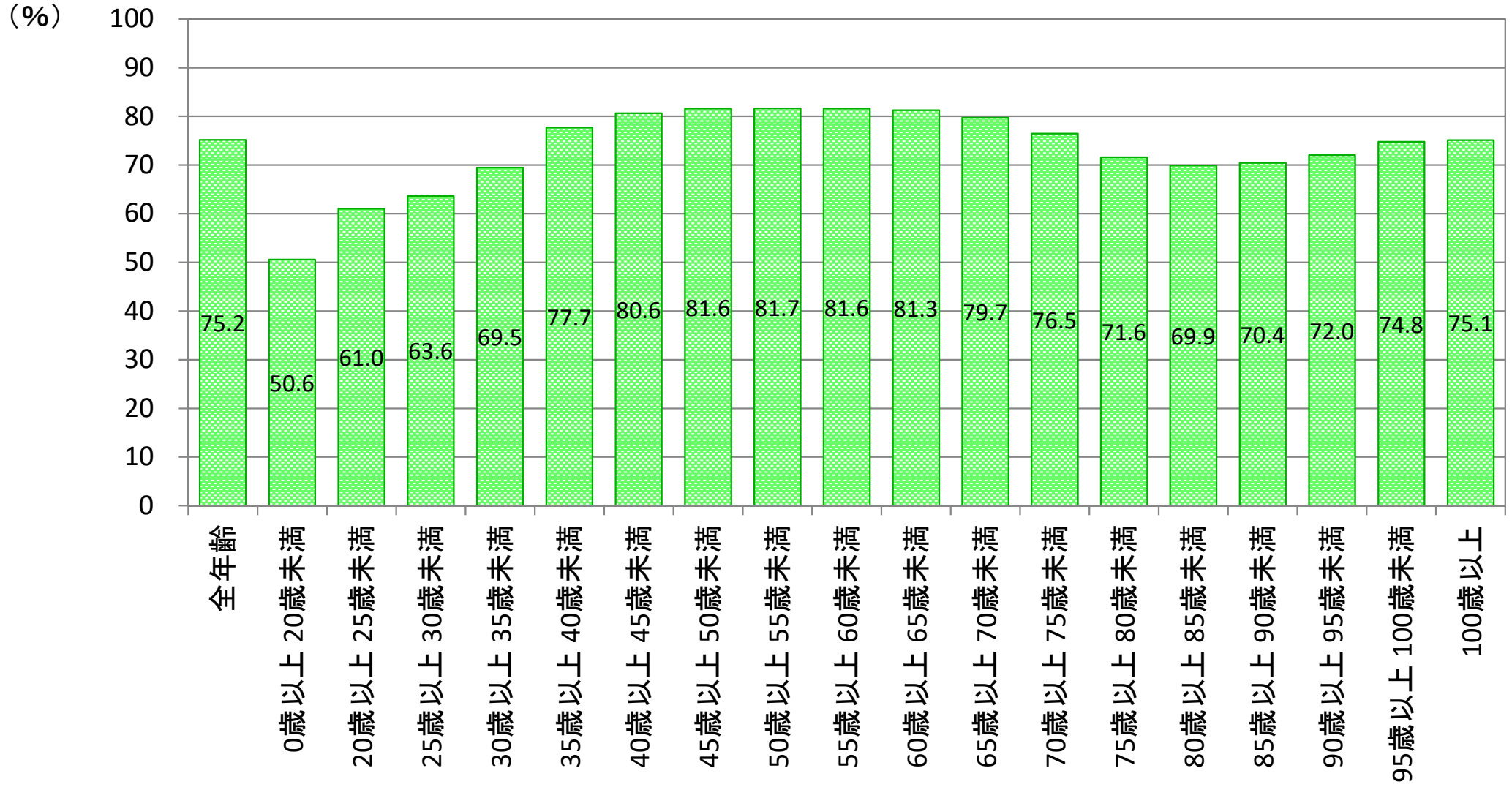
注1） チアジド系利尿薬全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100（%）としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。
注2） 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注3） 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

年齢階級別アルドステロン受容体拮抗薬の後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）



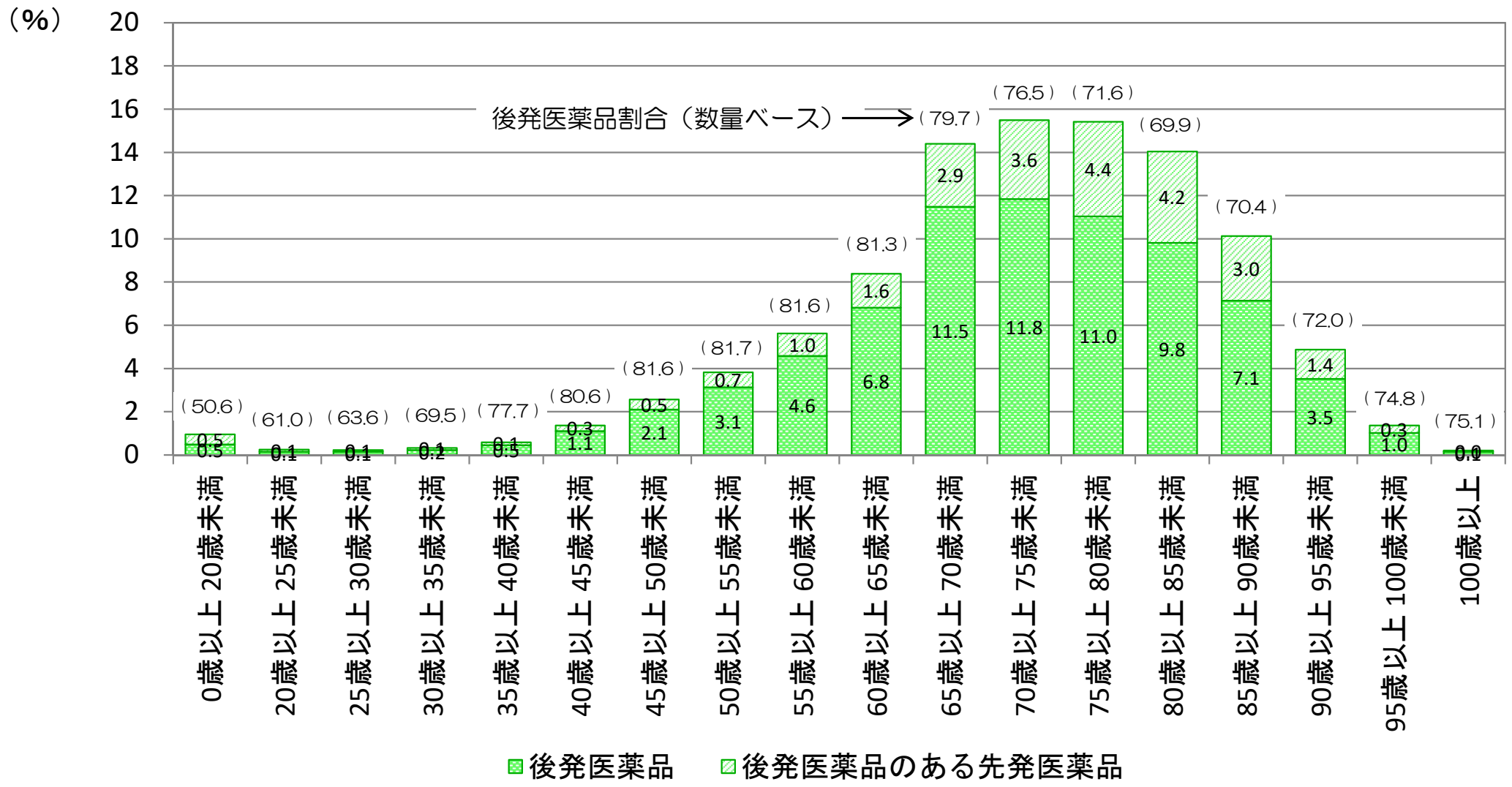
注1） アルドステロン受容体拮抗薬全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100（%）としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。
注2） 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注3） 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

年齢階級別ACE阻害薬の後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



注1）「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2）「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

年齢階級別ACE阻害薬の後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

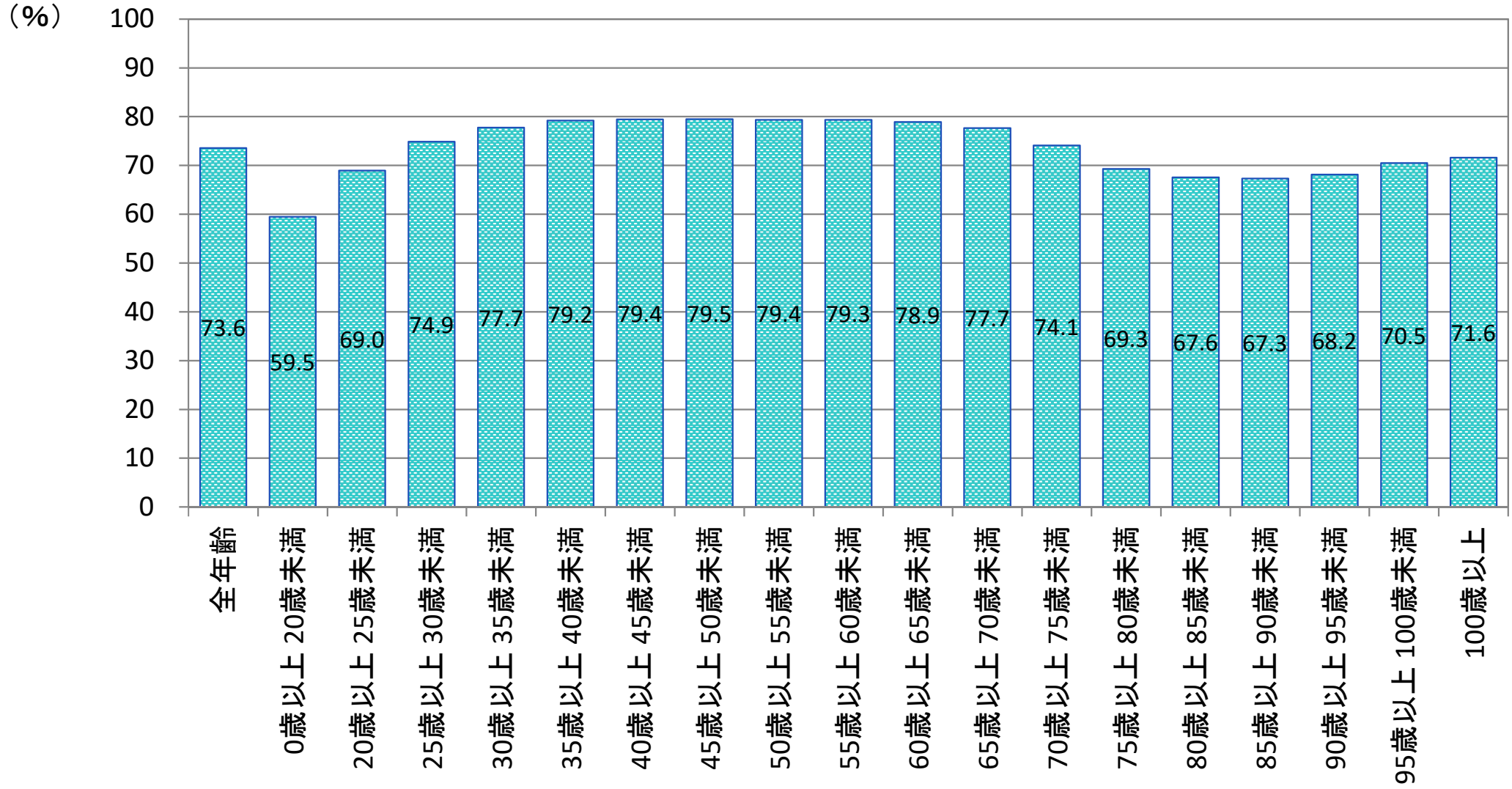


注1） ACE阻害薬全数量（〔後発医薬品の数量〕＋〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100（%）としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2） 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

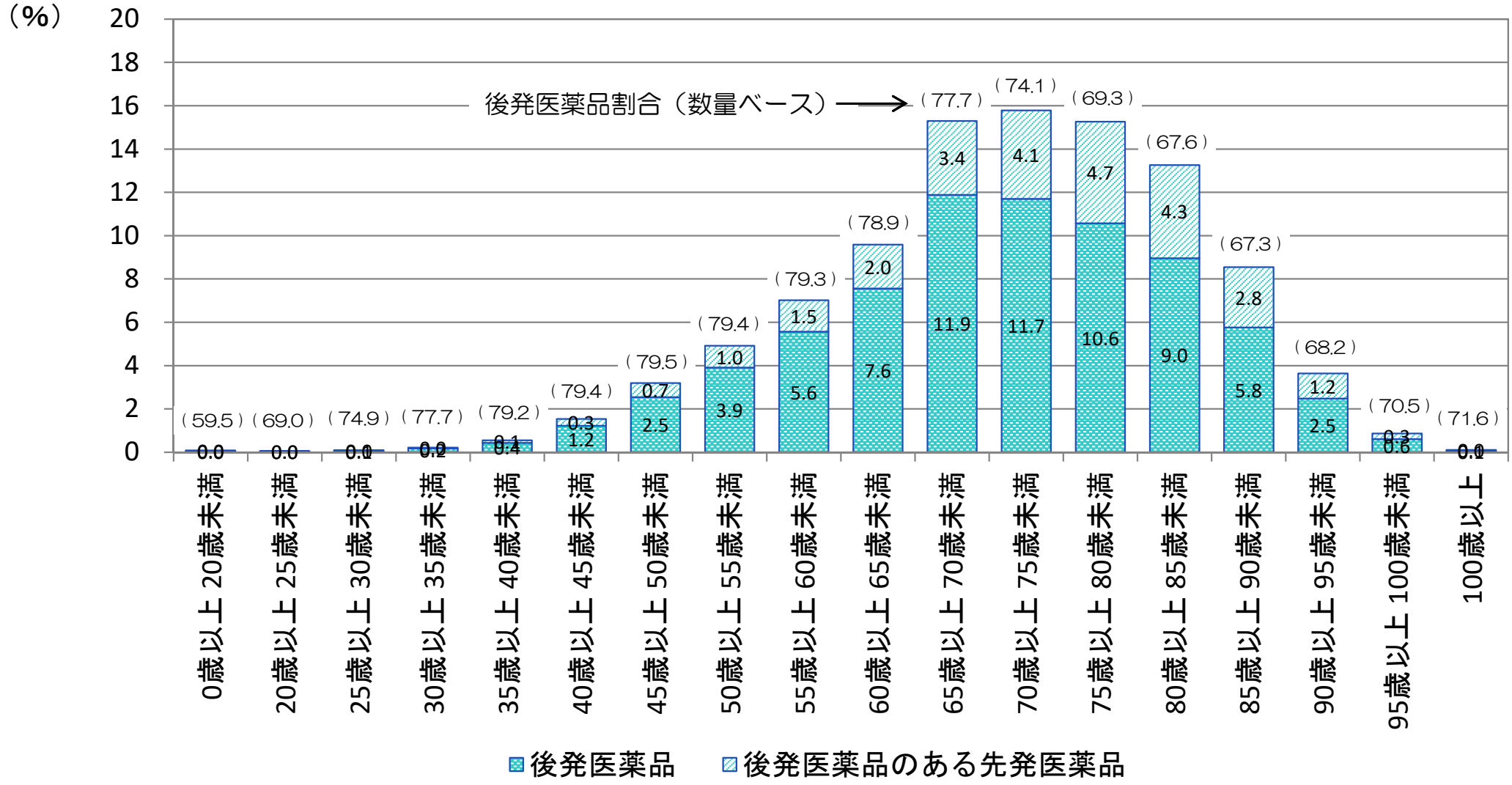
注3） 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕＋〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

年齢階級別ARBの
後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



注1）「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2）「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

年齢階級別ARBの後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

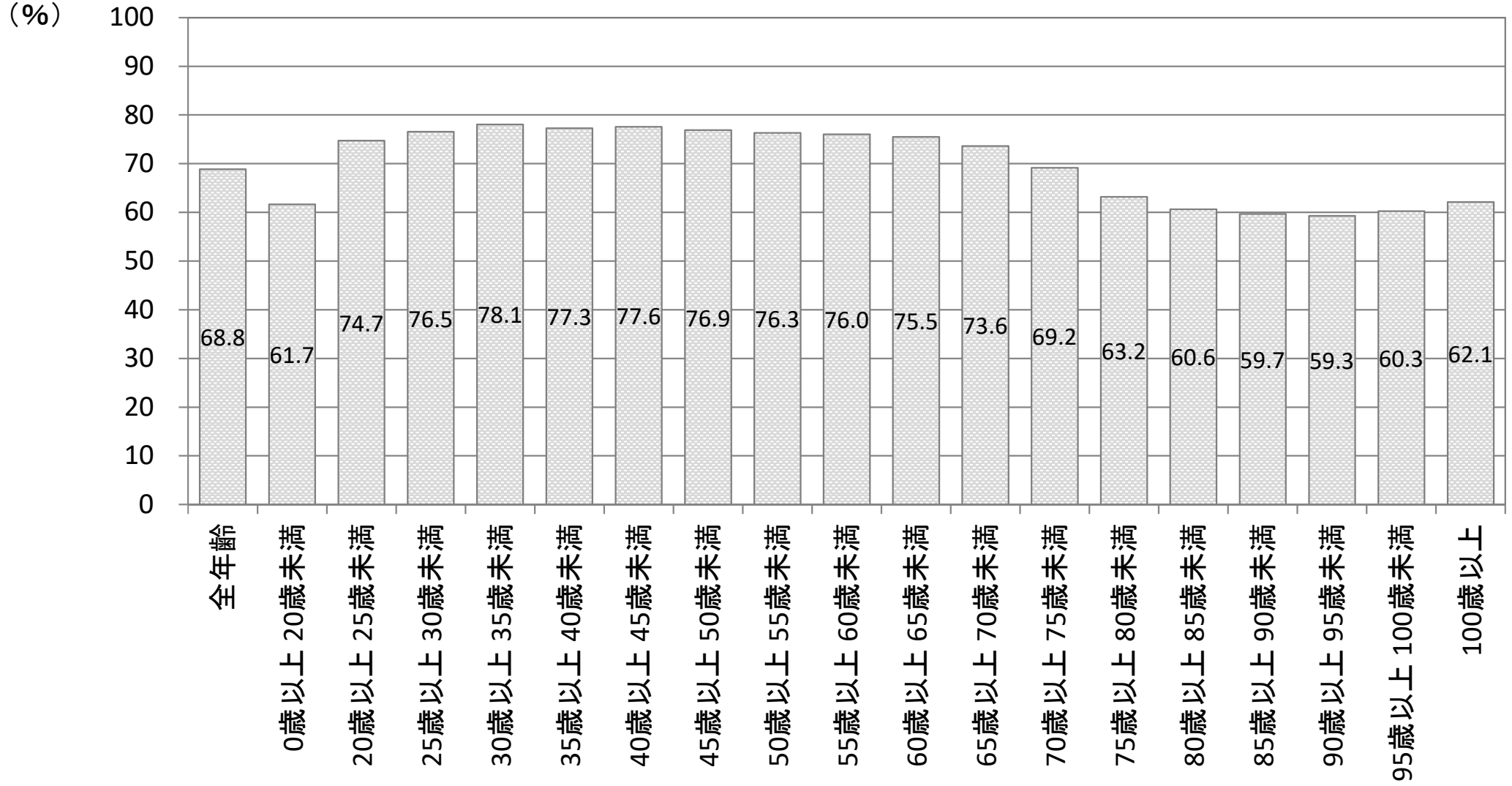


注1） ARB全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100（%）としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2） 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

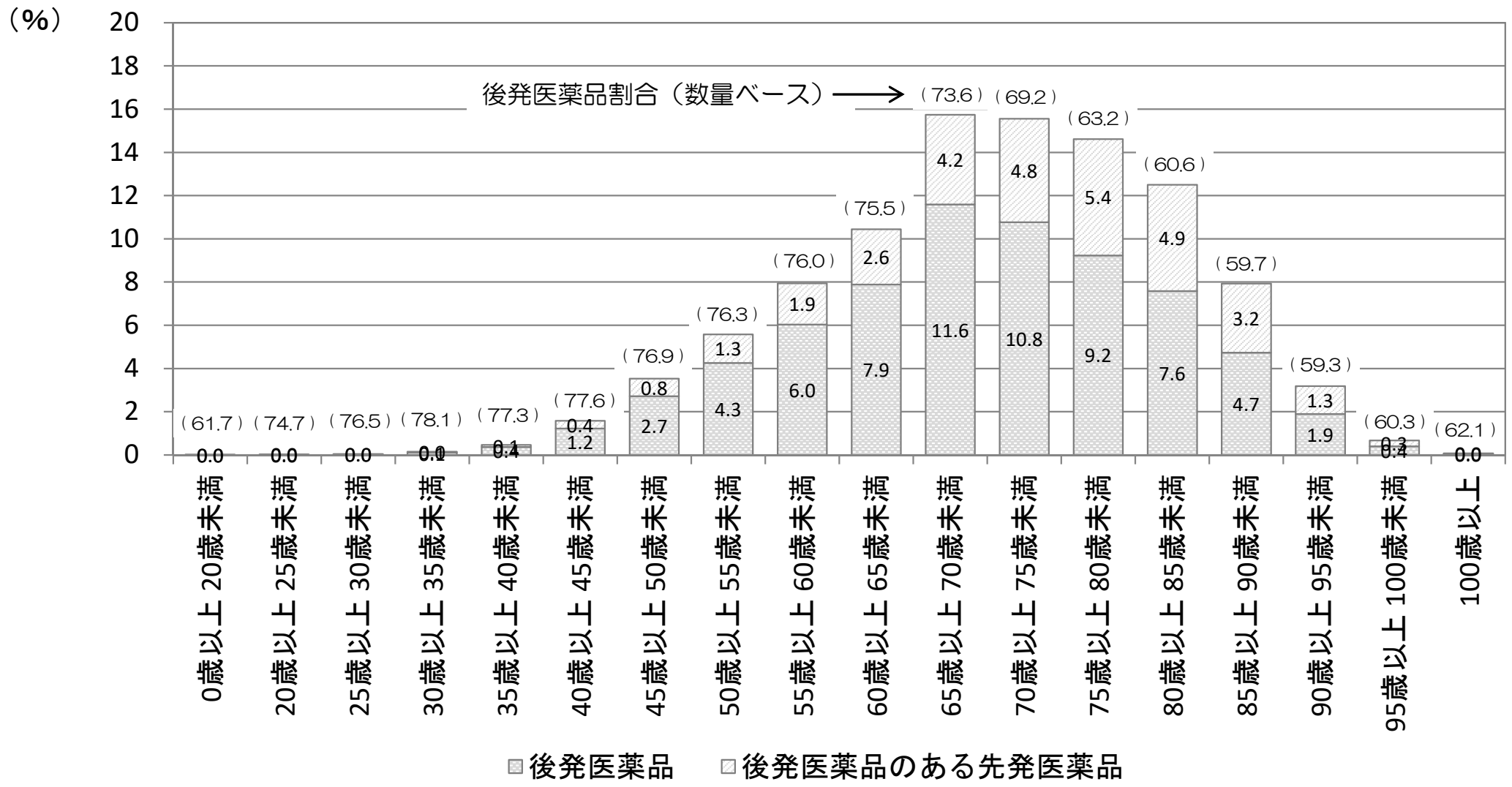
注3） 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

年齢階級別降圧配合剤の後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



注1）「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2）「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

年齢階級別降圧薬配合剤の後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

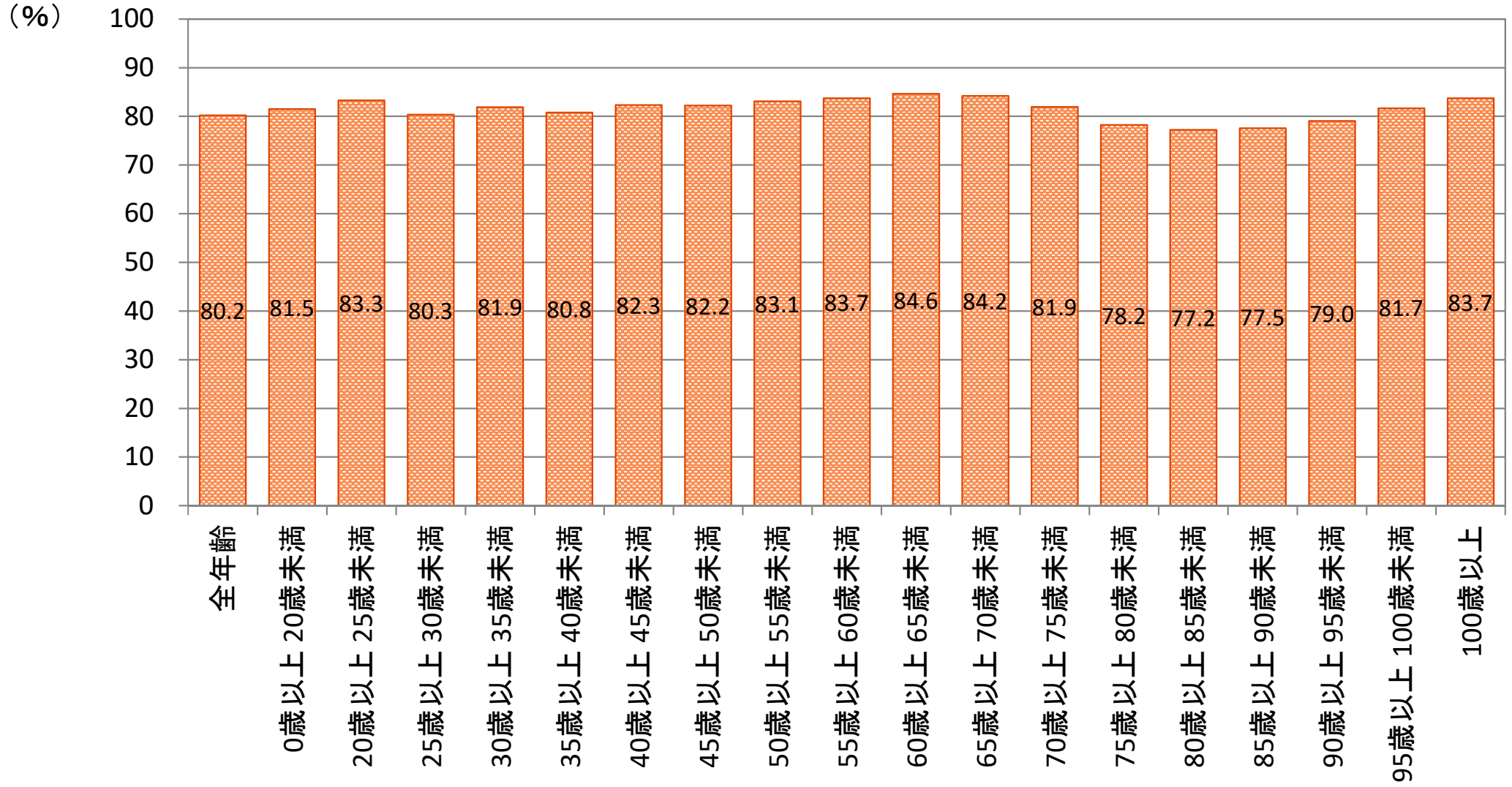


注1） 降圧薬配合剤全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100（%）としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2） 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

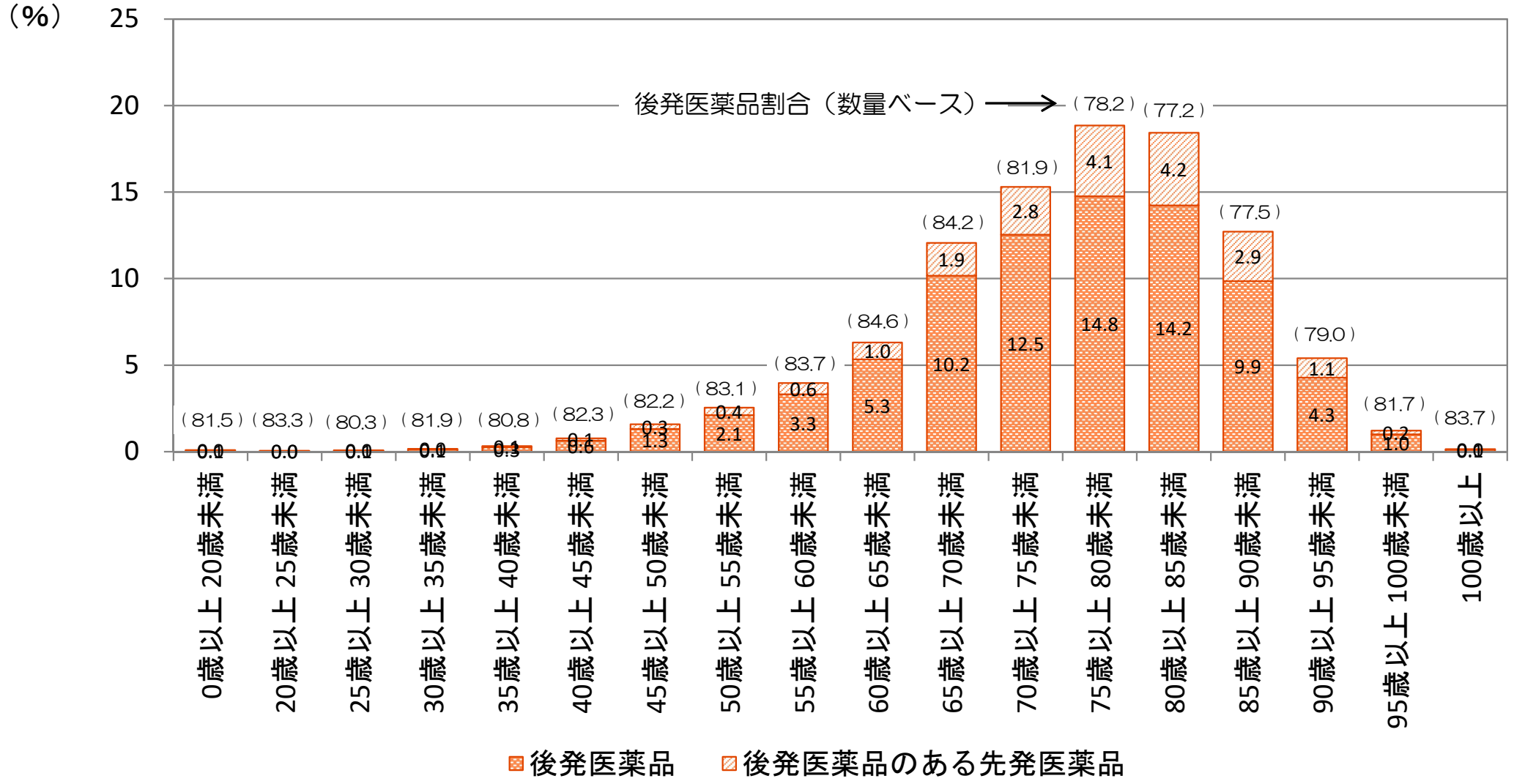
注3） 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

年齢階級別抗血小板薬の後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



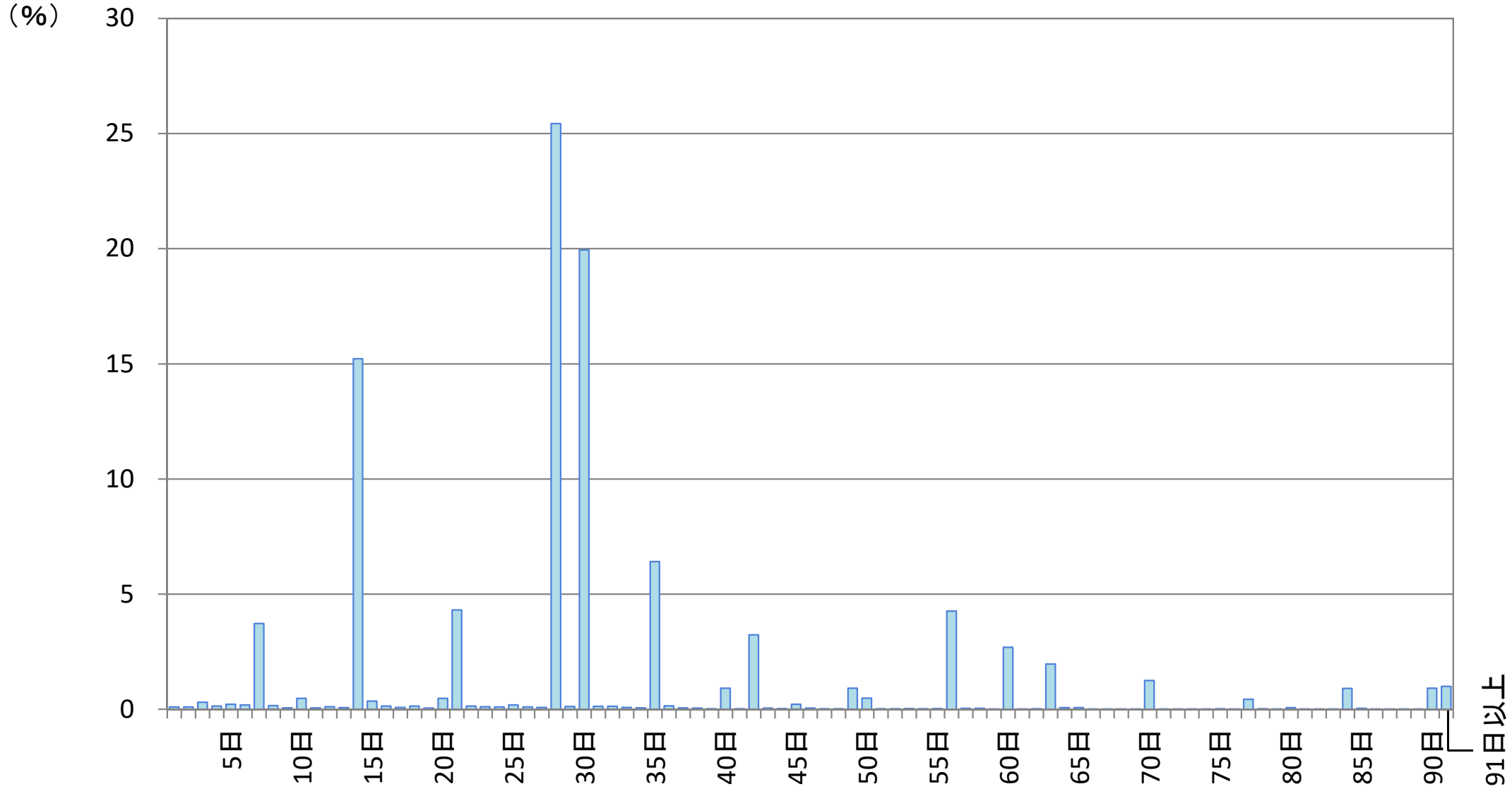
注1）「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2）「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

年齢階級別抗血小板薬の後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）



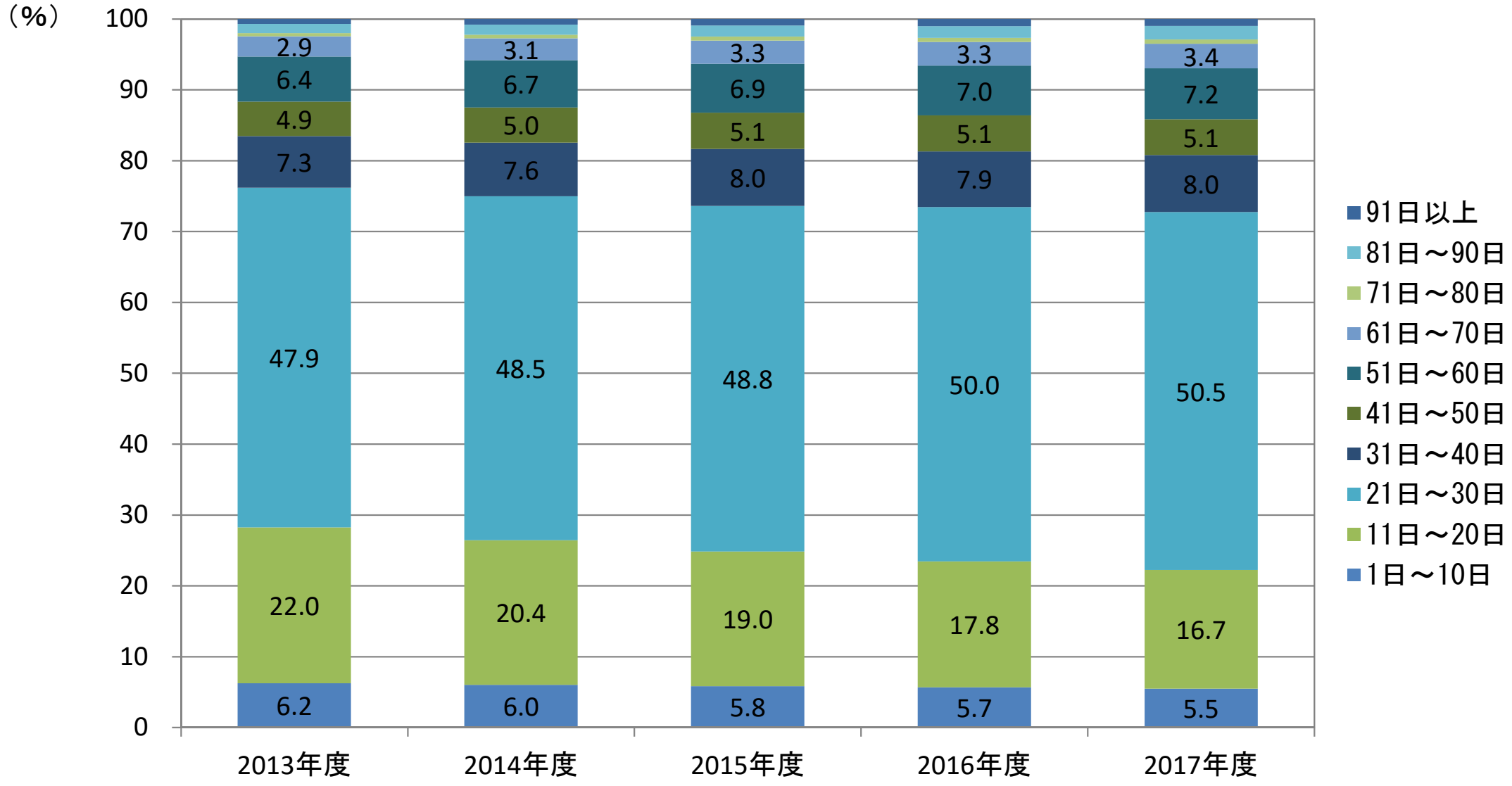
注1） 抗血小板薬全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100（%）としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。
注2） 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注3） 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。

Naチャネル遮断薬の投薬日数の分布（2017年度）



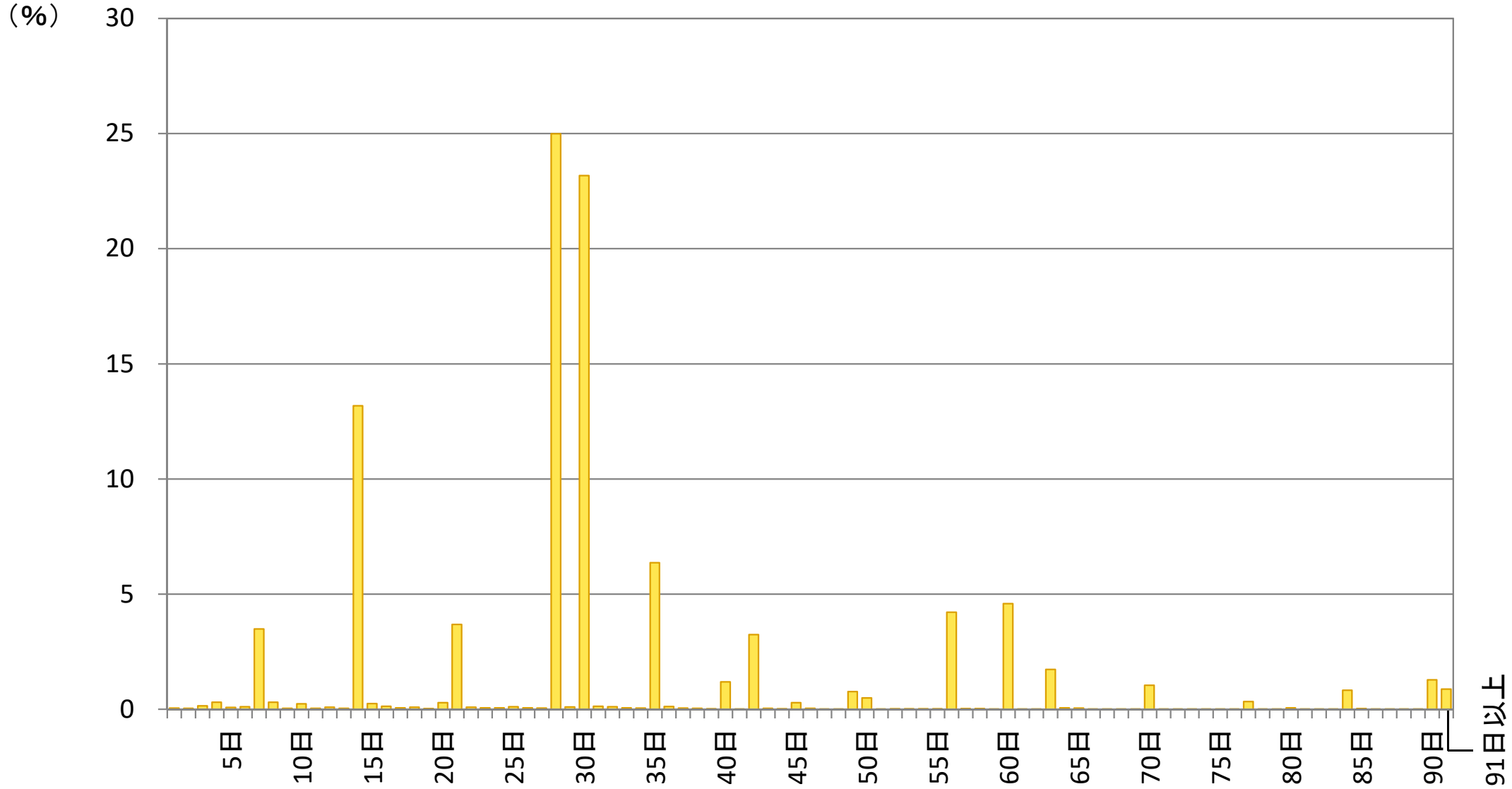
注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布を示したものである。

Naチャネル遮断薬の投薬日数の分布の推移



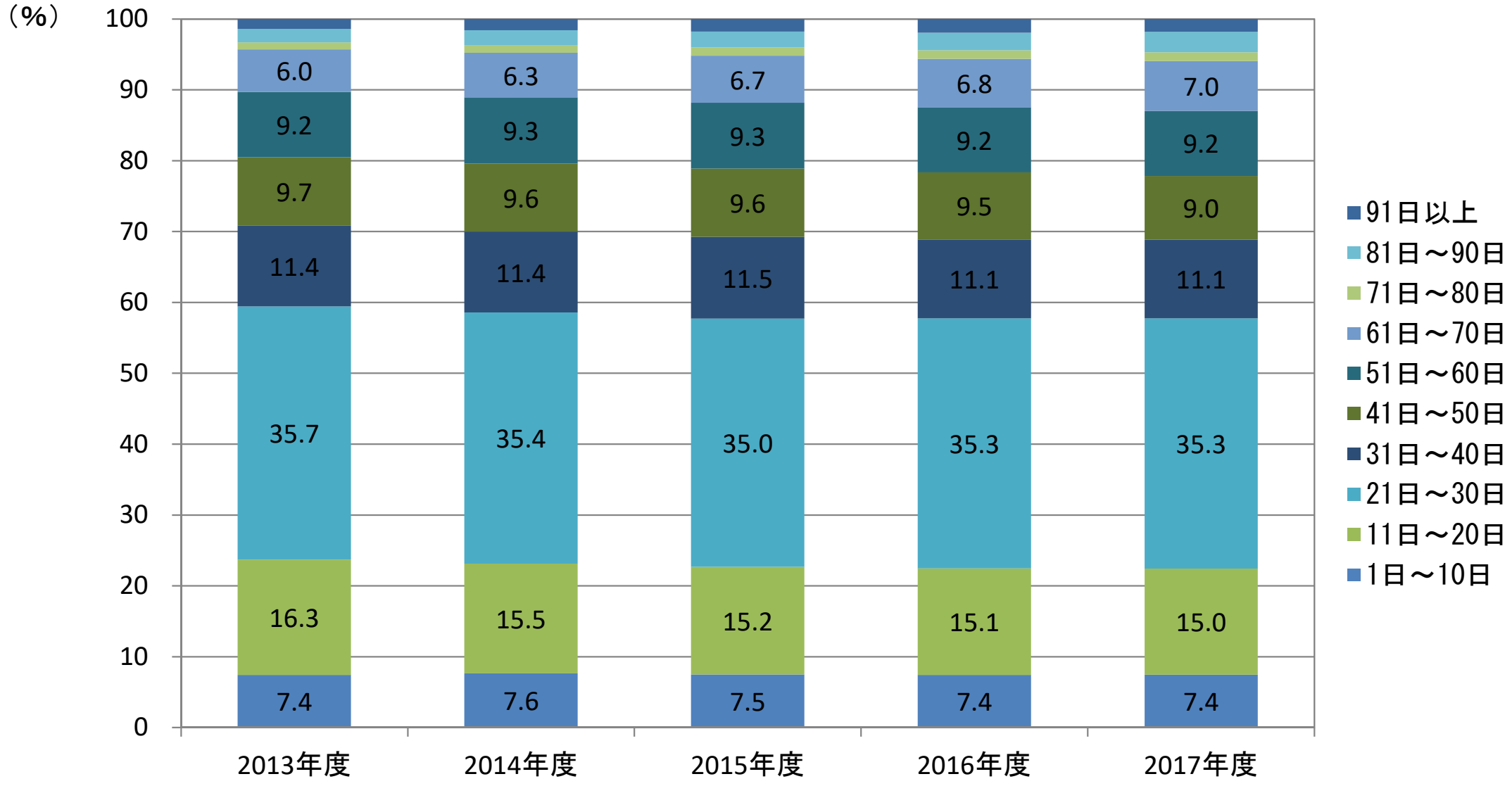
注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布の推移を示したものである。

Kチャネル遮断薬の投薬日数の分布（2017年度）



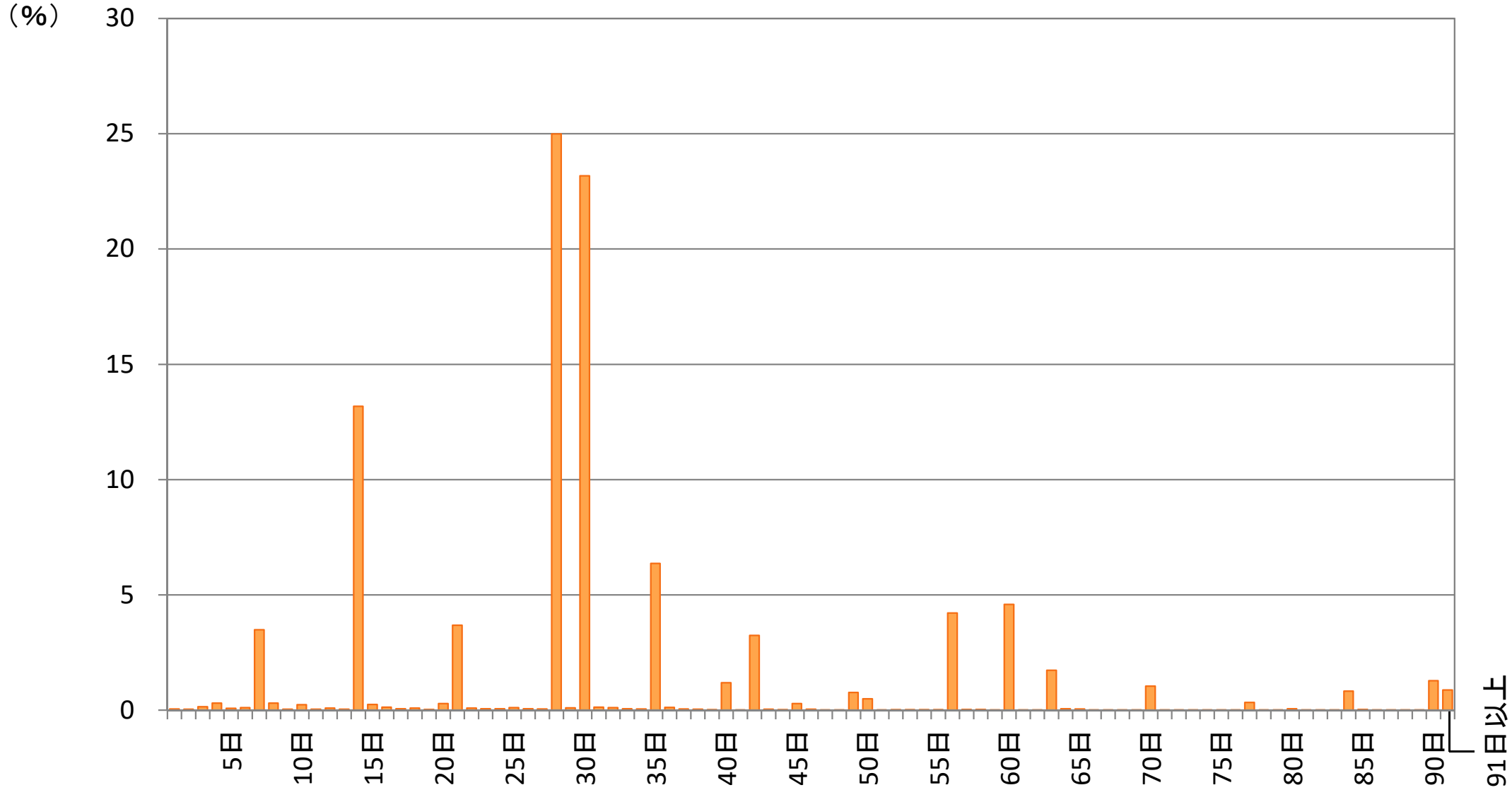
注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布を示したものである。

Kチャネル遮断薬の投薬日数の分布の推移



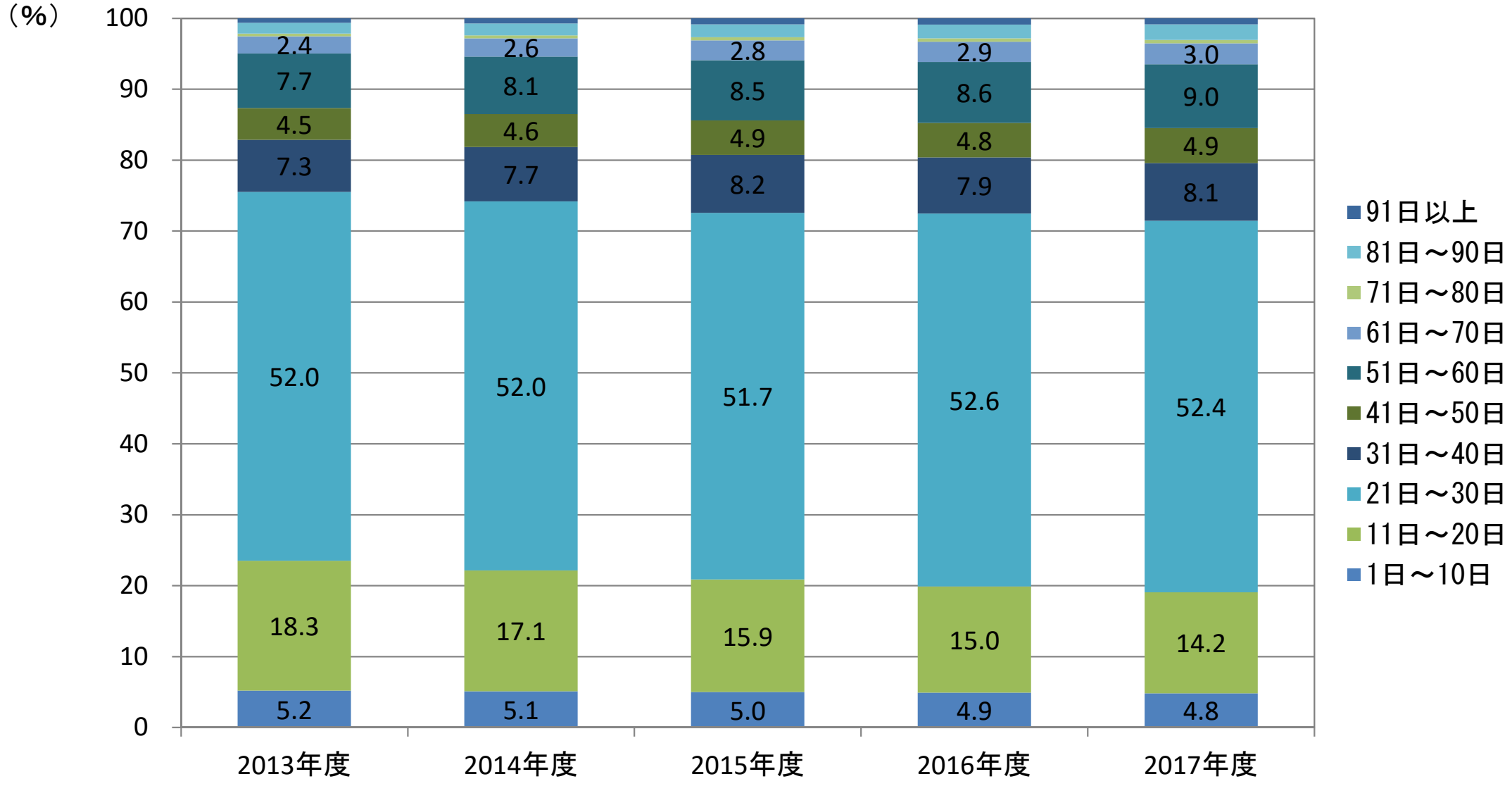
注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布の推移を示したものである。

Caチャネル遮断薬の投薬日数の分布（2017年度）



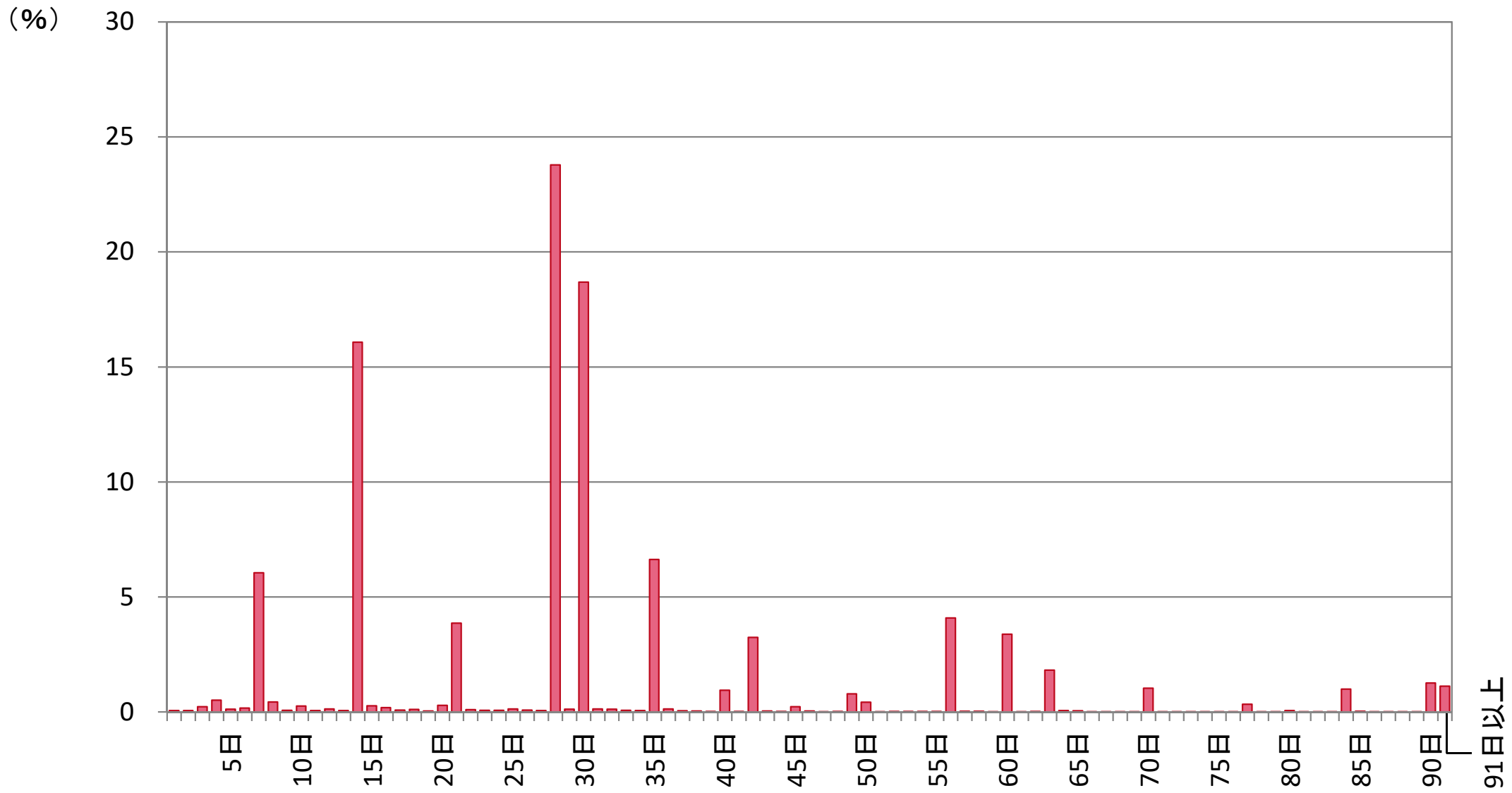
注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布を示したものである。

Caチャネル遮断薬の投薬日数の分布の推移



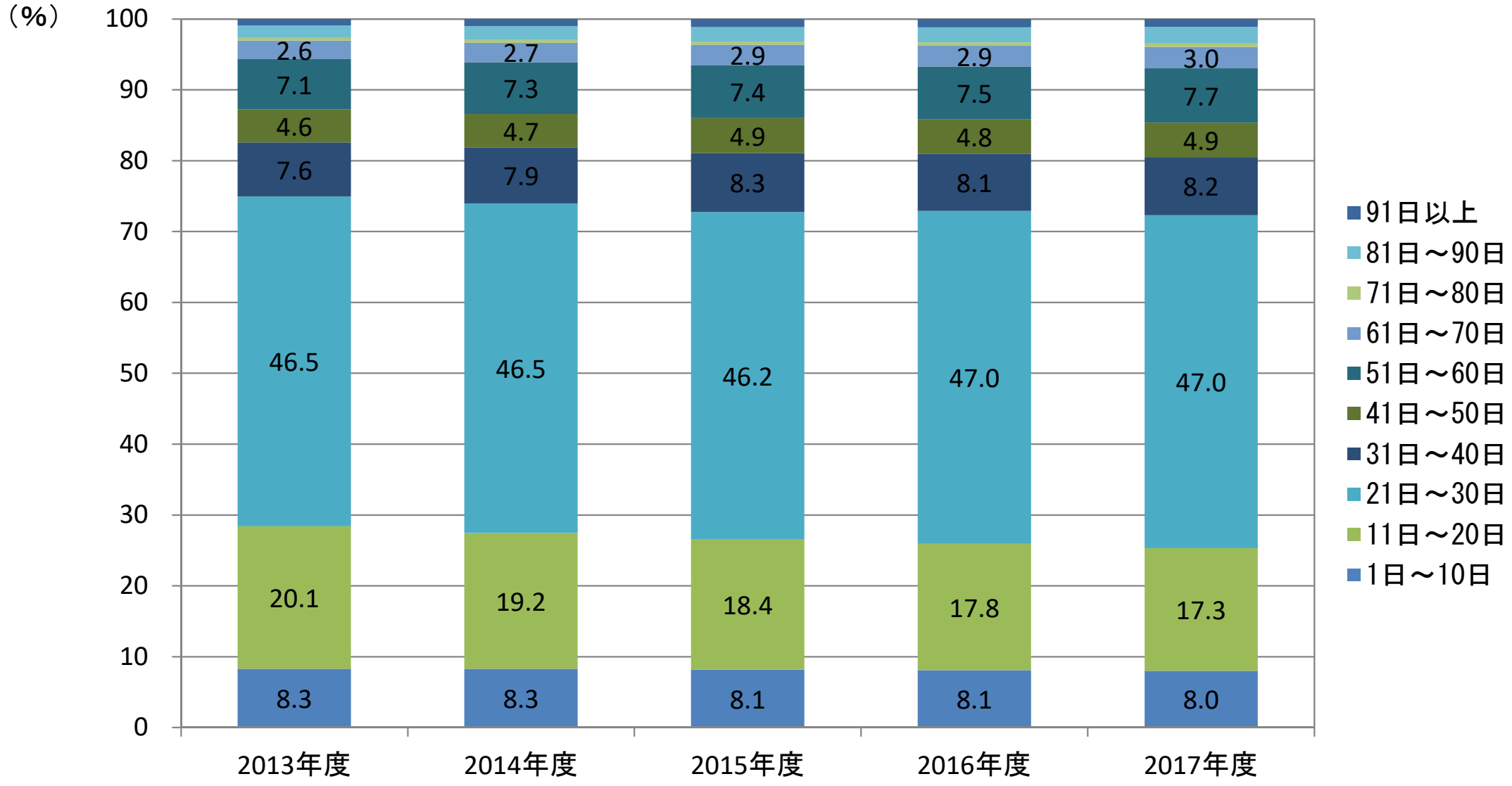
注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布の推移を示したものである。

α遮断薬の投薬日数の分布（2017年度）



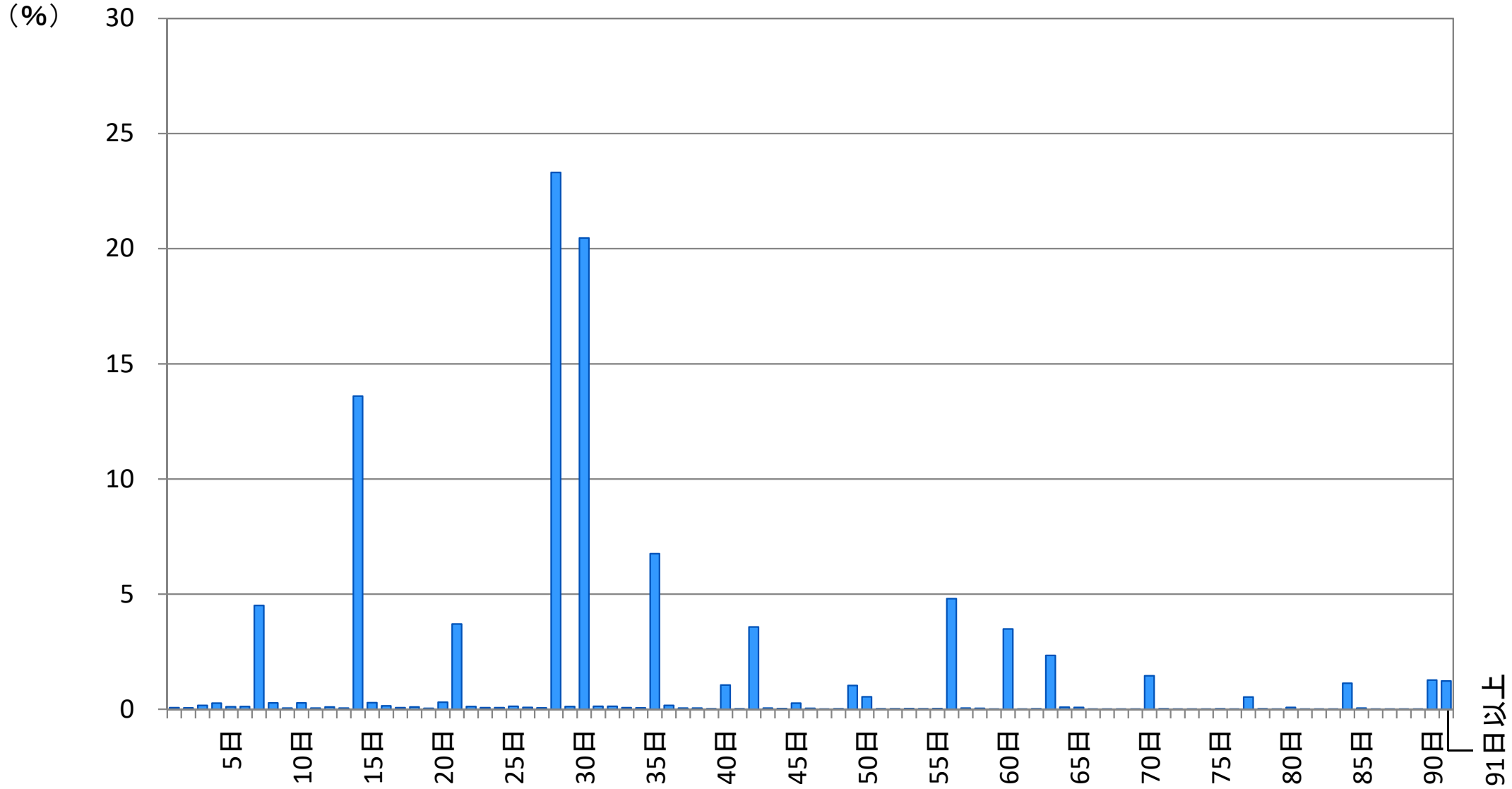
注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布を示したものである。

α遮断薬の投薬日数の分布の推移



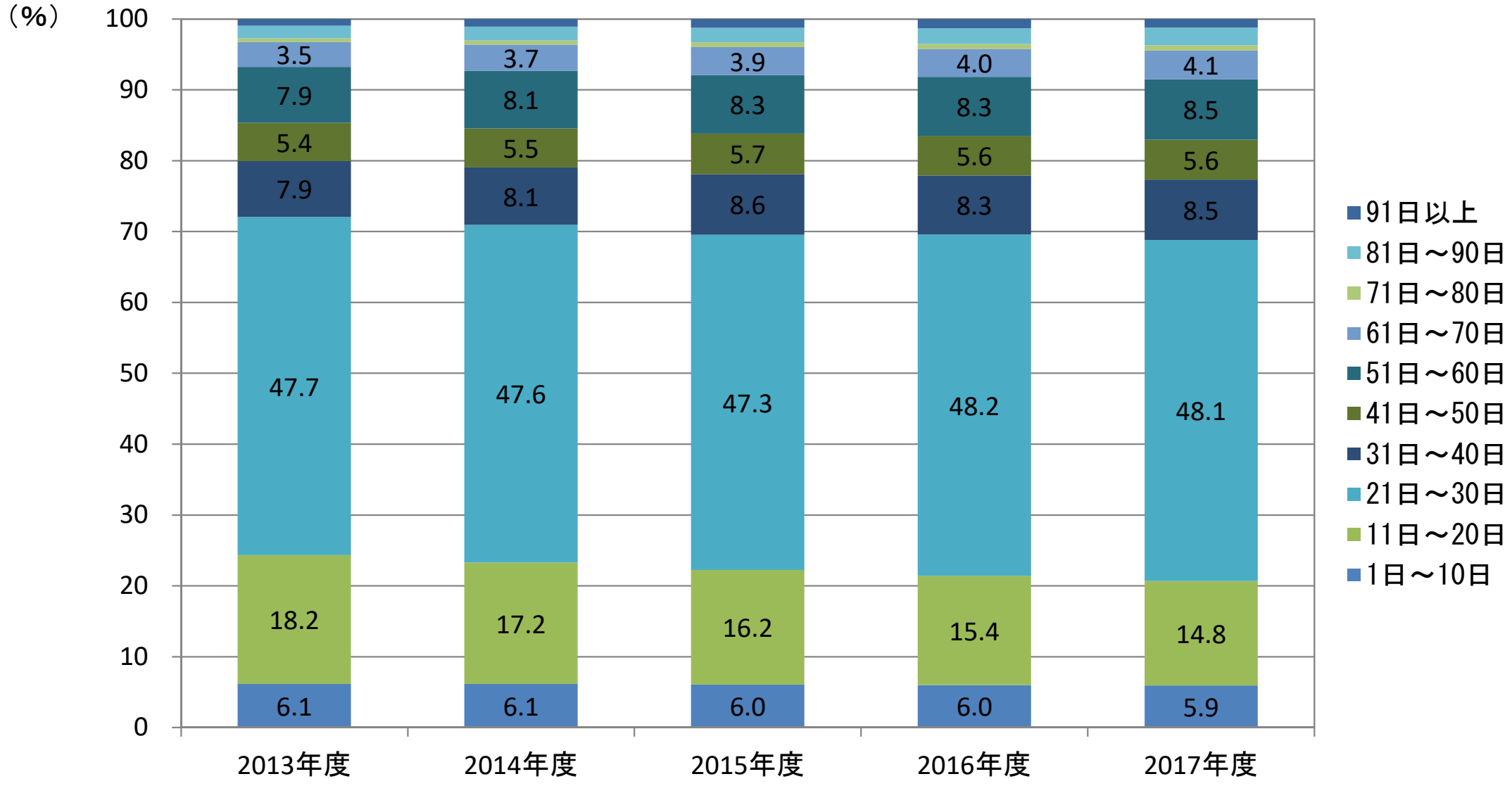
注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布の推移を示したものである。

β遮断薬の投薬日数の分布（2017年度）



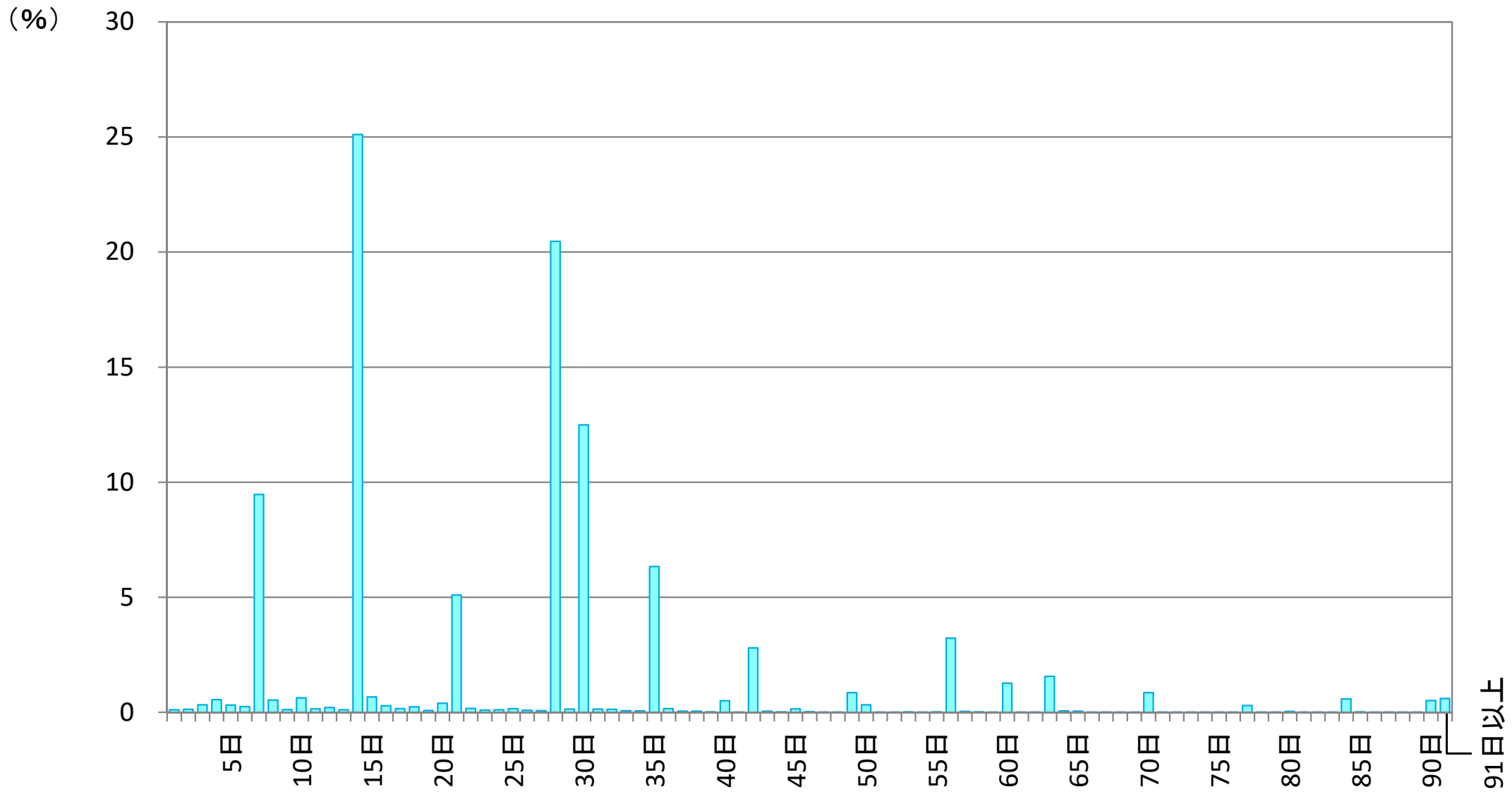
注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布を示したものである。

β遮断薬の投薬日数の分布の推移



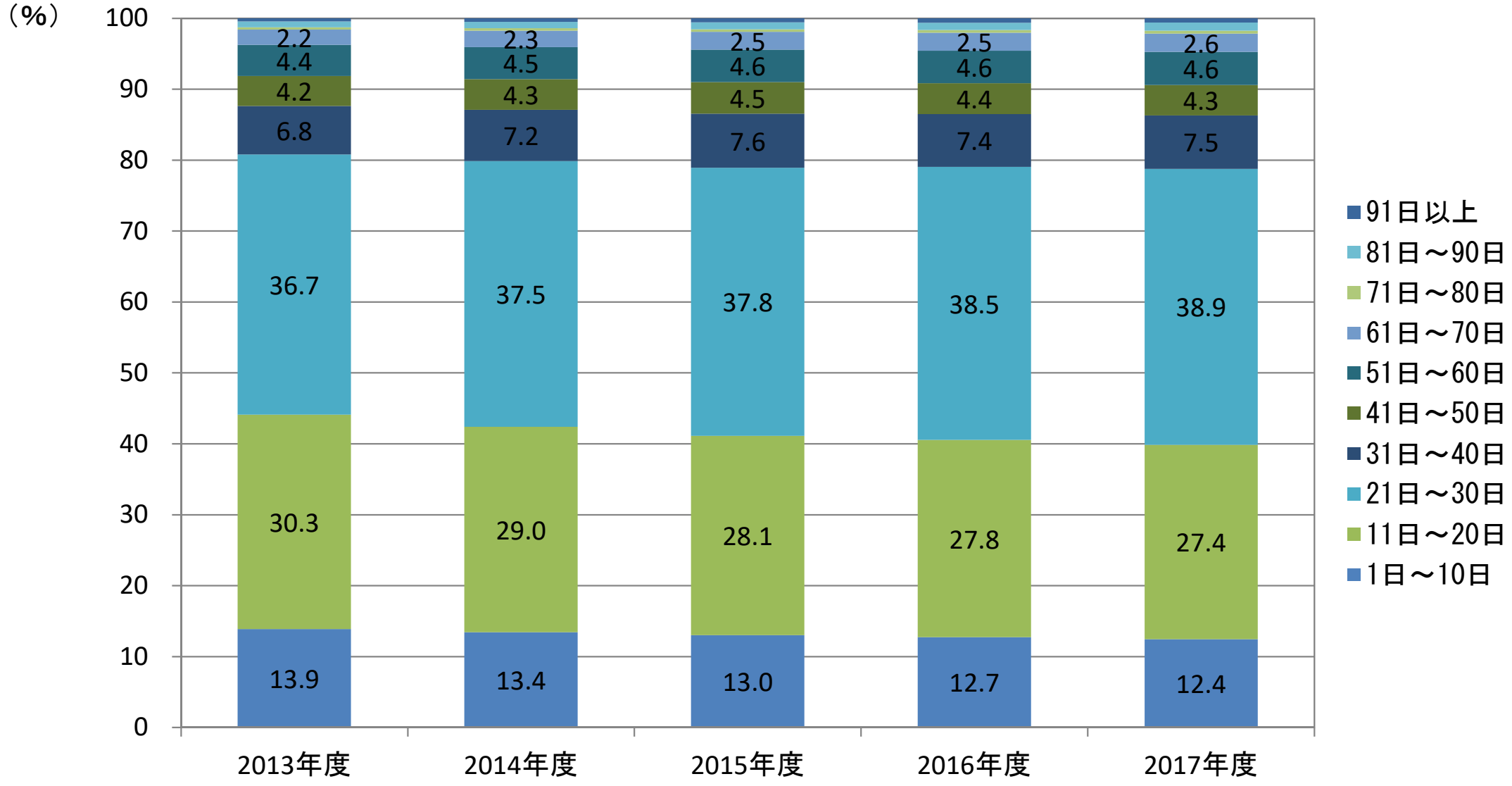
注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布の推移を示したものである。

ループ利尿薬の投薬日数の分布（2017年度）



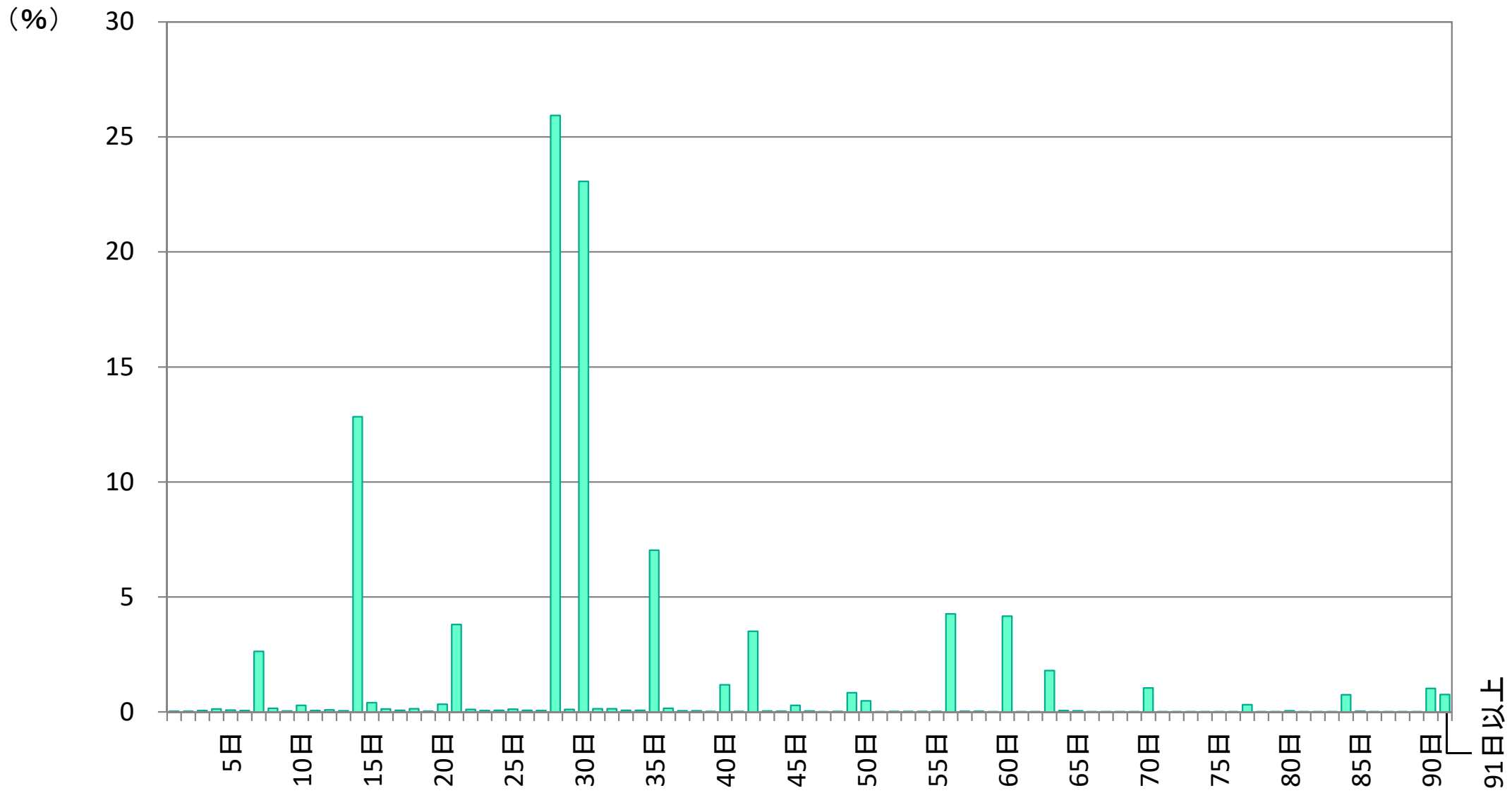
注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布を示したものである。

ループ利尿薬の投薬日数の分布の推移



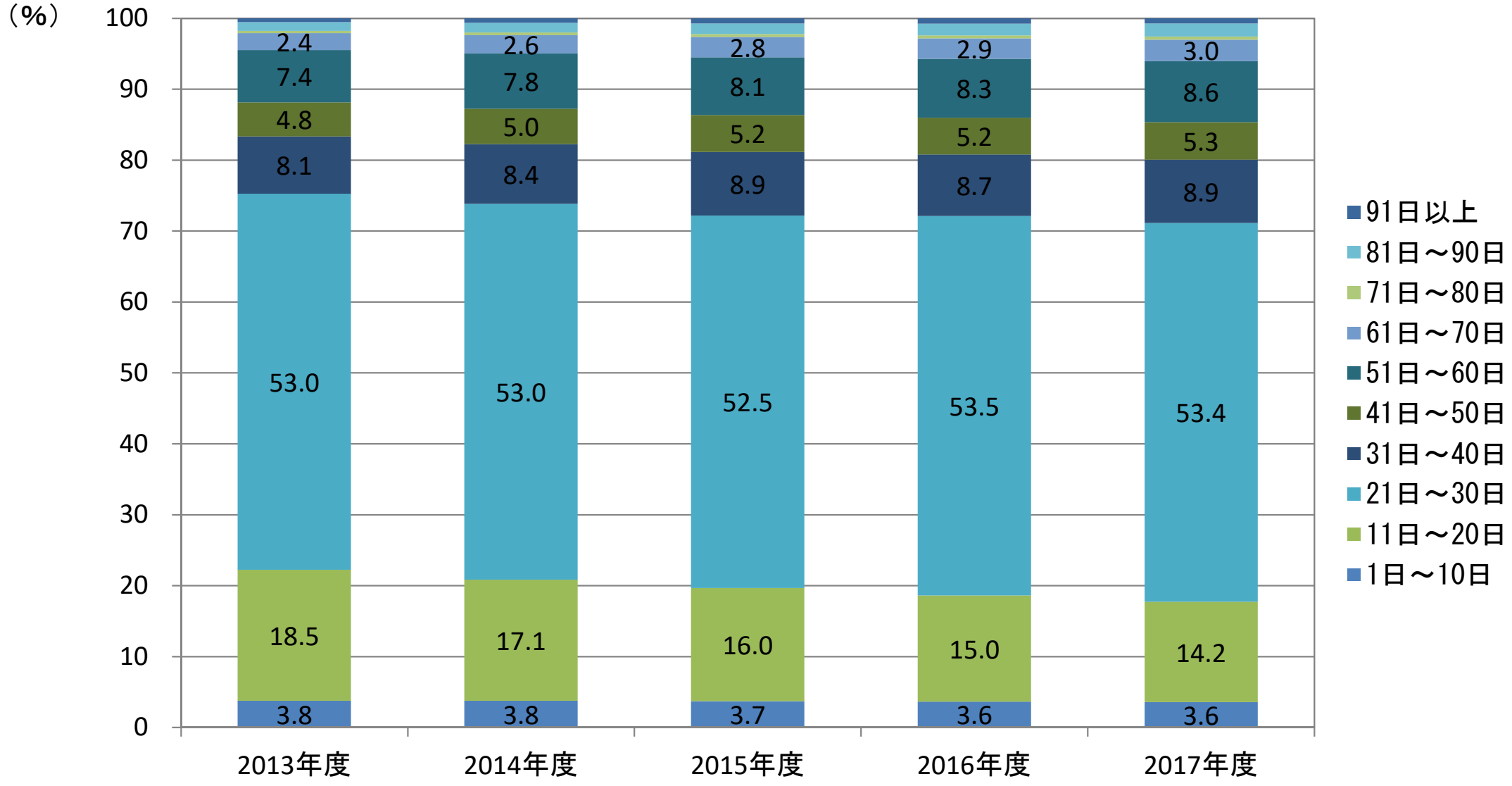
注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布の推移を示したものである。

チアジド系利尿薬の投薬日数の分布（2017年度）



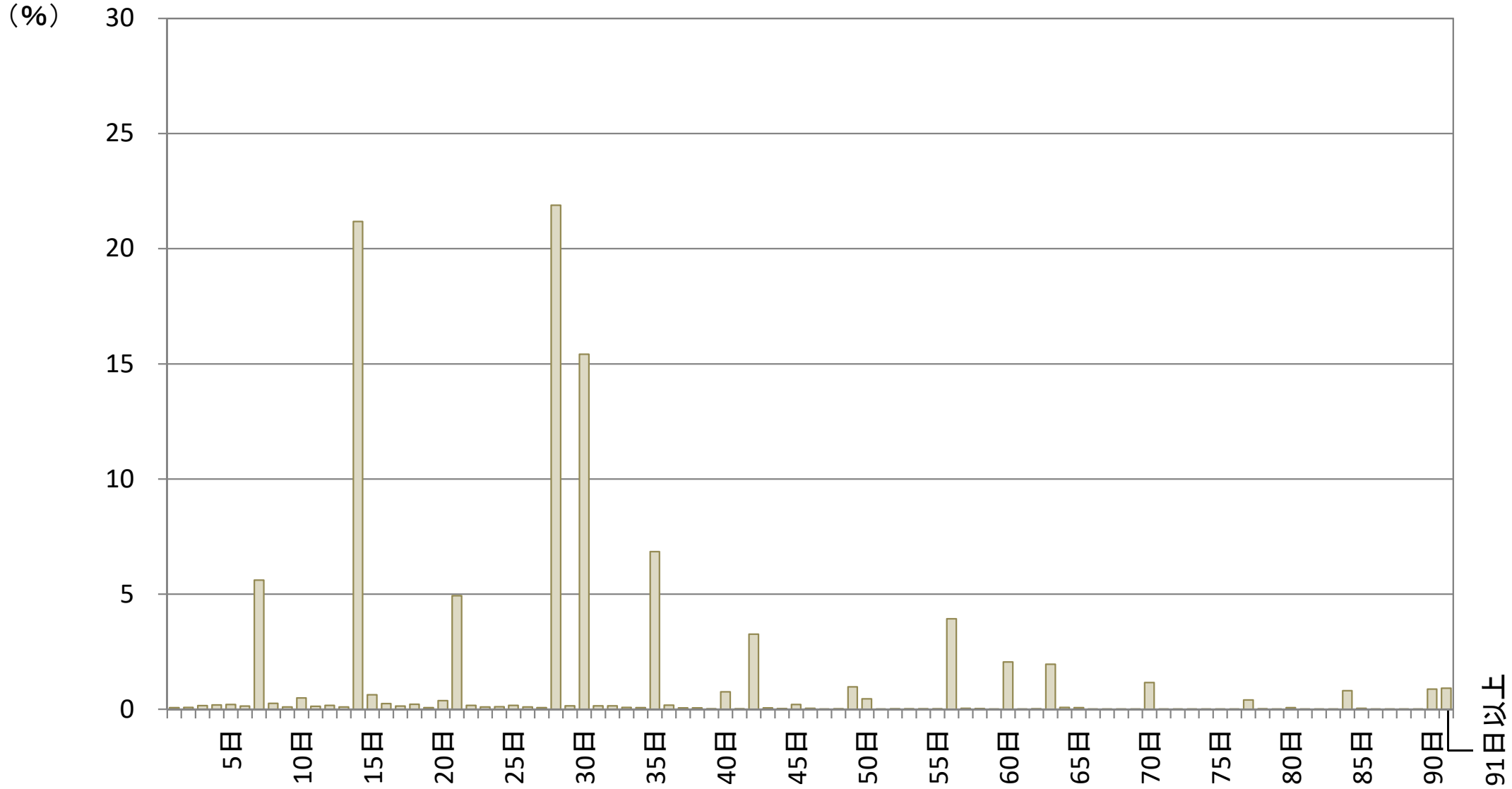
注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布を示したものである。

チアジド系利尿薬の投薬日数の分布の推移



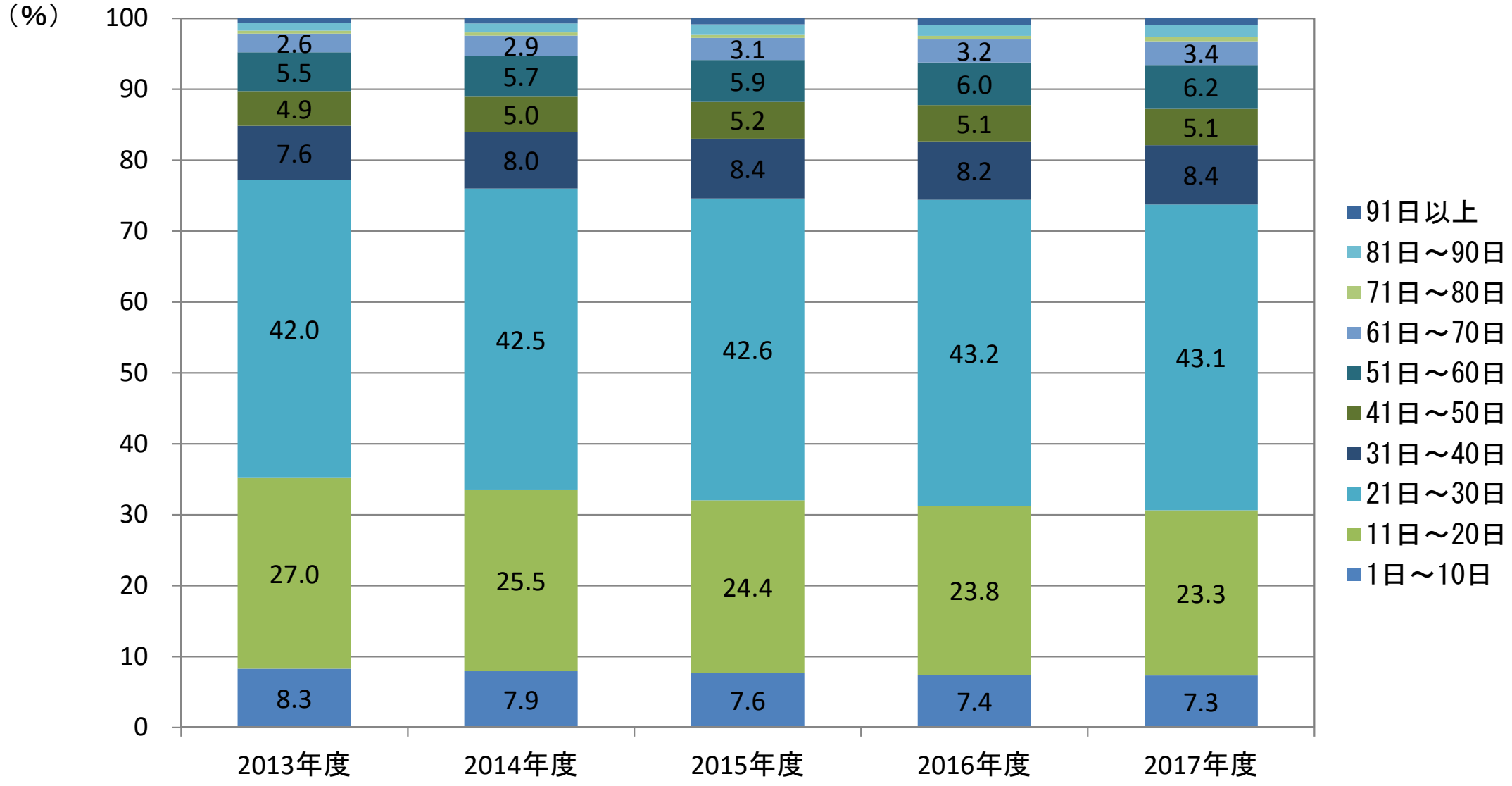
注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布の推移を示したものである。

アルドステロン受容体拮抗薬の投薬日数の分布（2017年度）



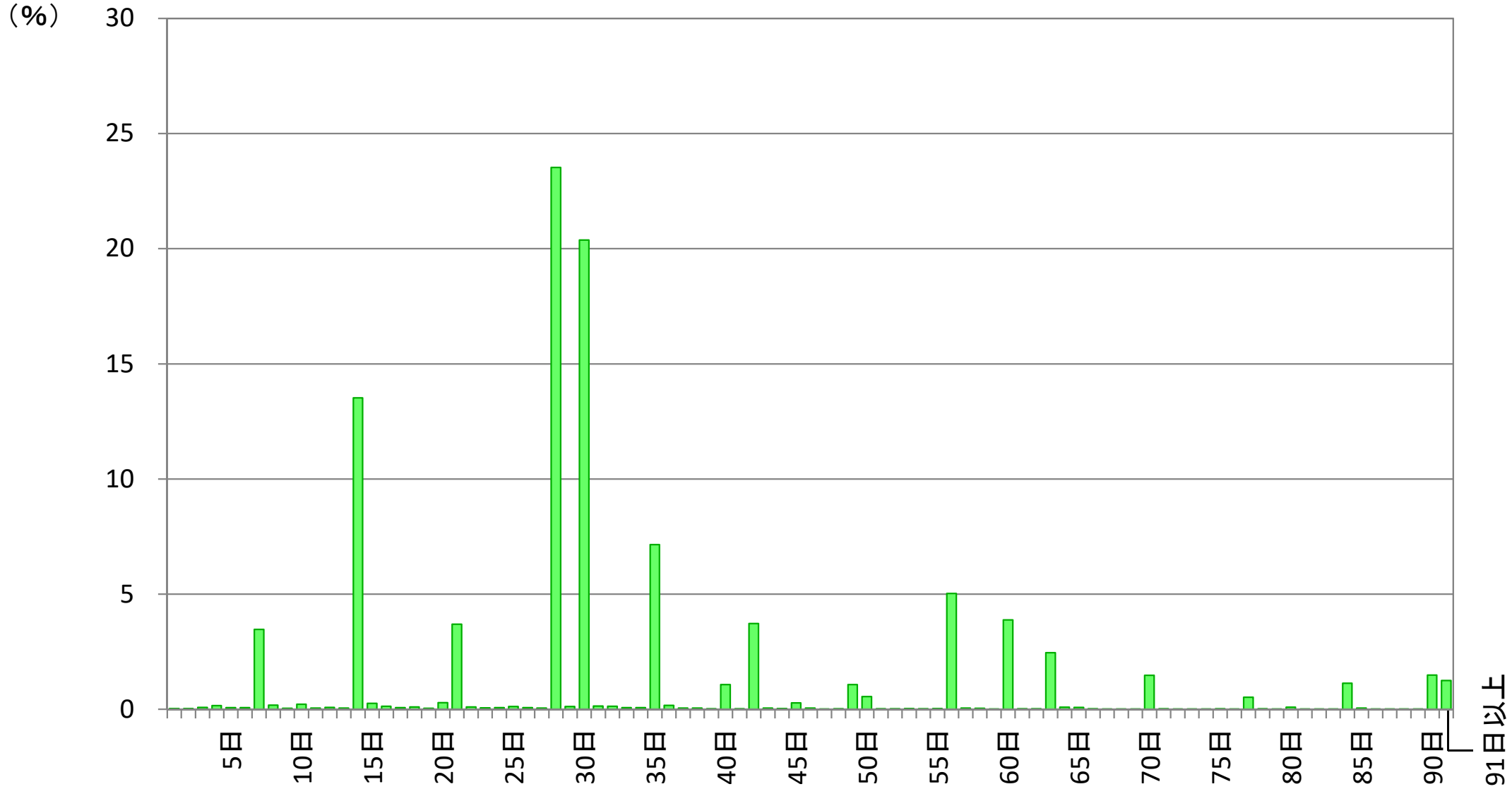
注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布を示したものである。

アルドステロン受容体拮抗薬の投薬日数の分布の推移



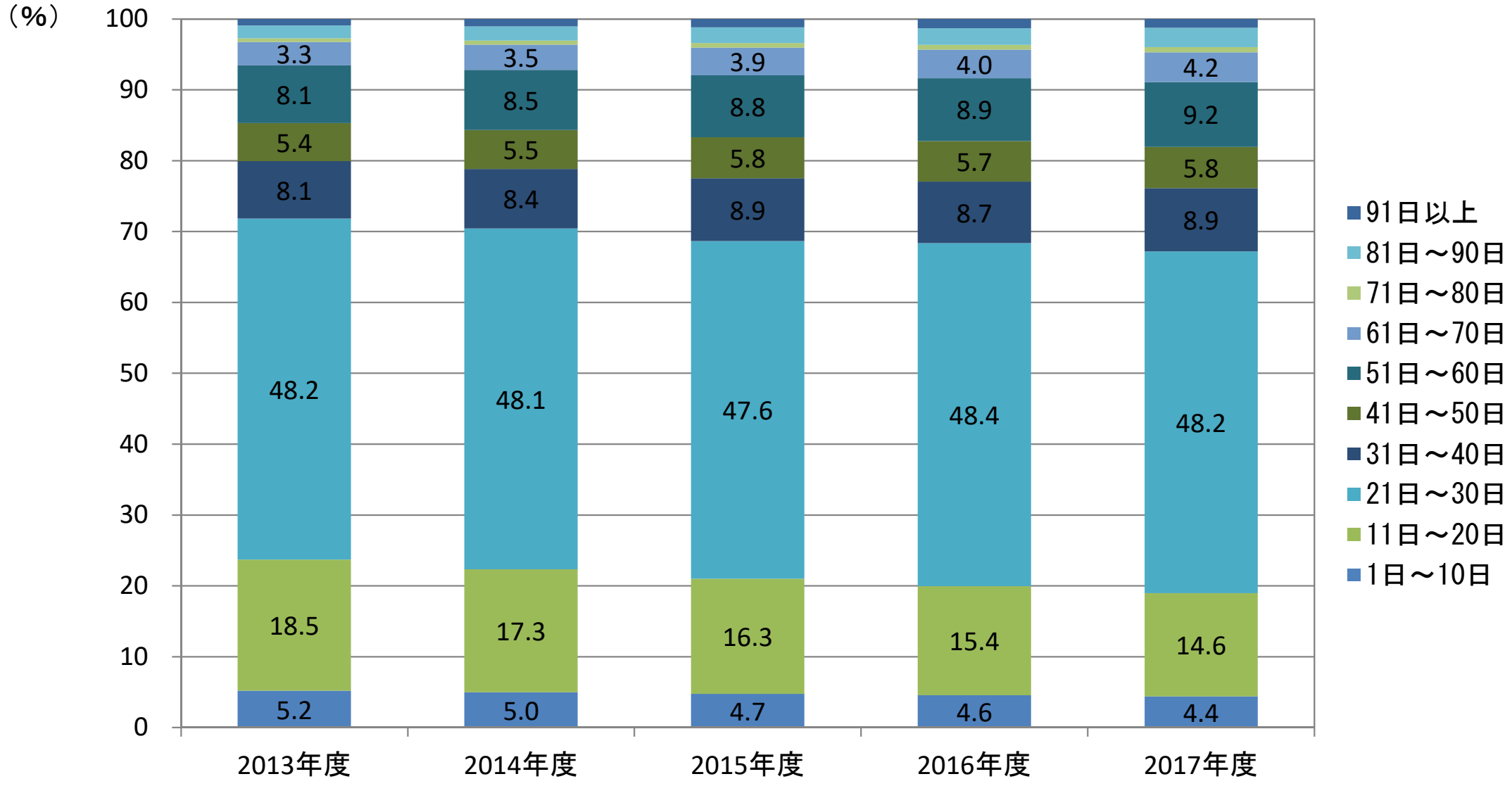
注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布の推移を示したものである。

ACE阻害薬の投薬日数の分布（2017年度）



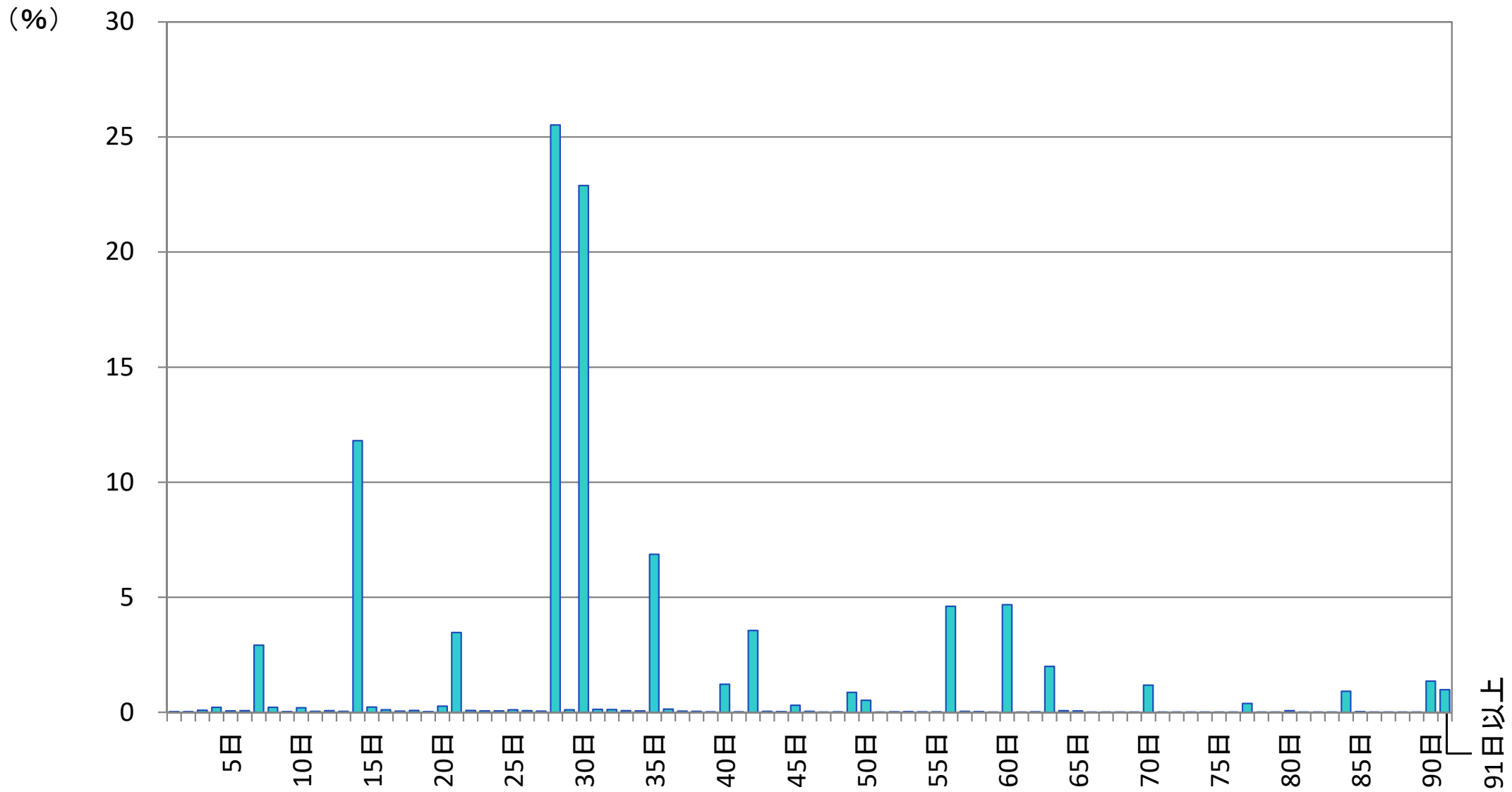
注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布を示したものである。

ACE阻害薬の投薬日数の分布の推移



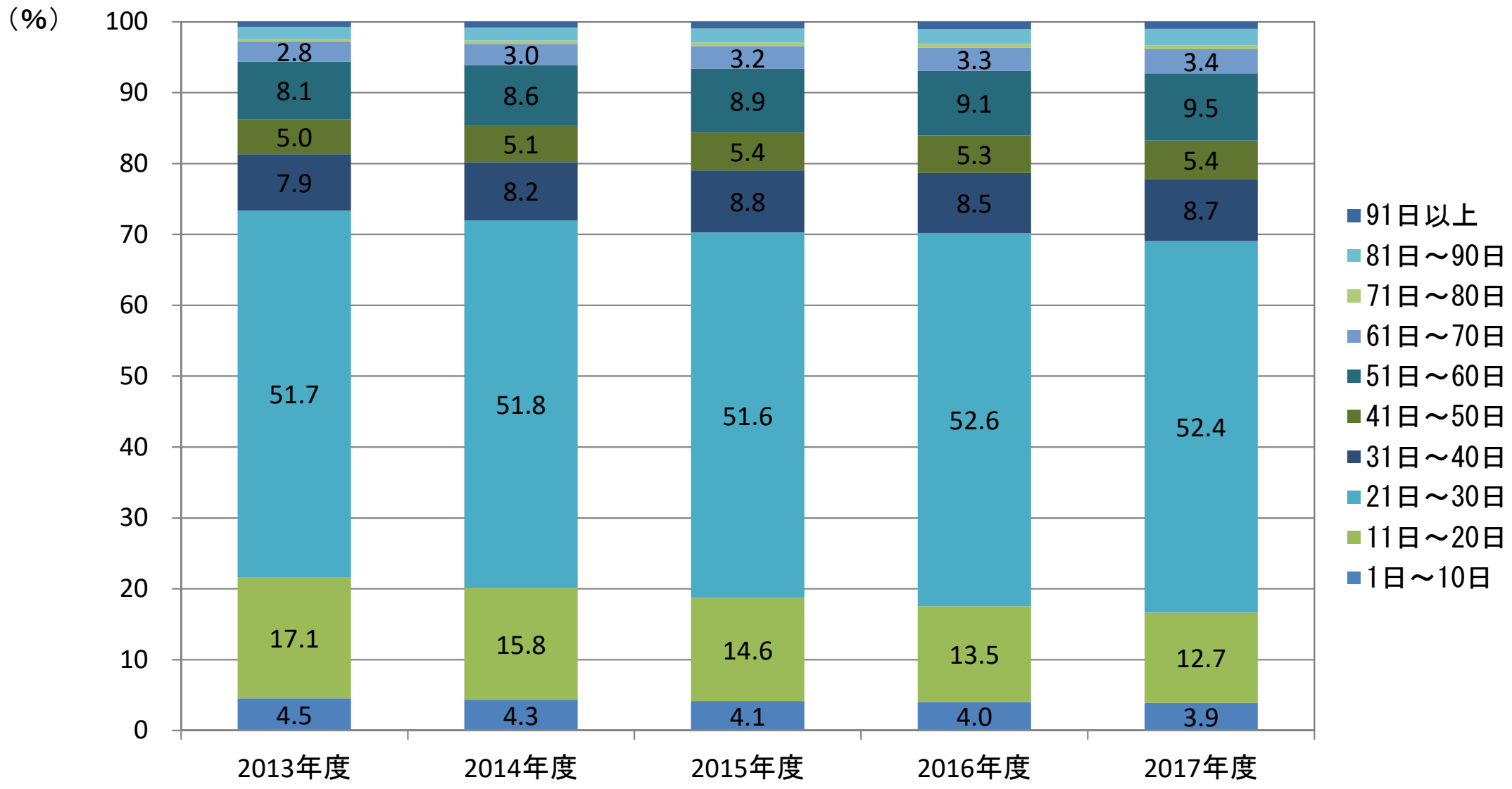
注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布の推移を示したものである。

ARBの投薬日数の分布（2017年度）



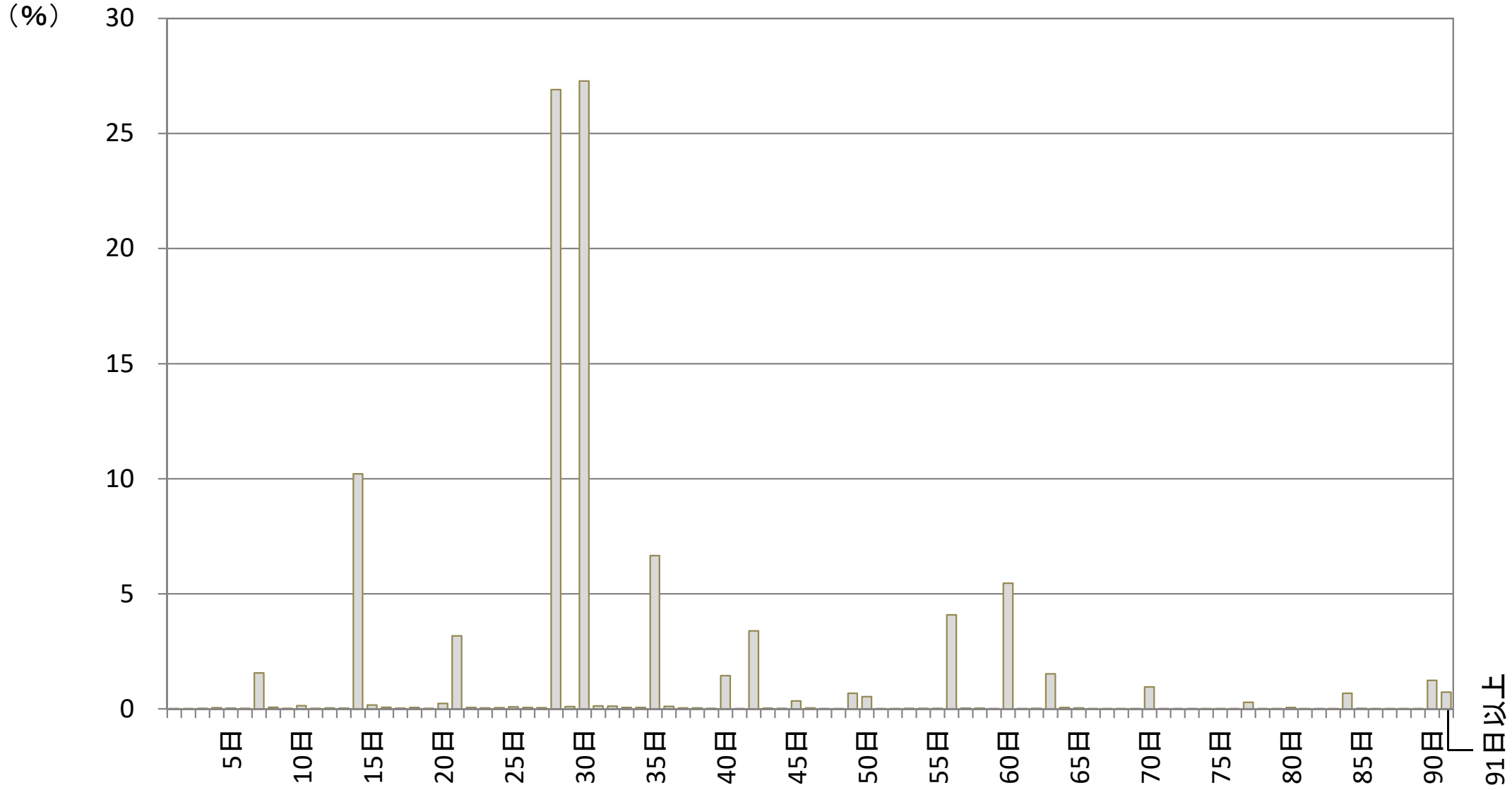
注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布を示したものである。

ARBの投薬日数の分布の推移



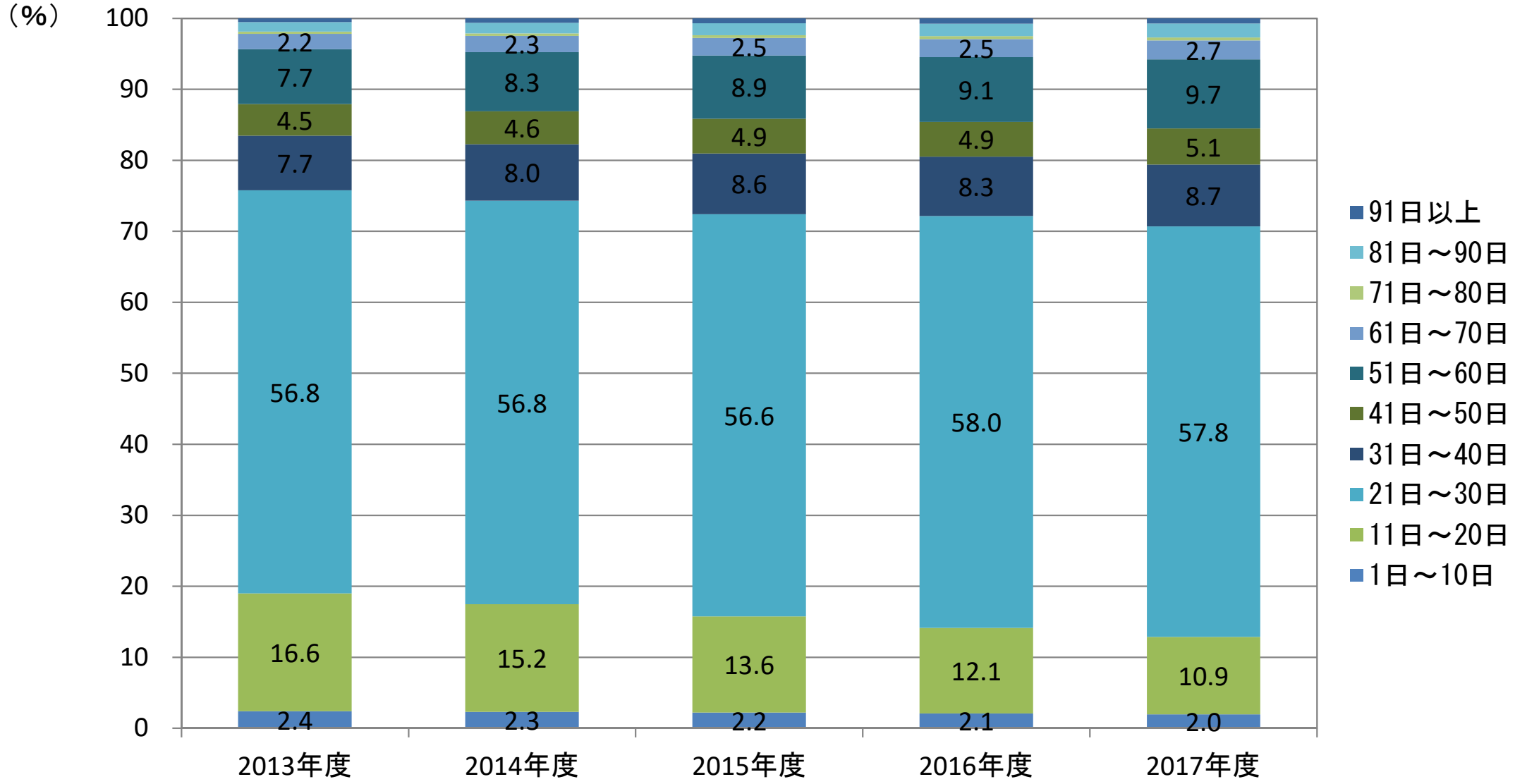
注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布の推移を示したものである。

降圧薬配合剤の投薬日数の分布（2017年度）



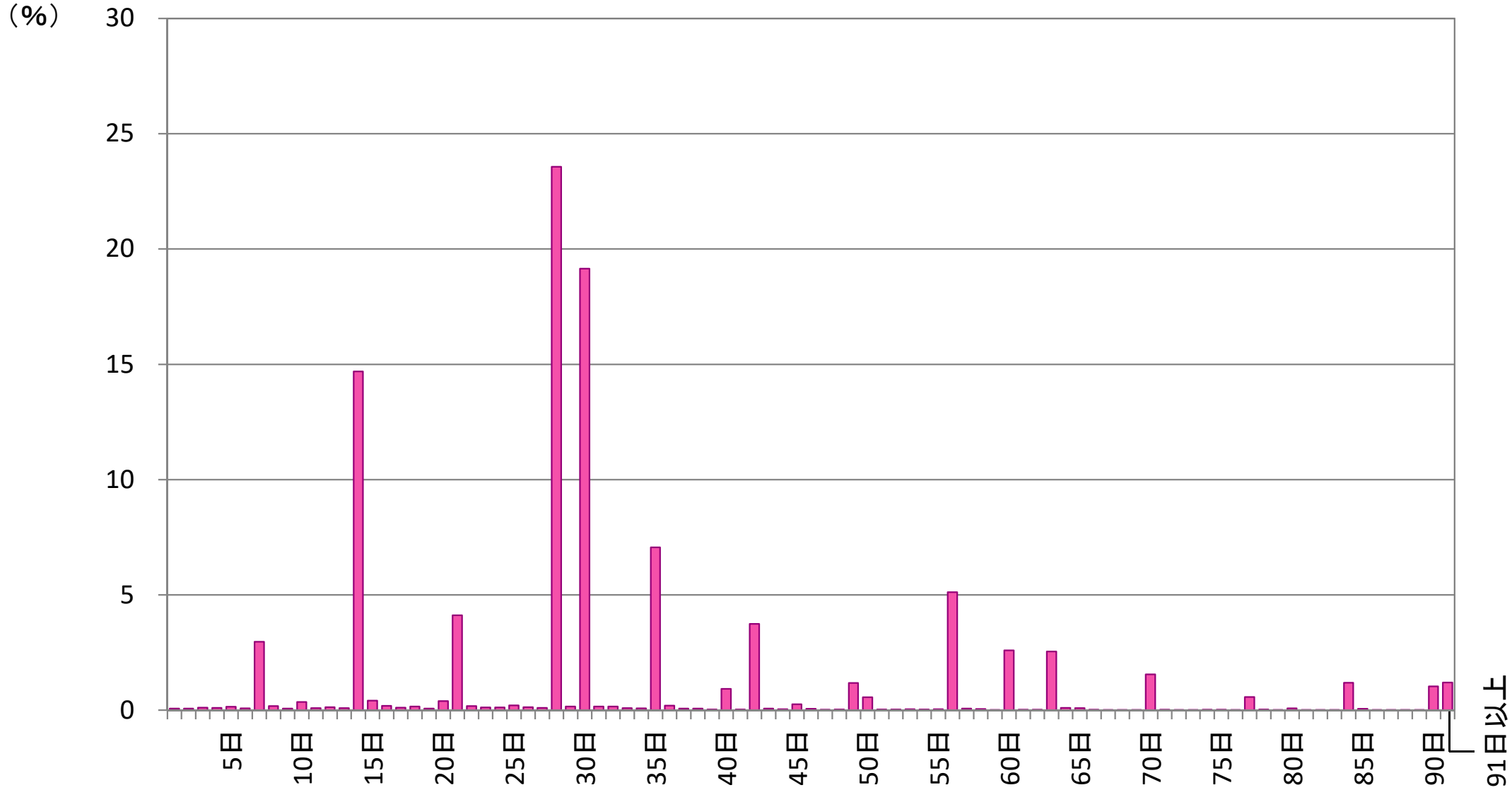
注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布を示したものである。

降圧薬配合剤の投薬日数の分布の推移



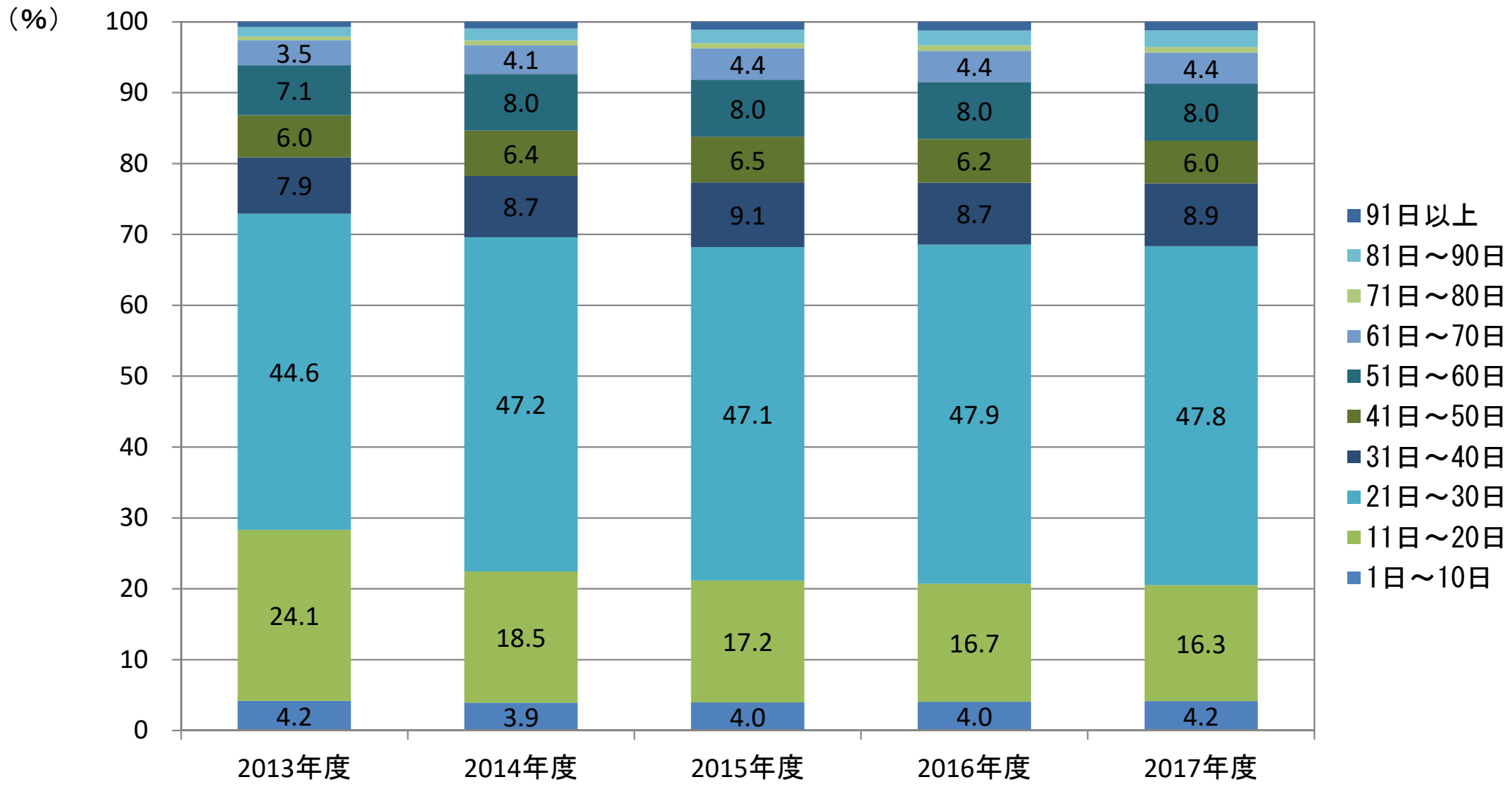
注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布の推移を示したものである。

DOACの投薬日数の分布（2017年度）



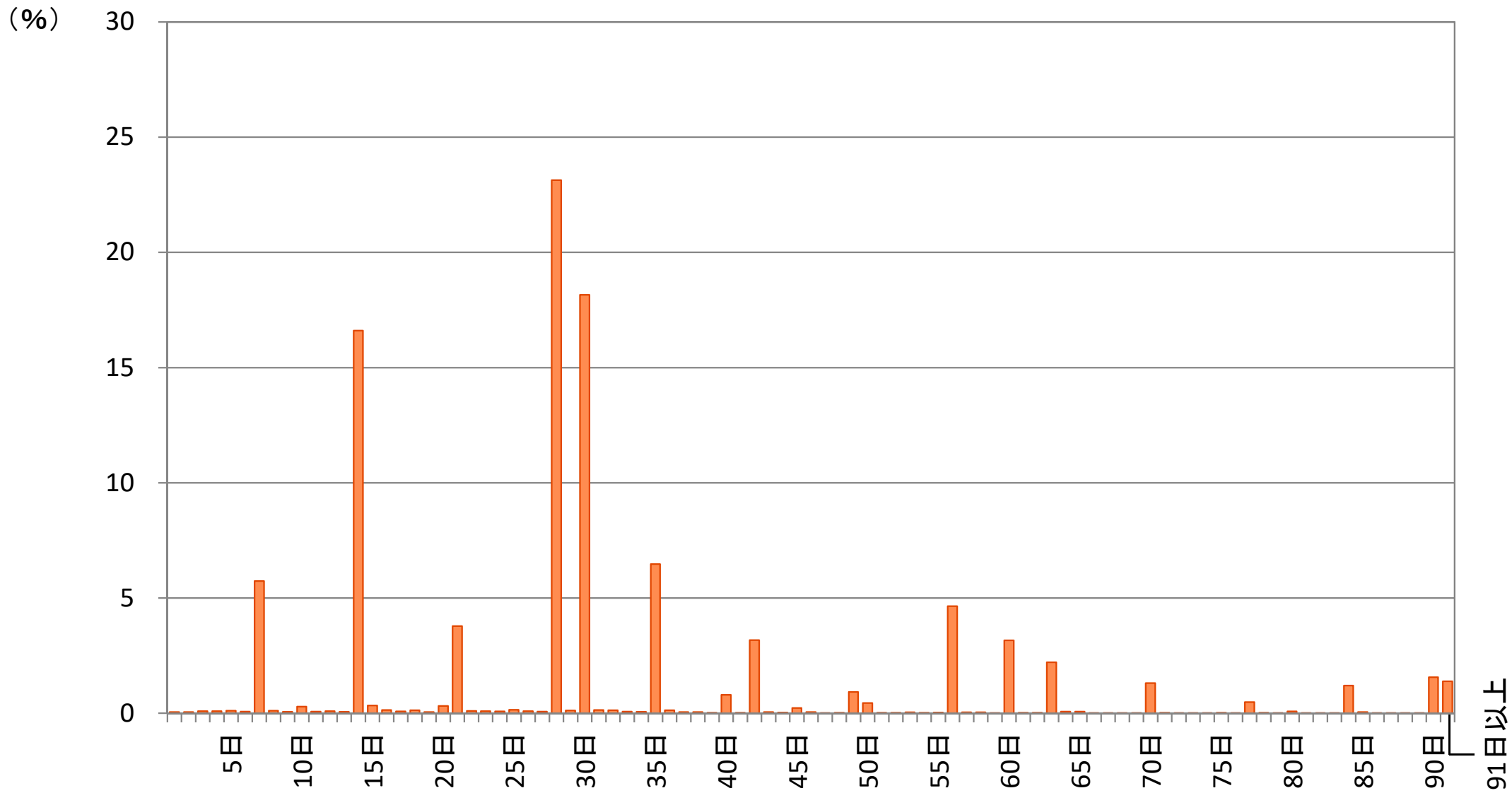
注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布を示したものである。

DOACの投薬日数の分布の推移



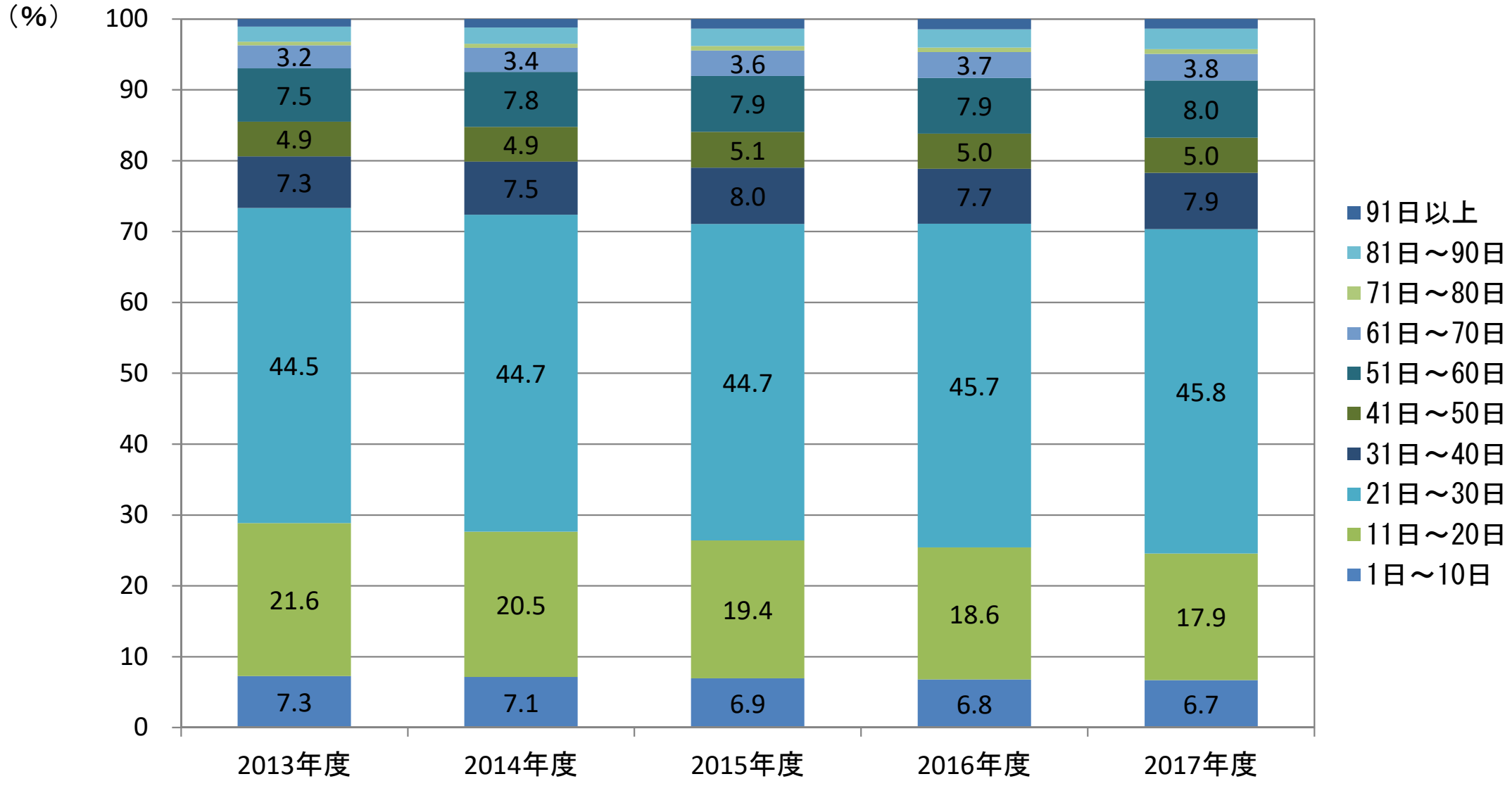
注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布の推移を示したものである。

抗血小板薬の投薬日数の分布（2017年度）



注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布を示したものである。

抗血小板薬の投薬日数の分布の推移



注1）内服薬のみを集計対象としている。
注2）「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
注3）調剤された医薬品毎の投薬日数（調剤数量）の分布の推移を示したものである。

本分析に関する詳細データのURL：
https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/zenpan/xls/cyouzai_doukou_topics_h31_02-1.xls

【詳細データの内容】

詳細表Ⅰ　循環器領域で用いられる医薬品種類別年齢階級別薬剤料等（2013年度～2017年度）
詳細表Ⅱ　循環器領域で用いられる医薬品種類別都道府県別薬剤料等（2013年度～2017年度）
詳細表Ⅲ　循環器領域で用いられる医薬品種類別年齢階級別都道府県別薬剤料（2017年度）
詳細表Ⅳ　循環器領域で用いられる医薬品種類別年齢階級別都道府県別後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）
詳細表Ⅴ　循環器領域で用いられる医薬品種類別数量構成比（2018年3月）
詳細表Ⅵ　循環器領域で用いられる医薬品種類別投薬日数分布推移（2013年度～2017年度）
詳細表Ⅶ　年齢階級別都道府県別処方箋枚数（受付回数）（2013年度～2017年度）
詳細表Ⅷ　年齢調整前後処方箋１枚当たり薬剤料の地域差指数（2017年度）